

令和3年度

決算特別委員会会議録

令和4年9月13日 開 会

令和4年9月22日 閉 会

塩竈市議会事務局

令和3年度決算特別委員会会議録目次

【令和4年9月13日（火）】 1日目

正副委員長互選	3
議案説明（認定第1号ないし第4号）	5
資料要求	23

【令和4年9月20日（火）】 2日目

質疑

〔一般会計〕

菅原善幸委員	27
辻畑めぐみ委員	39
小高洋委員	52
鎌田礼二委員	67
浅野敏江委員	73
山本進委員	87

【令和4年9月21日（水）】 3日目

質疑

〔一般会計〕

伊勢由典委員	103
志賀勝利委員	115
伊藤博章委員	127
西村勝男委員	137
曾我ミヨ委員	147
志子田吉晃委員	159
土見大介委員	172
小野幸男委員	188

【令和4年9月22日（木）】

4日目

質疑

〔特別・企業会計〕

鎌田礼二委員	203
志賀勝利委員	210
菅原善幸委員	216
小高洋委員	225
浅野敏江委員	236
伊藤博章委員	246
山本進委員	255
志子田吉晃委員	263
土見大介委員	274
伊勢由典委員	285
辻畑めぐみ委員	296

採決	300
----	-------	-----

令和4年9月13日（火曜日）

令和3年度決算特別委員会

（第1日目）

令和3年度決算特別委員会第1日目

令和4年9月13日（火曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊勢由典委員
小高洋委員	辻畑めぐみ委員
曾我ミヨ委員	土見大介委員
志賀勝利委員	

欠席委員（なし）

（全会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤光樹	副市長 佐藤靖
技監 鈴木昌寿	総務部長 佐藤俊幸
市民生活部長 長峯清文	福祉子ども未来部長 草野弘一
産業建設部長 星和彦	市立病院事務部長 本多裕之
上下水道部長 荒井敏明	総務部 危機管理監 柴正浩
総務部 政策調整管理監 兼公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監 末永量太	会計管理者 高橋五智美
総務部次長兼 総務人事課長 鈴木康弘	総務部 政策課長 木皿重之
総務部 財政課長 高橋数馬	上下水道部 業務課長 渡辺敏弘

上下水道部 下水道課長	佐藤寛之	市立病院事務部 業務課長	平塚博之
総務部 総務人事課総務係主査	佐藤慎平	教育委員会 教育委員長	吉木修
教育委員会 教育部長	鈴木康則	監査委員	福田文弘
監査事務局長	山本哲也		

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

午前10時00分 開会

○志賀臨時委員長 ただいまから、令和3年度決算特別委員会を開会いたします。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで臨時委員長の職務を行います。

○志賀臨時委員長 これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りいたします。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 正副委員長の選任につきましては、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。以上でございます。

○志賀臨時委員長 さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀臨時委員長 異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、小野幸男委員、伊勢由典委員、土見大介委員、今野恭一委員、西村勝男委員、以上5名の方に選考委員をお願いいたします。

それでは、小委員会室にて選考をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時32分 再開

○志賀臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より、選考結果のご報告をお願いいたします。

今野恭一委員。

○今野委員 それでは、選考委員会の結果をご報告いたします。

5人の選考委員で慎重に審議した結果、本特別委員会の委員長には阿部眞喜委員、副委員長には小高 洋委員のご両名を選考いたしました。以上ご報告いたします。

○志賀臨時委員長 ただいま今野恭一委員のご報告のとおり、委員長には阿部眞喜委員、副委員長には小高 洋委員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、阿部眞喜委員に委員長就任の挨拶をお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 令和3年度決算特別委員会委員長の任を受けました阿部眞喜でございます。

何事も新しいことを進むには、やはり立ち止まり振り返る機会が必要なのかなと思っております。コロナ禍で大変な中でありますし、その中でまた、自然災害も多数発生している中でございますので、やはりこの難局を乗り越えていくためにも一度立ち止まり、令和3年度の決算を、皆様と一緒に審議をし、令和4年、令和5年度の加速度を持って進めていくための、その期間としていきたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくをお願いいたします。

○志賀臨時委員長 次に、小高 洋委員に副委員長就任の挨拶をお願いいたします。

○小高副委員長 ただいま副委員長にご選考をいただきました小高でございます。

先ほど阿部委員長の言葉にもありましたとおり、引き続きコロナ禍、非常に大変な状況にあるわけでありますので、そういった中で、決算、どうであったかとそしてこの先どうしていくべきなのかと、そういったところをしっかりと議論できるような委員会にしていきたいと思いますので、皆様方のご協力を心からお願いを申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○志賀臨時委員長 それでは、委員長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時36分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより令和3年度各会計の決算審査を行います。

それでは、令和3年度決算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。

過般の議会運営委員会では、9月13日、20日、21日、22日の4日間をお願いしたいとなっておりますので、そのように進めてまいりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、本特別委員会の日程は、9月13日、20日、21日、22日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず、監査委員から決算審査の補足説明と市当局から各会計決算の説明を求め、最初に一般会計の審査を行い、次に特別会計と企業会計を一括して審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

本特別委員会に付託されました議案は、認定第1号ないし第4号であります。

監査委員より決算審査の概要について補足説明がありましたらお願いいたします。

福田監査委員。

○福田監査委員 先日、本会議でご説明いたしましたとおりでございます。特に補足する内容はございませんので、よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 次に、市当局より各決算の内容について、順次ご説明をお願いいたします。

高橋会計管理者。

○高橋会計管理者 それでは、認定第1号「令和3年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、その概要をご説明申し上げます。

説明に用います資料は2種類で、資料No.6及び資料No.7となります。恐れ入りますが、あらかじめご用意をお願いいたします。

最初に、資料No.6「令和3年度塩竈市歳入歳出決算書」についてご説明申し上げます。

1ページ、2ページをお開き願います。

こちらの表は、令和3年度における一般会計及び各特別会計の決算の総覧でございます。

行は、上から、一般会計、次に特別会計の各会計ごとに、列は、左から右に、歳入、歳出、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額、そして最後に剰余金処分方法といった区分により整理記載を行ってございます。

初めに、表の1行目、一般会計の決算内容についてご説明申し上げます。

一般会計の歳入決算額は、左から3列目、収入済額欄に記載の289億4,737万4,816円でございます。これは前年度と比較して、80億6,559万5,273円の減、率にして21.8%の減となっております。

歳出の決算額につきましては、1ページ右端の支出済額欄に記載の273億2,480万9,713円とな

っております。前年度と比較して、79億2,991万6,744円の減、率にして22.5%の減でございます。

歳入歳出差引額は、2ページ左から4列目に記載のとおり、16億2,256万5,103円の黒字となっております。この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源の合計5億1,198万441円を控除した額が、次の実質収支額となり、11億1,058万4,662円の黒字決算となっております。この黒字の剰余金の処分につきましては、2ページ右端の記載のとおり、5億5,558万4,662円を財政調整基金へ繰り入れ、残りの5億5,500万円につきましては翌年度へ繰越しを行っております。

続きまして、各特別会計についてご説明申し上げます。

2行目、交通事業特別会計は、歳入歳出ともに2億13万6,797円の同額決算でございます。

3行目、国民健康保険事業特別会計は、収入済額55億8,562万6,830円に対しまして、支出済額は55億5,048万7,263円となり、歳入歳出差引額は3,513万9,567円の黒字となっております。実質収支額も同額で、剰余金の処分につきましては全額、国民健康保険事業財政調整基金に繰入れを行っております。

4行目、魚市場事業特別会計は、歳入歳出ともに1億6,970万7,804円の同額決算でございます。

次に、介護保険事業特別会計につきましては、2つの勘定がございますが、初めに上から5行目でございます保険事業勘定からご説明申し上げます。収入済額58億5,973万4,949円に対しまして、支出済額は58億4,377万3,176円となり、歳入歳出差引額は1,596万1,773円の黒字となっております。実質収支額も同額で、剰余金の処分につきましては全額、介護保険事業財政調整基金に繰入れを行っております。次の介護サービス事業勘定は、歳入歳出ともに56万3,643円の同額決算でございます。

下から4行目、後期高齢者医療事業特別会計は、収入済額7億2,465万3,530円に対しまして、支出済額は7億1,795万9,730円となり、歳入歳出差引額は669万3,800円の黒字となっております。実質収支額も同額で、剰余金の処分につきましては、全額翌年度へ繰越しを行っております。

下から3行目、北浜地区復興土地地区画整理事業特別会計は、収入済額7,422万5,810円に対しまして、支出済額は3,050万9,000円となり、歳入歳出差引額は4,371万6,810円の黒字となっております。翌年度へ繰り越すべき財源の合計2,331万4,700円を控除した額が、実質収支額となり、2,040万2,110円の黒字となっております。この剰余金の処分につきましては全額、翌

年度へ繰越しを行ってございます。

表の一番下の合計欄をご覧くださいいただければと存じます。

令和3年度一般会計及び特別会計の歳入総額は415億6,202万4,179円、歳出総額は398億3,794万7,126円となっております。歳入歳出差引額は17億2,407万7,053円となり、翌年度へ繰り越すべき財源合計額5億3,529万5,141円を控除した実質収支額は、11億8,878万1,912円の黒字決算となっております。

次に、一般会計の具体的な内容についてご説明申し上げます。

4ページ、5ページをお開き願います。

歳入からご説明申し上げます。

第1款市税は、収入済額が58億3,084万2,590円で、歳入総額に占める割合が20.1%、前年度比較では、軽自動車税、市たばこ税は増となりましたが、市民税、固定資産税の減により、約3,500万円、率にして0.6%の減となっております。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

第11款地方交付税は、収入済額が61億6,712万5,000円で、歳入総額に占める割合は21.3%、前年度比較では震災復興特別交付税は減となりましたが、普通交付税、特別交付税の増により、約1億9,600万円の増、率にして3.3%の増となっております。

表の中段にございます第15款国庫支出金は、収入済額が70億4,579万347円で、歳入総額に占める割合は24.3%。前年度比較では、新型コロナワクチン接種対策国庫負担金や、新型コロナ関連の各種国庫補助金は増となりましたが、令和2年度実施の特別定額給付金事業財源の国庫補助金の大幅な減により、約29億4,200万円の減、率にして29.5%の減となっております。

次の段にございます第16款県支出金は、収入済額が22億3,268万9,402円で、歳入総額に占める割合は7.7%、前年度比較では、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業費などの財源としての県補助金の増により、約5億9,400万円、率にして36.2%の増となっております。

一般関係の歳入の概要につきましては、以上でございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出につきまして、主な内容のご説明を申し上げます。

第2款総務費は、支出済額が47億9,137万2,307円で、歳出総額に占める割合は17.5%、前年度比較では、特別定額給付金事業の終了や市営住宅基金積立金などの減により、約76億円の減、率にして、61.3%の減となっております。

第3款民生費は、支出済額は97億8,824万3,274円で、歳出総額に占める割合は35.8%、前年度比較では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、子育て世帯や住民税非課税世帯等の臨時特別給付金事業により、児童福祉及び社会福祉費などが増となり、約9億8,700万円の増、率にして11.2%の増となっております。

第4款衛生費は、支出済額は21億7,981万765円で、歳出総額に占める割合は8.0%、前年度比較では、新型コロナウイルスワクチン接種事業などにより、約4億880万円の増、率にして23.1%の増となっております。

第8款土木費は、支出済額は27億7,961万6,812円で、歳出総額に占める割合は10.2%、前年度比較では、復興交付金事業費などの減により、約12億2,800万円の減、率にして30.6%の減となっております。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

第10款教育費は、支出済額は20億2,885万5,955円で、歳出総額に占める割合は7.4%、前年度比較では、小学校・中学校費の情報機器整備事業などの減により、約3億5,400万円の減、率にして14.9%の減となっております。

第12款公債費は、支出済額は19億7,077万5,004円で、歳出総額に占める割合は7.2%、前年度比較では、元利金償還額の減少により、約4億5,900万円の減、率にして18.9%の減となっております。

一般会計の歳入歳出の概要は、以上でございます。

なお、交通事業特別会計をはじめとします各特別会計の詳細につきましては、14ページ以降に記載しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

続きまして、資料No.7のご説明を申し上げます。

資料No.7は、「令和3年度歳入歳出決算事項別明細書」などとなっております。

表紙をおめくりになって、目次をご覧ください。

一般会計各特別会計の歳入歳出決算の事項別明細書につきましては、1ページから278ページまで、また一般会計各特別会計の実質収支に関する調書につきましては、279ページから282ページに記載しております。後ほどご参照いただければと存じます。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、283ページ、284ページをお開き願います。

こちらは、公有財産総括表となっております。

1の土地及び建物の表をご覧ください。

土地の2列目、決算年度中増減高の2行目、公共用財産が8,403.1平方メートルの減、また、4行目、普通財産が6,203.57平方メートルの増となっておりますが、これは塩竈斎場の供用廃止に伴い、財産区分の変更によるものが主な内容でございます。

次に、建物についてですが、283ページ左端木造の決算年度中増減高の2行目、公共用財産が156.95平方メートルの減となっております。これは中の島集会所の町内会への無償譲渡による減でございます。

続いて284ページ、3列目、非木造の決算年度中増減高の2行目、公共用財産が365.6平方メートルの減となっておりますが、これは寒風沢及び野々島処理施設を漁業集落排水施設として、下水道事業会計へ所管替えしたことによるものでございます。

285ページから310ページまでは、土地及び建物の使用目的区別に内容を記載してございます。後ほどご参照いただければと存じます。

311ページは、共有財産、動産及びその従物について、312ページは有価証券について、313ページは出資による権利について、314ページから320ページは物品の状況、321ページは債権の内容を記載してございます。後ほどご参照いただければと存じます。

続きまして、322ページ、323ページをお開き願います。

こちらは、14の基金の内訳となっております。令和3年度末、各基金の合計現在高は、113億9,289万8,469円となり、前年度より約2億4,450万円ほど減となっております。これは一般会計財政調整基金、介護保険事業財政調整基金は増となっておりますが、市債管理基金、ふるさとしおがま復興基金などが減となったことによるものでございます。

最後の324ページは、基金運用状況報告書となっております。後ほどご参照いただければと存じます。

認定第1号「令和3年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」の説明は以上でございます。ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○阿部（眞）委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 それでは、続きまして政策課から、主要な施策の成果についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.8「令和3年度主要な施策の成果に関する説明書」をご用意いただきたいと思っております。

本説明書につきましては、令和3年度の主要な事業につきまして、その成果や課題などを評価の視点を盛り込みながら、取りまとめたものでございます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと思えます。

「はじめに」といたしまして、概要を記載しておりますが、第5次塩竈市長期総合計画及び塩竈市震災復興計画に基づく事業につきましては、例年どおり、各章、事業ごとにその成果を掲載してございます。それから、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、パッケージごとにその成果を掲載してございます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、目次をご覧いただきたいと存じます。

まず、第5次塩竈市長期総合計画に基づく事業を掲載してございます。

第1編「だれもが安心して暮らせるまち」の事業といたしまして、第1章「安心して産み育てられるまちづくり」、第2章「ともに支え合う福祉のまちづくり」、3ページ中段に移りまして、第3章「安全に暮らせるまちづくり」、さらに4ページにお進みいただきまして、第4章「快適で便利なまちづくり」まで、計71の事業についてまとめさせていただいてございます。

次に、第2編「海・港と歴史を活かすまち」の事業といたしましては、第1章「活力ある産業のまちづくり」、第2章「観光と交流のまちづくり」、5ページにお進みいただきまして、第3章「環境にやさしいまちづくり」、そして、第4章「うるおいと魅力ある島づくり」まで、計30の事業についてまとめさせていただいております。

次に、第3編「夢と誇りを創るまち」の事業といたしましては、第1章「子どもの夢を育むまちづくり」、6ページにお進みいただきまして、第2章「豊かな心を培うまちづくり」、そして第3章「協働で創るまちづくり」まで、計59の事業についてまとめさせていただいております。

次に、8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。

塩竈市震災復興計画に基づく事業でございます。こちらにつきましては、「(1)住まいと暮らしの再建」から「(5)浦戸地区の復興」まで、5つの分野で計13事業をまとめさせていただいております。

次に、10ページをご覧いただきたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症対策事業に基づく事業でございます。市民生活や地域経済に影響を及ぼしております新型コロナウイルス感染症への対策に関する事業をまとめたものでございます。

(1) 今を暮らす人々への生活支援パッケージの事業として、新型コロナウイルス感染症対策事業、核として雇用支援事業をはじめとする18事業を、11ページにお進みいただき、(2) 未来を担う子ども達への学習・生活支援パッケージの事業として、学校教育活動継続のための感染症対策支援事業をはじめとする13事業を、12ページにお進みいただきまして(3) 地域経済を支える皆さんへの事業継続(経済回復)支援パッケージの事業として、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業をはじめとする14事業を、以上、合計45の事業についてまとめさせていただいたところでございます。

以上、決算の審査をいただくに当たり、ご活用いただきますようお願い申し上げまして、主要な施策の成果のご説明とさせていただきます。

政策課からは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○阿部(眞)委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 続きまして、引き続き、財政課から同じ資料No.8 主要な施策の成果の398ページをお開き願います。

こちらでは、令和3年度の決算の概要・概況とその特徴につきまして、一般会計並びに6の各特別会計の状況を記載してございます。

先ほど、会計管理者から説明がございましたので、この部分につきましては説明は省略をさせていただきます。

続きまして、401ページをお開きください。

ここでは、総務省が全国の自治体の財政状況を一定のルールに基づいて把握する地方財政状況調査を基本にいたしまして算出された各種指標の説明になります。

まず、1番の財政力指数につきましては、普通交付税上での基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合を示しておりますが、前年度からプラス0.011ポイント減となりました。

続きまして、2番の経常収支比率につきましては、91.6%と前年度から3.9ポイントの減となりました。主な減の要因といたしましては、歳入面で普通交付税や地方消費税交付金が増となり、経常一般財源で6億7,690万1,000円の増となりました。また、歳出面におきましては、人件費や交際費が減少した一方で、物件費や補助費等の経常的な一般財源が増となり、歳出全体では、1億862万3,000円の増となりました。経常収支比率の分子である歳出は増となりましたが、分母である歳入が大幅に増となったため比率が改善したものとなります。

続きまして、3番の財政調整基金の残高の比率を示します財政調整基金現在高比率は14.9%

で、前年度から2.8ポイントの増となりました。

また、4番の公債費比率4.8%で前年度から0.9ポイントの減、また、5番の単独事業費比率につきましては、1.8%で前年度から0.1ポイントの減となりました。

次に、402ページ、403ページ、404ページにつきましては、一般会計の款別の歳入、目的別及び性質別の歳出につきまして、3か年の推移をまとめております。また、405ページから407ページまでにつきましては、投資的経費の状況について掲載してございます。こちらにつきましても時間の都合上説明を省略をさせていただきます、後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、408ページをお開き願います。

(3) 繰出金の推移でございます。令和3年度は、6の特別会計と3つの企業会計の繰出額は、表右下の合計欄にございますとおり、34億8,572万1,000円で、前年度より約2億円、5.4%の減となっております。国保・介護を除く各特別会計の繰出金が減となったという状況でございます。

次に、隣の409ページをご覧ください。

基金の最終確定残高でございます下段のほうの(4)の2になりますが、5月末日現在の表で説明をさせていただきます。令和3年度末残高の合計は表の右下にございますとおり、110億3,925万7,000円で、前年度から2億3,800万円、2.2%の増となりました。これは主に財政調整基金への決算剰余の積立てが、5億5,500万円だったことに加えまして、財政調整基金の令和3年度繰入額が少なかったこと、また市営住宅基金に新たに国からの補助金が交付されたことによるものになります。また一方で、ふるさとしおがま復興基金は、令和3年度で津波再建住宅支援分6億6,600万円ほどを返還したことなどによりまして、8億7,492万4,000円の減少となりました。

続きまして、410ページ、411ページをお開き願います。

(5)には決算の推移、(6)には一般財源の推移、(7)義務的経費の推移につきましては、決算統計に基づく普通会計の決算収支で記載をしてございます。

主な項目を説明いたします。

410ページの下段の表、(6)の一般財源の推移ですが、令和3年度は合計で141億7,230万2,000円、前年度から2.6%の増となりました。内容につきましては、震災復興特別交付税が事業費の減少により前年度から減少いたしました。普通交付税が国の経済対策により追加交付となり増となったものでございます。

次に、411ページ、(7)の義務的経費の推移であります。合計欄をご覧いただければと思います。117億6,542万3,000円の決算となりました。前年度から12.4%の増となりました。扶助費が、新型コロナ関係の給付費等で増となったのが主な要因となっております。

次に、下の表の(8)地方債残高の推移です。全会計の合計につきましては、464億5,704万1,000円となりまして、前年度から2.3%の減となっております。一般会計、交通・市場・下水道事業会計が減少傾向にあります。

次に、412ページから413ページにつきましては、普通会計の分析指標の推移を示しております。これにつきましては、先ほどご説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

続きまして、資料No.9の「主要な施策の成果に関する説明書(附属決算資料)」、グラフの資料になりますが、こちらの説明をさせていただきます。

まず、1ページ、上段には円グラフで歳入の構成比をお示ししております。また下段には棒グラフで歳入の各項目の積み上げによる推移を示しております。

続きまして、2ページをお開き願います。こちらについては、歳出の決算につきまして目的別の構成比を表したものになります。また、下段には同様に積み上げによる推移を示してございます。

3ページには、同様に性質別の決算をお示しをしております。

続きまして、4ページになりますが、上段には繰出金の推移、下段には5月末現在におけます基金残高の推移を、各年度のを載せてございます。基金全体といたしましては、復興交付金がなくなったことにより減少傾向にあるというものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

ここにつきましては、各種決算分析指標をレーダーチャート化しまして、本市の状況が県内市平均と比較してどの位置になっているかを示したものでございます。太線が本市、細い線が県内市部平均となっております。前年度との相違点につきましては、本市及び県内市部平均とともに、経常収支比率が、前年度は2のエリアであったものが、4のエリアとなり改善されたという状況でございます。積立金現在高につきましては、3のエリアですが、その他の指標については、全て4のエリアとなっているものでございます。

資料No.9の説明は以上でございます。

続きまして、資料No.10をご用意願います。「塩竈市財務報告書」になります。

こちらにつきましては、複式簿記に基づきまして、発生主義による財務書類を作成すること

によりまして、本市が所有する全ての資産と負債状況、行政サービスに要したコストを把握することを目的とした報告書でございます。

1ページをお開き願います。

中段の2番、財務書類についてですが、表に記載してありますとおり、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの財務書類から構成されております。それぞれの内容については、表の右側にまとめておりますので後ほどご覧いただければと思います。

2ページをお開きください。

2ページの3番になります。財務書類作成の対象となる会計の区分についてですが、区分は大きく3つに分けられておりまして、報告いたしますのは、1つは一般会計等として記載されております3つの会計、そして、特別会計、企業会計を含む全体となります。

3ページをお開きください。

まず初めに、貸借対照表となります。表につきましては、令和3年度と令和2年度を並べて比較してございます。そして、表の下には表の主だった特徴点について、コメントを記載してございます。

コメント欄の1段落目にありますとおり、資産合計の約8割は有形固定資産で占められておりまして、これらは事業用やインフラ用の資産となっております。行政サービスや市民活動の施設など社会基盤となる資産でございます。

また2段落目に記載ありますが、一般会計で資産合計は777億円で、うち純資産が549億円、負債が229億円となっております。

続きまして、4ページになります。

行政コスト計算書です。コメント欄の2行目にありますとおり、純行政コストにつきましては、一般会計等が約236億円、全体が356億円でして、それぞれ42億円、40億円と、前年度から減少しているというものになってございます。変動要因は、以下に記載のとおりでございます。

続きまして、5ページになります。

純資産変動計算書になります。こちらもコメント欄の1行目になりますが、一般会計等におけます純行政コスト約236億円につきましては、市税や地方交付税などの税込等141億円や、国県等補助金約93億円で賄っておりますが、この不足については、減価償却などが含まれているため、それらを考慮しますと約23億円のプラスとなり、将来世代への負担にはつながっていない

ということの記載になってございます。

続きまして、6ページ、資金収支計算書になります。

コメント欄の2段落目でございますとおり、一般会計等の利払い後、基礎的財政収支、いわゆる「プライマリーバランス」につきましては、約2億円、全体で約11億円のプラスでありまして、単年度の財政はおおむねバランスを保っているという状況でございます。

以上が、財務報告書の内容となっております。

財政課からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道課からは、認定第2号「令和3年度塩竈市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、ご説明いたします。

資料No.11の「塩竈市下水道事業決算書」をご用意願います。

初めに、下水道事業報告書の説明をいたしますので、10ページをお開き願います。

1の概況、（1）総括事項でございます。イ.の処理状況でございます。

令和3年度の年間総処理水量は780万4,355立方メートル、1日当たりでは2万1,382立方メートルとなりました。前年度と比較しますと、年間総処理水量で4万5,285立方メートル、1日当たり65立方メートル、率にして0.57%の減少となりました。年間有収水量につきましては、602万8,621立方メートル、1日当たりでは1万6,517立方メートルとなりました。前年度と比較しますと、年間有収水量で10万6,417立方メートル、1日当たり245立方メートル、率にして1.73%の減少となりました。有収率につきましては77.25%で、前年度と比較しますと、0.91ポイントの減となりました。年度末における処理区域内戸数につきましては、2万3,797戸となり、前年度と比較しますと16戸、率にして0.07%の増加となりました。

次に、口の建設改良の状況についてでございます。

初めに、建設改良事業ですが、主な工事といたしまして、藤倉3号雨水幹線築造工事、延長24.5メートル、袖野田町地区、玉川地区、芦畔町において、計3か所に宅内貯留施設設置工事を実施し、旭町地区の側溝工事、越の浦雨水ポンプ場の設備改築工事を実施いたしました。

次に、災害復旧事業につきましては、藤倉汚水ポンプ場の電気設備汚水系制御装置等更新工事と、遠方監視設備子局装置更新工事や、北浜地区で雨水地下貯留施設や、総管渠延長1,251.03メートルの管布設工事を実施しております。

恐れ入りますが、11ページをお開き願います。

11ページの（２）経営指標に関する事項でございます。国からの指導によりまして、新たに決算書への記載をすることとされたものでございます。経営指標の推移の表をご覧ください。

経営の健全性を示す経常収支比率は、前年度比2.86ポイント増の116.57%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っております。経費回収率は、前年度比3.58ポイント増の61.75%になり、汚水処理にかかる経費について使用料で賄うべきとされる100%を下回っております。一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比3.83ポイント増の7.89%となり、北浜地区の災害復旧事業の完了によるものでございます。今後も現在の経営状況を維持しつつ、将来訪れる施設更新需要に備えた運営を行ってまいります。

続きまして、財政状況につきましてご説明いたしますので、恐れ入りますが、同じ資料お戻りいただきまして、1ページ、2ページをお開き願います。

こちらは、令和3年度塩竈市下水道事業決算報告書となります。金額につきましては消費税込みの金額で記載をしております。

（１）の収益的収入及び支出ですが、収入につきましては、上の表、最上段の第1款下水道事業収益、予算額の合計46億2,086万5,000円に対しまして、決算額は、その右隣の46億8,691万3,222円となりました。支出につきましては下の表でございます。最上段の第1款下水道事業費用、予算額合計41億9,215万6,620円に対しまして、決算額はその右隣の40億5,265万8,287円となりました。

次に、3ページ、4ページをお開き願います。

こちらにつきましては、資本的収入及び支出となります。収入につきましては上の表、最上段の第1款資本的収入予算額合計24億4,884万5,000円に対しまして、決算額はその右隣の26億1,135万9,090円となりました。支出につきましては下の表、最上段の第1款資本的支出予算額合計46億2,155万8,450円に対して、決算額はその右隣の41億1,843万9,530円となりました。下の表、欄外に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する15億8,475万440円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と当年度分損益勘定留保資金、繰越工事資金、繰越利益剰余金処分額、当年度利益剰余金処分額で補填をしております。

次に、中表紙を挟んで5ページをお開き願います。

損益計算書となります。こちらの金額は消費税抜きで表記をしております。

令和3年度の純利益につきましては、下から4行目に記載のとおり、6億1,385万2,010円となりました。当年度末処分利益剰余金につきましては、最下段に記載のとおり、11億600万

1,489円となりました。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。

こちらには、令和3年度の剰余金計算書と剰余金処分計算書（案）を記載しております。剰余金計算書につきましては、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の年度内に変動した内容を記載しております。

6ページ下段の剰余金処分計算書（案）は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金について、資本金への組入れとして4億4,759万4,374万円、減債積立金の積立てとして6億5,840万7,115円を処分しようとするものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。

こちらは、貸借対照表となります。8ページは、資産の部として固定資産及び流動資産の状況で、資産の合計につきましては、最下段の二重線となります、704億8,993万8,961円となっております。9ページは、負債の部及び資本の部の状況を記載し、その合計は、最下段の二重線704億8,993万8,961円となり、資産の部と同額となっております。また、4の流動負債の合計につきましては、33億8,350万7,070円となっております。このうち、流動負債の中段にあります（3）未払金1億1,566万4,740円につきましては、8ページの2流動資産（1）現金及び預金が4億7,528万3,530円であることから、支払いができる状態となっております。

その他の事項につきましては、13ページ以降に、建設改良工事等の施工内容、業務や会計内容、キャッシュ・フロー計算書、収益費用の明細、固定資産の明細、企業債の明細などそれぞれ記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。また、別冊の資料No.14「塩竈市下水道事業決算説明資料」には、予算決算対照表、起債償還年次表等を記載しておりますので、後ほどご参照をお願いいたします。

下水道会計の決算の説明は以上で終わらせていただきます。

○阿部（眞）委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 それでは、私から、認定第3号「令和3年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について」、ご説明をいたします。

恐れ入りますが、資料No.12「令和3年度塩竈市立病院事業決算書」をご用意願います。

初めに、事業報告からご説明いたしますので、資料No.12の10ページをお開き願います。

令和3年度の病院事業の概況についてですが、外来につきましては、新型コロナウイルス感染症も含んだ発熱患者の対応に加えまして、軽症から中等症の救急患者の積極的な受入れ、並

びに内科・小児科の常勤医の招聘など、地域に必要とされる診療体制を整えたことによりまして、患者数、収益ともに増加しました。入院につきましては、拡充した地域包括ケア病棟を効果的に運用するために、地域医療連携センターを立ち上げまして、医療機関や介護施設との連携を強化したことなどによりまして、病床利用率が前年度から約2%上昇しております。このような状況を受けまして、令和3年度の病院事業決算は、当年度損益といたしまして、1,103万8,000円の純利益を、経常収支についても、1,316万2,000円の利益となっております。

令和元年度に病床機能を転換してから3年目を迎えて、いまだ新型コロナウイルス感染症により受診控えの影響がありますが、安定的な経営が着実に構築されつつあると感じております。

中段の(1)患者数についてですが、延べ入院患者数は、前年度から1,009人の増となります4万2,900人、1日当たりの患者数は、前年度から2.7人の増となります117.5人になりました。延べ外来患者数は、前年度から3,025人の増となる5万8,169人、1日当たりの患者数は、前年度から13.5人増となる240.4人となりました。

(2)収益的収支についてですが、収入につきましては、入院収益におきまして、6,286万3,000円の増収、外来につきましても、1億137万6,000円の増収となり、医業収益全体としましては、1億8,624万円の増収となりました。医業外収益につきましては、新型コロナ対策に係ります補助金や繰入金の減少によりまして、5,709万9,000円の減収となりましたが、収益全体としましては、前年度から1億2,869万1,140円の増収となります29億3,950万8,653円となりました。一方、費用につきましては、医業費用は1億271万円の増、医業外費用につきましては、1,785万4,000円の増、特別損失は133万6,000円の減となりまして、支出全体では、前年度から1億1,922万7,317円の増となります29億2,847万664円となりまして、収支差引きで1,103万7,989円の純利益となりました。

次に、11ページの資本的収支でございます。収入合計3億2,704万円に対しまして、支出合計は3億5,619万230円となりました。この主な事業といたしましては、医療機器整備事業といたしまして、病院情報システムなどを、院内改修工事といたしまして、エアコンの空調設備の改良工事を実施しております。

中段の2、経営指標に関する事項でございます。国から通知がありまして、今年度より経営の状況等を記載した事項を新たな項目として追加することとなりまして、経営の健全化を示す経常収支比率につきましては、患者数の増加に伴う医業収益の増収に伴いまして、健全経営の

水準とされます100%を0.4%、前年度比で0.2%上回る100.4%となりました。また、経営努力の状況を表します修正医業収支比率につきましても同様に、医業収益の増収により、前年度から3.1%上回る85.6%となりました。

恐れ入りますが、戻りまして、1ページ、2ページをお開き願います。

1ページ、2ページにつきましては、病院事業の決算の内容を、予算額と決算額を税込みで比較対照したものでございます。

1の収益的収入及び支出についてですが、収入の第1款病院事業収益の決算額29億5,613万540円に対しまして、支出の第1款病院事業費用の決算額は、29億4,157万1,031円となっております。

3ページ、4ページをお開き願います。

2の資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入の決算額3億2,704万円に対しまして、支出の第1款資本的支出の決算額は、3億5,619万230円となりました。資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額2,915万230円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって補填しております。

5ページをお開き願います。

5ページにつきましては、損益計算書となります。1の医業収益と3の医業外収益の合計と、2の医業費用と4の医業外費用の合計の差引きが経常収支となり、1,316万2,175円の利益が生じているものであります。これに5の特別利益と6の特別損失の差引きを加えた純利益は、1,103万7,989円となるものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。

上段につきましては、剰余金計算書で、年度内の資本金と剰余金の変動内容を記載しております。また、下段には、欠損金処理計算書を記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

8ページ、9ページをお開き願います。

こちらにつきましては、貸借対照表となります。8ページは資産の部でございますが、1の固定資産と2の流動資産を合わせました資産合計は、19億2,610万5,968円となっております。9ページは、負債及び資本の部でございます。3の固定負債と4の流動負債、5の繰延収益を合わせました負債の合計は、17億3,245万6,695円となっており、資本の部は、6の資本金と7の剰余金を合わせました一番下から2段目になります1億9,364万9,273円となり、負債及び資

本の合計は、19億2,610万5,968円となるものであります。

また、18ページ以降につきましては、キャッシュ・フローや収益費用の明細書などを記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

市立病院事業会計決算の認定についての説明は以上でございます。よろしくご審査を賜りますようお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 渡辺上下水道部業務課長。

○渡辺上下水道部業務課長 私からは、認定第4号「令和3年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、ご説明いたします。

資料No.13の「塩竈市水道事業決算書」をご用意したいと思っております。

初めに、水道事業報告書の説明をいたしますので、恐れ入りますが10ページをお開き願いたいと思っております。

1 概況の（1）統括事項、イ給水状況についてご説明いたします。令和3年度の年間総配水量は大倉ダム水系と仙南・仙塩広域水道からの受水を合わせまして、738万7,471立方メートル、1日当たりの平均総配水量は、2万240立方メートルとなりました。前年度と比較しますと、総配水量で12万1,756立方メートル、率にして1.68%の増加となっております。年間有収水量は616万934立方メートルで、1日当たりの平均は1万6,879立方メートルになり、前年度と比較しますと、年間有収水量で16万9,173立方メートル、率にして2.67%の減少となりました。年度末における使用栓数は2万6,302栓、有収率は83.40%となっております。

次に、ロの建設改良の状況についてご説明いたします。

初めに、改良事業でございますが、管路関係を港町2丁目地内1路線、花立町地内2路線の計3路線で、総延長179.3メートル、配水管布設工事を実施しております。第7次配水管整備事業につきましては、水道事業での単独事業として重要路線の耐震化等を目的に、水道の安定供給を図るため、令和元年度から令和6年度までの6か年計画で、40年以上経過した老朽管の布設替えを実施する事業でございます。令和3年度につきましては、梅の宮地内2路線などの計4路線、総延長552.3メートルの配水管布設工事と、梅の宮外地内の舗装復旧工事を行っております。

次に、第2次老朽管更新事業は、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、管路の耐震化を目的にし、令和元年度から令和5年度までの5か年計画で、40年以上経過した送配水管の布設替えを行う事業でございます。令和3年度は、字庚塚地内の2路線で、総延長457.1メートル

の送配水管布設工事を実施しております。

次に、繰越災害復旧事業につきましては、東日本大震災に関わる水道施設等の災害復旧費補助金の交付決定に基づきまして実施しております。令和元年度繰越分として北浜4丁目1路線、令和2年分繰越分として舟入2丁目及び新浜1丁目の計3路線、総延長1086.9メートルの送配水管復旧工事を行っております。なお、平成23年度より実施してまいりましたこの事業につきましては、令和3年度分にて工事を完了しております。

恐れ入ります、1ページおめくりいただいて、11ページをご覧くださいます。

排水処理施設及び電気計装類更新事業についてですが、電気計装類更新事業は、梅の宮浄水場及び配水池の電気計装の老朽化に伴う更新事業で、平成30年度から令和3年度までの4か年事業となっております。令和3年度は、監視設備及び薬品注入設備、庁舎監視装置等の更新が完了しております。これで4か年計画で施工してまいりました電気計装設備等の工事は完了となりました。

続きまして、財政状況についてご説明いたします。

恐れ入ります、同じ資料No.13の1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。

こちらには、令和3年度塩竈市水道事業決算報告書を記載しております。金額は全て消費税込みの金額で記載をしております。

初めに、(1)収益的収入及び支出ですが、収入につきましては、右ページ左の最上段の予算額合計16億7,506万1,000円に対しまして、決算額は右隣の16億9,467万2,920円となりました。支出につきましては、下の表の予算額合計14億4,176万3,000円に対しまして、右隣の決算額は13億7,393万9,034円となりました。

次に、恐れ入ります、3ページ、4ページをお開き願いたいと思います。

ここには、(2)資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、右ページ左2列目の最上段の予算額合計9億8,671万2,000円に対しまして、決算額は右隣の9億7,601万6,895円となりました。支出につきましては、下の表の左2列目の最上段の予算額合計16億7,062万3,000円に対して、決算額は右隣の15億2,173万1,026円となりました。表の下、欄外に記載しておりますが、収入額が支出額に対して不足する5億4,571万4,131円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をしております。

恐れ入ります、同じ資料のNo.13の11ページと12ページをお開き願いたいと思います。

国より決算書へ経営指標に関する事項について記載することとされましたので、今回の決算書より、項目を設けまして、11ページ下段の記載を行っております。また、12ページには経営指標の推移等に関わる数値を表及びグラフとして記載しております。12ページの経営指標の推移の表の中には、令和3年度経常収支比率124.07%、前年度より0.87ポイント減となりましたが、健全経営の水準とされる100%を上回っております。一方、有形固定資産減価償却率が前年度より4.55ポイント減、管路経年化率が1.65ポイント増、管路更新率が0.29ポイント減と、施設の老朽化が進んでいますが、更新需要はピークを迎えていない状況でございます。老朽化に伴う更新は必要なものですので、現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な更新を行ってまいりたいと思います。

続きまして、大変申し訳ありません、戻りまして5ページをお開き願いたいと思います。

5ページには、損益計算書を記載しております。なおこちらの金額は、消費税抜きで表記しております。令和3年度につきましては、下から4行目の記載のとおり、単年度で2億3,606万5,982円の純利益を生じましたことから、その下段にあります当年度分未処分利益剰余金は10億3,790万2,572円となりました。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

こちらには、剰余金計算書と剰余金処分計算書（案）を記載しております。剰余金計算書は資本金、資本剰余金及び利益剰余金の年度内の変動した内容を表しております。6ページ下段の剰余金処分計算書（案）は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金のうち、減債積立金として2億2,710万8,185円、建設改良積立金として895万7,797円、資本金の積立てとして2億183万6,590円を処分しようとするものでございます。建設改良積立金は、今後支出が見込まれる老朽化した浄水施設の更新に伴う建設改良工事に向けて、平成25年度から積立てを行っているものでございます。

続きまして、申し訳ありません、8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

こちらは貸借対照表で、8ページには固定資産及び流動資産の状況で、資産合計が最下段の二重線の138億8,675万510円となっております。9ページは、負債及び資本の状況を記載しております。4の流動負債合計は、一番右列の記載のとおり6億3,420万3,544円となっておりますが、1つ手前の8ページ、2の流動資産の合計、下から2段目の20億2,723万1,447円とありますことから、短期債務に対する支払い能力については十分に確保されているものと考えております。

その他の事項につきましては、14ページ以降に、建設改良工事等の施工内容、業務の内容、キャッシュ・フローの計算書、収益費用の明細、固定資産の明細、企業債の明細などで、それぞれ記載しておりますので、後ほどご参照をお願いいたします。

また、別冊の資料№16「塩竈市水道事業決算説明資料」には、予算決算対照表、県内13市及び隣接の3町の決算状況、起債償還年次表等を記載しておりますので、後ほどご参照をお願いしたいと思います。

以上で、水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 以上で、各会計決算の内容説明は終了いたしました。

次に、資料要求を行います。

当委員会より要求する資料については、お手元にご配付の令和3年度決算特別委員会資料要求一覧（その1継続分）及び同資料要求一覧（その2新規分）のとおりとなっております。なお、新規分については、日本共産党塩釜市議団から9件、創生会から4件、かいしんから5件の資料要求がありましたものを、重複などの内容を精査し、決算特別委員会として当局に要求するものであります。

当局において内容の確認をお願いいたします。佐藤副市長。

○佐藤副市長 ただいま資料要求のありました内容につきまして、何点か確認をさせていただきたいと存じます。

令和3年度決算特別委員会資料要求一覧（その2新規分）のうち、資料要求№11、海岸通再開発「まちづくり鹽竈」の令和5年度以降25年間の資金繰表につきましては、株式会社まちづくり鹽竈からの提出が10月末を予定していることから、現時点におきまして資料がないため提出はできません。

なお、要求のございました資料の提出につきましては、継続分の資料につきましては、本日の決算特別委員会終了後、直ちに議会事務局へ配付させていただきたいと存じます。また、新規分の要求資料につきましては、明日、9月14日の正午までに、議会事務局へ配付させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、9月20日午前10時より再開したいと思います
が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、9月20日は一般会計の審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時48分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和4年9月13日

令和3年度決算特別委員会委員長 阿 部 眞 喜

令和4年9月20日（火曜日）

令和3年度決算特別委員会

（第2日目）

令和3年度決算特別委員会第2日目

令和4年9月20日（火曜日）午前10時開議

出席委員（17名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊勢由典委員
小高洋委員	辻畑めぐみ委員
曾我ミヨ委員	土見大介委員
志賀勝利委員	

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤光樹	副市長 佐藤靖
技官 鈴木昌寿	総務部長 佐藤俊幸
市民生活部長 長峯清文	福祉子ども未来部長 草野弘一
産業建設部長 星和彦	総務部 政策調整管理監 兼公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監 末永量太
総務部次長兼 総務人事課長 鈴木康弘	市民生活部 次長兼市民課長 伊東英二
福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長 並木新司	産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長 鈴木良夫
総務部 政策課長 木皿重之	総務部 秘書広報課長 扇谷剛四

総務部長 財政課長	高橋数馬	総務部長 管財契約課長	千葉貴幸
総務部長 危機管理課長	小林史人	市民生活部長 税務課長	鈴木忠一
市民生活部長 環境課長	引地洋介	市民生活部長 保険年金課長	布施由貴子
市民生活部長 浦戸振興課長	菊池亮	福祉子ども未来部 子ども未来館長	鈴木和賀子
福祉子ども未来部 保育課長	佐藤聡志	福祉子ども未来部 高齢福祉課長	中村成子
福祉子ども未来部 健康づくり課長	櫻下真子	産業建設部長 水産振興課長	鈴木陸奥男
産業建設部長 商工観光課長	横田陽子	産業建設部長 土木課長	鈴木英仁
総務部 総務人事課総務係主事	石川桃子	教育委員会 教育長	吉木修
教育委員会 教育部長	鈴木康則	教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	小倉知美
教育委員会教育部 学校教育課長	松崎和佳子	教育委員会教育部 生涯学習課長兼 文化スポーツ課長	武田光由
選挙管理委員会 事務局長	伊藤英史	監査委員	福田文弘
監査委員	香取嗣雄		

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤和弘	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

午前10時00分 開議

○阿部（眞）委員長 ただいまから、令和3年度決算特別委員会2日目の会議を開きます。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。また、窓を開けておりますので、お暑い方は上着を脱いでいただいても構いませんので、ご案内申し上げます。

これより一般会計の審査に入ります。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね40分以内とさせていただきますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。菅原善幸委員。

○菅原委員 おはようございます。

それでは、トップバッターで、令和3年度の決算の一般会計から質疑をさせていただきます。まず初めに、資料No.8、主な施策の成果から、1ページの「はじめに」の冒頭から質疑させていただきます。

新型コロナウイルス感染症との闘いが続き、地域経済や市民生活に大きな影響を及ぼす中、やはり今回、3つのまちづくりの目標として、「だれもが安心して暮らせるまち」「海・港と歴史を活かすまち」「夢と誇りを創るまち」の3つのまちづくりの目標の実現に向けて事業を進めてきたとございます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の収束も見られず、5波、6波と感染も続いたわけでございますけれども、なかなか目標どおりにいかなかった部分もあったのではないかと思われますが、改めて、全体の令和3年度の成果についてのお考えをお尋ねいたします。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 令和3年度につきましては、市制施行80周年という大きな節目のときでもございました。また、第5次塩竈市長期総合計画と塩竈市震災復興計画の最終年度でもありましたので、未来への種をどうやってまいていくかと、その一方で、各計画の総仕上げを進めていかなければならないという年でもあったと思います。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、変異株等感染拡大の大きな波が三度訪れる中であって、その時々フェーズをどのように私どもが受け止めて、それに応じ

た支援策を講じられるか、こういったことで悩みながら何とか今日まで来たというところがございますし、様々な事業をやるに当たっても、議員の皆様をはじめ、市議会の皆様方のご協力をいただいて何とか、何とかやれているのかなというのが率直な気持ちでございます。

「今を暮らす人々への生活支援」、「未来を担う子ども達への学習・生活支援」、「地域経済を支える皆さんへの事業継続（経済回復）」、特にこの3つの柱に基づいて、ワクチン接種の推進なり、生活困窮者等への様々な給付や支援の事業、10割増商品券の発行など、市民生活、経済活動への支援策を講じてきたと思っております。

現在も、これらの課題がまだまだ続く一方で、物価高、円安が市民生活や経済活動への影響にさらに大きな拍車をかけております。今後も市民の皆様や事業者の皆様方のご意見を丁寧に受け止めさせていただきながら、どのような支援ができるのか、よくよくですね、市役所挙げて取り組ませていただいて、議会の皆様方にも情報提供させていただいて、よりよい支援ができるように努力をさせていただきたいと考えております。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 大変丁寧なご答弁、ありがとうございました。

私も、令和3年度を見ますと、様々な部分でやはり新型コロナウイルス感染症の対策が、多分重要視されてきたと思います。まさに本市としては、高齢者支援も含めて、それとあと子供支援、様々なきめ細かな部分で支援もしていただきました。

しかし、令和3年度の施政方針の序の中にも、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、やはり飲食店や観光業が大きな打撃を受けたと。様々なところからお聞きいたします。地域経済が疲弊している状況、老朽化した公共施設等への対応を掲げて令和3年度のスタートをされたわけでございますけれども、経済の立て直しが思いどおりにいかない状況の中で、経済回復についてのお考えもございましたら伺いしたいと思っております。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 原油高騰や円安、またウクライナ情勢の影響などによって、市民生活におかれましては今までにない大変厳しい状況になってございまして、燃油や電気代、食料品、日用品に至るまで値上げが相次いでございまして、家計に大きな影響が顕著になってきていると認識をいたしております。

また、経済動向といたしましても、特に水産加工業におきましても、燃油や電力、資機材の値上がりの影響はもちろん、原料のほとんどを輸入に依存していることから円安の影響は特に

大きく、大変厳しい影響を受けているものと、実際にお声もいただいておりますのでございます。円安につきましては、一部の識者の見解では本年末には160円、さらに来年末には180円まで上がるのではないかと厳しい見方をしておられる方もいらっしゃいますので、さらに混迷を深めていくのだろうと今の時点では想定をいたしているところでございます。

このような状況で、私ども塩竈市、基礎自治体レベルの範疇を超えるものでございまして、情報の把握に努めながらも、国レベルの対策が必要であると考えております。このような考え方から、今月14日に塩釜市水産振興協議会の皆様と共に宮城県の水産林政部長にお伺いをし、現状について緊急の要望書を出させていただきましたし、それぞれの業界の団体の方々にもご同行いただいて、直接県に今の状況を伝えていただいたところでございます。

今後は、宮城県ともよく連携をさせていただきながら、また、県内の関係する市なり町とも連携をさせていただきながら、国に対してですね、経済対策として交付金の配分も今考えていらっしゃるということが漏れ伝わってきておりますが、引き続き市民や業界の皆様方のご意見をしっかりと聴かせていただいて、市としての対応をしっかりとやっていきたいと考えております。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。今年に入って様々な部分でやはり、食品からですね、その部分で価格が上がってくるという予測もございます。令和3年度を見ますと、やはり様々な部分でですね、私もまちを歩いている中で、友人が何店か店舗を構えているところがございましたけれども、残念ながらシャッターを閉じてしまったというところもありました。大変厳しい商いをされるわけですが、今後もやはりそういったきめ細かな施策も打っていただきまして、また、商品の割増商品券も多分掲げていると思いますけれども、今現在、4弾という形でもうされていますけれども、今後もこういった新しい施策も含めて、この経済を立て直すような部分でぜひともよろしくお願ひしたいと思っておりますので、それでは次に移ります。

同じ資料No.8の38ページ、子ども医療費助成事業についてちょっとお伺ひしたいと思っております。実はこれ、昨年の決算でも、私、質疑させていただきまして、答弁いただいたんですけれども、多分厳しい状況ということで伺ったんですけれども、再度質疑させていただきたいと思っております。

決算額が1億5,269万5,000円という形で、施策の趣旨、目的が書かれてありますけれども、子供に係る医療費の窓口負担を助成することにより、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的とするとございます。現在、塩竈市の子供に医療費の助成は、県及び市独自の、

対象が零歳児から18歳までの制度を拡充してきました。

そこで、施策の実績1に受給児童数が掲載されていますが、令和3年度は前年度比で101人減少しているということでございます。その主な理由についてお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 ただいまご質疑いただきました、子ども医療費助成の受給児童数の減ということですが、主な要因といたしましては、対象児童数そのものの人口の減ということが主な要因だと思っております。令和2年度、令和3年度での住基人口、年度末の比較ということで対象児童数が113名減少しておりますので、そういったことが主な原因だと思っております。以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 はい、分かりました。ありがとうございます。本市の児童数を見ても減少傾向であると思えます。その下の表に、受給資格に所得制限ありとここに書いてございますが、この事業は全児童に対して平等に行われるべきと私は思っておりますが、本市としての所得制限を設けているが、この令和3年度の所得制限で受給対象とならなかった児童数はどのくらい今現在いるのか、お伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 所得制限で対象外となった方の人数ということになりますが、まず、子ども医療費助成は、登録の申請を受けて所得審査を行いまして、所得制限内の対象の方に受給者証を交付するという制度となっております。その中で、令和3年度登録児童数のうち、所得制限を超えて受給対象外となった児童数というものは、令和3年度は1,316人となっております。登録児童数の18.8%ということになっております。以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 そうしますと、対象外となった方の児童数が1,316人ということで、やはりかなり多いわけでございますけれども、児童数の約18.8%ということでございます。

昨年度の決算でも私も質疑したんですけれども、県内でも所得制限撤廃の自治体も多く、やはり引っ越しして来られた方が、「前の市町村では受給できたのに、塩竈市に来て医療費助成が受けられなかった」という声も耳にいたします。市役所にもそういう意見等があるのか、お伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 医療費助成に係る市民等の方からのご意見ということですが、この医療費助成の所得制限に関するご意見については、毎年ご意見等いただいております。これまでもお問合せメールですとか市政ホットライン等で頂戴をしているところでございます。

その中では、やはり所得制限で対象外になったという方ですと、やっぱり委員がおっしゃられたように、前のところでは受けられたのに、塩竈市に引っ越してきたら所得制限から外れてしまったと、これであれば引っ越してこなかったという厳しいご意見もいただいたりですとか、受給対象者の方でも、近隣自治体で所得制限撤廃ということで表明されているのを受けまして、早く撤廃してほしいというご意見も頂戴しております。そのたびに、本市の現状ということについてご理解ということでご回答をさせていただいたところですので、以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。そういうお声があるということでございますけれども、先ほど述べましたように、児童も減少傾向にあつて、やはり本市の児童は全て平等であってほしいと私は思っております。

今年10月から多賀城市も所得制限を撤廃するというので、市民の皆さんから意見もございました。塩竈二市三町でも、所得制限が設けられているのは塩竈市だけでございます。子供の医療費助成の事業も、子育て支援策としてだけでなく、定住施策としても重要な政策の一つであることから、近隣自治体の関係も踏まえて所得制限を撤廃すべきと考えますが、市としてのお考えを改めて伺いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 子ども医療費助成の所得制限撤廃につきましては、これまでも市議会でご各議員の皆様から何度もご質疑をいただきながら、私としてはその財源について、全庁的なバランスも見ながら総合的に判断させていただきたいということで今日までご答弁を申し上げてきたのは、もう皆様のほうがご承知おきかと思っております。

今、布施課長からも説明がございましたが、多賀城市を含む3自治体においても、今年10月からの所得制限撤廃を表明されておまして、10月時点で県内31の自治体が所得制限撤廃の見込みとなります。また、仙台市も、今いろいろな形で県にも、もっと補助率上げてほしいとかということでお願いをされているようでございますが、来年度から既に撤廃をされるということで表明されておりますので、県内のほとんどの自治体と同じ基準で助成を行うことになりま

す。

こういった県内の状況を踏まえたときに、やはり私としても、財源の確保、これが非常に重要であると。全体のバランスの中で、4,100万円とも4,500万円とも言われている財源を毎年捻出し続けることがどの程度できるのかどうかということについて相当悩みましたし、市役所の中でもその議論については、ずっと継続してなされてきたところでもございます。

ただ、先ほども答弁がありましたように、三世代同居近居の補助金を使ってほかのまちから塩竈市に来ていただいたら、「今まではただだったのに取られるようになった」というお話とか、「ほかのまちから来たら、塩竈、こうなんだもんね」ということで複数のご家族の方々からやっぱりこういったお話をいただいたのも確かでございます、今年から塩竈市も新婚世帯とか赤ちゃんお生まれになったご家庭にお祝い金を出させていただいておりますが、そういった一つ一つの子育てに関する情勢の中で、やはりここは真剣に考えるべきだろうという議論になってきたところでございます。

今、塩竈市としても、この所得制限については来年10月に撤廃する方向で、議論をもう既にさせていただこうと考えておりますので、これはほかの自治体と比べれば遅きに失したところはあるかもしれませんが、遅ればせながら、令和5年10月からの所得制限撤廃に向けて準備を進めさせていただきたいと考えております。

今後、具体的なスケジュール等々につきましては、議会の皆様方ともご相談をさせていただきながら、改めて決まり次第ご報告をさせていただければと考えておりますが、ただ、その一方で、先ほど申し上げました4,100万円とも4,500万円とも言われる財源確保については、これは一方で全庁的な事務事業の見直しを徹底的に図ろうという条件をつけております。毎年確実にその金額がかかる事業でございますから、その一方で財源を確保するための事務事業の見直し、これを塩竈市役所挙げて取り組むことによって、しっかりとその財源を捻出していこうという目標設定も掲げておりますので、そのバランスをしっかりと見ながら、来年の10月に向けた取組の準備を進めさせていただきたいと考えております。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 大変明るい答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。市長から、来年の10月から所得制限をなくす方向で準備に取り組むということでございます。医療費の助成の負担額はやはり、かなり大きいと私も思っております。抱えている財源問題でございますが、先ほども市長からございましたけれども、やはり各自治体も同じような状況下であると思いま

す。ぜひ、宮城県内の全体の取組として、やはりコロナ禍の影響も現在置かれておりますので、この経済的負担を軽減していかなければならないと思いますので、ぜひとも県に、それから国に宮城県としても要望を出していただければと思いますので、どうかよろしくお願いします。でも、明るいニュースいただきましたので、大変にありがとうございます。

次に移ります。同じく、111ページのふるさと納税について質疑させていただきます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員、ページ数、もう一度よろしいですか。

○菅原委員 ああ、すみません。311ページでございます。すみません。

ここの312ページの施策の成果に、成果指標の推移の表がございます。令和3年度の寄附金数が1万8,410人、寄附金金額が3億2,487万3,000円と、約3倍に膨れたわけ、増加したわけでございますけれども、平成30年度から見ますと約10倍ぐらい伸びているんじゃないかなと思います。この増加した理由について、業務委託とありますが、どういった内容で変わったのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 ふるさと納税の寄附金の増加した増加策というお話でございます。

こちらに書いてあるとおり、311ページでございますけれども、令和3年度の寄附金額、3億2,487万3,000円と、非常に令和2年度と比べて伸びているという状況でございます。

基本的にはどういったことをしたかというところでございますけれども、まず、東京の委託された事業者を通してですけれども、東京の港区などにタワーマンションがあるんですけれども、そちらに塩竈市のふるさと納税の宣伝用のピラも配らせていただいたということが一つでございます。

あと、東京周辺に、ARIFTという地方雑誌、いわゆる地域広告紙というんですかね、そういうものにも広告を載せていただいたというところがございます。

そして、もう一つなんですけれども、ふるさとチョイス、ご存じかとは思いますが、こちらのふるさとチョイスに広告を載せて、広く塩竈市のふるさと納税の宣伝をさせていただいたということがございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。結局、平成30年度からちょっと視点を変えて、そういった取組を行った結果ですね、ARIFTですか、雑誌、また、ふるさとチョイスなんかを踏まえながら、やはりこのふるさと納税の需要に対して、周囲の方が関心を持ってここに多分、ふる

さと納税の部分で寄附されたと思います。

そこで、決算額がここに載っております。1億4,688万4,000円という形でございますけれども、その辺の決算額の内訳をちょっとお話しりたいと思いますけれども。

○阿部（眞）委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 311ページでございます、予算の執行状況の決算額1億4,688万4,000円の数字でございます。

こちらにつきましては、基本的には、我々で事業者に委託しております委託の手数料というものが主となっております。以上でございます。

あと、すみません、広告費もございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 はい、分かりました。手数料、ここに何もしなければかからないわけですが、それだけのアピールをするためには様々な部分でやはり経費もかかってくると。また、返礼品なんかも多分あると思うんですけれども、その金額も多分含まれているのかなと思います。

そういった中で、この寄附金で見ますと、3億2,487万3,000円の寄附に対して決算額が1億4,688万4,000円ということで、この差額引いてもやはりかなりの財源が生まれるわけですので、これはやり方によってはまだまだ上がる可能性も多分あるかなと思いますので、ぜひとも検討して見ていただきたいと思います。

そこで、ふるさと納税に関する事なんですけれども、ふるさと納税事業には、もう一つの企業版のふるさと納税がございます。国が認定した自治体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みのもので、塩竈市としてこの認定をされているのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 企業版ふるさと納税でございます。こちらなんですけれども、今年の4月1日から、塩竈市、認定されております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。本当に認定、これは申請しないと多分、この企業版ふるさと納税というのは登録されないわけで、今回、4月1日に認定をされたということでございますので、ぜひ、せっかく認定されたんですから、こういった方向でアピールしていくのか。ホームページなんかにも掲載されていくのか、その辺の、やはり塩竈市の魅力を発信して取り

組んでいかれるとは思うんですけども、それをどういった方向でやられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 企業版ふるさと納税の今後の広め方というか、そういうご質疑だと思います。

基本的に、ちょっとすみません、ホームページ上にまだ載せていないというのはどうも失礼いたしました。今後、この企業版ふるさと納税につきましては、我々政策課といたしましては東京とか関西圏にあります宮城県人会、そういったところに、企業版ふるさと納税についてのチラシ、そういったものを作成させていただきまして、そちらに広めていければなどは考えております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 多分、この企業版ふるさと納税、期限があると思いますので、もうぜひとも早めにやっていただきたいなと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

では、次の質疑に移りたいと思います。

同じ資料の409ページの基金残高についてちょっとお伺いしたいと思います。

ここに基金残高の推移が書かれていますけれども、ちょっと私も分からない部分がありましたので、その辺をちょっと確認させていただきたいんですけども、この表を見ますと、庁舎建設基金、それからミナト塩竈まちづくり基金の括弧の部分があります。それで、下の米印に書かれているのは、一般会計の長期貸付けの金額を除いた残高とありますが、どのような長期貸付けなのか、その内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 基金残高についてお答えいたします。

まず、括弧の中にあります数字につきましては、長期貸付けを除いた数字となりますが、これが平成13年度の旅客ターミナルの施設取得、また、平成17年度、18年度の財政状況が大変厳しいときに長期貸付けを基金から行ったものとなります。合計で11億5,800万円ということで、現在の残高が4億1,700万円となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 はい、分かりました。長期貸付けで、多分これは一般会計から借りたお金だということだと思えますけれども……ああ、分かりました、はい。

その基金の借りた、貸付けということであるんですけれども、この貸付けは長期にわたってということで今ございましたけれども、どのように返済していくのか、また、いつ返済すればいいのか、また、こういう返済の計画等もあるのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 返済期間につきましては、まず、ミナト塩竈まちづくり基金が20年間の借入れとなっております。

また、庁舎建設基金につきましては、マリングート分につきましては30年間の返済、そしてまた、一般会計の長期貸付けについては20年間の返済でございます、令和8年度、令和9年度、そして30年間の分については令和14年度までの返済ということで、毎年度ですね、単年度当たり約5,800万円の償還となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 はい、分かりました。5,800万円を毎年度償還していくということでございました。

それを見ますと、この基金を見ますと約110億円の基金がここで書かれておりますけれども、現在、本市で抱えている施設の老朽化問題とか、いろいろ解決しなければならない部分がたくさんあるわけがございますけれども、例えば本庁舎の建設に着手する場合に、どれだけの償還で、どれだけの基金を持っていれば庁舎の建設に着手できるのか、その辺の、財政的に教えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 庁舎の建設につきましては、多額の建設費がかかると考えております。大きく見れば、100億円程度の基金があれば、庁舎はそのまま基金で建てられると考えてございまして、今で約10億円ですので、これはまだまだ今後積み立てなきゃいけない。そして、今、長期貸付けをしている部分につきましては、まず、財政状況を見ながら早期に回収していくことも必要かなとは考えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ということで、財政的に厳しいということだと思いますけれども、ということは、なかなか庁舎は建たないということになるわけなんですけれども、ぜひとも、やはり償還も含めてですね、基金も多分、少しずつであります蓄えているとは思いますが、財政調整基金、そういった部分も、今までよりも約19億円ぐらい財政調整基金も入っているわけござい

ますので、やはりこの計画を立ててしっかりと取り組んでいただかないと、我々も本庁舎を建てるためにどういった財政をつくっていかれるのかというのはやっぱり心配になってくると思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

次の質疑に移ります。

同じく、今度は資料No.7でございますけれども、156ページの第3目公園費の第12節委託料の樹木剪定ですね、それから伐採委託料と草刈り作業の委託料とか様々ここに書かれております。公園管理はどのようになっているのか、その辺ちょっとお伺ひしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 お答えいたします。

公園緑地の管理に関しましては、大きく4つに分かれてございます。

1つ目は、比較的大きな公園を委託に出してございます。

2つ目は、緑地を中心としまして、そちらも委託に出しております。

3つ目が、公園の維持管理協定を町内会と結ばせていただきまして、草刈りなどの管理を行ってらっております。

4つ目が、今お話ししました以外の公園、プラスですね、あと緊急的にやらなきゃいけないところが直営班でやるような状況で、大きく4つに分けて管理をしておる状況でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。現在、公園の草刈りに関して、委託されているのが4者ほどあるということでした。この委託業者がこれで足りているのかですね、その作業員が不足しているのか、その辺というのはありますか。どういうふうに考えているんですか。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 今、委託をかけているところが、協生舎と、あともう一つがシルバー人材センターでございます。

確認しますところ、登録者はシルバー人材センターですと271名がいて、そのうち草刈り業務に登録されている方が約20名程度いるというところで、現在のところはこの人数で回ることが可能だという回答をいただいております。

また、協生舎のほうも3名が、専門の方がいらっしやいまして、それにプラス、補助的な役割で数名ついて、こちら今のところ対応できているという状況でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。シルバー人材センターも、登録者数は多いんですけども、作業員の高齢化も含めて、やはり作業する人数も減っているのかなということで心配された部分も多分あると思うんですけども、今現在は年間通して全部、全てやるわけではないので、そういう意味で安心しました。

続いて、150ページの道路維持費の委託料の草刈りというのがございました。その部分についてちょっとお伺いしたいと思います。

どのような道路の管理をされているのか、お伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 資料No.7……（「150ページ」の声あり）150ページですね、はい。

鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 こちらも、シルバー人材センターには、街路樹を中心に委託をかけているというところがございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 これは、やはり街路樹を委託かけているということで各町内会があるわけですけども、この町内会も地形によっては、街路樹があるところ、ないところというのは多分あると思うんですけども、そういった緑地も含めてボランティアでやっている部分もやっぱり、町内会でもやっているところがあるということでちょっと耳にしたことがあるんですけども、なかなかそういった高齢者が高齢になってしまって、今までやっていたんですけども、そういった道路の維持の街路樹のところをなかなか草刈りできなくなったので、本市としてそういったのも含めてやるのが可能なのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 町内会のお願いしている部分、先ほど申し上げた維持管理協定の中でというところがございますが、そういった町内会からのご意見は、同様の話はいただいております。

まずは、私たちにそういった状況をお聞かせ願いながら、現状の状況ですとか、どういった方法がお互いいいのかということをお聞かせ願いながら、話し合いを通してよりよい方向に進めていければと思っております。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 はい、分かりました。

それでは、ちょっと時間もございませんので、次にまた資料No.8に戻るんですけども、主

な施策の143ページ、公園緑地公民連携事業ということであります。

これは、先ほど質問した内容と連携していると思うんですけども、この書かれている施策の中に公園維持管理協定と、それからモデル事業というのがあるんですけども、その内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 今申し上げました維持管理協定というのが、町内会にお願いをしまして、その町内会にある公園の管理をお願いしている部分でございます。

もう一つが、公民連携モデル事業というところですね、今までの公園の機能を皆様のコミュニティですとかそういったところに寄与していただけるように、町内会の使いやすいように、例えばベンチを造るですとか、そこで畑を作って収穫祭をやるですとか、そういった部分を町内会で行っていただいているのが、2番のモデル事業でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

この公園数も、塩竈市では135という箇所がございますけれども、その中でも66か所を町内会で管理してもらっているということもございますけれども、やはり先ほどの金額を見ますと、委託すると金額がかなり膨れ上がると思うんですけども、そういった部分で町内会にもある程度お願いできる部分はお願いしなくちゃいけないということもございますので、しっかりとその辺、広報か何かで告知できて、やれる方がいればそれぞれ町内会でやっていただきたいなと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、資料No.8の66ページ、予防接種事業について伺います。

疾病の発生、蔓延及び重症化を予防するための各種予防接種を実施し、住民の疾病予防意識の高揚と健康管理の推進を図る、病気にならないよう予防することが何ととっても肝腎です。定期予防接種のインフルエンザは6割を維持され、発症が予防されたようです。専門家によれば、新型コロナウイルス感染症が続く限り、引き続きこのインフルエンザの予防は重要ということでした。

あわせて、高齢者肺炎球菌ワクチン接種は、今、死亡原因の5番となる肺炎、その肺炎の5

割以上がこの肺炎球菌が原因となっています。このワクチンの接種は、どれぐらいの方が接種されていますか。それぞれの自己負担をお聞かせください。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下健康福祉子ども未来部健康づくり課長 高齢者のインフルエンザワクチン、そして肺炎球菌ワクチンの接種人数、それから費用負担のご質疑でした。

高齢者インフルエンザワクチンは、1番の表に記載のとおり、令和3年度、1万1,143人の方が受けられ、自己負担は1人2,000円となっております。また、高齢者肺炎球菌ワクチンは289人の方が受けられ、5,500円の自己負担。そのほか市のほうは、インフルエンザが2,752円の助成、高齢者肺炎球菌ワクチンは3,174円の助成ということにさせていただいております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

その下に、風しんの追加的対策があります。子供の病気と考えられていましたが、どのような経過で接種が始まったのでしょうか。また、自己負担額をお知らせください。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 先ほど申し上げました1番の表、3の風しんの追加的対策についてでございます。

こちらは、令和元年になる前の平成30年くらいに大変風疹が、大人の方の風疹が大流行したということがございました。また、その当時、東京オリンピックも開催されるということで、海外からの方も多くいらっしゃるだろうということで、風疹の抗体を持っているのが比較的少ないおよそ40代から60代前の方に対しまして抗体価を高めていこうということで、妊婦の方にかかると大変、先天性の難聴ですとかそういった病気を持った赤ちゃんが生まれるという危険性もありますので、それをもって抗体価を増やしていこうということで始まったものでございます。

平均的には、多くの年代では90%ぐらいの方が抗体価を持っていますけれども、さきに申し上げました40代から60代ちょっと前の方は85%と少ないということから、国で定期接種を行おうということで始まったものでございます。こちらは、最初、令和元年から令和3年までの時限的措置で行ってございましたけれども、国の目標にちょっと届かないところがございまして、さらに3年延長するというような措置になったものでございます。

先ほどご質疑にありました、こちらの費用については、無料ということで、抗体検査、そして予防接種が受けられるということで、令和3年度におきましては、抗体検査が173人、予防接種が39人の方が受けているという状況になっております。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 はい、分かりました。この風疹ですが、今おっしゃったように妊娠の方がかかるといろいろな病気が胎内、胎児に起こるということで、本当にこれは大事な予防接種かと思いません。心疾患や難聴など、本当にいろいろな影響があると聞きました。

妊娠を希望される女性の皆さんが、この事業を利用されればとても安心かと思いますが、市として普及を進めていく上で、何か工夫していることなどありますでしょうか。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 ただいまのご質疑は、2番の予防接種助成事業に関わってくる部分かと思えます。私、先ほど申し漏れてしまいました、この3番の追加的対策は成人男性に対する対策でございました。

それに対しまして、2番の予防接種助成事業というのは、塩竈市の独自の助成ということで、妊娠を希望する女性や、その同居者の方に対する接種費用の助成ということになっております。こちらも実施を続けておりまして、母子保健の関係でチラシを配布させていただいたり、様々、市の広報でもお知らせをさせていただいているところでございます。表記載のとおり、昨年度は10件の方がワクチンを接種しているという状況になっております。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 すみません、1番の3の風疹は男性へということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

本当に予防をしっかり行えば、病気の発生は減ります。医療費の削減にもつながります。それぞれ自己負担がありますが、市として、これは増えているので大事なことで、ご本人の負担を下げる方向でという考えはありますでしょうか。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 市で助成を行っておりますのは、この1の表の1番、2番の高齢者インフルエンザで、インフルエンザに関しましては2,752円、肺炎球菌につきましては3,174円の助成を行っております。こちらは、市の財政の限られた中で助成をさせていただいているということで、委員おっしゃるとおり、予防接種の重要性、そして高齢者の方が多く

なってくる現状というところでは、非常に重要な意味合いがあるかと思えます。

こちらにつきましては、まずは市でも助成を行っているというところで、そうですね、今後、動向等を見据えながら考えてまいりたいと思えます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

今、いろいろ予防接種の話を出しましたが、このほかに帯状疱疹のワクチン接種に取り組まれている自治体があります。前の議会でも申し上げましたが、まだまだ普及は少ない現実ですが、50歳を越えれば3人に1人の確率があると言われていています。私の身近な人にも何人か、かかったり、帯状疱疹後に出る神経痛になって本当につらい方がいました。

私は最近、ワクチンを奨励されている市内の開業医でワクチンを受けました。約9,000円かかりましたが、とても安心です。市として、この帯状疱疹、ご検討いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 高齢者の方の帯状疱疹のワクチンの助成を行ってはどうかというご質疑だったかと思えます。

確かに、最近、高齢者の方の帯状疱疹が増加しているということは、様々な資料、また、社会的な動向から聞いているところがございます。こちらは、幼少期から水ぼうそうになって、その菌が体内に潜伏をして、高齢者になって免疫が落ちてくると発症するという内容ということで、やはり高齢化、そして様々なコロナ禍でのストレス、そういったものが相まって出てきているものと考えているところがございますが、こちらは今、任意の接種ということで認められているものがございます。

この任意の接種というものは、個人の希望ですとか必要に応じて打つことができるということで、公の行政が勧奨する、推奨するというところまではちょっとなってはいない予防接種でございます。私ども、公的な負担、公費接種のものであれば助成を行ってきているというところもございますが、今後、様々な疾病、そして高齢化、そういった情勢の変わってくる中、こういったところも様々、限られた予算の中ではございますけれども、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○辻畑委員 ありがとうございます。では、次に参ります。

資料No.8の259ページ、スクールガードリーダー配置事業について伺います。

通学路で集団の交通事故が全国的に発生しています。車優先の環境の中、道路の整備等、安

全な環境づくりは必要です。市民の方から、「子供たちが多く通る道路だけれども、交通量が多くて減速しないドライバーが多く、危ないので何とか、標識を建てるとか何か工夫してもらえないか」という要望があり、市にお願いをしたところ、早速減速を促す標識を設置して、とても市民の方から喜ばれました。

環境の対策と併せて、子供を守るための人的な支援、大人の見守りが求められると考えます。このスクールガードリーダー配置事業について、改めて説明をお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 スクールガードリーダー配置事業について、詳しく説明をということでございます。

このスクールガードリーダー配置事業は、1名のスクールガードリーダーを配置しまして、市内の巡回、そして指導、防犯対策を行うものでございます。令和3年度は、年間96日、巡回指導を行いました。

業務内容といたしましては、児童生徒の登下校時の交通安全指導、そして定期的な巡回指導、また巡視、そして不審者等に対する対応、そして事故発生時の緊急対応、防犯対策に関わる学校への助言、地域や関係機関との連携による学校の安全、防犯対策の推進、そして巡回、また、回るときにそのたびに業務日誌を作成いたしまして、それを教育委員会に出してもらいまして、教育委員会もそれを共有して情報を提供しているところでございます。

また、各小学校で活動するボランティアの地域安全サポーター、毎日、登下校で見守りをしてくださっているんですが、この方々への指導育成、そして各学校で防犯研修会等を行う際の講師を行っているというのが施策の実績でございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 このスクールガードリーダー、1名とおっしゃいましたけれども、何かこの方自身が病気をしてとか、ちょっとできなくなったというときには、すぐそこには俊敏に対応ができる体制はありますか。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 幸い、昨年度は健康を害されることなく、この1名の方に休まずやっていたのですが、病気等も考えられますので、その際は、この地域で行っているボランティアにより協力をしていただけるようお願いすること、それから場合によっては、学校教育課でこの巡回指導などもサポートして行うこともございます。

この1名でということでしたが、今年2名ということになっております。以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 それでは、学校に協力を得てということでありましたが、じゃあこの役割をする方は、ちょっと途中で辞めてということもあり得るわけですね。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 このスクールガードリーダーは、大変高い使命感を持って行っていただいております、本当に感謝の言葉しかないんです。ですので、今お務めいただいている、ご尽力いただいているこのスクールガードリーダーは、そういった途中でということは考えにくいのですが、ただ、こういったスクールガードリーダーとして地域で活躍してくださる方々を、我々も呼びかけてたくさん募っていきたいなとは思っております。以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 本当に、そういう意志を持って頑張っていらっしゃる方だと思いますが、人間何があるか分かりませんので、ぜひ、対応する方がいると安心だと思います。

この成果の5番目に、各小学校でも今おっしゃいましたボランティアとして活動する地域安全サポーターの交通指導が入っています。そして、次の現状と課題の中には、この地域安全サポーターの高齢の進行が挙げられています。通学日、決まった場所に立って子供の安全を守ることが厳しくなっている箇所があると聞きました。この地域安全サポーターの現状や確保はどうなっていますか、教えてください。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 ありがとうございます。このサポーターの方々が高齢でということが課題として挙げさせていただいておりますけれども、そのとおりでございまして、心ある方々はたくさんいらっしゃるのですが、回っておりますと80代の方であったり、それでも子供たちの元気な声を聞くと毎日立ちたくなるんですということで、本当に献身的に活動してくださっているところです。このような方々が地域にたくさんいらっしゃるということは、本当に塩竈の宝であると思っております。

学校でも、保護者の皆様、そして地域の方々に、こういった活動をぜひお願いしますという周知をしていただくとともに、教育委員会といたしましても広く地域の皆様に、このような活動をぜひお願いしますという周知を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。地域全体で子供たちを守る事業は、交通事故に限らず、今、犯罪が増えています。そういう中、とても重要な事業と考えます。これからの市としての対応、今おっしゃいましたが、やはり、やれる人やってという、そういう募集しかないでしょうか。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 希望者、やれる方だけということではなくて、各学校で保護者がローテーション方式で、朝、交通指導に立つというような取組はやっておりますので、それぞれ子供の安全を見守る体制は取っているところでございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 子供さんを守るために、保護者の皆さんも順ぐりに、私、出るよということで本当に協力されていると思いますが、本当に今の社会は物騒な社会になっていて残念です。本当に子供の命を守るために、いろいろな工夫をお願いしたいと思います。

では次に、資料№.8の350ページ、コロナ対策高齢者支援事業、その中の2の高齢者あんしん見守り支援事業について伺います。

改めて、この内容をご説明ください。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 それでは、ただいまご質疑いただきました、高齢者あんしん見守り支援事業ということでご説明申し上げます。

こちらの事業につきましては、令和3年10月1日から開始をしました事業となります。一人暮らし高齢者の方の日常生活の不安を軽減しまして、引き続き安心してお過ごしいただくために、日々の安否確認ですとか緊急事態の際の通報など、市に登録したあんしん見守りサービス提供事業者による、センサーですとか通信機器を活用した見守りサービスを行うというものになっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 この事業が去年10月から始まる前から、そういう見守る事業が、緊急時の対応がありましたけれども、そのときの対象者や利用のお金などあったかどうか、その説明と、この事業に変更した理由を教えてください。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらの事業の始まる前の経過というご質問かと思えます。

現在も行っている事業になりますけれども、緊急通報システムという取組を行っております。こちらにつきましては、制度が始まりまして20年以上が経過しているということになっておりまして、設置している機器の老朽化ですとか、それからなかなか取り替えることも難しいという状況が続いております。

また、こちらの仕組みには、緊急時に駆けつけていただく方、協力員ということで、お一人の方についてその協力員が3名必要という制度でありました。なかなかその協力員を探すことも大変であるという状況もございました。そういった中で、登録者もだんだんと減ってきていたという状況がございます。

そして、コロナ禍において、高齢者の方、65歳以上お一人暮らしの方に対してアンケート調査を行ったときに、なかなか相談相手がいないと、頼れる方もいないというアンケート結果が非常に多かったというところもありまして、新たな見守り支援制度ということで開始したのが、こちらの高齢者見守り支援のサービスとなります。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 それから、今の事業の個人負担はあったでしょうか。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらの事業につきましては、5社6プランということで各事業者からご提案いただいたプランでございます。うちの市としましては、登録の設置時にかかる設置の初期費用ということで、1万5,000円を上限に負担をさせていただくということになっております。

そして、自己負担ということですが、こちらにつきましては月額料金というのを各申込みいただいた方々に自己負担いただくということになっております。プランの内容にもよりますが、400円台から加入できるもの、月額ですが、それから緊急時に駆けつけていただくようなサービス内容ということで、2,000円台という月額の負担をお願いしているところです。以上です。

○辻畑委員 すみません、聞き方がちょっと悪かったと思いますが、以前の見守りの事業です。

緊急時のときの対象とか、料金はどれぐらいかかっていましたか。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 緊急通報システムの負担ということかと思えます。

こちらにつきましては、公費で負担をさせていただいているという状況です。以上ござい

ます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。あと、これは対象者が低所得とか限られていたでしょうか。もしお分かりであれば。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 緊急通報システムにつきましては、おおむね65歳以上のお一人暮らし、そして虚弱な方ということで健康に不安をお持ちの方、そういった方を対象にしておりました。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 はい、分かりました。今のいろいろ新しい制度について、措置費用がどのという説明も伺いましたけれども、それちょっと、ごめんなさい、後から質問するかと思って、ちょっと今、混乱しておりますが、実際、今度の新しいあんしん見守り支援事業についてですけれども、助成件数が20件となっております。この20件をどのようにご覧になりますか。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 昨年度の登録件数、助成件数ということで20件という報告をさせていただいております。こちらにつきましては、制度開始が10月ということもございました。10月から周知を行っております。高齢者の方々への周知ももちろんですけれども、一番身近に接することが多い、例えば介護施設の方々への事業の説明なんかも行っております。できるだけ丁寧な説明を高齢者の皆様方に行っていただけるようにということでやっております。

徐々にではありますけれども、申込みの件数はいただいていたのかなど。一気に申込みをいただけるとは私どもも思っておりませんので、とにかく丁寧な説明を今後も続けながら、事業の内容ですとかそういったあたりもご理解いただけるように、繰り返し繰り返しやっていければなどは考えております。

それから、高齢者の方々だけに呼びかけを行うのではなくて、もう少し呼びかける対象を広げながら今後はやっていきたいなと思っております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。それで、この利用を受けるには、対象者として65歳以上、または身体障害者手帳1級または2級の方になっています。ほかの自治体によっては、少しやんわりと、

おおむね65歳としている自治体も聞きます。また、身体障害者手帳1級、2級を所持しなくても、それ相応の身体状況であれば考慮するなど、市民に寄り添った柔軟な対応が必要と考えますが、いかがお考えですか。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 対象者の要件というところで、今、ご指摘をいただいたかなと思っております。

私どもでも、実際にお一人暮らしではないんだけど、現在、例えばご主人様が施設に入られているとか、入院をされているですとか、例えばそういったご事情で今すごく不安を持っているんだという方で、申込みにはらっしゃった方はおります。私どもでもお話を伺いながら、今回助成をさせていただいているという事案もございます。

一応、要件ということでは、65歳以上一人暮らし、身体障害者手帳も1級、2級をお持ちということでは定めさせていただいておりますけれども、その都度、高齢福祉課にご相談をいただきながら、申請をいただければと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ぜひ、柔軟な対応をよろしくお願い申し上げます。

この中の②、先ほど少し説明がありました、機器の設置費用か初期費用の最高1万5,000円までは出しますよということと、あともう一つは月額利用料金、先ほどおっしゃいましたように機器が6つあります。この中で、4つまでは1か月2,000円台の利用料金となっていて、ほかの2つは1,000円台と400円となっています。

やはり高ければ高いほど、いろいろな整備というかサービスが確かに入っています。先ほどおっしゃったように、前の緊急時のときには協力する方が3人必要だということで、本当に身寄りが、だんだん知り合いが少なくなって大変だということはよく聞いています。このサービスにすれば会社のほうで、連絡があればすぐ行くよという、そういういい面も確かにあると思いますが、この料金ですが、相談にいらした方で、この料金じゃちょっと高いなと、そういうご希望といいますか、ありましたでしょうか。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 月額料金の相談というご質問かと思えます。

窓口にはらっしゃった際に、そういった相談を直接受けたということは、これまでは報告はありません。ただ、やはり負担があると、月額負担を毎月やっていかなければならないという

ところで、なかなか申込みに至っていないというお話を実際聞いたことはございます。ぜひつけていただきたいという方がなかなか申込みいただけないと、介護事業所からも現場の声ということでは上がっておりますので、そういった認識はございます。

ただ、塩竈市はこれから、高齢者数、高齢化率が高い状況がございます。そういった中で、その受益者負担というのはやはり大事な部分かなとは思っておりますので、今回の事業の特徴としましても、安価な金額から駆けつけあるようなサービスの内容ということで各家庭のご事情に合わせながら選んでいただけるような、そういった事業内容ということで提案させていただいておりましたので、先ほども申し上げましたが、丁寧な説明を加えながら、ご理解いただけるように取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりましたといいましょうか、年金がやっぱり、高齢者の方は年金は下がり、後期高齢者医療の窓口負担はこれからは2倍になる方が増えて、本当に厳しい状況になっていきます。この利用料金の大きな負担を危惧します。安心して過ごせる、一人暮らしの方にどれほど広がるか、しっかり注視していなければならないと考えます。ぜひどうぞよろしく願いいたします。

では、次に参ります。

資料No.8、255ページから256ページにあります、小・中学校図書館整備事業について伺います。

この事業の目的として、児童生徒の活字離れによる読む力の低下が問題視されていることから、児童生徒の読書活動を促すために学校図書館蔵書などの計画的整備を行って、読書を楽しむことができるよう、よりよい環境を整えるとありました。

この実績を見ますと、ちょっと計算してみますと学校によっては生徒1人当たりの冊数が、少ない学校は24冊、多いところは48冊という隔たりがあるんですね。これは単に図書館の広さによるものでしょうか。

○阿部（眞）委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 学校の図書館の図書整備事業の図書の冊数についてご質疑をいただきました。

学校図書館ですね、一応、児童数によりまして整備する標準の冊数がございます。全ての学校において、その基準となります冊数は超えております。ただし、それぞれの学校で整備して

おります冊数はそれぞれ違っておりますことから、1人当たりの冊数が違っているという状況にはなっているということになります。以上になります。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 はい、分かりました。じゃあ、その学年の人数によりということがあるんですね。

この成果の中には、様々な取組が改善されていて、本当に大変な思いで子供たちに図書を利用してもらうという取組はよく分かります。ただ、先生と、ここの図書館に関わる司書の方の役割分担といいたいでしょうか、その協力は大変なところはありますか。

○阿部（眞）委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 昨年度から図書館の司書の方を2名配置しまして、巡回となりますけれども、週に1回程度、司書の方が学校を訪問しまして図書の整備をする、また、小中学生が貸出しをする中で指導をしたりだとか、そういったことをします。

そして、学校の図書室担当の先生につきましては、その学校の図書室の全体的な方針、そういったものを考えながら、司書の方と共に図書室の整備をしているというところです。先生が整備する本を選書するときには、司書の方にアドバイスをいただきながら選書をしていく、そういったところで司書の方と、それから担当する先生とが協力しながら図書室を整備しまして、子供たちによりよい図書室づくりをしているところです。以上になります。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 では、引き続きよろしくお願いします。

では、最後に参ります。

資料No.8の308ページ、住民基本台帳ネットワーク事務事業について伺います。

この事業の目的が書いてあります。行政手続の迅速化が図られて、住民の選択肢を増やす。それはいいことではあります。この中のマイナンバーカードについて伺います。

これは、2016年から希望者に対して交付されています。全国、6月時点では44%にわたっているということで、市としては43.2%になっています。この6年かかっている数字ですが、どうお考えですか。

○阿部（眞）委員長 伊東市民課長。

○伊東市民生活部次長兼市民課長 お答えいたします。

マイナンバーカードの交付率、最新の状況だと8月末現在では46.4%となっております。国のほうでも、50%を何とか切りたいということで、今、躍起となっているところで、3月末

までは100%を目指すということで動いています。

我々としまして、何とか少しでも上げたいということで、9月におきまして重点期間と位置づけまして、スーパーマーケット等に出張受付ということで出向しているところでございます。また、そのほか、高校等にも打診をしながらの出張受付ということで取り組んでいるところでございます。もう少し、我々としても交付率を上げていきたいと考えてございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 はい、分かりました。もう時間がありませんので。

利便性の高さは、セキュリティーレベルの低さと表裏一体であることが、昨年の夏に発覚したドコモ口座の不正引き出し事件によってあらわとなっております。個人情報の集積により、個人情報漏洩も、これは本当に大変な危険なことだと思います。市として、個人情報漏洩の対応策は何かお考えでしょうか。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 個人情報、特にマイナンバーカードに記載されております個人情報の番号につきましては、単独ではそれは流出されないという形の二重三重のセキュリティーになっておりますので、しっかりと今後も国の動きを見定めながら、安全な対策を取っていききたいと考えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 政府が、国民一人一人に生涯変わらない12桁の番号をつけて、多くの分野の個人情報をひもづけして利用できるようにすること自体、プライバシー権の侵害の危険を持つ重大な問題です。私たちは、国民の所得、資産、社会保障、給付を把握して、国民への徴税の強化、または、給付削減を押しつけるマイナンバー制度は廃止すべきと主張して、発言を終わります。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

小高 洋委員。

○小高委員 それでは、お時間をいただきまして、お伺いをしてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、冒頭、資料No.23の1ページ、あとNo.21なんかも使いながらちょっとお伺いをしてまいりたいと思いますが、この間、あるいは予算、あるいは決算と、こういうタイミングで一つには、いわゆる行財政改革推進計画の下で職員が減らされていくということで、その進め方によっては防災等を中心として市民サービス、あるいは防災等を中心とした行政のなすべきことと、こういったものについて低下していくということを心配をしてきました。

それで、資料No.23の1ページにおきまして、条例定数、あるいは配置計画、実配置数と、こういったところを部門ごとに出していただいたわけなんですけど、まず冒頭ですね、この条例定数、あるいは配置計画、これはどういった位置づけ、どういった考え方のものなのか、冒頭お聞きをいたします。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 条例定数等についてお答えいたします。

まず、条例定数につきましては、各部署ごとの最大の人数ということで条例定数を定めてございます。

また、配置計画につきましては、現在定めております行財政改革推進計画の計画数値ということで記載をさせていただいております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。

次に、先ほどおっしゃられました行財政改革推進計画に基づいた配置計画と、そして実配置数の数字のところでお伺いをいたします。

それで、一つには、震災という大きな経過もあったわけなんですけど、平成27年度から平成28年度のところをちょっと見ますと、そこで配置計画と実配置数というものがある意味で逆転をします。それで、そこ以降、配置計画と実配置数というものにだんだん大きな乖離が見られるようになっていくなという印象もあるんですけど、そのあたりはどのように捉えたらよろしいでしょうか。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 配置計画と実配置数の比較になりますが、こちらは下の注意書きに書い

てありますが、2つ目なんです、定数外の職員、退職者、いわゆる病休等ですね、あと育休等につきましては、今、実配置数に含まれていないということで、近年ですと病休、育休が非常に多いということで、この差になっているということでございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。休まれる方ということで、例えば令和3年度で見ますと、単純な足し引きでいうと23人の方がそういった形で休まれていると、そういった捉え方でよろしいですかね。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 まず、この差の23人の内訳ですけれども、定数計画上は460名で計画していたんですけれども、採用の際、募集の際に採用できなかった方が4名いらっしゃいました。さらに、残りの19名について、育休、病休、そして派遣職員、他自治体等への派遣職員が19名いるということでの差でございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。私たちとしましては、行財政改革推進計画そのものの数字、これで果たして大丈夫なんだろうかという思いがある一方で、それに加えてさらに休まれる方等も出てきたときに果たして、求められるべき役割というものがしっかり果たせるのかなというところで心配をしているわけでありまして。

それで、この間、この配置計画というところについて、業務量の検証を行いながら、そこについて取り組んでいくというお話があったんですけれども、一方で、その業務量の検証ということで、その中身は果たしてどうなんだろうということでもあったんですが、一つには、例えば近隣類似団体との比較で、人数が多い少ないということが一つの根拠となっているということも指摘をされているんですけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 近隣自治体との比較ということになりますが、今現在もやはりちょっと、近隣自治体と比較しますとやや多い部分というものはございます。ただ、以前と比較いたしますと、その差は縮まってきているという状況になります。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。

それで、その近隣自治体との比較ということなんです、近隣自治体を一つの線引きという

か、一つの根拠にするに当たって、そこと実際の業務量を検証した上で職員を配置するというところに、必ずしもリンクする部分があるのかなという印象もあるんですが、そのあたりについてはどのように考えるべきでしょうか。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 近隣自治体と比較する際におきましても、やっぱりその地方自治体ごとの特殊事情、例えば塩竈市でありますと特別会計が多かったというところも、そういう考慮をした上で比較はさせていただいておりますが、やっぱり若干人数は多いという状況でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。ちょっとそのあたり、取組方を間違えると行政サービスというところで大変な影響が出ちゃうのかなということで、大変心配をしているところであります。資料No.21の8ページ、今度は見させていただきますと、時間外勤務の状況について出しております。それで、令和3年度について、合計のところでは大きく増えてしまったということがございます。それで、各部、あるいは課というところではばらつきは見られるんですが、今回、この数字についてどのように捉えられているのか、お伺いいたします。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 まず、全体的な時間数が増えているところがございます。これは、1人当たり直しますと21.2時間ということでございました。令和2年度になりますと、これが18.7時間ということでありましたので、2.5時間ほど時間数、1か月当たり増えているという状況でございます。

今、部ごとというお話がございましたが、増えている部署につきましては、やはり新型コロナのワクチン関係であります旧健康福祉部、あるいは選挙がございましたので選挙の時間外、あるいは土木課になりますが、災害対応の土木課、このあたりが昨年度、時間外が増えているところがございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。そのときそのときの様々な事情も当然おありになるかと思うんですが、とにかく時間外で対応するということになってしまっただけでは、やはりそこは根本的な根っこの部分での解決にはならないかと思っておりますので、その点については一言申し上げておきたいと思っております。

続きまして、資料No.23の今回は3ページですね、先ほどの配置の部分と、続けての資料になりますが、今回は一般職の方での退職者数ということで、これも年度ごとに出していただいております。

それで、定年退職以外の部分と、いわゆる普通退職、中途退職と言っているかと思いますが、この公務労働という部門において、部門といいますか公務労働という働き方において、職員数の割合で見た場合に、これは私としては非常に多くなっているのではないかと捉えているわけなんです、そのあたりはいかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 離職率というお話かと思えます。

今、令和3年度、普通退職の人数、12名ということで、資料No.23の3ページにございましたが、これを職員数で割りますと、大体4%ぐらいの離職率かなと考えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 先ほど、4%ということで数字をご紹介いただきました。様々、いろいろなところでの数字があるかと思いますが、一般的には1%前後になるという統計も出ているわけでありまして、いわゆる公務労働というところでは民間と比べると、低い数値、約1%前後だという中で、本市においては、先ほどおっしゃったように4%という数字になっております。

そして、やはり心配なのは、年代別で見ますと20代、30代、40代と、そういったところの方の退職というものも非常に目立つなと捉えておりますが、そのあたりについてどのような捉え方をされておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 資料No.23の、引き続き3ページの令和3年度の20代、30代、40代、こちらについては、退職事由について直接聞いておるわけではないのではっきりと申し上げることはできませんが、例えば、今、社会人枠での他自治体での採用というのが盛んに行われてございます。そういったこともありまして、ほかの自治体へまた再就職というか、そういう方が近年増えてきているような感じには考えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 確かに、何で辞めるのということで、なかなか聞き取り難しいかなというところはあるんですけども、他自治体への就職ということも先ほどおっしゃられたわけでありまして、

一つには、先ほどの時間外のお話もございましたけれども、この間のコロナ禍ですとか、あるいは各種災害、こういった中で非常に業務が多様化、多忙化しているのではないかなということをやはり心配をしております。

そういった中で、さっきの行財政改革推進計画の関係もある中で、1人当たりの業務量がどんどん増えていくという中で一つの原因というものもあるのではないかなと思っておりまして、そういったところがこういった退職者の増と、あるいは今回資料としては出ておりませんが、例えばメンタル疾患で休職される方ですとか、そういったところも非常に多いかと思っておりますけれども、そういったところに現れてきているのではないかと捉えております。

この点について、昨年度決算の際にも問題提起はさせていただいておりますが、そのあたりを一定、調査検討して解決していくような取組をお考えであればお聞きします。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 昨年度も確かに、決算でご質疑を頂戴いたしました。

メンタルヘルスにつきましては、引き続きましてメンタルヘルスの講習をしっかりと受けさせるということもございますが、昨年度新しく始めました取組といたしましては、長時間労働者、こちらに対しまして、100時間を超えた職員、あるいは月平均で80時間を超えた職員、そういった職員を対象に、長時間勤務をした職員に対する医師面談、義務づけをさせていただきまして現在取り組んでいると、そういったところからもしっかりと職員のメンタルを守っていきたいと考えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。それで、先ほども申し上げたんですが、やはり適正な業務量といえますか、求められるものに対して1人がどこまでを担うべきなのかというところについて、やはりこれはきちんと検証をお願いをしたいと思えます。その上で、職員数について一定余裕を持って最適化していくということであれば理解もできるわけなんですけど、一つにやはり、その根っこにおいて行財政改革推進計画というのがあると、その中で人を減らす路線というものが敷かれている以上、なかなかここには難しさがあるのかなということで、そこは一言申し上げておきたいと思えます。

続きまして、資料No.21の125ページのところをちょっと、ここからお伺いをいたします。あと、資料No.8のところ28ページ、あるいは34ページというところをちょっと見比べながらお伺いをしたいと思うんですが、一つには、特に待機児童ということで、一定人数の推移はあるも

の、保育需要というのはやはり、増減あるものの、高い水準にあると思っております。そういった中で、資料No.8のところを見ますと、公立保育所、あるいは私立保育所のところでの定員、そして入所状況というものが出ております。

それで、単純な足し引き算になってしまうんですが、定員というところだけを見ればもうちょっと吸収できるのかなという思いもあるんですが、そうした中で、こういった待機児童というものが出てしまうと、そこにはどういった関連性があるのか、ちょっと分かればお聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 お答えいたします。

資料No.21の125ページですね、こちらに待機児童が出ておりますが、令和3年度は10名出ているところがございます。こちらについて、ちょっと定員とは表示が違ってはおりますが、特に今回、令和2年度から令和3年度にかけて公立保育所で入所数が20名ほど減少しております。こちらについては、待機児童の対策のためにゼロ歳児を担当する職員を配置したり、あともう一つは、資料No.21の124ページになるんですが、こちらを見ていただきますと、令和3年度と令和2年度、障がい児の受入れ数というところがございますが、令和2年度は障がいのある方を2名、公立保育所で受け入れていたんですが、令和3年度については5名ということで、障がいをお持ちの方々をきちんと対応していくためには、やはりちょっと入所数を制限したり、あと1人担任から2人担任にするなど、そういったことでの丁寧な対応をしてきた関係で入所児童数が減っているという状況でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。定員ということで記載されてはおるものの、様々ご事情といいますか、そういった取組ある中で、必ずしも定員どおりに受け入れることができないという状況もあるのかなと捉えております。

そういった中で、今後、少子化ということも言われてはおりますが、その一方で、保育事業をどのようにしていくのかということについて、一定、過渡期かなというふうにも捉えておるわけですが、そうした中で、子育て優先の市政ということでおっしゃられておりますので、そういった点では、例えば施設の拡充ですとか、人員の確保ですとか、そういった部分含めて保育需要を満たしていくということもやはり必要かなと思うんですが、今後の保育事業の考え方について、まず1点伺いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 今後の保育事業について、人員、あとは設備の関係、ご質疑いただきました。

今年3月に保育事業の方向性というのを outsizing させていただきました、やはり待機児童が出ている状況は喫緊の課題であるということで認識しております。そうした中で、施設が老朽化、あとなかなか会計年度任用職員の確保が公立保育所でまかなえない状況にございますので、こういったことも踏まえまして、2つの民間の保育所を整備することで待機児童の解消につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。先ほどおっしゃられた保育事業の方向性ということにつきましては、やはりその丁寧な議論というものがまず前段、その前段、大前提としてあってしかるべきだろうということでは、この間、お話をさせてきていただいたわけなんです、やはり塩竈市がどうかそういったことではなく、一般的に保育の行き先というものをみてきたときに、公の保育の責任というものが今後どうなっていくんだろうという心配がやはりあるわけであり、ます。

先ほど、民間事業者2つということでのお話もありましたが、当然、民間事業者の方々、大変頑張っておられますし、その参入の全てが反対ということではないんですが、こうした部分について安易にアウトソーシングの流れに乗せてしまうということでの弊害というのものも、やはりこれは見ていただきたいかなと思っております。

いわゆる保育の質というものをいかに保証していくかというところについては、これはまさに児童福祉法などでも定められた公の責任でありますので、その点についてはぜひしっかりやっていたいただきたいと思いますが、一方で、国の施策として、私の捉え方ですけれども、保育の責任というものをどんどん希薄化させていったと。保育の自由化と言ってしまうとあれなんです、そういった施策の進め方によって、報道などを見ていると採算が取れないということで急に保育事業者が撤退をしてしまうと、あるいは保育環境が劣悪な環境に置かれるですとか、あるいは痛ましい事故なんかも報道されているわけで、そういった点では、ある意味では保育事業が産業化されていくと、そういった中での弊害が一部出てきているかなと私としては捉えているわけですが、本市として、保育における公の役割と、あるいは保育の質と量をどのように担保していくか、そのあたりについてお考えがあればお聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 保育の質と量の確保をどうやっていくかというご質問かと思
います。

保育の量についても、今回募集をさせていただきましたが、これまでに、例えば保育所の運
営上、何か大きい間違い等を起こしていないかとか、あと宮城県内で実績あるかなど、そうい
ったことで民間保育所の事業者としての質の確保などもやっておりますが、一方で、公立保育
所、これまで長年保育を担ってきた重要な役割がございます。あと、経験も豊富な保育士、た
くさんおります。そういった保育士の方々に、今後とも市の保育の根幹となる部分ですね、そ
こは担っていただきたいと考えております。

特に、新しく参入する事業者の苦手とする部分ですとか、塩竈市の保育ってどういった状況
なのということについて、こちらは公立・私立の施設長会というのがございますので、そうい
ったもので情報を共有するとともに、市としては研修事業がございます。こちらについては、
資料No.8の35ページでございますが、保育所等研修事業とって、公・私立含めて、今回、保
育士の研修会、あと保育士等全体研修会等を行っております。ちょっと決算ではありますが、
令和4年度においては、さらに発達支援の、先ほど障がいの方というお話を出させていただきました
が、発達支援のコーディネーター研修というのは通常にプラスして7回実施するような
形で、こちらも公立・私立、入っていただくような形になっております。

そういったことで、公立と私立、お互い連携しながら、塩竈市の保育の質はしっかりと確保
していきたいと考えております。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。保育をはじめとした福祉分野で、外部にお願いをしていくと
いうのはどうしてもやはり心配な部分ありますので、その点については今後も注視していき
たいと思っております。

それで、先ほどの論に戻りたいと思うんですが、職員の皆さんの数が減っていくと、あるい
は外部に出していくということについて、それが行き過ぎてしまつては、やはり一定の弊害と
いうものが出てくるということでは指摘をさせてきていただいております。

本日も非常に心配されたところではありますが、豪雨災害ですとか台風、あるいは地震、気
候変動と、そういった中で激甚災害というものも、この間、頻発をしているわけでありま
す。そしてまた、新型コロナウイルス感染症の急拡大、そして従前からの課題である産業の落ち込

み、あるいは少子高齢化、人口減の進行と、こういった様々な課題が山積する中であって、これまで取り組まれてきた職員の皆さんのご尽力には本当に感謝するものであります。

そうしたことであるならば、やはり職員の皆さんが健康に、あるいは前向きに日々の業務に取り組んでいただきたいと。そして、やはり行政サービスをしっかりと守っていくという点についても、いわゆる削減を前提とした行革路線というものについて、やはりこれは一定の転換をぜひ図っていただきたいということで申し上げておきたいと思えます。

では、次のテーマに移ります。

No.8の38ページ、先ほどお伺いもございましたが、子ども医療費助成事業ということで、先ほど、来年の10月から所得制限について撤廃をしていくということでご表明がございました。それで、この間、予算、決算、あるいは一般質問というところで、まあ、よくも飽きもせずということだと思われるかと思いますが、初めて具体的なスケジュールというか、そういった部分をお示しいただいたということで、私としても一安心いたしております。

そういった中で、先ほど、スケジュール等については、今後固めていく中でご報告いただけるということではあったんですが、10月ということであれば逆算してどうなんだろうということでもいろいろ先ほど想像をめぐらせておったんですけれども、一つにはシステムの改修、あるいは条例改正というものが大きなステップとしてあるかなと思うんですけれども、そのあたり、一定見通しがあるのであれば、ぜひお聞きをしたいと思えます。

○阿部（眞）委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 来年度の医療費助成、撤廃に向けた具体的なスケジュールということで、委員からもおっしゃられたように、システム改修についてはやはり一定程度、半年近くのシステム改修の期間が必要になりますので、それに合わせた形での予算計上ということでお願いをさせていただくことになろうかと思えます。

また、条例改正についても、子ども医療費助成については条例ということで制定をさせていただいておりますので、こちらについてはそれも早めに皆さんにご周知をしていくということがまず必要かと思えますので、条例制定については早めにご提案をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。ぜひよろしく進めていただけるようお願いをしたいと思います。

それで、先ほど、いわゆる財源というところで、今後様々検討していかななくてはならないというお話もございました。それで、これも従前から申し上げているところなんですけど、一つには、やはり権利という観点で見た場合に、これはしっかりと、自治体間の競争ということではなくて、私としては国でしっかり責任を持って進めるべき事業だと。皆さん、今、うなずかれたわけでありますけれども、そういった点でぜひ、今、ほとんどの自治体でやられているということであれば、様々な機会をもって、ぜひこういったものを国の責任としてしっかり背中を押していくと、そういった取組も併せて私としては必要なのかなと思っておりますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 小高委員のおっしゃるとおりかなと思うんですけども、やはり私どもでも、確かに自治体間での競争ということではないかなというところで、例えば年2回行われます市長会の要望でありますとかそういった部分では、医療費助成の所得制限撤廃とか、例えば国の一律での創設ということをお願いの要望をさせていただいております。

また、県に対しても、ご承知のとおり、未就学児までの補助基準ということになっておりますので、なかなか国一律ということが動かない状況の中では、まず、県のほうの補助率を、年齢を拡大していただくとか、そういった部分での要望というものは常にさせていただいているところです。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。私どもも、ちょっと機会を捉えて、そのあたり取り組んでまいりたいと思います。

テーマを変えて、教育の分野で若干お伺いしたいと思います。

資料No.21の138ページ、教職員の方々の超過勤務状況と、こういうことで出させていただきました。

それで、一つ教えていただきたかったのですが、特に小学校の教職員の皆さんのところで、ここ3年間、158名、140名、147名ということでの動きがあるんですが、これをどのように捉えたらよろしいでしょうか。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 市内小中学校の教職員の超過勤務状況をお示しさせていただきました。この中で、小学校の教職員の令和元年度158名、令和2年度140名、令和3年度

147名をどう捉えるかというご質疑でございました。

令和2年度は、新型コロナにより4月、5月は学校が休業ということで2か月閉じておりますので、令和元年度から令和2年度にかけては、このあたりの数が影響しております減っているところではあります。

そして、令和3年度は通常どおり、新型コロナで制限された学校生活ではありましたが、令和2年度とは違い、令和元年度ともまた違う、ウィズコロナの学校の教育活動が展開される中で、若干、超過勤務の教職員が増えてしまったところではあります。令和元年度よりは減っておるところなので、このあたりは改善されているのではないかと考えております。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。この間、様々報道とかでもされておるんですが、いわゆる教職員数の単純な不足ということでの数字の動きではないということによろしいですか。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 単純に、その数が減っているということではございません。しかしながら、教員の採用試験を受ける数であるとか、そういった数は減っております、なかなかその定数に見合う教員が4月に準備できなくてスタートを切れないという現状も中にはございます。子供たちの数も減っておりますので、そのあたりですね、教員の数もそのようなことから減らされていくことは事実でございます。この令和3年度の147名は、教職員の数自体が減っているからではなく、そういった数になります。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 やはりその少子化を超える、超えると言うとあれですけども、実際足りていないということがやはりあるのかなということが、実際に現場で求められる教職員の数に対して不足してしまうという実態がやはりあるようでしたので、ちょっとそのあたりは心配をしております。そういった中で、いわゆる超過勤務ですとか持ち帰り残業も含めて、そういったところというのについて、非常に心配があつてたゞいまお聞きをした次第であります。

そういった中で、ちょっと時間もないのであれなんですけれども、資料No.21の139ページのところでは、不登校児童生徒数ということで、令和3年度は大変大きく増えていると。評価点検報告書では「ほぼ倍増」というような形で表現されておったわけですが、これはどのように捉えればよろしいか、そしてこういったところについてどういう取組をされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 この数が増えているというのは、新型コロナによるものと捉えております。経済的に不安定になってしまっている家庭、そこで子供たちも不安感を募らせてしまい、こういった不登校の数に表れているのかと考えております。

そこで、教育委員会といたしましては、各学校に学び・適応サポーター、学校には行けるけれども、教室に入れない子供たちのために部屋を設けまして、そのための支援をして、子供たちを支える人員を浦戸を除く全ての小中学校に配置しておくことであるとか、学校にも行けない子供たち、こちらはコラソンとあって、教育支援センターを令和3年度から設けまして、学校に行けないけれども、何とか学びを保障してあげたい、居場所をつくってあげたいということで、社会的自立を目的としたそういった施設で子供たちをサポートしていたり、その職員と学校とで連携を取りながら、タイミングを見て学校へも促すといった、そういった連携をしているところです。

子供のこういった不登校の数は増えてはいるものの、一人一人に丁寧に対応して、保護者にもしっかり向き合って支援しているところです。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。先ほど、学び・適応サポートルームということでご紹介がございました。それで、やはり令和3年度、利用児童生徒数というところで大変大きく伸びているということも一つは数字として見てとれるわけですが、大変重要な取組としてこれまでもぜひ継続、拡充をしていただきたいということで申し上げてきたわけなんですけど、これだけ人数が増えると果たして対応し切れるのかということも一つ心配になるわけですけども、先ほど図書の関係でもお伺いありましたが、いわゆる兼務、図書整備員との兼務という形で果たして大丈夫なのかなという心配もあるんですけども、今後について、継続できるのか、あるいはもうちょっと拡充できたりするのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 今、兼務ということで、子供の授業時間とずらしながら図書室の整備等を行って、うまく調整していただいております。この兼務としての支援ももちろんなんですけど、そのほかにも拡充できるように、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。ぜひ、そのあたりをお願いをしたいと思います。

それで、同じ140ページの下の段には、通級指導教室のところでの各種実績を入れていただきました。それで、これについても非常に私としては、不登校というところに限らず、例えば発達支援という観点から見ても非常に重要な位置づけになるだろうと捉えているわけですが、そうした中で、小学校から中学校に上がる時の一つの段差、つまり、そういったものが様々ある中で、当然そこには様々な要因があるかと思うんですが、中学校での通級指導教室の位置づけ、あるいはぜひ増やしていただきたいということで、この間、お話をさせていただきました。

それで、この中身を見ますと、これまで玉川中学校、第一中学校というところに続いて、今度は第二中学校でも、令和3年度、数字が入ってきたということで、こうした中で中学校での取組というものを今どのように位置づけて、どのように進めておられるのか、それで今後、ほかに展開していくような形があるのかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 中学校での取組ということでございます。

LD等発達障害のこの数が増えているということからも、各学校で加配の申請をしております。加配の中には、通級指導のLD等通級指導加配、それから言語の通級指導加配等がございます。そちらをほとんどの学校が申請しております。こういった制度を使いまして、こういった支援が必要な子供たちのきめ細かい支援をしているところです。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。なかなかその加配というところでの難しさ、これは当然あるかと思うんですが、基本的な方向性として、ぜひ展開していくような形でそこはお願いをしておきたいと思います。

それで、資料No.8の368ページ、直接この事業だけ見ると、直接の関係はないんですけれども、いわゆるGIGAスクール構想の実現という中で、令和3年度については教員用タブレットというものが整備をされた。その前年度には、全児童生徒についてタブレットというのが整備されたと捉えております。

そういった中で、これをいかに活用していくかという一つの観点として、学習機会の保障という点で、先ほど不登校というお話もさせていただきましたが、様々な事情の中で登校に困難を抱えるという中で、必ずしも登校していただくことが一つのゴールではないと。そういった

意味では、様々な形で教育の機会を保障していくというのが、やはり目指すべき姿の一つなのではないかなと捉えております。

そういった中で、児童生徒によっては、学校へ行けていないことについて罪悪感を覚えてしまうということで、学校へ行けば行ったで苦しいと、一方で、休んでいることについても苦しみを覚えると、勉強に取り組めない自分に罪悪感を覚えると、そういったお話もお伺いをしておりまして、そうした中で、必ずしもいいか悪いかというところでは今後の検証を待つところかなと思いますが、こういった取組の一つとして、例えば情報機器、タブレット等を活用することもできるのかなと思っておりますが、そのあたりの調査検討等はどうなっておりますでしょうか。

○阿部（眞）委員長 吉木教育長。

○吉木教育委員会教育長 ただいま委員がおっしゃるとおり、教育機会確保法がありますので、その辺と、必ず学校にというところではなくて、そしてこのGIGAスクールが入ってきておりますので、タブレットをどう活用していくか、個々に応じた対応というのが十分確保できると考えております。

さらに、塩竈市では今年度からAIドリルも導入しておりますので、そういうことも含めて、なかなか学校に足が向かない子供たちへの、結局このタブレット端末を活用して、その中でAIドリル等を学校と支援員のサポーターと連携してやるという形で、それぞれの学校で、今、検討を進めて、事例も少しずつ入ってきているところでございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。なかなか難しい、まだ調査研究の部分、進んでいない話でもありますので、ぜひそのあたりはしっかりと取り組んでいただければと思います。

最後の部分なんですけど、いわゆる総合的な治水対策といいますか、そういった部分でちょっとお伺いをいたします。

それで、この間、今日も非常に大雨が心配だったんですが、治水対策の中で、道路、側溝、あるいは下水、水道ということで、若干、特別会計にかかっちゃう部分も出てきちゃうかなと思うんですけども、一般的な治水対策の中でお答えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、全市的な道路側溝等の整備について、この治水というものを考えた際に、ちょっと私、決算書の中でここだというのが分からなくて、ここの数字でこのように取り組んでいると

いうところをちょっとご紹介いただければと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 それでは、側溝の整備でございますが、ページ数でいいますと、149、150ページをお開きください。（「資料番号」の声あり）すみません、資料のNo.7になります。資料No.7の149、150ページになります。

第3目道路新設改良費の14節工事請負費の中の施設整備工事、こちらの中に側溝工事が入っております。土木課としましては、市内の側溝を大きく2つに分けて、まずは側溝のない地区に新設で入れていくと。あとは、側溝を整備してから30年以上たっているような団地ですとかはもう劣化が進んでいるというところで、そちらの入替え工事というふうに現在行っておるところでございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 はい、分かりました。一般的にはそういうことだと。それで、この間の豪雨災害の中で、重点的にここ、やらなきゃならないというところもあるかと思うんですが、そういったところについてどのように整備されているのかをお聞きして、最後、終わりたいと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 重点的にというところでございますと、先日の強降雨で、藤倉地区ですとか新浜地区、冠水している状況でございます。こちらに関しましては、雨水対策としまして、土木課だけではなく、下水道課と連携を図りながら、現状を調査して対策を検討してまいりたいと思っております。以上です。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時ちょうどいたします。

午後0時11分 休憩

午後1時00分 再開

○小高副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いをいたします。

鎌田礼二委員。

○鎌田委員 私からは、全体的なところを聞いていきたいなと思います。

資料は、まずNo.5、決算の審査意見書、これから質疑していきたいと思います。35ページですけれども、むすびの部分です。よくまとめられているので、これを使わせていただきます。

この最初からちょっと読ませていただくと、一般会計の決算額は、歳入が約290億円と、歳出が約270億円と、前年度と比較すると、歳入が、何だ、8億……、8,000か、まあ、21.8%の歳入ですね……（「80億」の声あり）プラスと、歳出が22.5%減少していると、それぞれ。

収支状況を見ると、歳入歳出差引額では約16億2,000万円ですかね、それから翌年度への繰り越すべき財源を差し引いた実質収支では約11億1,000万円の黒字決済であったと。また、単年度収支では約3,700万円の黒字だと、実質単年度収支、これは実質は約7,700万円の赤字となっていると。

またここでは、普通会計の財政状況を見ると、経常収支比率が3.9ポイント減少と大幅に改善されているという、こういった内容で説明されておりますけれども、これはかなり私としてはいい数値なのかなと思うわけですが、これに対して市長はどう思われるのか。まず、そこからちょっとお聞きをしていきたいなと思います。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 これについて、どう思うかということでございました。

ただ、私が思うには、まず、ここ二、三年はやっぱり新型コロナの状況の中で、本来やるべきと言ったらあれですけれども、その時々の中でいろいろな運営を考えていかなければいけません、新型コロナの状況はある種特殊な状況の中での市政運営だと思っております。ですから、少し冒険めいたことをさせていただいたわけでもございませんし、どういうふうなフェーズの変化があるか分からない状況の中で、やっぱり無理な市政運営、あとは冒険的な事業運営はやっぱりできないだろうと見させていただきました。

ただ、その一方で、例えば市立病院の特別会計についても、新型コロナの状況の中で努力はしていただいているにもかかわらず、なかなかその新型コロナの状況の中での患者様の変化とかそういったものが、正しく判断、それでしていいのかどうかというのが難しく考えられるところがございますので、今の状況をいかどうかという判断はなかなか私自身としてはつけられないと思っておりますので、決して悪い数字ではないと思っておりますが、まだまだ予断を許さない状況ではないのかなとはとらまえております。

○小高副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。毎年、この決算のときは、そのときの施政方針がどうだったかなということをおね、あれでちょっと出して持ってきました。

ちょっと改めて見てみると、この中で最初の施政方針の中の間ぐらいに、「特に、本市の重要課題と捉える『庁舎整備』、『市立病院のあり方』、『学校再編』、『ごみ処理事業』、『駅前町再生』、『産業創出再生』、『浦戸の再生』については、専門の検討部会を立ち上げ、庁内で議論してまいりましたが、令和3年度におきましては、本質的な課題の解決に向けて、方向性を模索しながらも着手可能なことから全力で取り組んでまいります」と施政方針でうたっているわけですが、この令和3年度、簡単にかいつまんで言えばどういった具合だったのか、そこもご説明いただければと思います。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど答弁した部分と一部重複するかもしれませんが、ハード整備に関しましては、今の現況、現下を見定めさせていただければ、今、その状況に大きくかじを切るということは非常に難しいだろうと思っています。ただ、その準備だけは着々とやっぱり進めていかなきゃいけない。というのも、今、もし財源があつて発注したとしても、多分通常ベースよりも二、三割、コスト的にはかかるだろうと計算ができます。今の時点でその状況ですから、今後ますます、円安の状況とかの進行具合を見ないとはいけません、そのタイミング、タイミングに合わせてやっぱりやらなきゃいけない部分もある。

それと、庁舎に関しましては、やはり津波浸水区域の新たなエリアにこの旭町の本庁舎が入ってしまった。このことについては、非常に私としても大変大きな方向転換をせざるを得ない状況になるのかなど。そういったところに入るところに新たなものを建てるというのは、基本的にはやっぱり難しくなっているだろうなという判断がございます。そういった状況の変化にも対応していかなきゃいけない。

ですから、市長に就任をさせていただいてからのその目標と、今3年が経過をして残り任期はもう1年切っておりますので、その残り1年の中で、今、鎌田委員に指摘された部分についてどのような結果を、結果というか方向性を見いだしていくかは、この残り1年の中でしっかりと、また今年度については残り半年と言ったほうがいいんでしょうか、そういったところでおせるように努力はしなきゃいけないなと感じたところでございます。

○小高副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

引き続き、次の項目で、「第5次長期総合計画への取組に加えて、この10年間で顕在化した新たな課題に対しても第6次長期総合計画を先取りした事業として着手してまいります」と。ここからなのですが、「特に、人口減少と少子高齢化への対応として、まちの活力を支える若い世代の皆様へ、住み続け、移り住んでいただく視点に基づいて、子育て環境の充実や教育の質の向上に注力してまいります」と書いてありました。

この令和3年度の事業で、いわゆる人口減少、それから少子高齢化に向けた対応としてどういった事業が挙げられるのか、また、それに対する成果はどうだったかについて、簡単で結構ですでお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 まず、人口減少対策、高齢化対策ということについて、どういうことをしてきたのかということでございます。

やはり一番難しいのは、急に人口減少を止めるという作業については、やっぱり地道な積み重ねが必要だろうと感じております。基本的には、住み続けていただく、移り住んでいただく、そのバランスをしっかりと取っていかないと、やはり人口を今は維持することすら難しいという状況でございます。新たな出生数とお亡くなりになられる方の数の乖離が、やっぱり300人から400人、毎年出ておりますので、それをどのようにとらまえるかということが非常に重要だと思っております。その一つのきっかけ、入り口として、まずはあの新婚さんいらっしゃい結婚祝金、それと同時に“こんにちは赤ちゃん”誕生祝金贈呈事業として、皆様方からのお祝いの気持ちをそういった若い世代の方々に拠出をさせていただくということでございます。そこには現金としてお祝いをお渡しさせていただいておりますが、その一方で、なかなか市役所としてそういった、20代、30代、40代の方がほとんどですけれども、お会いをさせていただく機会ってないんですね。こちらに来ていただいて、お祝い金をお渡しさせていただきます。そこで接することによって、やはりまた違う感じ方を先様にも取っていただけるだろうなと感じておりますので、そこで一番大切なのは、市役所の職員の皆さんがそのたびごとですね、70人から100人集まって、おめでとうということで拍手で送り出させていただきます。こういったことをやっぱり積み上げていくことが、こういった人口減少対策の、まずは入り口としてやらせていただいていることかなと思っております。

それと同時に、高齢化の方々に対しては、やはり役所としての限界があるかと思っております。どこまで高齢の方々を見守ることができるのか、もしくは75歳以上で単身の方がもう2,500

人を超えておりますので、そういった方々へ対する見守り事業というものは、もっともっと周知、宣伝が必要だと思いますが、市でこういうことをやっているということをしかりと認知をしていただいて、その補助を利用していただいて、見守りというものがあると、もしくはまた、健康事業にももっと積極的に取り組んでいかないといけないかなと、反省も含めて感じているところでございます。

○小高副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

次に、監査委員の決算審査意見書にも書いてありましたが、経常収支比率についてお聞きをしたいと思います。

資料No.8の401ページですか、普通会計の財政構造という中の2番に経常収支比率が書いています。経常収支比率は91.6%で、前年度より3.9ポイントの減となったと。歳入面では、普通交付税の追加交付や地方税、消費税、交付金の増により経常一般財源は約6億7,000万円の増と。歳出面では、人件費や地方債発行抑制により公債費が減となったと。一方で、物件費や補助費の増により歳出全体で約1億1,000万円の増となったと。行財政運営の弾力性を回復するためには経常収支比率の縮減が不可欠であると。今後は、復興事業により建設した新規公共施設の維持管理費や、少子高齢化による社会保障関連経費など経常経費の増加が見込まれるため、自主財源の確保や経常経費のさらなる節減など行財政改革の推進に努める必要があると、経常収支についてはこういった説明とまとめになっているわけですね。

今回、3.9ポイントもマイナスになったということは大きいなと思います。それで、今後もうこういったことをもっと、私なりに考えれば、やはり自由に使えるお金をもっと増やしていただくと。経常収支比率は90%以下ぐらいにしてほしいなというところではあるんですが、今後の見通しというのはどういうふうに見ていらっしゃるのか、捉えているのかですね、その辺を、ここに書いてある項目がそのとおりなのかもしれませんが、ご説明をお願いしたいと思います。

○小高副委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 経常収支比率についてお答えいたします。

まず、令和3年度の特徴点といたしましてやっぱり大きいのが、地方交付税、普通交付税の追加交付というものが約3億円あったということになります。こちらにつきましては、自主財源ではなく依存財源ということで国から交付されるものですので、不安定要素というか、そういうものがあると考えております。

今後につきましては、令和4年度の普通交付税額は、当初交付額はもう固まりまして、令和3年度よりは大幅落ち込んでいるという状況でありますので、経常収支比率につきましてはなかなかちょっと、ここからまた令和4年度が下がるという見込みは、ちょっとまだ分かりませんが、歳入面ではなかなか難しいのかなと思っております。以上でございます。

○小高副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 依存財源による要因で、今回下がったということなのかなと思います。そうすると、依存財源でどうのこうののでは、ちょっとやっぱり先行き不安かなというところがあります。今後とも、この点についてはしっかり注視して、努力をしていただきたいなと思います。

次に、この同じ資料の411ページ、一般財源の推移もそうなんですが、ここの右の上の義務的経費の推移、この中のやっぱり扶助費が断トツに上がってきているなという、そういう思いでいます。扶助費については、金額的には42億円、40億円台だったんですが、急にこの63億円になっちゃったと、令和3年からですね。これはいろいろな要因があるんでしょうけれども、どういった要因と捉えているのか、今後どういった方向に行くのか、その辺をちょっとお聞きをしたいと思います。

○小高副委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 扶助費の増加についてお答えいたします。

まず、今回、扶助費で大きかったものが、コロナ関連事業といたしまして子育て世帯への臨時特別給付事業、こちらが約7億円、あと住民税非課税世帯に対する臨時特別給付事業、こちらが約5億5,000万円等が主な大きな要因となっております。こちらについては臨時的な扶助費となりますが、一方で、例えば障がい者の福祉サービス費でありますとか、あとは生活保護費、こちらについても伸びているという状況は、今後も変わらず推移していくと考えてございます。以上でございます。

○小高副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 新型コロナによる要因が大きいかもしれませんが、その他の要因もあると。将来的にはやっぱり増えるだろうという。一時的にじゃあ、新型コロナが収まれば若干は戻るにしろ、今後は増えるだろうという予想かなと思います。

それで、最後になるんですけども、かなり早いんです、今回は。教育委員会の点検・評価報告書から1点質問させていただいて、終わりにしたいと思います。

この評価報告書、ページは20ページの学力関係ですか、これに関しての学識経験者の意見が

ここに記載をされています。時間もたっぷりありますので、ここをまたちょっと読んでいきますと、「学力向上に関する塩竈市の取組を改めて見ると、他のどの自治体にも負けないくらい充実したものだと感じられる」と、かなりいい評価ですよ。 「学びの共同体とユニバーサルデザインを事業づくりの基本理念とした上で、つまずき解消月間や計算チャレンジテストなど、取組も次々と導入している」と、「何よりすばらしいのは」——ここ褒めていますよね、「何よりすばらしいのは、授業力向上のための教員支援であり、授業力向上研修会、授業改善意識調査、学力向上ヒアリングなどの実施とともに、教員全員が年1回以上の授業公開を行い、市内他校公開研究会への参加を促している」と。

そして、「成果指標となっている全国学力・学習状況調査の平均正答率については、目標を達成できていないが、毎年の数値に一喜一憂する必要はないだろう」と、かなり広い目で見ている先生かなと思います。「むしろ、調査結果の丁寧な分析を行い、その結果をこの点検・評価の中で示していただきたい」と、こういう内容が書いていました。

そして、そのずっと後に、「もちろん関係者の中では分析がなされているだろうが、この分析の結果を各学校での指導に適切に生かしていることを示すのが教育行政の説明責任であり、今後の点検・評価の改善をお願いしたい」と、こういう内容が書いてありました。

この先生が指摘されたことを、教育委員会では実施されているのか、していないのか、その辺をちょっとお聞きをしたいと思います。

○小高副委員長 吉木教育長。

○吉木教育委員会教育長 ただいまの委員の質疑にお答えします。

ここで梨本先生が書いてあるところですけども、この点検・評価の中には示していないものの、毎年、学力状況調査をやった後には各学校で調査分析して、それなりの形でどういう対策が必要かというのは、各学校、そして市全体としての対策は示しております。

ただ、この点検・評価の中にそれを盛り込むとかなりの量になっていきますので、なかなかそれを全て盛り込むというのは難しいかなというところがございますので、来年度へ向けましては、その概要とかをもう少し、梨本先生がおっしゃるようにちょっと幾らかでもここには盛り込んで、説明書を入れていきたいなどは考えております。

今年度実施した学力調査に関しましても、今現在、各学校で調査分析やっているところがございます。大体11月頃にそれが結果等がまとまって、どういう対策をやっていくかというのが具体が出てまいりますので、総務教育常任委員会とかの協議会の中でも、その辺はご説明し

ていきたいと考えております。以上でございます。

○小高副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 この意見書を見てね、意見を見て、ああ、なかなかよく塩竈市のことを見ているなと私は思いました。先ほどね、やられているようですが、なおかつ意見交換をしていただいて、少しでもよりよい方向に持って行っていただければと思います。

以上で質疑を終わります。

○小高副委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 それでは、私も決算の質疑をさせていただきます。

まず、資料No.5の12ページをお開きください。

今回の不納欠損について質疑させていただきます。

市税の収入は、前年度に比べて3,476万3,000円ほど減少していると。特に、この不納欠損というの、収入はもう見込まれないという状況の中でありますけれども、これも前年度に比べますと時効が6件、それから地方税法第15条の7の規定というのが2種類ありますけれども、その適用によって滞納処分の停止が行われたのが347件と。主な理由が、財産がない、生活困窮などがありますけれども、前年度に比べて金額でも182万円ほど増加しております。それで、件数は昨年と比べてどうだったのか、その辺からまずお聞きしたいと思っています。

○小高副委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 ただいま浅野委員から、市税の不納欠損につきましてのお尋ねをいただきました。

まず、件数の関係でございました。まず、今、15ページにもございますように、地方税法第15条の7第4項、こちらが執行停止をかけまして3年間継続した場合、消滅するものでございました。また、地方税法第15条の7の第5項、これは即時消滅でございますので、相続放棄の関係、あるいは会社の会計、資力の回復の見込み、外国出国ということで68件ございました。

こちら、昨年度と見比べということになりますけれども、まず全体としまして、滞納整理、進んでございましたので、件数としてはちょっと上回っているかなと思っています。過年度の滞納繰越、今言った状況でこれまで整理かけておりますが、こちらは平成20年度からの滞納分ということで、随時、その状況を確認しながら整理させていただいた結果の状況でございます。以上でございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 すみません、ちょっと、昨年、3年経過の部分ですけれども、昨年も当然、不納欠損の数というのは、件数は出ていると思うんですが、当然、今年になってまた、今年の不納欠損って出ていると思うので、そういった意味で、昨年の数と今年の数、比べていただければと思いますが、昨年はどうだったのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 大変失礼いたしました。申し訳ございません。

昨年の数が、ちょっとお待ちください……。ちょっとすみません、後ほどお調べしてお答えさせていただきたいと思います。すみません。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。じゃあ、後ほどよろしくお願いします。

私は、今回ここで何を言いたいのかといいますと、不納欠損額というのは毎年毎年出ております。その前にも、市税の収入の未済額というのも、その前段ございます。未済額のほうは、まだ収入にはならないけれども、今後収入の可能性もあるという部分もですね、これは滞納の繰越し分も合わせますと令和3年度は1億4,711万円以上あると。今回、不納欠損額となった金額に比べると、まだまだ収入可能性がある。しかし、もう既に繰越しもこの中には含まれているということで、このまま放置というか手を与えていかないと、この中でまた来年度に向けて不納欠損額がある程度出てくるという状況の中で、収納率を上げるというのでぎりぎり、出せますかとか分割しますかということはやっているのは分かるんですが、ここに至ってしまわないまでの様々な福祉的な、また、そういった市民の納税者に対する、その方に合った対応策はこれまでどのようなことをされてきたのかということをお聞きしたいなと思っています。

○小高副委員長 当局に申し上げます。マイクが遠くて多少聞き取りにくい点ございましたので、はっきりとご答弁をお願いいたします。

それでは、鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 大変失礼しました。

まず、不納欠損に至らない納税相談ということでございます。我々、実際納入いただけない場合、催告、そういったこと、催告状を送ったりですね、まだ収まっていませんというご催促をさせていただいておりますが、まずはそういったことで応じていただいて、今、生活が厳しいんだとか、また、分割納入等いろいろお願いするんですけれども、そういったご相談に応じない方につきましては、まず特に生活保護等に陥らないように、生活福祉担当課とも連絡取り

ながら、まず納税いただける納税力ということを育てていくことが一つございます。

また一方、8割方の滞納に至るですね、例えばこちらで納税相談してくださいということでご案内しても応じない、担税力があるのか、あっても応じないのか、そういった方々がいらっしやいます。ここにつきましては、まず財産調査等もさせていただきまして、預金でありますとか、会社の給料ですとか、そういったのを調べさせていただいて、状況によっては差押え等の手続もしていくということでございます。

また、先ほど、ちょっとすみません、答弁漏れしておりましたが、不納欠損処分の状況でございました。昨年度と比べまして、現年度の市税の滞納欠損処分につきましては23万2,119円となっております、前年度比62.37%という状況でございます。

また、一方、滞納繰越の分ですね、こちらの不納欠損処分、こちらが642万2,931円でございます。前年度と比べまして、143.95%増えておる状況でございました。大変失礼いたしました。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。もう当然、収納率を上げるということでは様々な方策が取られているのは分かりますが、やはり市民の、納税する側の立場に立っていただいていることは、やはりこの方が何に困って納税できないのかということも丁寧に聞いていただいたときに、その方が今一番困っていることに結びつけるということも一つの対策かなと思っております。

納税に関しては、皆様も各部署を回られて、様々な部署での経験値もたくさん積んでいらっしやると思いますので、この方にはこの部署と結びつけたときに、もうちょっと生活が楽になって、前向きに納税の義務を果たしていくのではないかなと、ぜひその辺のことも結びつけながら、市民全体に優しい、そしてその方たちが納税意欲が持てるような、そういった指導の仕方もあるのではないかなと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○小高副委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 まず、お一人お一人に寄り添った納税相談ということでございます。

一応、納税推進室の担当の者、それぞれ担当地区を持ってございまして、滞納されている方の生活の状況、あるいは収入状況、そういったものを適宜ご相談させていただいておりまして、また、その中で分割等、できますればその1年間で解決できるような税額での分割ということを中心に、やっぱりその収入状況、生活状況に応じまして対応しております。

そういった相談等もさせていただきまして、また一方で、これは滞納停止しなければいけな

いという案件も当然出てまいります。そこにつきましては、各担当ごとの状況を毎月1回、執行停止会議というのを開きまして、そこでそれが適正に執行停止すべきかということも見極めまして、最終的に私のほうで決裁させていただいているような状況でございます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひ、丁寧な執行指導をよろしくお願いいたしますと思います。

次に、資料No.8の16ページ、予防接種事業についてお伺いいたします。

ちょうど昨年の決算委員会でも、この子宮頸がん予防ワクチンについて質疑した時期に、これまで積極的な勧奨をしないというのが切り替わりまして、本年の4月から厚生労働省も子宮頸がんワクチンを積極的に勧奨していくということが再開になるということが、ちょうど情報が入り始めたときの決算の委員会だったのですが、その中で、今回の17ページの施策の成果にも出ておりますが、(3)番の中で「子宮頸がん予防ワクチンについては、令和4年の4月から積極的勧奨が再開されることに伴い、令和3年度末に対象となる中学3年生・高校1年生相当女子への個別通知を実施した」とございます。これは、具体的にどのような形で実施されたのか、まずお聞きしたいと思っております。

○小高副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 ご質疑頂戴いたしました、子宮頸がん予防ワクチンについてでございます。（「もうちょっと声を張ってください」の声あり）はい、失礼いたしました。ご質疑いただきました、子宮頸がん予防ワクチンについてでございます。

こちら、中学校3年生・高校1年生相当女子、401名の方に、令和3年の3月に予診票と一緒に、説明文書と一緒に同封させていただきまして、ご家庭へ通知させていただいております。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今年の3月、ぎりぎりですね。その時点で、例えばもう既に高校1年生の女子の中でも、そのチャンスを失ってしまうという方もいらっしゃいます。そういったときの部分として、もう少し前に、去年の9月の時点で通知があったはずですので、せめて年末ぐらいにこの通知ができなかったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 子宮頸がん予防ワクチンの前もっての通知ということ

のご質疑であったと思います。

そちらにつきましては、令和2年の9月に厚生労働省より、定期接種の情報提供をするようにということで通知がございました。その後、令和2年10月にまた、高校1年生に対して、214名の方に、こちらは予診票は入れていないんですけれども、個別で通知はさせていただいております。以上でございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。これまで積極的勧奨がなくて、ほぼゼロという年も何年間も続いてきた結果、急激にここで子宮頸がん予防ワクチン、ぜひどうぞと言われたとしても、これまで抵抗があったご家庭、またそういった女子を持った家庭において、子宮頸がん予防ワクチンの効果そのものをよく理解していない部分もあると思います。そういったところに対してただ通知を送っただけでは、本当に理解して、ワクチンをじゃあ打ちましょうという意思の働きがあるかどうか、その辺についてのご説明なり、またご相談なり、どのような対応をなさったのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 丁寧な説明ということでご質疑を頂戴いたしました。

こちらにつきましては、厚生労働省でも、保護者向けの丁寧な説明のパンフレット、そしてお子さん向けの簡単な形でご理解いただけるリーフレットと、2種類をご用意させていただいて説明をしているところでございます。

それで、こちらについては、やはり限られた期間での定期接種という形になっておりますので、令和7年の3月31日まで、こちらもキャッチアップで対応を取っております。以上でございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今まさに、その現況と課題の3番のところにキャッチアップのことが書かれております。この対象者に周知する必要があった、本当にある一定程度、かなりの期間、これができなかったということで、もう既に結婚されている方もいらっしゃいます。そういった意味では、子宮頸がん予防ワクチンの効果が既にもう対象から外れてしまっている方もたくさんいらっしゃると思うんですね。そういった意味で、このキャッチアップの期間が設けられ、実施に向けた体制整備、これは一体どういったことがあるんでしょうか。

○小高副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 子宮頸がん予防ワクチンの体制整備というご質疑を頂戴いたしました。

子宮頸がん予防ワクチン、キャッチアップ接種対象者ということで、9学年の方が積極的勧奨の対象となっていない学年になっております。その方へは、令和4年の4月に全ての方に接種券を同封いたしまして、通知を送らせていただいているところです。この対象者の方にも、3年間のキャッチアップ期間を設けまして、ご理解をいただいた上で接種につなげていただくということで体制を整えております。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。この間、中学生、高校生ならまだご自宅にということがありますが、当然、大学、また就職して地元を離れている方々もいらっしゃいます。こういったところは塩竈市から送るのか、それとももう移行されたところの自治体で、住民票を見てそちらのほうで対応しているのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○小高副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 ご質疑頂戴いたしました、キャッチアップ対象者の接種券の送付というところでございますが、こちらは塩竈市では、塩竈市に住所のある対象年齢の女性の方に送らせていただいております。以上でございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、分かりました。まだまだ、この子宮頸がん予防ワクチンに対する認識、またその予防の効果というものは、まだまだ市民全体に知れ渡っておりません。対象の子どもたちも当然そうなんです、周りの大人たち、また、その子たちが就職している会社とか様々なところでも、ぜひこの子宮頸がん予防ワクチンと、また検査の予防、この両立があつて子宮頸がんを撲滅できる、唯一予防できるがんだということをもっともっと多くの市民の方に知っていただけるような、そういった広報活動をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

では次に、18ページをお願いします。次のページです。

子育て世代の包括支援センターの事業、いよいよ塩竈市も子育て世代の包括支援センター、にこサポが活動しておりまして、多くの方にご利用いただいていると思います。

そういった中で、18ページの産前・産後サポート事業、様々なことを行っていております。特に、次のページの下の産後ケアのことについてお聞きしたいと思うんですが、アウト

リーチ型とデイサービス型があって、成果がアウトリーチ型のほうが実質10名ということで、約、延べが12名なんでしょうかね、それからデイサービス型のほうが2名ということでした。もっとも効果があるのかなと思っていましたけれども、この辺の実態はどのような状況でしょうか。

○小高副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 では、産後ケア事業についてご質疑を頂戴いたしました。

産後ケア事業につきましては、令和3年度から始めた事業でございます。アウトリーチ型ということで、ご自宅へ助産師さんが訪問する形、あとはデイサービス型で、にこサポということで壺番館の1階に来ていただいてデイサービスを受けていただく、産後ケア事業が2つございます。

両方、12件と2件という形でございますが、こちらにつきましては令和3年度が初年度ということで、令和4年度につきましても拡大して進めておりますので、こちらは妊娠の育児不安ですとか支援が必要なお母様方に受けていただく事業でございますので、周知をより一層続けまして、たくさんの方にご利用いただければと思っております。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 アウトリーチ型も、デイサービス型も、どちらとも当然、産後ケアとして産婦の方たちに心身ともに様々なケアを行っていただくんですが、これは今、いろいろな種類が出てまして、民間でもやっているし、助産師さんもやっているし、当然お金も発生して、行ける方は本当に手厚くケアしていただけるけれども、なかなか金銭的な部分で行きたくても行けない、来ていただきたくても来ていただくことができない。市では、その下にある養育支援訪問とか育児・家事支援というのは、どうしてもちょっと特定の妊婦さんのほうに対応して、ここは無償でやっていただいているんですが、ごく一般の妊婦さんというか産婦さん、赤ちゃん産んだお母さん方に対して、この今までのままのデイサービスの在り方、産後ケアの在り方でよろしいのかなと私はちょっと疑問に思うんですが、その辺については対応策を考えていらっしゃるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 産後ケア事業についてということでございます。

令和3年度、アウトリーチ型、デイサービス型ということで、2つでまず初年度は始めさせ

ていただきました。令和4年度からはデイサービス型の3時間、6時間ということで、外の助産院にお母様方行っていただいて、ケアをしていただくというような新たな取組も始めております。そちらについては、やはり妊婦さんの方、ゆっくり体を休められたり、ゆっくり相談できるということで好評いただいておりますし、金額につきましても大きくない、所得によって金額は違うんですけれども、負担の少ない方法で現在取り組んでございます。以上でございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。産後ケアばかりやっているわけにいかないんですが、ちょっともう1点、ここでお聞きしたいんですが、どうしても、今、日本のこの産後ケアに関しては、助産師さんとか看護師さんとかそういった専門職の方でしか対応できない。言わばいろいろその方たちの指導という部分のほうが強いのと思うんですが、前にも一般質問でもさせていただいたんですが、今、産後ドゥーラ、宮城県でもかなり増えていらして、隣の多賀城市でも産後ドゥーラのお仕事をなさっている方がいて、もう年々仕事が増えていると。当然、30分幾らというお金もかかりますけれども、言わば赤ちゃん生まれたお母様にとってはすごく、食事のことから、家のことから、それから子供の世話から、本当に安心していろいろなことを相談できるということで、今すごくこの需要が高まっているんですが、これはいよいよ国でも実際動かしていきますよという答弁もいただいているんですが、本市にとってこの産後ドゥーラについてのお考えというか、それからこの情報が正しく皆さんに伝わっているのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思っています。

○小高副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 産後ドゥーラについてのご質疑を頂戴いたしました。

現在、産後ケア事業、助産師で行っておりますが、やはり担い手不足というところは課題となっております。産後ドゥーラの取扱いについても、今後、検討しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。もうとにかく、産後ドゥーラという言葉自体もなかなか分かっていないけれども、今、SNSでどんどん広まっております。何もかも役所がやらなきゃならないというのじゃなくて、そういった民間をうまく使いながら、必要な方に必要な情報が行き渡る、これだけでも大変すばらしいことだと思いますので、決して何か民間の仕事を役所

が宣伝してやるというような意味合いじゃなくて、こういったものもありますという一般的な情報すらも必要な方に届いていないのは、これはちょっとやはり問題なんじゃないかなと思いますので、その辺しっかりと研究なさっていただいて、適切な情報を差し上げてほしいと思っていますので、よろしくをお願いします。

次に、21ページの家庭児童相談事業と、その次の23ページの児童虐待・DV防止スーパービジョン事業、これ併せてちょっと、関連していますのでお聞きいたします。

まず初めに、家庭児童相談事業の中の家庭関係の中の相談件数の中身として、相変わらず虐待、また養護の相談案件が増えておりますが、特に令和3年度において、約100人ほど、100件ほど多く虐待の場合は相談されております。また、児童虐待・DV防止スーパービジョンの23ページを見ますと、ここでも児童相談の中の虐待通報が、442件の相談の中のうち、224件が虐待通報があると。この大幅に増えているこういった状況を、今、どのようにご覧になっているでしょうか。

○小高副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 虐待相談についてのご質疑を頂戴いたしました。

近年の傾向ですと、やはりコロナ禍にありまして、不安ですとか経済負担など、様々な要因で養育者の心の余裕がないことということで、虐待相談は増えている状況でございます。

また、こちらの家庭関係の虐待のところ、204件というところでございます。そちらでは、やはりネグレクトによる相談が一番多い形です。身体的虐待、性的虐待、心理的虐待という4つの虐待項目のうち、本市ではネグレクト、育児放棄といいますが、育児放棄による相談が多くなっております。

また、23ページの虐待通報の増加についてでございます。こちらは、やはり近年、189による市民からの通報、または警察通報ということで、面前DVということでお子さんの目の前で養育者の方がトラブルになったり、身体的な暴力を子供が見てしまうという虐待が増えているというのが現況でございます。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 テレビも時々というか、頻繁にこの虐待のニュースがあつて、子供たちの命が、本当に痛ましい、命が失われてしまうという悲惨なニュースを見るたびに胸が痛むんでありますが、この相談件数、大幅に増えておりますが、一体どういった方が、どこに相談されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 相談件数についての相談の内訳についてでございます。

そちらにつきましては、この資料の中で……、すみません、こちらにはなかったかもしれません。

通報については、家庭相談ということで無料相談ダイヤルがございます。または、児童相談所からの相談、あと警察からの通報、あとは学校とか保育所から、お子さんの様子が気になるという通報などもございます。あとはもちろん、養育者からの直接の相談事が一番多くなってございます。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 結局、第三者からの相談というか、こういったことがありますよという通報に基づいた件数が主だと思うんですね。当然、前にも去年の決算で質疑したときに、その虐待する人は誰かといったら実の母親が一番多かったと、断トツで多かったと。当然、虐待している本人が「私は子供に虐待しています」って相談はまずないと思います。でも、そういった中で、そういった子供が、声を出せない子供たちが身近にいる人から虐待を受けているという、そしてそこはほとんど家庭内であったり閉鎖されている部分であって、子供が逃げ場がなくなっている。このことをやはりいち早く見つけて、児童相談所なり、また警察なりがしっかりと子供の命を守るということでは、大変重要なこれは事業だと思っております。

今現在、市の職員だけでは当然、これだけある多数の案件に、また複雑化している中でなかなか対応し切れない部分があると思います。ぜひここは、子供たちの命を守るということと、それからそういったことが起こらない社会をまずつくっていかなくやならないのは、市全体の責任があるのかなと思っております。

先ほど課長がおっしゃったように、このコロナ禍の中でみんな不安があって、いろいろな意味で我慢を強いられているのは大人も子供も一緒ですので、その辺のことを全体で考えて取り組んでいただきたいと思いますと思っておりますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ちょっと、漏れとかがあったら担当からお話をさせていただきますが、世情がこのような世情になっているときには、そういう事例も増えていると私自身は認識しておりますし、それをどうやって防いでいくか、どこまで僕らのほうで見守れるかというのも、これもまた限界はあるかもしれませんが、組織を挙げてやっぱりそういった情報をしっかりと、各部

になるのか、機関になるのか、情報収集して少しでも対応ができるように、いろいろ情報を張りめぐらせておきたいなどは思っています。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひ、私たち大人の責任として、子供の命を守っていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

では、268ページで、市民図書館の運営事業についてお尋ねいたします。

コロナ禍の中で、入館者とか貸出しの書籍も大分減ってしまったんですが、令和3年度によりますと、この成果、施策の実績を見ますと、入館者も、それから貸出しの部分も回復状況にはあると見てとれます。私も最近、このコロナ禍のせいかどうか分かりませんが、図書館に行って本を借りることがしばしばありまして、なかなか、塩竈市の本の充実、もっともっと欲しい本もたくさんありますが、いい図書館だなんて最近また感心しておりますが、その中で本の除菌機というのが昨年あたりから設置されております。その除菌機、私も借りるとき、本を何冊か除菌して気持ちよく借りてきているんですが、借りに来ている方たちがこれをどれだけ認識していて利用されているのか、その辺お分かりでしょうか。

○小高副委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 除菌機の利用の実績等は、ちょっとうちで把握してはおりません。使いたいという方は使っていただいていますけれども、そうですね、ご存じない方も確かにいらっしゃるのかとは思いますが、以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 あのですね、私も「これ、いいですよ」ってそばにいた方にお話ししたら、「図書館で本を除菌するのは当たり前でしょう」みたいなことを言われたんですね。確かに、戻ってきた本は職員の方が一冊一冊丁寧に除菌していただいています、書棚にあるものはやはりどなたが触ったか分からないものを私たちは借りてくるわけです。そのときに、最初にそこで除菌をして家に持って帰るといって、すごく気持ちよくその本が読めるんですね。

ですから、統計取る必要はないと思いますが、この除菌機があることすら知らないで図書館に通っている方もいらっしゃると思います。何とかこれをぜひ、安心・安全のため、そしてこういうサービスを塩竈市が、まあ、ほかの図書館でもやっていますけれども、やっているんだということをぜひ市民の方にどこかの形で知っていただくように、ぜひコマーシャルしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小高副委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 ありがとうございます。そういった何かの広報なり、ホームページなり、そういったSNSなりを使いまして、そういう広報をぜひひさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

あと、今回のこの施策の実績の中には出ておりませんが、視覚障がい者の方も結構本を、まあ、変な話、私たちが今、SNSとかテレビとかそういったものを見る、活用するものはたくさんあるんですが、視覚障がい者の方は本当に目をご不自由な分、その本の世界を知りたいという意欲はどうやら私たち以上に強いものを持っているらしいんですね。

ですから、その方たちにとっての書籍、言わば点字書籍ですよ、またあと拡大書籍というんですかね、そういった視覚障がいのある方々に対するバリアフリーの、そういった障がいを取ってしまうような、障壁を取るような対策というか対応はされているのでしょうか。

○小高副委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 そういう方々のために特別のというと、ちょっとやっているとは言えないかもしれませんが、一定程度の点字ですとか、それからバリアフリーのためトイレを整備したりはしております。ただ、どこまでやっているかと言われると、ちょっとすみません、なかなかお答えにくいかなと思います。すみません、失礼いたします。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。点字の本というのが多分、何冊か冊数はあると思うんですが、やはり私たちもそうですけれども、これまでも読んだ本のほかにまた、新刊だったり興味のある本というのは、やはり読者の意欲を活発にしていきたいと思いますので、その方たちも同じ本を何度も何度も点字で見るというよりも、たしかいろいろなところで国からというか、そういった全国的なツールで送っていただいている方もいるみたいなんですけど、ぜひ、せっかく地元にある図書館がそういった窓口の一環を回っていただけるような対応ができないものか、その辺についてお伺いいたします。

○小高副委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 そうですね、視覚障がいの方が本に

触れる機会というのも大事なことだと思います。図書館としてどこまでやれるかちょっと考えて、それを広げていってみたいと思います。よろしくお願いします。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、275ページの文化財の保護事業についてお聞きいたします。

塩竈市もたくさんの文化財がありまして、この施策の実績を見ますと、塩竈市の文化財保護審議会等も何度か開かれているようですし、また、補助の事業も行っているような状況ですが、そもそも塩竈市の市の職員の中に、この文化財に対して専門的な知識の方が、例えば常勤でなくても、そういった期限があったとしても、そういった専門的なのが、よく発掘するとかある番組によると、市のそういった文化財の専門的な職員ですって紹介されて、NHKのある方の番組なんかよく出ていらっしゃいますが、そういった方というのは塩竈市にはいらっしゃるのでしょうか。

○小高副委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 専門の職員は、おりません。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 それはちょっと残念でした。実は、文化財保護事業の中で、昨年ですかね、文化庁と県の教育委員会が主催の講習会というのが仙台でも行われまして、職員が参加して専門的知識を高める講習会、これは結構頻繁にやられているそうなんです、そういったところに市の職員は参加しているかどうか、お聞きしたいと思います。

○小高副委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 その研修かどうかはあれなんですけれども、県が主催している研修会とかには参加しております。ただ、そういったのに出ても学芸員の資格とかを取れるわけではないので、専門的な知識というところどこまでかというところ、ちょっとなかなか難しいところかなと思います。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 塩竈市は、大変文化財が豊富であって、歴史もあって、当然、多賀城市さんに比べると、発掘調査とかそういうのは多賀城市が専門的にやっているかもしれませんが、しかし、勝画廊にしても、いろいろな意味で私たち市民の文化財を市が預かっている状況であります。ぜひ本当に、専門分野とはいいませんが、そういった講師の方々に来ていただいて、私

たち市民も併せてしっかりと、自分たちのまちの財産と言われるそういった史跡、そういった文化、歴史について深く研究をしたいと思っている市民もいらっしゃるでしょうし、ぜひそういった機会に皆さんを、担当の方が率先してやっていただけるような、そういった市の活動をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○小高副委員長 鈴木教育部長。

○鈴木教育委員会教育部長 お答えいたします。

今年度、組織替えに伴いまして、生涯学習課から文化スポーツ課という形で独立させた組織をつくりました。ただ、残念なことにまだそこまでございまして、学芸員と言われる、本当にそういった専門職員は、塩竈市ではまだいないのが現状でございます。

今後、大きな課題といたしまして、文化に力を入れるというのが大きな方向性ではあります。あと、シビックプライドを含めまして、歴史文化というのは大きな財産でございますので、今後の大きな検討課題として、今後の宿題とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

では、最後の質疑になります。塩竈市の教育委員会の点検・評価報告書の15ページをお開きください。

今回、塩竈市幼保小連携事業についてということで、15ページですね、(6)番に、塩竈市の特別支援教育巡回相談員制度が、発達障がいを含む特別教育的ニーズのある保護者や教員に対して特別支援教育の専門的立場から支援を行っているということでしたけれども、大変有意義な支援だと思いますが、その利用が1件しかなかったと、この状況についてご説明願います。

○小高副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 塩竈市特別支援教育巡回相談員制度ということで、小中合わせて1件の利用という質疑でございました。

おっしゃるとおりで、もっともっと利用が増えるとよいと思っておりますが、このあたりはもっと周知をする必要があると感じております。教育委員会の中でも、特別支援教育はもちろん、そのほかの相談をするためのヒアリングですとか巡回に行っておりますので、その都度相談には応じているところです。今後、もっと周知していきたいと考えております。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。せっかく委託をして、お願いしてやっていただいているので、当然予算もついていると思いますので、広く活用していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○小高副委員長 暫時休憩いたします。

再開は14時15分といたします。

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

山本 進委員。

○山本委員 まず、台風14号に対応しまして、昨日からそれぞれ対応に追われておりました各課職員、大変ご苦労さまでございました。

私からは、まず一般会計について、若干質疑させていただきます。

先ほどの鎌田委員にも重複する部分もございますけれども、極力避けまして、資料No.5の決算審査意見書、35ページにありますように、実質収支、単年度収支とも黒字ということでございます。特に、経常収支比率につきましては、マイナス3.9ポイントの91.6%ということで、これは県内14市の中でも上から4番目ということでもあります。そういう意味では、健全財政に向けて日々努力されてきた結果かなということで、評価はさせていただきます。

ただ、一方ですね、歳出総額を見ますと、義務的経費の比率が3.2ポイントの43.4%、それから反面、投資的経費比率がマイナスの1.7ポイントの9.5%と、言わば政策的な予算の縮減というものが制限されつつあると受け取ることができます。特に、単独事業比率では1.8%ということでもありますので、これはいわゆる硬直化傾向の表れであると言わざるを得ません。

復興事業も間もなく終わり、そして新型コロナによる緊急経済対策もいずれは終わるでしょうけれども、そうした場合に、いわゆるハードからソフトへの転換というものもこれからは全国自治体行政の中で求められてくるのかなと考えておりますが、その中で、特に昨年公表され

ました公共施設再配置計画、この中でも30年間で731億円の維持管理経費が必要だということですが、今後の財政運営についての基本的な考え方、これをまず最初にお聞きします。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 今後の財政運営の考え方ということでございます。

まず、令和3年度決算につきましては、地方交付税や各種交付金などの増などを要因といたしまして、各種数値が改善したところでございます。

また、今、コロナ禍でございますが、コロナ交付金の活用によりまして、市の財政には大きな影響は及んでいないと考えてございます。

ただ、コロナ禍の影響というのはまだまだ今後も続くと思いますが、それに向けました財源や重点課題等につきましては多くの財源が必要となりますので、今後も財源の確保に努めながらの財政運営を進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 もうこれからまさにですね、全国自治体の知恵比べが始まるのかなと。つまり、法律もない、制度もない、そういう中で、それぞれの自治体が独自の政策を編み出して、それを国に訴えて、それを制度化させるというような、そういう意味では、皆様一人一人のまさに創意と工夫がこれからは求められると、それがまさに自治体力だなと思っておりますので、ご期待申し上げます。

その中で、第6次長期総合計画、まちづくりの手法として、多様な担い手による協働・共創のまちづくりの推進というのをたしかうたっております。まさに、行政主導の発想から民間発想へと転換し、調和の取れた持続可能な社会の実現を図るということで長期総合計画でうたっておられます。それを踏まえまして、私、昨年の施政方針の中から1つ、浦戸の再生について取り上げさせていただきたいと考えております。

現在、全国に6,847の離島があるそうです。そこに人が住んでいるのが410島で、離島振興法を適用されているのがその中で258島、当然、浦戸も含まれております。高齢化率が32.9%という中で、浦戸振興事業として、再生プロジェクトとして……、ああ、ごめんなさい、資料No.8ですね、208ページ。委員長、すみません。

○阿部（眞）委員長 はい。資料No.8の208ページですね。

○山本委員 ええ、浦戸振興事業ですね、はい。

その中で、1,206万5,000円の事業費が決算されてございますが、この具体的な調査結果につ

いてはまとまったのか、また、まとまったのであればいつ公表されたのか、その内容についてお尋ねいたします。

○阿部（眞）委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 浦戸再生プロジェクトの報告書の件というところでございます。

浦戸再生プロジェクトの報告でございますけれども、今年の2月末に完成しております。こちらにつきましては、皆様ご存じとは思いますが、イノベーションマネジャーといたしまして企業にコンサルをお願いいたしまして、こういった浦戸再生プロジェクトというのをちょっと考えていただく、我々も含めて考えていただくというところでございました。

こちらの浦戸再生プロジェクトの報告書の中身でございますけれども、基本的には浦戸の課題というのをどういうふうに解決していけばいいのか、何が課題あるのか、解決していけばいいのかというところで、3つが大きな柱でございました。その一つが今の暮らしを支えるプロジェクト、島のポテンシャルを活かすプロジェクト、法規制対策プロジェクトというところで、3つ、イノベーションマネジャーには出していただきまして、我々のほうでそちらを検討させていただいたところでございます。

ただ、こちらの報告書をちょっと見せていただいたところ、浦戸の根本的なところというのがちょっと、魅力というのがちょっと書かれていなかった部分があったというところでございます。その具体的な内容というものでございますけれども、基本的に、浦戸の住んでいる人たちが、どうすれば観光なりなんなりというところでみんなと一緒にやっていけるのかというところで、浦戸というのはどんな魅力があるんだろうかというところがちょっと足りなかった、足りなかったと言うと失礼かもしれませんが、書かれていなかったかなというところでございます。

そういったところでいいますと、浦戸の歴史的背景、また、島ごとの取り組む事業、何がその島の中にあるのか、何が宝物なのかというのがちょっと書かれていなかった部分がございます。今、政策課と浦戸振興課でそういった内容を今検討して、またちょっとその報告書をプラスアルファさせていただいて、皆様には近日中にその報告書の内容をご報告させていただきたいと思いますので、すみませんがもう少しだけお待ちいただければと思います。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 それは、特にコンサルに頼まなくたって、行政の立場からすれば、それぞれ島の成

り立ち、歴史、そこに住む人々の価値観、人生観、それぞれ違うということはもう分かっているはずですよ。今、コンサルから言われたから、庁内で3つのプロジェクトですか、つくってやって、それぞれの考えが違うからというのが分かったということですか。それを踏まえてどうしようというんですか、これから。

○阿部（眞）委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 基本的には、コンサルにお願いした浦戸再生プロジェクトの課題につきましては、これは根本的なところでございますので、こちらのほうも生かしながらも、我々のほうで、今言った浦戸の歴史とか、その島ごとに何があるのかということも含みながら計画を、皆様に後日ですね、ご報告させていただければと考えております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 私も年に2回ほど島を訪れて、区長をはじめ漁協関係者の方々等、話を聴かせてもらっていますけれども、やっぱり違いますよ。私は違っていいと思うの。何もそれをね、4島5部落を1つにする必要はないと思う。それぞれの島の個性を生かせばそれでいいんですよ、私は。ですから、その辺のところですね、やっぱりその考える視点がまずは違っているのかなと私は思う。

ですから、この成果、209ページにありますように成果としてはBですけれども、やや上がっていると私は決して見ません。上がっていないと思いますよ。この事業はそう思うんですよ。ということ、まず冒頭、苦言を述べさせていただきながら、実際、同じ資料の340ページ以下に、集団移転事業、それぞれ、桂島、野々島で行われております。

現在、島の人口は9月末現在で380名、高齢化率は平均70%、桂島だけまだ60%ですけども、あとは70%。先ほど言った全国の離島振興協議会を対象にした島の2010年の国勢調査のときはまだ26%ですから、かなり高齢化率は高い。そういう島にあつて、浦戸再生を考える場合に考えなきゃいけないのは、一つは、今、島に住まわれている方々の命と暮らしをどういうふうにするんだということ、まずはこれが先決なんですよ。

それから、生活基盤となっている浅海養殖漁業の振興策と、いわゆる後継者の育成、これをどうするかということ。それから、外からの浦戸の魅力による定住、交流をどう図っていくのかということが、まさに私は浦戸の再生につながるものだと考えますが、課長はどう思いますか。

○阿部（眞）委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 まさしく、定住、また観光、そういったところに関しましては、今、山本委員が言ったこと、非常に大事なことだと思っています。

実を言うと、そういったことも含めまして、すみません、さっきの話に戻るんですけども、我々で今、報告書をまとめているというところがございますので、すみませんが少しお時間をいただいて、また報告させていただければなと思っています。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 ですから私は、浦戸の再生を考える場合には、外から見るとはなくて、実際、浦戸から物事を考えていく、そしてそれを発信していく、外に発信していくという流れが必要なんです。外から見て、ああだこうだ、こうあるべきだというのはない。ただ住んでいる人の視点に立って、やっぱり彼らの、生活者の視点を見てから訴えてもらうということが私は一番大事だと。全国で有名な隠岐の海士町は、まさしくそうなんですよ。住んでいる人が声を出して、それをネットで全国発信し、そして全国から人を集めている。私は、そういう視点が必要かなと考えておりますので、ぜひそれを見習っていただければなと。

そういう意味で、地域おこし協力隊というのがあります。現在、2名の方々を受け入れているようですが、マスコミでは結構、自治体の地域おこし協力隊の記事が出ております。だから、それは地域で、彼らを地域で育てていく、そしてまた、地域で彼らのノウハウをもらう、それを今度は全国へ発信するという手法ですね……

○阿部（眞）委員長 山本委員、資料No.8の208、209ページに戻ったということによろしいですか。

○山本委員 ああ、ごめんなさい。すみません。地域おこし……

○阿部委員 資料No.8の208ページ、209ページに質問が戻っているという認識でよろしいですかね。すみません。大丈夫です、はい。（「ちょっと待って」の声あり）

208ページ、209ページの浦戸振興事業の項目に、今、移っているということですね。地域おこし協力隊のところですね。

○山本委員 はい。それで、地域おこし協力隊もこれまでにやってきたわけですけども、その辺の実績についてどのように考えているか、まずお尋ねいたします。

これまで、合計12名の隊員がいらっしゃいましたけれども、3名が卒業して合同会社に就職と、その他は卒業、あるいは中退。そういう意味で、今後の浦戸再生プロジェクト、特に浅海漁業の後継者を考える場合には、彼らの存在というのは非常に大きいと思うんですけども、

いかに考えていますか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 地域おこし協力隊担当事業課としてお答え申し上げます。

今の浅海養殖の後継者ということでございますけれども、令和3年度、新たに2人、桂島のノリと朴島の種ガキのジャンルで受入れをさせていただいたところでございます。さらに、今いらっしゃる既存の方と合計で4名なんですけれども、委員おっしゃられますとおり、既に卒業なさって島に定住いただいている方もいらっしゃいます。刺し網の漁をなさっている方ですね、そういう方。さらには、地域おこし協力隊ではないんですけれども、若い方で寒風沢で農業を営まれている方もいらっしゃいます。

我々としても、やはり今後、そういう方々に定住していただきながら、所得を増やしていただいて、さらに新しい、後任の地域おこし協力隊であったり、若い方に入っていただけるような取組というものを、地元の漁協、区長、住民の方々と月に一遍、我々、意見交換、情報交換させていただいております。

また、今年度からになりますけれども、県の事業といたしまして、地域おこし協力隊員へのフォローアップ事業というものも、実は寒風沢の部分で採択をいただいたという状況でございます。我々受託者のほうには、今の隊員だけでなく、卒業した方も含めて、フォローアップについて要請をさせていただいているという状況でございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 そして、資料No.23の24ページに、共産党市議団が要求した資料要求の一つの中に、浦戸の要望書があります。その中の24ページに、定住人口増に向けた対策として、いわゆる地域おこし協力隊の隊員というものの存在が考えられておりますので、今後、具体化も含めてね、必ず、あれは2年ですか、3年、3年ですね、ですから3年ですけれども、終わった後に市独自にまた雇用を継続するとかという形での必要性。現在、寒風沢で刺し網やっていますけれども、今、5年続ければ準組合員の資格を付与するという漁協のありがたい考えがありますけれども、そうやってやっぱり後継者、いないから何とかいてほしいという思いですよ。そういったような個々のやっぱり需要というものを十分酌み入れながらこの事業というものを捉えていかないと、私はいけないのかなと思います。これは期待していますよ、そういう意味では。

以上で、浦戸再生プロジェクトはちょっと終わりますけれども、いずれにしてもね、私、ちょっと最後に言うのは、担当される方々がたまには浦戸に行って、泊まって、そして一緒に酒

を飲みながら話し合う、そして浦戸のよさ、あるいはこうしてほしい、将来どうあるべきだというものを職員一人一人がね、やっぱり住んでいる方々と話し合うということ、視点が、私、大事だと思うんですけども、そういう考えはないですか。誰でもいいよ。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 答えいたします。

地域おこし協力隊とちょっとずれてしまいますけれども、実は先月ですね、寒風沢のコミュニティー農園におきまして、宇宙から帰還いたしました、2代目となる浦戸宇宙白菜の定植を行っていただきました。そのときに、職員のみならず、昨年定植いただいた親御様、それから区長様をはじめとする地域の方々と、定植後、お酒はなかったんですけども、地元のおいしい汁物とおにぎりで懇談をさせていただいて、いろいろと地域についての意見交換をさせていただいたということを実施させていただいておりますので、ご報告申し上げます。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 すみません、今、山本委員がおっしゃったのは、今後、恒常的にですね、定期的に島に訪れていただいて、じっくりと話をすること、それがやっぱり僕も必要だと思います。

というのも、やはり大切な部分は何なのかといたら、まず、島に住んでいらっしゃる方々が何をどう思うかということがやっぱり第一義的に必要なだろうと。その上で、我々行政が考えるものをいろいろご提案したとしてもですね、島の当事者の皆さんがそれを望まなければ、それは余計なおせっかいになってしまうところもあります。島のなりわいをしっかりと考えた上で、今お住まいの方々がどういう生活をされているか、実は、小学生のお子さま方に予算を組んで行っていただくというのも、地元にはこういういい資源があるというのをこれから定期的にしっかりと見てもらおうと思っています。

市役所の職員の方々については、ぜひですね、特に若い職員の皆様方に研修の中で、例えば入庁して1年目、もしくは2年目、3年目、その間の方々に、島に行って、島の皆さんと話をし、合宿みたいな形で島のよさを感じてもらい、そこからぜひ始めさせていただきたいと思っておりますので、それを腹藏なくやる、そのことが重要なだろうと思っておりますので、ぜひ、来年度間に合うかあれですけども、市役所の研修の中でそういった形に持っていきたいと思っております。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。今まさに、若い学生さんが島に渡って、いろいろな意味で

実践したり交流されています。そういった面を大事にしながら、今度はそれを外に発信して、そしてあとは多くの方が浦戸を訪れる。また、浦戸に住む人が、「風光明媚という言葉はもう要らないんだ」と、「ここに来れば、何が楽しい、何が食べられる、何がすばらしい、そういうのを我々が発信すつから、それを受け止めてもらって来てもらう、これが一番必要だ」と彼らが言うんですよ。そして、「俺たち、健康っていったって、具合悪くなったらやっぱり島を出て子供の世話にならなきゃねえんだ。でも、健康なうちは、俺は絶対島を離れたくない、離れない」というのが、今住んでいる方々の本音であります。その点を十分しんしゃくしながらですね、これからの浦戸再生、まさに再生というものを、今まで何回も使ってきたと思うんですが、再生、再生、再生って、本当の意味での再生、それをやっぱりぜひこれから始めていただければなと思います。

続きまして、同じ資料No.8の196ページ、再資源化対策事業として7,387万7,000円があります。

まず、前提として、当該事業債務負担行為に基づく複数年にわたる受託契約締結は、受託企業がこれだけ存在します。決算特別委員会でありますので、あくまでも令和3年度分の執行分の事業予算の決算審査ということでもありますので、契約発注者としての市の対応について質疑をさせていただきます。その他受託者に関連する質疑については、これは委員会ですので、そういうことはしません。

また、調査委員会を立ち上げる、庁内に過日、調査委員会を立ち上げたということでもありますので、これは鋭意調査していただくことを期待しますが、答弁については、その関係で現在、現時点で答弁できないものについては、それは答弁しなくて結構だと思います。

まず、過日、新聞報道されて、我々が知るところとなったわけであります。つまり、極めて残念な内容です。内容については、回収した資源物を勝手に持ち出して売却したということでもありますけれども、当該事業の目的というのはあくまでも、資源物の回収を行って、清掃工場の延命化を図り、並びに埋立処分場の延命化を図ると、そのための資源の再利用ということでもあります。そして、結果、資源循環型社会の形成を促進するというのがこの事業の目的でありますね。

今回報道された内容については、極めて異例な事案だと思いますけれども、委託契約を発注した側、塩竈市としての、まずは考え方をお聞かせください。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 埋立処分場での磁性くず、また金属くずに関する事案についてご質

疑いただきました。

まず、委員もおっしゃられましたが、現在、市内部での調査委員会、立ち上げて調査中でありますので、お答えできる範囲での答弁となりますことをご了承いただければと思います。

まず、このような事案がなぜ発生したのかということでございます。先ほど委員もおっしゃいましたが、埋立処分場の延命化を図るために、平成18年3月に破砕機を導入いたしました。その破砕機では、粗大ごみですとか不燃物などを細かく砕く作業を行いますが、その過程におきまして、磁力選別機にかけられました鉄類が分けられるんですが、磁性くずと我々呼んでいいます、その磁性くずが場外搬出されるということで、このような事案が報道される経過となりました。

その調査内容につきましては、どのような経過で、どのような流れでそれが始まったかについては、現在調査中でございます。

またなお、令和3年11月に、環境課の職員が、その磁性くずのこれまでの取扱いが不適切だという指摘がありまして、この事案が判明したものでございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 今、課長からは、詳しく時系列に問題点を指摘されたわけで、その部分については理解はするんですけれども、まず、管理業務委託契約に関して、基本契約の発注仕様書、発注仕様書というのがあるんですけれども、これにつきましては、廃棄物処分場に運搬された廃棄物を金属類等の資源物に選別し、金属類等資源物は指定した場所に置き、保管ですね、と規定しています。その辺の、今度はその廃棄物の埋立処分場の業務マニュアルがあるんですけれども、その辺については、具体的な運用、つまり指定した場所があるわけなんですけれども、その辺の存在と、それから日々の管理、これはいわゆる仕様書及びマニュアルどおりされているのか。業者はもちろんそうですけれども、委託した塩竈市として、その辺の確認は日々確認されているのか。つまり、保管ヤードの管理はどのようにされて、どこが、誰が、どのように報告されたかについてお願いします。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 まず、磁性くずと金属くずの保管ヤードの管理についてでございます。

そちらの管理につきましても、廃棄物埋立処分場の管理業務の委託の中に含まれておりますので、受託事業者が中心となって、その金属類、磁性くず類を保管していたものでございます。

またなお、市としては、日報ですとか月報によりまして、その数量のみを把握していたというところがございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 その契約受託者に一切を任せておけば全てが終わるというものではなくて、やはりその辺の、今度は売払いの金属物類の種類、また粗大ごみの破碎処理後の磁力選別機により回収した磁性くずを定めると、それを塩竈市と事前協議し、運搬とか、発送方法とか、使用車両について協議して、一定の計画書を作成することがこれは明記されていますね。それを踏まえた上で、いわゆるコンプライアンスを遵守することを基本として今のような仕様が定められていると思うんですけども、受託者が恣意的に搬出し、処分するということは、不可能と考えますか、それは可能と考えますか、当時の状況を見て。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 仕様書上から見れば、持ち出すことは不可能だと認識しております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 その辺で、発注した塩竈市の管理責任というものも、今後当然、調査委員会の対象になると思うわけであります。そういう意味で、現在、先週ですか、設置された調査委員会において、今後、鋭意調査されると思いますけれども、今のところ分かっているのは調査する対象、それから調査する範囲、それからロードマップと申しますかタイムスケジュール、いつまでに一定の結果を、そして出た結論に基づいて塩竈市としてどのような対応をされるのか、そして新たな当該契約について、発注者としてどのような発注仕様の下に、また、どのような業務マニュアルのものに基づいてコンプライアンス重視を前提にやろうとされるのか、その辺の考え方をお尋ねします。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 まずは、調査委員会、9月16日に第1回目を開催しております。その中での、委員会での調査範囲でございます。まずは、本事案に係る業務を担っていた職員、当時の職員に当時の状況などを聞き取るということをまずは考えております。さらにそこから調査範囲を広げていくかにつきましては、専門家のご意見も踏まえながら決めていきたいと考えております。

あと、2点目でございます。委員会のロードマップはどのようなになっているかというご質問

でございました。まずは、本事案の責任の所在を明らかにしていくことが最大の目的であると認識しております。そのためにも、今回設置しました委員会での迅速な調査がまずは急務であると捉えております。

なお、その結果につきましては、議会の皆様にも何らかの形でご報告申し上げることとしまして、一刻も早い市民の皆様の信頼回復につなげてまいりたいと考えております。

最後でございます。最後ご質問いただきました、本事業に対する市としての今後の基本的な姿勢ということでございますが、市としましては、埋立処分場の管理について責任がある立場ながら、その体制に不備がありまして、結果として不適切な管理を行ってきた可能性がございます。今後につきましては、これまでの管理体制を改めますほか、市民の財産を適正に管理していきたいと考えております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 いずれにしても、回収された磁性くず等々につきましては、これは市民の貴重な財産でもあります。それを適正な管理をすることによって、市民のために還元する、それが契約発注者である塩竈市の責任だと思います。

一罰百戒という言葉がありますけれども、これを一つのきっかけとして、契約そのものを根本で見直すべきところは見直し、そして毅然たる態度をもってこれからの契約に臨むという姿勢が私は大事かなと。そういう意味では、大変、担当の課長をはじめ皆様にはご苦勞をおかけすることになりますけれども、どうか今後の塩竈市における契約制度、これは総務教育常任委員会でも何回もやっています。契約の在り方、そのための一つの、一石を投ずるような結論が出ますことをご期待して、廃棄物についての質疑は終わります。

最後に、主要な成果156ページの産業創出再生の「みやぎの台所・しおがま」推進事業として事業が挙げられております。みなと産直観光客等受入促進事業として仲卸市場へ50万円の補助金を出したわけですが、今年6月に念願の組合が一元化になってスタートを切った。内容は、10年前147店舗あったのが、現在は4割減の88店舗ということであります。今後、さらに存続をかけた組合の新たな闘いが始まるわけでありまして、昨日から始まった仲卸マルシェ、イベント、私も行ってまいりましたが、大変多種多様な店が出て、結構お客さんも出てまいりました。そういう中で、今後、市として、水産振興課として、この仲卸関係者としてのブリッジプロジェクト実行のために、どのような姿勢で、どのような最終形を考えているんですか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 仲卸に関するご質疑でございます。

まず、現在も週に一遍ほど、ブリッジプロジェクトの方々と職員が定期的な会合を持たせていただいております、今、委員お話しいただきました各種イベント事業への支援ですとか、運営についての助言等を行わせていただいているところでございます。

今後の部分でございますが、実は新型コロナの関係等で、あとは円安の関係で予定よりも延伸しておりましたが、中での新たな新店舗が来月にもオープンするということになっておりますので、今、委員お話しいただきましたとおり、これまでの水産物だけではなく、多種多様な商品だったり食べ物を提供する施設として、今後、繁栄といいますか、運営されると我々は認識をしております。

我々、引き続きですね、そういった仲卸への支援という部分で、人的、それからあと補助等で支援をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。ただ、課長ね、台所というところは単なる、家族のために食材を購入して、食材を料理して出すというだけではないんですよ、これは。やっぱりその家という空間の中での持つ台所というのは、一つの温かさというか、そういう雰囲気を醸し出すスペースでもあるんですよ。それが、いわゆるみやぎの台所にした場合、市民、外から来た人、もう少し広く、宮城県に住んでいる人たちが台所だと来て、そうしたら何か気持ち的にほっとできるような雰囲気、ただ品ぞろえがというだけではないもの。それは何かといった場合、あの辺の地区を面的な整備、面的に捉えて、面として捉えた、例えば500億円をかけた新魚市場とか、あるいは加工団地の中で、今いろいろな新たな挑戦をしているという企業も、店舗も出てきております。また、港湾もあります。埋め立てたところの公園もあります。そういったゾーンとして捉えて、その中の一つの仲卸というポイントとした場合には、全体がその滞在時間が大体三、四時間ということになればまた違ってくるんじゃないかと、その辺、まあちょっと、今質疑して即答はなかなかできないかもしれませんが、その辺はどのように考えていますか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 面で捉えた今後の展開というご質疑かと存じます。

まさに、我々担当課といたしましても、仲卸を中心にですね、目の前にございます水揚げ市

場、背後にございます加工団地がございますので、昨年度から、若手、40代で構成する検討部会というのも立ち上げておりますので、そうした中でそれぞれに関わりながら、相乗効果、まさにおっしゃっていただいたような、滞留できるような整備という部分についても、今後勉強させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 昔から塩竈の場合には、オール塩竈、オール水産ということで言われてきています。つまり、一つになって塩竈の水産を盛り上げようという。ですから、単に仲卸だけに、これは仲卸の問題だからじゃなくて、それは水産業の中の仲卸ということで、だから塩釜市水産振興協議会も入っているんでしょう。だから、そういう意味で、視点から頑張っていただければと思います。

最後に、佐藤市政になりまして、令和4年度、そして令和5年度ということで、いよいよ最終形の年になります。そういう意味においての令和3年度の決算であります。どうか今後とも、市民の安心・安全のため、また、幸せのために邁進されますことをご期待して、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○阿部（眞）委員長 お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、21日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

午後2時55分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和4年9月20日

令和3年度決算特別委員会委員長 阿部 眞 喜

令和3年度決算特別委員会副委員長 小 高 洋

令和4年9月21日（水曜日）

令和3年度決算特別委員会

（第3日目）

令和3年度決算特別委員会第3日目

令和4年9月21日（水曜日）午前10時開議

出席委員（17名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊勢由典委員
小高洋委員	辻畑めぐみ委員
曾我ミヨ委員	土見大介委員
志賀勝利委員	

欠席委員（なし）

（全会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤光樹	副市長 佐藤靖
技監 鈴木昌寿	総務部長 佐藤俊幸
市民生活部長 長峯清文	福祉子ども未来部長 草野弘一
産業建設部長 星和彦	総務部 政策調整管理監 兼公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監 末永量太
総務部次長兼 総務人事課長 鈴木康弘	市民生活部 次長兼市民課長 伊東英二
福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長 並木新司	産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長 鈴木良夫
総務部 政策課長 木皿重之	総務部 秘書広報課長 扇谷剛四

総務部 財政課長	高橋 数馬	総務部 管財契約課長	千葉 貴幸
総務部 危機管理課長	小林 史人	市民生活部 税務課長	鈴木 忠一
市民生活部 環境課長	引地 洋介	市民生活部 保険年金課長	布施 由貴子
市民生活部 浦戸振興課長	菊池 亮	福祉子ども未来部 子ども未来課長	鈴木 和賀子
福祉子ども未来部 保育課長	佐藤 聡志	福祉子ども未来部 高齢福祉課長	中村 成子
福祉子ども未来部 健康づくり課長	櫻下 真子	産業建設部 水産振興課長	鈴木 睦奥男
産業建設部 商工観光課長	横田 陽子	産業建設部 土木課長	鈴木 英仁
総務部 総務人事課総務係主査	佐藤 慎平	教育委員会 教育長	吉木 修
教育委員会 教育部長	鈴木 康則	教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	小倉 知美
教育委員会教育部 学校教育課長	松崎 和佳子	教育委員会教育部 生涯学習課長兼 文化スポーツ課長	武田 光由
選挙管理委員会 事務局長	伊藤 英史	監査委員	福田 文弘
監査委員	香取 嗣雄		

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤 和広	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	工藤 聡美	議事調査係主査	梅森 佑介

午前10時00分 開議

○阿部（眞）委員長 ただいまから、令和3年度決算特別委員会3日目の会議を開きます。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。また、窓を開けておりますので、お暑い方は上着を脱いでいただいても構いませんので、ご案内申し上げます。

これより昨日の会議に引き続き、一般会計の審査を行います。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。伊勢由典委員。

○伊勢委員 おはようございます。

それでは、私からも一般会計に関わって何点か、お尋ねをしたいと思います。使うのは資料No.7から始めたいと思います。

資料No.7の49ページを開いていただきますと、ここに諸収入がございます。49ページから50ページ、全体の諸収入ですので、10億562万何がしと、こういうことになっております。もうちょっとページをめくっていただくと、51ページのところに第6目雑入という項目がございます。

雑入に関わって、ちょっとお尋ねをしたいのは、ページ数で言いますと54ページのところになります。54ページのところに、一番上に資源物払下料というものが示されております。これは昨日、山本委員がちょっと質疑の関係で触れた項目になるわけですが、改めて、そこでお尋ねをしたいと思います。1,943万円の資源物払下料の内訳を、最初、示していただきたいと思えます。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 まず、資料No.7、54ページ、資源物払下料の内訳でございます。こちらは主に集積所に出されます紙類、缶類などの金額が898万5,801円でございます。中倉埋立処分場で選別された金属くずなどが、そのうち、1,044万9,945円であります。合わせて、この金額1,943万5,746円となるものでございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

改めて、私も資源物の払下げについて、いろいろと見させていただきました。

次に、資料No.8のところでちょっと触れていきたいと思えます。資料No.8の196ページのとこ

るに、全体として資源物再資源化の対策事業がグラフ化されたものがあります。これを見ますと、決算額として7,387万7,000円ということになっております。令和3年の収集の関係で見ると、全体としては、令和3年度の収集受入れは2,556トン、選別回収資源は2,380トンと、内訳が2つ示されております。これは2のところです。

それを踏まえながら、下段の下のほうに鉄類について書かれております。ちょうど10.8%ぐらいでしょうか、257トン。先ほど言った257トンの中に、そういった、先ほど言った1,044万円の金額がここに入っていると確認していいのかな。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 グラフの金属類257トンのうち、先ほど、約1,044万9,000円のトン数が257トンのうち、211トンがこちらの資源物払下料の先ほどの金額となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。1,044万円、211トンという扱いだということを確認させていただきます。

次に、資料No.7のちょっと全体の資源物回収に関わって、全体を私たちも認識しなければならないので、資料No.7の122ページを開いていただければと思います。

その中で、第2目塵芥処理費というものが衛生費として示されております。そちらで、ちょうど真ん中頃ですか、資源物収集及び選別回収業務委託7,172万円ということでここに示されております。まず、7,172万円の事業の内訳、内容についてお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 こちらの資料No.7、122ページの資源物選別回収業務委託の7,172万円の事業内容ということでございます。こちらはプラスチック製容器包装を選別、保管します新浜リサイクルセンター、また、それ以外の資源物、瓶ですとか缶、紙類などを選別する伊保石リサイクルセンターの管理運営の委託料となっているものでございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 失礼しました。金額、間違えて申し訳ございません。7,172万円ということで確認させていただきます。

もう一つは、下段の分別基準適合物処理委託料、これが47万2,000円等々ですが、これはどういう事業なのか、ちょっと内訳と内容を教えてください。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 分別基準適合物処理委託料の内容でございます。こちらは新浜リサイクルセンターで選別されましたプラスチック製容器包装と伊保石リサイクルセンターで選別されます瓶類、こちらが容器包装リサイクル法に基づきます分別基準適合物と呼ばれるものでありまして、それを再商品化するための委託料となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そこで、122ページのところの資源物回収及び選別回収業務委託の伊保石リサイクルセンター、瓶あるいは缶、ペットボトル等ということですが、そうすると、もう一回、確認のために聞いているんですけども、先ほどの話で211トンと1,044万円というのは、こういったところでリサイクルセンターでの取扱いになっているのかということをもとに最初確認したいと思います。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 先ほどの211トンの売り払っている金属でございますが、こちらは中倉埋立処分場で発生した金属類となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 改めて、昨日、山本委員から質疑と回答がございました。昨日の答弁の中で、破碎機が平成18年から導入されて、その破碎機そのものに金属類を吸着するというか、磁気を帯びたもので分別していくんですよという答弁があったかと思いますが、これは具体的にどんな形で、どう選別して、破碎機が動いて、どのように選別過程をたどっていくのか、ちょっと、その辺だけ確認させてください。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 破碎機の過程でございます。こちらは埋立処分場で搬入されました不燃ごみ、粗大ごみにつきまして、まずは大きく選別を行います。主にそこでは、第1段階として金属類を取り除きます。その後、残ったもの、例えば粗大ごみですとか、たんすですとかそういったものでございますが、そういったものを破碎機で細かくする作業がございます。その破碎処理の過程におきまして、磁力選別機にかけまして、磁力選別機で金属類がくっつきまので、それで最初に取り除いた金属類以外のものを取り除く。それらを我々としては磁性くずと呼んでいるものでございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 磁性物ね。そうすると、先ほど言った前段の211トンが令和3年度の実績であり、先ほど言った1,044万円の金額ということで確認してよろしいのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 その磁性くず全てが先ほどの金額というわけではございませんで、先ほど若干申し上げましたが、中倉埋立処分場に搬入されました金属類をまず取り除きます。先ほどの1,044万9,000円の主な内訳でございますが、最初に取り除きます金属類、その重量が211トンのうち、196トンでございます。残り15トンにつきまして、磁力選別機で選別した磁性物の売り払った量となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、磁性物というのは15トン残りますよと。これは磁性物だから、払下げるそれぞれの単価があるかと思いますが、そうしますと、15トン等については、令和3年度で払下料というのはどのぐらいなんですか。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 その15トンのうち、令和3年度に売り払った単価が45円でございます。それを掛けますと、金額にしますと磁性くず分で71万7,000円となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そうしますと、大体およそそのぐらいの金額ということが今示されたので、改めてお聞きをした次第です。

そこで、資料で、改めて議会のほうで求めた資料に基づいて確認をさせていただきたいと思えます。資料としては、既に皆様に配られている関係でいうと、資料No.21ですね。23ページのところに、環境課から出された124番という項目がございます。これは環境課で示された資料として、令和3年度から令和5年度までの、この期間の廃棄物埋立処分場施設管理業務委託と、企業名は伏せますので、この書かれているところについて、ざっとこれを見ますと1,840万円ぐらいですか、委託をしているんだということなのかな。あるいは決算額ですから、ちょっと実績の中身に触れることになるかもしれないけれども、これはどういう業務をしているのか、ちょっと確認させてください。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 こちらの廃棄物埋立処分場の施設管理業務委託の内容でございます。

こちらにつきましては、搬入された不燃物、粗大ごみなどの破碎処理、また、選別業務のほか、それを埋め立てる業務、また、搬入車の受付業務、あとは水処理関係の施設の管理、そのほか場内の環境整備が主な業務内容となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、ここに示されている124番の業者が、いわば今後3年間委託を受けていくということになっているのではないかなと思います。先ほど示された磁性鉄211トンの事業も、あるいは1,044万円かな、あるいは最終的に磁性鉄として残る15トン、71万円、これも含めて、この業者の方をお願いをしているということですか。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 先ほどの金額、売り払った先は、またこの業者とは違います。ただ、埋立処分場の管理の中に、破碎処理業務、あとは金属類を保管する業務が含まれているという内容でございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。全般の管理ということですね。

次に、資料No.でいうと、No.21の22ページのところの環境課が出された資料で、115番という項目がございます。そうしますと、令和3年度から令和7年度までの生活ごみ・市内清掃収集業務委託が示されておいて、市内にある3つの業者かな、そういったことを行う業者での生活ごみの収集というのがここに示されております。もう一つは、116番のところを見ますと、ここに令和3年度から令和7年度の資源物選別回収業務委託があるわけですね。2つあると見受けられます。そうしますと、ここでは、生活ごみ収集運搬業務共同企業体と、私も初めて知ったんですが、これらの内容について教えていただければと思います。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 資料No.21の22ページの115番、生活ごみ市民清掃収集運搬業務委託の内容でございますが、こちらは、日頃、集積所に出されますごみを収集する業務、また、年3回の市民清掃、こちらのごみを収集する業務となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、そういった収集の中に、先ほど言った金属類、こういうものも入って収集している関係での取り扱っている企業体、それでいいのかな。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 先ほどの金属類も、要は集積所に出されたごみも含まれている内容となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

今回、改めて新聞報道等で資源物の売払料あるいは搬入の問題が報道されております。これは既に昨日、山本委員からも一定の質疑がございましたので、重複は避けませんが、しかし、そうはいつでも、先ほど質疑の中で確認したように、言ってみれば、全体として払下げをしている中で、やっぱり資源物として17年間ということになりますと、新聞報道では17年ぐらい、そういうものがという話になるとすると、やっぱりこれは市民が出された売払いの金属について、言わば場外搬出されているという中身になるのかなと思われます。

したがって、今後もやっぱり既に塩竈市としても、塩竈市資源物に関する調査委員会というものが立ち上げられましたが、改めて今回の案件について、令和3年度の決算を見ても、やっぱり今後の課題解明が求められるのではないかなと思いますが、しかも、昨日の山本委員の答弁の中で、仕様書の関係で、いわば質疑があつて、仕様書があつて場外の搬出は不可能なんだという回答でしたよね。そうすると、つまりは、搬出が不可能だということは、私たちにとっては、いささか奇異に思うんですよ、全体として管理しているわけですから。しかも、あそこには計量する場もありますね。入ってくる物、それから出ていく物、こういう物との関係で、仕様書でそうなっているのに、なぜかしら、今回はそういうものが場外搬出されたという点で、この案件はこれからの課題だと思いますが、市民感情としては、やっぱり解明を求めていく。ある意味、市民にとっては、自分たちが出した資源物がそういった搬入という事態に遭っているわけだし、ある意味、塩竈市もその意味では、被害者というのはおかしいけれども、やっぱり、塩竈市にとっても大変不名誉な関係だと思しますので、今後、なお一層、解明をしていただいて、議会にも適時報告していただくということで、よろしくお願いをしたいと思います。

私からは、まずこの件は以上にさせていただきます。全体として、どういう概要だったのか、議会の皆様との関係でも情報共有をしなければならないなと思っていましたので、その辺で、まずこの辺は一回終わらせていただきます。

次に、資料No.21の、ごめんなさいね、ページ数は担当は分かっていると思うんですが、災害公営住宅の家賃低廉化事業と東日本大震災の特別家賃低減化の、一応、この間の取崩額、示さ

れたと思うんですね。ごめんなさい、失礼しました、133ページのところです。

ちょっと私も分からないので、お尋ねをしたいと思います。133ページのところを見ますと、例えば平成28年から令和2年度の関係で、双方の交付金がなぜかしら取崩額がゼロだと表記されておりますので、これはどう読んでいけばいいのか、見ていけばいいのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木まちづくり・建築課長。

○鈴木産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

質疑の趣旨としましては、平成28年度から令和2年度まで取崩しがなかった理由ということでございますけれども、こちらにつきましては、そもそも災害公営住宅の特別家賃低減ということで人に係ります部分、あとは家賃低廉化事業というのは部屋に係ってくる交付金の内容になりますけれども、こちらの運用につきましては、災害公営住宅に限られるということで、現状、市営住宅から上がります使用料で金額が賄い得たということで、基金はそのまま積み立てる状況にあったというものでございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、ゼロというのは、災害公営住宅に入居している方の使用料で賄えたので、部屋の管理、部屋の関係での予算なのかな、交付金、あるいは家賃を軽減するという関係で、使用料で賄えたと捉えていいんでしょうかね。

○阿部（眞）委員長 鈴木まちづくり・建築課長。

○鈴木産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 今申し上げましたのは、市営住宅全体の使用料、宮城県住宅供給公社に委託してございますので、そちらのお金が賄い得たということで、基金も含めまして、そちらの中で手当てができたということでご理解いただければと思います。以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、災害公営住宅にお住まいになっていて、例えばこの間、5年間、入居して5年以降のもので減免をしましたよとなっていますよね。これはこの金額を取り崩さなくてもできたということなんですか、ざっくり言うと。

○阿部（眞）委員長 鈴木まちづくり・建築課長。

○鈴木産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

制度の内容について、若干触れさせていただきます。対象となります入居者の家賃につきま

して、入居から5年間の間については通常家賃の3割まで減額をし、以降、6年目から10年目まで段階的に上がって通常家賃になるというものでございます。その分の財源として、復興交付金が来ておりますが、家賃収入として、その分が入らないというのでございますので、取り崩す必要はなかったということでございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっと、分かったような、分からないような……。いずれにしても、入居して5年以降の災害公営住宅に住んでいる方々の減免は、間違いなくやってきたわけですね。だから、私が不思議に思ったのは、要するに、何でゼロ円なのかな、本当は東日本大震災の家賃低減化事業で、それを財源で充てているのかなと思ったものだから、お聞きしたんですが、そうしますと、市内全般の使用料があつて、それで何とか賄えたと捉えていいのかどうか、ちょっとその辺がよく分からない。まず、5年以降のものだね。5年以降のものをちょっと教えてください。

○阿部（眞）委員長 鈴木まちづくり・建築課長。

○鈴木産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 5年以降といいますか、まず、これまでの間、要は、入ってくるべき収入が入ってこない分が市で補填した分ということになります。こちらの基金に積み立てられているお金になりますけれども、こちらにつきましては、その分の財源措置がされた分ということで、これをもちまして、例えば住宅を建てることに係りますところの起債を借りた分、そちらに充当するというで現状確保されている金額ということで今捉えてございます。

今後の使い方につきましては、この間もご説明申し上げましたとおり、宮城県住宅供給公社とのやり取りの今総括をしておりますので、その中で整理をしてみたいということでございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。全体として、そういうことで捉えさせていただきたいと思います。今後の課題ですね。

全体として133ページのところに30億円ぐらいの基金が残っておりますよね。そうすると、これは市営住宅の条例がつくられて、市営住宅基金条例なのかな、これに基づいて基金化されていると捉えてはいるわけですが、そうしますと、今後の、災害公営住宅にお住まいの方々、そればかりではなくて、それ以外の方々も含んでいるんだろうと思うんですが、宮城県住宅供給

公社との、あるいは塩竈市との一定の整理の仕方、特に11年目以降の、現実、災害公営住宅に住んでいる方々の取扱い等についてはありますので、この運用の基本的な考え方だけ教えてください。

○阿部（眞）委員長 鈴木まちづくり・建築課長。

○鈴木産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

災害公営住宅の、先ほども申し上げましたとおり、起債の償還でありますとか、災害公営住宅に限って充てられる財源ということに現状ではなっております。

ご質疑ございました今後ということがございますけれども、現状、まずは伊保石の災害公営住宅が令和6年4月に10年を迎えるということがございます。再来年ということになります。こちらにつきまして、今後、減免制度を継続するか否かというところにつきましては、報道等がございますけれども、現状では、先進事例を踏まえまして、近隣市町とも相談をしながら対処を考えていきたいというのが今の方針ということがございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ひとつ、そういうことでの考え、今後ということになりますので、これは後、一般質問で様々通告はしていますので、確認の意味でお聞きをした次第です。

次に、資料を新たに出されましたので、ちょっと確認の意味でということで、決算特別委員会資料のその2、別冊ということで、塩竈市と宮城県の住宅供給公社の写しを出していただきました。ありがとうございます。

改めて、ちょっと確認のためにお聞きしたいんですが、16ページのところで、16ページのところを開いていただきますと、これは宮城県住宅供給公社との関係での仕様書になるのかな。11ページ、市営住宅の管理運営業務仕様書から始まって、ちょうど16ページのところに、9. 整備改良、1. 環境整備という項目があります。住んでいる方々の環境整備をしっかりと行おうという意味合いだと思いますが、そこで確認のためなんですけれども、中に集会所というのがあるんですね。上に団地内通路、あるいは（2）に集会所、自転車置場等々、草刈りも含めての関係です。これは例えば集会所について、集会所がない災害公営住宅というか、自治会に相応して実はないんだというところもございます。そうすると、仮に集会所に視点を当てて考えた場合に、これは環境整備、整備改良というのは、例えば地元のからの意見でそれを進めるのか。あるいは、宮城県住宅供給公社と市の関係でこういったものを整備していくのか。その辺がよく分からない。ですので、どうなっていくのか、ちょっと確認させていただきたいと思い

ます。

○阿部（眞）委員長 鈴木まちづくり・建築課長。

○鈴木産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

別冊2の16ページにあります内容につきましては、災害公営住宅の中で集会所があるところ、こちらに係ります日常管理費ということで、内容を項目として決めているものということでご理解いただければと思います。以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、新たに設置するとかということでのそういった整備改良ではないと。言ってみれば、日常の管理の項目なんですよということになるわけね。なるほど、分かりました。

そうすると、塩竈市で集会所を造る上で、たしか500万円だったかな、条例化されているんですよね、たしか、500万円だと思う、補助がね。そうすると、そういうものが仮に出た場合の取扱いというのはどうなっているんですかね。実際、ないところがあるので、非常に困っているというお話は、再三再四、聞いているので、そういった場合の事例、考え方、ちょっと教えてください。

○阿部（眞）委員長 集会所を新たに設置する関係ですかね。伊東市民課長。

○伊東市民生活部次長兼市民課長 集会所の設置についてですが、市では、新設について補助をするところはございます。災害公営住宅等については、またちょっと別な取扱いということにもなろうかなとはちょっと考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 別な取扱いということは、既存の町内会ありますよね。うちには町内会がないんだということと、自治会、災害公営住宅のそれぞれの自治会が設けられていますが、そうすると、今ある条例規定の中では、そういう項目がないということなのかな。

○阿部（眞）委員長 長峯市民生活部長。

○長峯市民生活部長 災害公営住宅に係る集会所の設置についてでございましたが、こちらに関しましては、もともと集会所がないところ、特に新しく公営住宅を造りながら整備を行うというところで、もともとそれぞれ市内に災害公営住宅がありますが、もともと既存である町内会と一緒に含めて、包含されて、交ぜていただいて運営を行うところ。あるいは新たに地区として町内会を策定するところというところで、様々な形態があるというところがございます。

なおのこと、災害公営住宅に関しましては、1か所の地区からではなくて、市内、あるいは市外からも、いろいろな地区から集まってこられる方がいらっしゃって新しくコミュニティーをつくるというところで、これまで災害が、東日本大震災が起きて以後のコミュニティーの醸成に関しまして、これまで支援を市で、行政で行ってきた経緯等もありますので、こういった状況を踏まえた格好での集会所整備というところがございますので、そのあたり、ご理解いただければと思っております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 これはこれ以上の論を避けますけれども、やっぱり、ないことで非常に苦労しているんです。大体、担当は分かっていると思うけれどもね。だから、これは研究課題にしてください。やっぱり、今ある条例で、そういう一般の既存の町内会、そこに住んでいる方々が集会所が欲しいですと。それはそれで、私はやっぱり必要な500万円の措置だと思いますが、しかし、やっぱり、今後、5年、10年お住まいになる方で、集会所がないことによって非常に苦労しているというのは聞いていますので、ぜひ、これは研究課題にさせていただいて、現場の声も聞いていただいて、そして、何が 필요한のか、何ができるのか、この辺はぜひよろしくお願いをしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それに類して、ちょっとこういう質疑で、少し突飛なのかなと思うんだけど、例えば災害公営住宅の空き部屋があります。それは例えばそういう集会所用に使っていいのかなどか。そういう声もあるんですね。家賃を払ってもいいよという方もいらっしゃる。そこら辺で、ちょっと考えだけ、お聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木まちづくり・建築課長。

○鈴木産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 空き室の利用ということなので、私からお答えさせていただきます。

先ほど申し上げました、基金に積んでおります家賃低廉化は、部屋に係っていますということで申し上げました。整備に係りましては、国の補助金等々入っておりますものですから、目的外使用というのはなかなかできないということでご理解願いたいと思います。以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 なかなか厳しいですね。非常に現場の声は、苦労しているということは聞いていますので、これもひとつ、今後の研究課題にさせていただいて、現場の声をぜひ聞いていただく機会を設けてもらえればいいのかと。何せ、夏場は、エントランスのところ、1階のところ

集まって話をするんですけども、冬場は辛いんだってね、今から秋冬にかけてね。やっぱり、今あるのはフロアとしては、集会所ないところは、結局、各自の部屋、倉庫みたいなものがエントランスの隣にあるんですよ、そこでやっているようで、自治会運営でうんと苦勞されているというお話は聞きますので、そういったことも含めて、ぜひ、今後の研究課題ということで、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、資料No.7の事項別明細書でちょっと触れさせていただきます。147ページから148ページです。

これは私的な意見なのかどうか……。ここに第2目道路維持費が書かれております。決算額も示されております、1億4,000万円。そこで何をお聞きしたいかという、よく、道路で穴が空いているところが結構あるんですよ。穴を埋めて、大体1週間か2週間たつともう一回穴が空いてしまうんですよ。大体、同じところが、私の地域でも、清水沢の市営住宅の前だとか、あれこれ取り上げませんが、必ず穴が空いてしまうのね、埋めても。むしろ、私は、そういうところは担当としては大体承知しているんでしょうから、例えば隣の新設、改良工事以外のところの新設の道路の工事費なんかも、道路改良費用というのが149から150ページに示されているわけですよ。そうすると、むしろ、そこは埋める方法じゃなくて、新たにきちっと路面をやっぱり修理すると。だって、路面というのは、たしか、基準で決まっているんですよ、何センチと。結局、何センチでないと壊れてしまうよと私は聞いているので、そこら辺の考え方だけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 道路の維持管理、まず、そういった陥没ですとか穴につきましては、市民の皆様からのご意見ですとか、あと、日々私たちがやっているパトロールの中で、そういったところを確認いたしまして補修をさせていただいていると。

ただ、ご意見ありますように、状況によっては、ただ穴を埋めるだけでは済まないような場所もあります。そういったところは、ご指摘ありましたように、工事で全体的にやっっていくという方法もありまして、そこにつきましては、道路の性状調査というものをやっております、そういった中で、全体的にわだち掘れですとか、ひびですとか、そういったものをご確認させてもらいながら、市内の道路の中の優先順位を決めまして全体的な工事をしていると。

前段ありました穴については、その優先順位の中に、ちょっとまだ下のほうの道路でありますところは、そういった対処療法的なやり方でさせていただきながら管理していきたいと思っ

ております。よろしくお願ひいたします。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 よろしくお願ひします。

塩竈市教育委員会の点検評価システムで、66ページのところに、エस्पに触れられております。空中庭園が残念ながら使えないということ、その辺の今後の取扱いだけ確認いたします。

○阿部（眞）委員長 エस्पの空中庭園の今後の使用についてだけ、じゃあ、最後、答弁お願ひします。武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 エस्पの空中庭園は今使える状態でございます。夏も、夏休みの期間中、水を張ってああいう活用をしていただいております。大丈夫です。以上です。

○阿部（眞）委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 私からは資料の塩竈市教育委員会点検評価報告書の51ページから質疑させていただきます。

私、ネットで、日頃、政治経済、いろいろ情報取りしている団体があるんですが、ちょっとその団体からのメールで、タブレットについてのこんな内容のメールをもらいました。というのは、まず、アメリカの専門誌「小児科学」という、日本のタイトルですと、この中に、普通に遊ぶ代わりにタブレット端末を使っている子供たちは、後々、算数や理論科学を学ぶために必要な運動技能を取得できないと警告している。さらに、小児科病院の小児科の先生は、小さい子供の場合、タブレット端末の利用で発達が遅れる可能性がある。さらに、スマホ依存が深刻で、10か国の学生1,000人を集めて、24時間スマホを使わせない実験をした。半数以上の学生が禁断症状を起し、実験を断念したと。こういった情報が流れてきたわけですね。

現在、塩竈市でも、学校教育の現場でタブレット導入というところで進んではいるわけですが、以前より、スマホばかり見ていると寄り目になるとか、そういう現象も確認されています。結局、あとは目が悪くなる、それ以外に。それと、脳にも悪影響を及ぼされるというようなことも、前から言われていたわけですが、なぜか、日本政府がタブレットを教育の現場に導入という一声で、全員がそちらの方向を向いてはいるわけですが、こういった健康被害がやっぱり報告されているわけですから、やはり、教育現場としては、こういった事実関係をしっかりと調査し、現状を把握した上で、タブレットの導入する割合、そういったもの、時間とか何とか、そういったことをきちんと考えていかないと、後々、子供たちの勉強が進むためにということ

でやっていることが逆効果になる。何か、10年間、こういった実験をやったんですけれども、結局は学力向上にはつながらなかったという結果も、このレポートの中では報告されているわけですね。

ですから、そういうところをちょっとしっかりと検証していただいて、子供たちに健康被害が及ばないような環境づくりを考えていただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

まず、塩竈市の小中学生の実態について、ご説明申し上げます。全国学力・学習状況調査の質問紙から紹介いたしますと、「携帯電話・スマートフォン、コンピューターの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか」という質問に対して、「きちんと守っている」、「大体守っている」という答えが、全国値よりも塩竈市は多く守っているということが分かりました。また、「平日、1日当たりどれくらいの時間、テレビ・ゲーム（これはコンピュータゲームであるとか携帯式のゲーム、携帯電話やスマホを使ったゲーム）をしますか」という質問に対しては、全国より、残念ながら、やや多いということが分かりました。

これを踏まえて、ご家庭でもメディアと上手に付き合いながら、子供の健康を守れるよう働きかけていきたいと考えております。委員のおっしゃるとおり、子供たちの健康は一番に守らなければなりません。大切なことは、メディアの影響、良い影響も、悪い影響も、そういうことを知ること、その上でメディアとの上手な付き合い方を実践することです。視聴時間の目安として、東北大学医学部小児科チームで研究されている内容というリーフレットがあるんですが、そこには、視聴時間の目安として、2歳まではできる限り控える。2歳以上は2時間以内、ゲームは30分以内。子供部屋、ベッドにメディアを置かない。食事時のメディア視聴をやめる。親子でルールをつくる。時間を決めようというようなリーフレットも県で出しております。このようなものを周知していきたいと考えておりますし、活用の仕方については、授業の中で、必ず注意喚起を行いながら学習するように指導しております。

あくまでも、これはただ学習手段の一つとして捉えておりますので、家庭での使用について、ご家庭の理解と協力を得ながら進めていく必要があると考えております。以上です。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 その辺、十二分に注意しながらやっていただきたいと思います。学習手段の一つというお話ありましたけれども、私のいただいた情報では、ビル・ゲイツ氏が数学の未来と賞賛

し、アメリカのタイム誌の2009年発明ベスト50に選ばれている個別学習プログラム、こういったものも、10年間も改良を続けたにも関わらず、効果が上がっていなかったということが発表されているようですから、やっぱり、そういうタブレットで学力が向上するんだという妄想は捨てて、要は、これからの世界は、ITからは逃れられませんから、そういった機器を適正に使っていくという方向性でやっぱりやっていかないと、何かタブレットにすがってれば勉強できるようになるんだと勘違いした教育をしてしまうと、大変な方向違いになっていくのかなと思いますので、その辺十分注意しながらやっていただきたいと思います。

次に、資料No.21から、ちょっと質疑させてもらいます。

14ページ、これを見ていきますと、塩竈市の地方債残高の推移が載っているわけですが、例えば平成10年に比べて、一般会計の場合は、残高が、平成10年が207億円、平成21年がピークで233億円、令和3年度は185億円ということで、平成21年をピークにまた減ってきている。平成10年からも令和3年度の場合は残高が減ってきている。これはこれで結構なことだと思います。とにかく塩竈市は借金が多いという烙印を押されて久しいわけですが、そんな中でこういった改善されてきているというのは、好ましいことなのかなと。

ほかの事業なんかを全部出した場合の塩竈市全体の起債残高についても、平成10年は591億円、平成21年のピーク時が701億円、令和3年度は464億円という形で、全体的な残高も減ってはいるわけですが、今後、残高の推移というのは、どういう方向に向かっていくのか。また、塩竈市として、何か目標的な数字があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 地方債残高の推移について、ご説明いたします。

まず、地方債残高につきましては、現状で言いますと、さらに下がっていくという見込みとなっております。ただ、今後、重点課題や、今年の災害復旧等、事業進捗が進めば、その分が少し若干上乘せになるということでもありますので、その辺、ちょっと、財政状況というか、そういうものを注視しながら、地方債残高について確認してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 ちなみに、1人当たりの残高をちょっと計算しましたら、平成10年は95万円、平成21年は124万円、令和3年度は89万円と、これも減っているわけです。ですから、人口減とともに、全体的に減っているということで、いい傾向ではあろうかとは思いますが、あまり減らし

て過ぎて、今度は、例えば建設費なんか、前は50億円、60億円あったのが、今は半分以下になっているということになると、今度は建設関係の方の仕事がなくなって、業者の存続が厳しくなってくると。何かあったとき、災害があったときに力になるのはそういう方々ですので、やっぱり、一定程度、維持できるような方策も考えつつ、この辺のかじ取りをしていかなければいけないのではなからうかと思っておりますので、その辺について、市長なりの考えがありましたら、何か、お聞かせいただきます。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） そこが大変難しいところでございまして、例えば庁舎にしても、ごみ処理場にしても、市立病院にしても、学校にしても、公共施設が適度に新築とか新校舎になったり、新庁舎になったりしていれば、ある程度、やっぱり借金も当然増えるんだろうと思います。その辺のバランスがどうなのかというのは、僕は、ちょっと残念ながら、今の段階ではこの460億円が多いのか、少ないのか。一時期から見れば、700億円から下がっているわけですから、これは相当努力されたんだろうという形跡は分かるけれども、その一方で、庁舎はこのまま、病院もこのまま、ごみ処理場もこのまま、これだけ考えても、普通に考えれば250億円から300億円かかる規模の公共施設なんですね。そのほかに学校とかを入れたら、もうこれは……。という話になってきます。この辺のバランスを、どこを目標にして、どこまでに、どう整理していくか、真剣に考えなければいけない時期にとっくに来ているんだと思います。庁舎も60年以上経過をしているわけですから、これがこのまま、あと5年、10年もつのかといたら、それは誰しもがクエスチョンだろうと思っておりますし、この辺のバランスをどう取りながら、人口減少、高齢化、税収の減少、こういったものもよくよく分析をしながら次の段階に行かないと、大変なことになるだろうと思っております。

それと同時に、今回のやっぱり円安、物価高は、こういったものの計画を大幅に遅らせるだろうと思います。現状でも、2割から3割、資機材、人件費、高騰しておりますので、単純に考えれば、それだけの工事費がまた上がってしまう。こういうときに、これだけの大きなプロジェクトをどの程度進めることがいいのかどうかという判断も、これは当然、役所だけじゃなくて、議会の皆様方にも、いろいろな有識者の方々にもご相談をしながら、それでも、迅速にやらなければいけないだろうと考えているのが今の実情でございますので、そういったことも踏まえて、丁寧に議論をして、ただ、迅速にやらないと、老朽化は激しい、著しい、厳しい状態になっておりますので、その辺を何とか、少しでも早めに、皆様方にスケジュール感、

もしくは、あとは財源確保しながら、どういうスケジュールで造り直していくか、お示しできるように努力はしていきたいというふうに思っております。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

よくなってきたとはいえ、やっぱりなかなか厳しい現実が控えているわけですから、しっかりとかじ取りをしていただきたいと思います。

次に、資料No.、同じく21の16ページ、ここに指定管理施設一覧及び効果ということで書いてありますが、まず、私がお聞きしたいのは、体育館、温水プールの管理料というのが、令和2年度から上がっております。この上がった理由は、どういうことから上がったのか、お聞かせください。

○阿部（眞）委員長 武田生涯学習課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 答えいたします。

令和2年度は、新型コロナが原因でございまして、市からの要請で、2か月ほど休館いたしました。その間の休館したときの協力金という形で、国から来た分をお支払いしている分が入っています。それで増えております。以上です。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、体育館の利用料が落ち込んだので、その分をプラスアルファしたという考えでいいわけですね。分かりました。

次に、同じページで、塩釜港開発（株）のマリンゲート塩釜、ここの管理、ここが先日ちょっとハローワークに用があって行きました。表の階段を上っていったところ、まず、一番初めの階段が欠けています。それから、途中は白っぽくて汚いです。「これが塩竈市の観光の玄関口か」と思わせるような……。ちょっと、前からそうなんです。変わっていないんですよ。何か掃除した跡も見えないし、だから、やっぱり、ハローワークが入ったことによって、塩釜港開発（株）は財政的に幾らか余裕が出てきているかとは思いますが、その辺の設備の管理、市が出さなければいけないのか、管理料で負担するべきことなのか、その辺のところをちょっとはっきりさせてやっていかないと、あまりにもみすぼらしい状況なのかなと、ちょっと感じたものですから、その辺について、ちょっとお答えください。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 マリンゲート塩釜の修繕等の管理につきましてのご質疑ござ

います。

マリンゲート塩釜につきましては、50万円以下の修繕につきましては指定管理者が負担する。それ以上につきましては、市の施設ということで、協議の上、予算計上を行ってまいります。

ただ、実際のところ、年数がかなり経過しておりまして、老朽化という部分、大変課題となっております。委員ご指摘の段階のところにつきましても、大変ちょっと見栄えがよくないということで、現在、見積りを取っているところでして、今後、修繕できるかどうか、検討を行っているところでございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 階段の欠けているところもさることながら、上がっていく途中、途中のところ、水垢で汚れているとか、何か、白っぽくしていたり何だり、そういうところが結構あるんですね。だから、もうちょっと水洗いするとか何とか、そういう日常の清掃というか、そういうところがしっかりできていないんじゃないのかなと思いますので、やはり、管理を任せている以上、塩釜港開発（株）にそういうことをきちんと、日頃の清掃管理をやっていただくということで、来た方が気持ちよくというか、観光地だなと気持ちよく上れるような階段にしていなければなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、資料No.21からまた、18ページ、ここに指名競争入札落札率というのがあります。これ、ちょっと拾ったんですが、（有）アクティホームが1年間で5件ありまして、トータル金額としては3,670万円ですから、さほどではないんですが、入札率が98から100%、この中で、全体として入札回数が18件あるんですが、その中で、1回で成立せずに、複数回数やったということもあるわけですが、この辺、指名競争入札というところでやってはいるわけですが、指名競争というものをちょっと見てみましたら、指名入札になっていたものを見ていきましたら、指名競争入札で8件出ていますね、この資料に、今回提出の。そのうち、トータルで、指名者数が87件ありました。指名者数87者、そこに応札したのが25者。そして、辞退したのが34者、それから、欠席が28者。ということは、辞退と欠席というのがどう違うのか。それと、87件指名して、応札者が25件であるというこの少なさ、そして、指名委員会としては、何か、業界の人の話を聞くと、資材の単価の高騰もある。それと、資格者の問題もある。だから、応札できないんだよと。ただ、資格者の問題については、役所は、この業者がどこの現場をやっているかというのは当然つかんでいるんだと思いますし、資格者が何人いるというのも大体分かっているかと思うんですが、その辺、勘案して、指名委員会できちんと指名しているのかどう

か。ちょっとその辺をお聞かせください。

○阿部（眞）委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 ただいま志賀委員から指名競争入札に関するご質疑を頂戴しておりました。

まず、1点目、辞退と欠席の違いでございますが、辞退につきましては、こちらから指名通知を差し上げて、辞退届が提出された業者となります。欠席については、辞退届が提出一切されなかった業者という理解でよろしいかと思えます。

お話がありました指名をしたとしても、辞退をする業者が圧倒的に多いということですが、こちらにつきましては、まず、指名のあり方でございますが、資料No.21の94ページをお開きください。

こちらに令和3年度の市内業者のランク別の一覧表ということで、塩竈市の場合は、29工種のうち、5工種に、5つの工事について、このようなランク分けをしております。先ほど、（有）アクティホームの受注が……、というお話がございましたが、建築一式工事のBランクというところで、こちらにお示しをしております9者ということで設定をしております。あくまで6,000万円未満の発注工事につきましては、こちら、建築工事であればBランクを指名する内容となっております。

辞退が多いということにつきましては、先日開催されました入札監視委員会、こちらでも厳しくご指摘を受けているところがございます。あくまで、市が指名をしたとしても、実際、辞退が多くて、結局、入札に参加するものが1者または2者ということでは、競争性が働いていないということで、そちらにつきましては、指名委員会でも議論を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 要するに、業者の実態をちゃんとつかんでいるんですかということ。指名した業者が今どこかほかの現場でやっていて、その業者には1人しかいないよと分かっているながら、また指名した場合はやりたくても仕事はできないわけでしょう。そういった細かな状況をちゃんと把握してやっているんですか。もし、そこまで把握していないのであれば、今後、そういうことをきちんと把握した上で指名をしていかないと、指名という行為が中身の無い行為になってしまうんじゃないかなということなんです。その辺についてはどうですか。

○阿部（眞）委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 工事に専任できる技術者の要件というものも当然ございまして、少額の工事であれば、工事に、現場に専任しなくてもいいという工事がありまして、その際は、2つという掛け持ちもできるということでございますので、そういった部分では、ほかの現場を持っていたとしても、金額が小さい工事であれば兼務は可能なのかなと考えております。

それ以外の一定程度の専任が必要な工事等々につきましては、今後、技術者の数等も見据えて指名の中で反映していきたいと考えております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 問いかけに答えていないよね。ちゃんとそこまで把握してやっていたんですか、やっていないんですかということを知っていた。だから、やっていないのであれば、今後、そこをちゃんと把握してやりますという答えが欲しいわけです。

○阿部（眞）委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 ご指摘のとおり、そこまでの把握自体は行っておりませんので、今後、そちらも踏まえて指名基準を作成してまいりたいと考えております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 聞いていないことをいろいろ言うと言時間がないから、ちゃんと単刀直入に答えてくださいね。

その次に行きます。同じ資料No.21の19ページから26ページで、委託事業の一覧表がここに示されています。この約200件の委託事業があるんですが、そのうち、33件が単価契約と書いてあります。塩竈市の単価契約に対する考え方はどうなのか。それと、契約の何かガイドブックとか、ガイダンスを見ると、塩竈市には総価単価契約という概念はないようなんですが、この示されている単価契約は、要は、総価契約の概念がない純然たる単価契約なのか、要するに、出来高の単価契約なのかということをお聞かせください。

○阿部（眞）委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 こちらで契約をしております単価契約につきましては、そういった数量が確定していないものということをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 当然、数量が確定できないものについては単価契約しますよということだと、私は思うんです。それが正しい見解なのかなと。ただ、何回も言いますけれども、瓦礫の処理の場合は、数量が分からないにも関わらず、裁判では、塩竈市は総価単価契約だったと、最初から

金額を決めて契約したから、後で全部その金額を水増し請求されようが、何しようが、払っても問題ないんだというようなことで裁判が決着したわけです。私の訴えは棄却されたわけだね。

だから、そのこのところをやっぱりはっきりさせておかないと、佐藤 昭前市長もこの場で単価契約ですと何回も言ったんですけれども、だけれども、議事録は裁判では通らないんですね。前市長が言った「総価単価契約です」というところが裁判では通ってしまう。誠に理不尽な結果になりました。だから、そういったところも含めて、今後、契約の在り方というものははっきりとしながらやっていただければなと思います。

その次に、同じ資料No.21の31ページから34ページ。令和3年度の随意契約一覧ですね。このうち、建設工事8件があって、1番から8番まであります。2番から8番までの随意契約の理由について、ちょっとお聞かせください。

○阿部（眞）委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 資料No.21、31ページの建設工事の随意契約の理由ということでございます。

2番以降につきましては、2番目については、3回目の入札で落札せず、不落随意契約となります。

3番につきましては、こちらは1者匿名随意契約ということになっております。ちょっとこちらの理由につきましては、追って確認いたします。

4番につきましては、こちらは災害に関する緊急対応ということでの随意契約。

5番目に対しましては、こちら3回目に入札が落札せず、4回目で不落随意契約ということになります。

6番につきましては、こちら災害対応ということで、市の建設協議会に依頼をした結果の工事ということになります。

7番につきましては、ガス事業法に基づく随意契約ということになります。

8番につきましては、こちら緊急の災害に伴う随意契約ということになっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

そうすると、例えば、一番金額の大きい藤倉のこれはやっぱりあれですか、3回目をやったということは、資材の高騰というところでの折り合いがなかなか難しかったという理解でよろ

しいんでしょうか。

○阿部（眞）委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 そのとおりでございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 それでは、また同じく資料No.21の67ページから78ページまでなんですが、ここに（有）宮城リサイクルセンターの随意契約があります。平成29年度は5,794万2,000円、それから、平成30年度は5,853万6,000円、平成31年度は6,016万8,000円ということで、毎年、着実に増額されているわけですが、随意契約で毎年増額するというのは、どういうことなのか。多分、これは1者随意契約だと思うんですね。理由としては、新たな機械設備を設置する必要がなく、経費節減が図られる。だから、ここに頼んだんだと。必要な機械設備とは何を指しているのか、ちょっと教えてください。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 こちらに記載されている必要な機械設備についてでございますが、こちらは伊保石リサイクルセンターで瓶とか缶とか、そちらを選別しますが、その選別するための、例えばコンベアですとか、あとは缶を圧縮するプレス機、そういったものが機械設備となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 その設備というのは、どのぐらいの費用がかかるものなのか。というのは、結局、その設備にとらわれていると、ほかの業者は全然入り込む余地がないわけですよ。だったら、誰でも入れるように、業者に設備させるんじゃなくて、市が設備をして、運営だけをお願いするという形にしたら、そういう縛りがなくなるんじゃないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 委員おっしゃいますとおり、市で最初から機械設備がもしあれば、業者もそれを活用できますので、より競争性は働くのかなと思っております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 競争原理の働かない契約の中で、毎年、これは増額していく。完全にお手盛りではないかなと感じるわけですけどもね。人件費が上がっていますということなのかもしれない

けれども、なかなか、このご時世で人件費が本当に上がっているのかどうかということも分かりませんしね。そういうところでございます。

同じく資料No.21の同じく67ページですね。ここに（協業）塩釜清掃センターの廃棄物埋立処分場施設管理業務というのがあります。昨日、今日と、昨日は山本委員、今日は伊勢委員がいろいろと質疑されておりました。この中にも、理由として、一般廃棄物埋立処分場の管理に対する資格を有しており、場内の維持管理における十分な知識、技術、機材を有していると書いてあるわけです。この機材を有している機材は何なのか、ちょっと教えてください。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 こちらの埋立処分場の機材でございます。こちらについては、基本的には、市のほうで、例えば、重機ですとかそういったものは購入して使用しております。そのほか、業者が有している機材につきましては、ちょっと、後ほど確認して答弁させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 結局、理由にならない理由をつけているんですよね。言われたら出す。これも随意契約で、毎年、金額増えています。平成29年度が1,512万円、平成31年度は1,667万7,000円と、ずっと随意契約で毎年こうやって金額を増やしているわけです。やっぱり、財政が苦しいんですから、随意契約じゃなくて、ちゃんと競争入札ができるような環境づくりをしっかりとやっていただいて、やっぱり、少しでもお金を浮かすということを考えていただけないかなと思います。

それと、先ほど来、磁性鉄くずの処理問題がありましたけれども、そのほかにも、例えば、段ボール、紙類、これが、資料No.21の36ページを見ますと、大体、年間に紙類が1,000トン処分されているわけです。前に聞いたんですけれども、売却価格がキロ2円とか3円。現実にはあり得ない単価で売却されていて、私はこの場で指摘したこともありました、何度か。だけれども、やっぱりこれもきちんと競争入札で、幾らかでも高く売れるような仕組みづくりをしていただけないかなとは思いますが、その辺について、いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 委員ご指摘のとおり、紙類ですとかそういった単価が低い状況でございました。昨年度、他市町村の状況も把握しておりまして、単価の改善についても協議を進めているところでございます。

なお、今の資源物の選別回収業務の中に、売払いの業務も含まれておりますことから、こういった単価の設定については、今後、業者とも協議を踏まえながら、適正な価格で決めていきたいと思っております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 そろそろ時間がなくなってきましたので。

今度は、資料No.23の30ページ、ここに清掃工場の施設運転管理、残灰運搬処理委託業務ということで、技術管理士が書いてあります。ここでお聞きしたいのは、この資格がないとこの運転業務の仕事は受けられない。会社の誰かが持っていれば受けられる。そうですね。現実には、この資格者が現場で働いていない場合にも、塩竈市としてはその管理者の賃金を払う仕組みになっているのか、その人が働いていなければ払わないよということになっているのか、お聞きしたい。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 こちらの技術管理者の手当でございます。今の清掃工場に委託しております業者には、こちらの技術管理者をちゃんとその現場にも配置することということを言っていますので、まず、現場には現実にいるということになっています。いない場合というのは想定しておりませんので、必ず現場に1人配置するというで仕様上定めております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうだと思うんです。いなかったら、払う必要ないわけですよね。ところが、震災後の重点分野雇用促進事業では、いない人にも4年間で2,000万円以上の金を払っているんです。そういう事実がありました。ですから、そのところを、やっぱり、二度と起きないように、しっかりと基準を決めて管理していただければと思います。

最後の質疑になりますが、決算特別委員会資料その1、別冊をちょっと見てください。この中に、各種団体への補助金の一覧表が出ています。約58団体に総額8,800万円の補助金が出ております。そこで、こういった団体の会計検査については、領収証等のチェックをしているのか、していないのかだけ、お聞かせください。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 補助金の団体につきましては、令和3年度に領収証等のチェックをするようなガイドライン的なものをつくりまして、実施をしているというところでございます。以

上でございます。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

午前 11時 22分 休憩

午前 11時 30分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの志賀委員の質疑に対し答弁漏れがありました部分につきまして、管財契約課長及び環境課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 先ほどの答弁漏れについて、お答えいたします。

資料No.21、31ページをお開きください。

こちら3番の工事、寒風沢の工事につきましての随意契約理由ということでございますが、こちらは寒風沢漁港での工事の施工中に発生した地震、それに対する災害復旧ということで、一体性のあるという観点から、随意契約を実施したものでございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 先ほどの答弁漏れについて、ご回答申し上げます。

資料No.21の67ページでございます。恐れ入ります。

そちらの、24番の廃棄物埋立処分場の随意契約理由でございますが、こちらの中の業者側の機材とは何かということで、こちらにつきましては、水処理施設が施設にございまして、それに何か不具合があったときのためのバキュームカーですとか散水車がこちらの該当となります。

なお、こちらの埋立処分場の委託につきましては、令和2年度からは一般競争入札に移行しておりますので、今のところ、こういった随意契約理由は存在しないということになります。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 それでは、質疑を続行いたします。伊藤博章委員。

○伊藤委員 では、私からも質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、資料要求しましたので、資料No.23の28ページにございます令和3年度に実施されたサウンディング型調査の結果についてということで、このことについてお伺いをしたいと思

ます。

まず、担当課を知りたいので、ご答弁を最初、どんな感じの事業やられたのか、お答えください。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 事業の内容ということでございますか。（「どんな事業」の声あり）

まず、サウンディング型調査につきましては、社会教育施設や公共駐車場につきまして、公募により、民間事業者から広く意見や提案を求めるということで、今後の方向性を定めるために行ったものでございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 平成30年に国土交通省総合政策局が、「地方自治体のサウンディング型市場調査の手引き」というのを出しています。これは、あるのはご存じですか。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 国土交通省が出した資料については確認してございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 手続の流れを見ますと、ほぼこれに従ってやったのかなと思うんですけども、そこはどうでしょうか。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 そうですね。こちらを基に手続をしてきたと捉えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 私、この資料の中で、一つ心配していることがあるんです。それで質疑させていただいているんですが。これは、どこの自治体もずっとやっているところもあります。調査をずっと続けられているところは、各自治体で結構見受けられます。本市では初めてやったんですけども。その中で、インセンティブの問題が取り上げられています。要は、発注するに当たって、何か行政側からインセンティブを出さないと受注業者が決まりにくいという、過去からの例があるんだそうですが、その辺はどのように認識していますか。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 インセンティブにつきましては、各事業者が参入意欲というものがある

ということで、事業の検討段階で情報提供を得られることではないかと考えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 インセンティブとしては、やっぱり民間事業者に行政側が、「どうですか、うちの管理しませんか」ということを提案するわけですよね。それに基づいて、今度は、民間側は、「役所だってなかなかコストがかかる話、私たちがやったからといって、すぐ黒字にはなりませんよ」という発想になるんだと思うんです。そういう中で、だから、何かインセンティブを出さないと駄目だと。

その中で、国土交通省が言っているのが、優秀な提案を行った民間事業者と随意契約を締結するなど、直接的な効果ということをやっているんです。これは、悪意を持って使うと、この随意契約というのは可能になってくる可能性があるんですよ。それはやらないつもりですか、どうですか、お伺いいたします。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 現在のところ、そういう予定はございませんが、今後、導入する、方針というものも、今後、庁内で検討していきますので、その中で検討はされるのではないかと考えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 できれば、何で担当課を聞いたかというのと、これをなぜ財政課でやるのか、僕は分からない。国で言っているのは、所管課という表現を使っていますから、やっぱり、そういうことをやってはいけないんだと思うんです。

後で、私、例の東日本大震災復興特区区域やりますけれども、それも同じことですから。だから、その辺、しっかりやってください。所管課を巻き込んでやってください。これだけ、お願いしておきます。

あと、なるだけ、12時には終わりたいと思いますので、答弁、短く、よろしく願いをしたいと思います。言うのを忘れていました。すみません。

次、どうしても行かなければいけないので、そこに触れていきますけれども、決算資料のNo. 7、54ページの資源物払下料1,900万円ばかりあるんですか。これ、先ほど、内容は聞きました。ただ、なぜ、これだけ……。令和2年度と令和3年度の比較を教えてください。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 こちらの資源物払下料の比較でございます。令和2年度は571万1,500円でございます。令和3年度と差引きしますと、令和3年度が1,380万円ほど増となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 監査委員にお伺いします。

監査意見書において、今の払下料が含まれる第21款の諸収入において、せっかく、これだけ、1,000万円も頑張っているのに、何ら記載がないんですけれども、こういうものは褒めなくていいことでしょうか、お願いします。

○阿部（眞）委員長 福田監査委員。

○福田監査委員 確かに、今説明されましたように、令和2年度と比べるとかなり増加しているということで、触れてもよかったかなと今は思っております。ただ、ほかにも、全体の中で、私としては、これは皆様方に訴えておきたいという部分がありましたので、ちょっとその部分については触れていなかったということでございます。ただ、触れるべきであったかなと今は思っています。以上です。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 今回の決算は、依存財源が相当高い。新型コロナこの関係はありますけれども。そういう中で、自主財源に当たるようなことを頑張っているわけですから、これは特筆してもいいんじゃないかと。佐藤市長になられて、これだけ頑張ったわけですから、やっていいんじゃないかと思えます。

この背景、売上げが上がった背景、一つは、そうやって一般競争入札をしたというのは、さっき説明でいただきました。それ以外に言うと、鉄スクラップの価格高騰があるんだと思うんです。2020年4月、これは、日本鉄リサイクル工業会から出している資料を見ると、2020年は1トン当たり1万8,500円。それが2021年10月で1トン当たり5万6,300円になっています。ほぼ3倍です。

この理由は、要は、カーボンニュートラル、本市の長期総合計画でもカーボンニュートラルを掲げていますでしょうけれども、要は、二酸化炭素の排出量を減らしていくと。その理由の一つが、鉄の製造で高炉を使った場合、鉄鉱石と石油由来の鉱石を使う、コークスを使う。それだと二酸化炭素が大量に出る。ただ、鉄くずを使って電炉でやると、CO₂の削減が約7割。これで中国が、今、最も排出していると言われてるので、中国はこの電炉を活用す

るということで一気に、COP、CO2 下げるあれの中で宣言を習近平さんがやられたよう
ですけれども、そうなってくると、今、2020年は中国向けが1万6,000トン輸出されていまし
たが、2021年は既に約40万トンとされています。これは今後も続きます。

ですから、鉄くずがやっとな資産になったわけですから、今までみたいに逆有償だ何だと、こ
れ、私、当選したときから言っているんです、この払下料、何とかもうちょっと頑張れない
のかと。ただ、やっぱり、市況というのはあるんですよ。

それから、もう一点。さっき志賀委員も質疑していましたけれども、塩竈市の委託を受けて
いる事業者の方々に、本市で機械を持ってないものですから、依存しているんです。お互い
に持ちつ持たれつの関係なんですよ。このところはやっぱりしっかり改善をしていかないと、
幾ら業者と委託契約とかそういった仲だけでやっていこうとしても、やっぱり現場の人間に
したら不安でしょうね、そこでもめたらどうしようみたいな感じで。やっぱり、そういった
不安も解消していかなければいけないと思います。ただ、これには広域行政というキャップ
がかかっています。市の政策として公益的な取組をしたいという思いもあって、なかなかそ
こに踏み入れない部分もありました。

やっぱり、こういった背景も具体的に考えながらやっていかなければいけないんだろうなと
思いますが、ただ、評価はいたします。このように頑張ったということで。

これに関連して、次にお伺いしたいのが、資料No.7の119ページ、120ページの、これは、第
1款第4項とか第5項、第2款第1項とか、関係するのかなと思うんですけれども、この中に
課長の、引地課長、人件費はどこに組み込まれますか。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 この中の課長の人件費でございますが、120ページ、第4款第2項
第1目清掃総務費の給料以下となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 これまでも何人かの議員から話題になりましたが、その鉄くずの問題です。

人件費がここに組み込まれているということは、令和3年度においてこれが発覚したということ
になりますよね。発覚して以降、担当課としてはどのような動きをしたのか。その辺ご説明
をお願いします。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 こちらが発覚したのが令和3年の11月でございます。その発覚後、

まずは、至急、内部での今後どう対応していくかということ協議を進めまして、専門家などの意見も聞きながら、まずは、すぐにそういった不適切な取扱いはやめたほうがいいということで、令和4年の1月にそういった場外搬出はストップしているとなっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 専門家とは、どなたですか。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 弁護士の方となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 弁護士から、そのときにどういう相談をしたかと聞いたらいんですけども、どういう返事をいただいて、どう対応することになったのか、お聞かせください。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 まずは、どういった経過でそれが始まったのかという調査をすべきだということで、まずは責任の所在を明らかにすることがまずは先決だろうと。あとは、先ほど申し上げた、不適切だったものをまずは適切な処理に移行するというところでございました。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 このことを、当時から、新聞に載ったのはこの4月、5月の話ですけども、そのあたりまでに詳細に知っていた職員、特別職は何人いらっしゃいますか。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 何人という明確な答弁はできませんが、こちらにつきましては、例えば、庁内の会議なんかでも共有はされていたところがございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 今回、新聞で報道されたのがきっかけになっているんですが、それが私にとっては不可解なんです。内部の方が、知っている方が情報を詳細に提供したということになります、最初の記事を見る限り。やっぱりこれ……。

副市長、調査委員会の委員長ですよ。やっぱり、こういう内部だけの情報が外部に流出したということも聞き取りの対象にすべきじゃないかと思うんですが、いかがですかね。

○阿部（眞）委員長 佐藤副市長。

○佐藤副市長 調査委員会といたしましても、今回のことを非常に重く受け止めておりまして、まず、市の廃棄物行政の信頼失墜に関わるものだというので、私も気を引き締めて当たっていきたくとまず考えております。

調査の内容につきましては、まず、責任所在をどうするかということについて重点を置きたいと考えてございます。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ぜひ、お願いします。どう情報が漏れたかということもちゃんと調査の対象にしてください。

鎌倉市は、こういう不適切事務処理に関する調査委員会とかを結構やっつけていらっしゃるんです。これは、やっぱりこういう時代なんだなと思っています。ここ10何年間か、ずっといろんなことやっています。ただ、それも今みたいに市内部で問題が発覚した場合は、やっぱり内部の判断で、調査委員会を設置して、何が正しくて何が正しくないのかということをしっかり公表すべきだと思うんです。

それから、中には、鎌倉市の事例でいくと、市議会議員から指摘を受けて、職員の生活保護支給事務に関わる何か不正があったのか、なかったのかまで全部調べています。

やっぱり、こういう姿勢というのは、私、必要だと思うんですよ。ただ、それが、どこの段階で自らが判断して行うかというのが大切なことですから、議会も知らないのに、情報がぼんと出てきて、後で説明を聞くっていうやり方は、ちょっとあまりよくないなと思っていますものですから、これは適正にやっていただければいいと思います。

ただ、職員が萎縮するような聞き取りだけはしないでください。これは平等に聞いていただければと思います。そこをよろしく願いをしたいと思います。

次に行きたいと思います。

次は、資料No.8の、170、171ページ、東日本大震災復興特区についてお伺いいたします。No.8の170ページというのは、まず、これの施設の実績の企業支援制度の（2）になりますよね、今私が指摘したところ。これの概要を説明してください。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 企業誘致活動推進事業のうち、東日本大震災復興特区法の実績ということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

こちらにつきましては、171ページの成果指標のところをご覧くださいますと、東日本大震

災復興特区法に基づく事業者の指定ということで13件、同じく復興事業の認定状況ということで29件となっております。また（4）としまして課税免除の適用事業者数として、20事業者となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 じゃあ、この東日本大震災復興特別区域法、ここから質疑を1件させていただきたいんですが、これの目的は、やっぱり、あれですかね、塩竈市のホームページに、固定資産税の課税免除についてということで載っていて、その中を見ても分かるんですが、要は、この区域内に塩竈市が復興のために必要な事業者を集積するというのが目的だと思うんですが、そこを確認させてください。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 お答えいたします。

復興特区制度の目的としましては、東日本大震災以降、復興特区内において雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保と、委員おっしゃるように、事業の集積等を目的とした事業でございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 市のホームページを見ますと、このことに関して、復興特区に関わる問合せ先として、制度全般については市民総務部政策課企画係、それから指定申請、事業実施報告は産業環境部商工港湾課みなとまちづくり係、それから、課税免除については市民総務部税務課固定資産税係となっておりますが、これでよろしいですか。

○阿部（眞）委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 今委員がおっしゃったとおりでございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 これ、分かるかどうか分かりませんが、震災後にすぐできた制度ですから、当初、つくるときに、これは、今名前が変わっていますのでしようけれども、当時から見れば、3つの係なり課が、調整担当あたりが一緒になって、この計画づくりを、お互い情報を共有して、目的も共有して進めたという経過はありますか。

○阿部（眞）委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 申し訳ございません。ちょっと、そこら辺のところまでは、私も把握はしていません。

ただ、我々で、基本的に、全般的にやらせていただいて、税務課では課税免除、そして、商工観光課では認定という形を取っておると理解しております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 このことに関して謝罪会見が行われたわけですが、その際に、課税誤りということが言われました。私、それから、ずっと調べたんです、これ。どう見ても認定誤りなんですよ、この制度上は。認定を誤っているの、課税部署にしてみれば、認定されたものを受ければ制度に従って減免しますよね。それを減免すると、国から10分の10で特別交付税で入ってきますよという制度なんです、簡単に言うと。だから、これは認定の誤りなんです、あくまでも。

そこをちゃんとしておかないと。私、心配していることがあるんですよ。

固定資産税の課税誤りなんかで、名古屋市の冷凍倉庫事件、これは最高裁判決平成22年6月の件ですけど、このときに、固定資産の価格を過大に決定したということで、損害を被ったということで訴えが起きたんですよ。そうしたら、その最高裁の判例は、「損害を被った当該納税者は、地方税法432条1項本文に基づく審査の申出及び同法434条1項に基づく取消訴訟等の手続を経るまでもなく、国家賠償請求を行い得る」というのが、最高裁判例になりました。

そうやって、簡単に、やっぱり、税の誤りがあったとは言うべきじゃないんだと思うんです。この辺は、行政内部でしっかりと、やっぱり……。僕、調べたので、3段階になっているんだと。計画区域をつくりました。どういう事業者ここに立地してほしいと、しっかり塩竈市で認定しました。その事業者から手挙げ方式で手が挙がってきたら、簡単に言いますよ、産業部で認定をしました。その認定証を持って、たしか、税務課に行くようになっていますよね。だから、このところが誤りになって、結果、免税額が多くなってしまったという話なんです。

そのときに、認定誤りということであれば、やっぱり、県・国に、公表する前に事前に相談なさるべきなんですよ。そういうことはしましたか。税務課が答えては駄目だ、認定が誤っているんだから。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 お答えします。

認定業務につきましては、ご指摘のとおり、商工観光課で担当している業務でございます。

なお、認定を確認するに当たりまして、商工観光課が担当している業務ですけれども、まず、今回、申請された事業が復興特区の区域内であるか、また、対象業種に該当するか、また、事業設備投資とか資金計画等が妥当であるかというところの審査はした上での認定となりまして、固定資産税に該当する償却資産に当たるかどうかにつきましての審査は、商工観光課では行うことができません。以上になります。

○阿部（眞）委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 だから、そこが問題なんですよ。本来やるべきところがやっていないってことなんですよ、これから言わせれば。これは市が定めるわけですからね、何を認定するかということ。だから、もともとの出発点が悪いんです、これ。つくったときに、せっかくいい制度なのに。せっかく事業者が意欲を持って、塩竈市にとっては必要で、雇用の回復にもつながるといって、これは塩竈市にとっては重要な施策だと思います。それなのに、お金返してくれと言って、冷や水を浴びせるようなことというのは、あまり得策ではないと思います。

せっかく、国も含めて、これは不均一課税とか、あえて税の不公平をやっているわけですから、法律に基づいて。それでも、震災からの復興のためには必要だということ、特別な法律をつくって、それに従ってやっているわけですから、もうちょっと、行政もそういったところにはやっぱり優しい手を差し伸べて、一緒になって、こういう誤りがあったときに、どう事業者の応援ができるかということは考えるべきだと思うんですよ。

ただ、これ、東日本大震災以降、一番悪いのは、全部国からお金に来て、市の職員やってやっているだけになっているところがあるんですよ。だから、平気で事故繰り出したり、何したり、いまだにそれをやっているわけですよ。

やっぱりそういう財政規律というものを含めて、それから、政策も自ら自分たちで考えるという雰囲気、もう一度、この令和3年度の決算を見たときに、もう1回考え直してほしいなということをお願いしまして、お昼前ですが、終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時ちょうどいたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○小高副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

冒頭、諸事情により、教育長が退席しておりますことをご報告を申し上げます。

それでは質疑を続行いたします。

改めて、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

西村勝男委員。

○西村委員 それでは、令和3年度決算特別委員会の一般会計について、お伺いします。説明のほど、よろしくお願ひします。

資料No.8番のみでいきますので、よろしくお願ひします。

No.8の132ページ、防犯対策事業、施策の実績についてお伺いします。4番目にあります空き家の取組についてですが、これまでに相談があった空き家と令和3年度に新たに相談があった合計49件、改善が必要とされる空き家に通知しまして、49件中、3件が解消されたとありますが、年度内に3件が改善された内容について、ちょっとお知らせください。

○小高副委員長 伊東市民課長。

○伊東市民生活部次長兼市民課長 お答えします。

3件については、例えば防犯上ということと、あと、ツタとか、草とか、そういったところがかぶってしまっていて見えない状態になっているとかというところの内容でございます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 分かりました。

以前にも、赤坂の一番上にある空き家で、ごみ屋敷があって、環境課の方とか市民安全課の方が来て、改善しようと思ったら当事者がいなくてできなかったという、そういう事例は、今回はなかったのでしょうか。やっぱり、持ち主がいないとできないということもあると思うんですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○小高副委員長 伊東市民課長。

○伊東市民生活部次長兼市民課長 所有者がちょっといないというときもありますので、例えばですが、納税管理人等を確認しまして、連絡をするような形をちょっとさせていただいていきます。以上です。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

ただ、ちょっと残念なのが、相談件数が49件あって、年度内に3件が改善されたと。その49件の中でも、それも全て解消されるための条件が整っていて、これからもやっていかななくてはならないとすれば、年に3件だとすると、結構、年月がかかりますが、もっと先に進める工夫というのは何かお考えでしたら、お知らせください。

○小高副委員長 伊東市民課長。

○伊東市民生活部次長兼市民課長 お答えいたします。

本当に我々も、ちょっと3件は少ないなという思いではおりますが、我々の市民課ですと、まず、所有者に通知をすることになりますので、そういったことであればなかなか進まないのかなとは感じますが、やれることとしては、市民課としては通知を出すということですので、ご理解いただきたいと思います。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 これから、高齢化社会の中で空き家が多くなっていくというのは、前提としてあるはずなんです。その中で、年3件では、どうしても、どこにも追いつかない。これから、移住定住、いろんな部分で進めていく中で、もっと改善して、やっぱり、49件を半分ぐらいは手をつけて、今進んでいる最中ですよというような形でやっていっていただかないと、今後、その辺の解消にはならないと思いますが、もう一度、答弁をお願いします。

○小高副委員長 伊東市民課長。

○伊東市民生活部次長兼市民課長 すみません。市民課の場合ということで、まず通知を出させていただいているということですが、また、空き家としましては、もっと大きなくくりでいけば、空き家バンクと、そちらの考え方ということ、対応なんかもございますので、そういったことを全庁的に連携しながら強化する必要があるなどは考えているところでございます。以上です。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 どうぞよろしくをお願いします。

空き家に対する相談窓口も、1か所だけではなくて、いろいろな部分で、市民安全課なり、様々な形でやっていただきながら、その辺の解消方法については協議していただければ幸いです。ですので、よろしくをお願いします。

次に、資料No.8の304ページ、市制施行80周年記念事業についてお伺いします。この記念事業につきましては、記念式典や各種PR事業をはじめ、第二小学校の壁画と、「秋の浦戸を

散策しよう」とか、郷土愛を育むプロジェクト支援事業の補助金、しおがま元気UPプロジェクトについては11事業もやられている。塩竈めぐる旅クーポン、塩竈に寄ってけさいん観光プロモーション、また、Let' Buy! しおがま商品券などをやっているけれども、総括として、どのように今回評価されているのか。市制施行80周年記念事業について、どう思っているのか、ちょっとお聞かせください。

○小高副委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 総括的な話ですので、総務人事課から、まずはお答えをさせていただきます。

資料No.8の304ページの80周年記念事業の施策の趣旨のところをご覧くださいと存じます。今回、80周年と節目でございましたが、東日本大震災からも10年ということもございませう。それから、第5次長総も終了の年ということもございまして、大きな節目の年でございました。

今回、こちらに書いてありますとおり、まず、これまでの80周年の町の歩み、そのところを皆さんとしっかりと思い起こしてというところがございまして、次の100周年に向けて、新たにつながる事業をやっていききたいという思いで、80周年をやらせていただきまして、各担当ごとにいろんな事業をやらせていただきました。

結果としまして、今年につながっていく、今後につながっていく事業というのも数々出て、継続してやらせていただいておりますので、次の100周年に向けた歩みがしっかりできたとは考えてございます。以上でございます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 市制施行80周年記念事業については、本当に大変ご苦労さまでした。数多くこなされて、職員の方も大変ご苦労されたと思います。

そこで、お伺いします。令和4年度以降も継続して実施するというお話ありました。市制施行90周年、100周年に向けて、今後、どの事業をこれから継続していきたいと考えているのか、ちょっと教えてください。

○小高副委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 どの事業というのは、総務人事課というわけではないんですが、令和4年度に引き続き事業を実施しているものについて、少しご説明をさせていただきます。

例えばでございますが、しおがまっ子夢応援プロジェクト、これも令和4年度に継続してございます。それから、中の島公園あるいは伊保石公園の植樹等、あるいは伊保石公園のリニューアル計画というものも、80周年を契機に今後にしっかり向けてやっていこうということで、これも継続してございます。それから、国際交流事業、こちらも中学生の国際交流事業も、80周年を契機にやったものを今年度以降もしっかりとやっていきたいということで、継続しているところでございます。以上でございます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。頑張っていたきたいと思います。

コロナ禍も大分収まりつつあります。いろんな人が出歩き、いろんな人達と接触を持つような機会が多いと思いますので、その辺で、やっぱり、公園の整備とかいろんなこともありましたけれども、その辺も含めて、継続してきちっとやっていただければ幸いですので、よろしくをお願いします。

また、反省する事情、何もないということでよろしいですね。

○小高副委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 反省するべき点というのは、やはり、初めてやった事業も昨年度は結構ございました。その中で、やはり、事業の進め方ですとか、継続してやっていけるようにはどうしたらいいのかというところは、各課で反省点ございますので、それについては、しっかりと昨年度の反省を踏まえて、今年度以降、生かしていきたいと考えてございます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 本当に様々な事業をやられて、私も調べてみて初めて分かった部分があったり、ここまでやったんだという部分はありましたので、本当にご苦労なされたのかなと思って、敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

次に移ります。311ページ、ふるさと納税についてお伺いします。

担当課の努力もあって、3億2,487万3,000円のふるさと納税の金額が集まったとなっております。ここでちょっと注目したのは、県内の人数が、前の年で368名が654名という、大分増えているんです。ですから、その辺で何か変化があったのかどうか、その辺、ちょっとお知らせいただければありがたいんですが。

○小高副委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

すみません。360何名……。〔「311ページ」の声あり〕失礼いたしました。

県内の人数が、令和2年368名から令和3年度654名に増えたと。どのような理由なのかというご質問であります。

基本的に、昨日もちょっと広告宣伝としてということで、関東地方中心、東京を中心にしてやっていたというところもありますけれども、県内に関しましては、特段というか、あまりちょっとやっていなかった。ただ、広告とかを皆さんに見ていただけたのかなというところが増えたのかなと思っております。以上でございます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。努力していただければ幸いです。

私も、ふるさと納税について、市の職員で市外にいる方は、できれば、ふるさと納税してほしいというような勝手なお願いをしたり、あと、教育委員会でも、塩竈市に縁あって教師として来られた方についても、やっぱり、塩竈市をよく知ってもらうためにも、ふるさと納税も一番いいんじゃないかと言ったものですから、その辺が何か聞いていただければと思って、一応確認の意味で。

今後とも、そういう部分で、市在住でない職員の方々についても、ふるさと納税で、やっぱり市の魅力をまた発見していただくことも一つだと思いますので、その辺どうぞよろしく願いいたします。勝手な要望です。

次に、338ページ、放射能対策事業についてお伺いします。

令和3年度で610万8,000円の決算額となっておりますが、この金額、単年度だけじゃなくて、この検査というのは、随分長年、五、六年続いているのかな。その辺で、累積としてどのぐらい経費としてかけていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせください。

○小高副委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 それでは放射能検査担当課からお答え申し上げます。

どれぐらいの検体を検査しているかというご質問かと存じますが、令和3年度、卸売機関に委託しております水産物の放射能検査につきましては、281検体を検査しております。以上でございます。

○小高副委員長 それで610万円ですが、ここに現況と課題ということで、放射線測定に係る経費については、損害賠償請求を行っているが、全額賠償対象となるか不透明であるとなって

いるんです。ですから、今年はこのぐらいの金額ですが、今まで、生鮮産品も含めて、随分放射能検査されてきた経緯があるんですが、そういう分も含めて総額幾らぐらいになって、今後、その賠償責任といいますか、賠償請求をされていかれるつもりなのか、ちょっとお聞かせください。

○小高副委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 それでは、今後の賠償請求の関係でお答えさせていただきます。

まず、現在でございますが、この放射能測定検査にかかっております610万8,000円につきましては、特別交付税で措置をいただいております。あわせまして、一方で、市といたしましても、東京電力に対しまして直接賠償請求を毎年やらせていただいております。ただし、東京電力からは、特別交付税の対象となっているために賠償金が給付されていない。結果として、こちらの338ページで一般財源となっておりますが、特別交付税で措置をいただいているという状況でございます。

なお、今現在も、こちらについては、その方針が国から変わるというような通知は至っていないという状況でございます。以上でございます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 大変厳しい財政の中で、交付金で補われている分はあるとしても、様々な形で大分影響ありますので、その辺、きちっと頂けるものは頂いていただいて、プラスに変化させていければ幸いですので、どうぞよろしくお願いします。

次に、363ページ、しおがま健幸ポイント事業についてお伺いします。

6月定例会でも、この件については質疑させていただきました。7月以降、中断といたしますか、中止の科目に入って、今後は何もないというお話で、おかしいんじゃないかと。

また、しおがま健幸ポイントについても、評価として、85%ぐらいは評価がよかったという話も聞いていたんですが、答弁の中で、9月以降はまた改めて進めるというお話も承ったような気がしたんですが、現在どのようになっているのか。現在、どう捉えているのか、お知らせください。

○小高副委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 しおがま健幸ポイント事業、昨年度まで、政策経費ということで事業を行ってまいりました。今年度、令和4年度につきましては、しおがま健幸歩数アップチャレンジということで、ご家族や友人、職場で3人1チームをつくって、2か

月間の合計歩数を競っていただくというような事業内容で募集を行っているところでございます。チャレンジ期間は、令和4年9月1日から10月31日の予定としてございます。

こちら、これまで、昨年度はアプリをわざわざスマホに入れていただいて参加していただくとか、あとは、歩数計を独自で使って参加していただくというようなことを行っておりましたが、今回は、独自のアプリではなく、皆様お使いのスマホなどで歩数も分かりますので、そういったもの、あるいは、やはり歩数計で使いたいという方は貸出しもしていますので、そういった銘々で記録をつけていただきながら歩数を競っていただくという事業を現在実施しているところでございます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。ほっとしました。私の耳にはそういう広報活動のPRというものは全然聞こえてこなかったもので。

9月1日からですか。始まったばかりなんでしょうけれども、年齢、100歳までという時代背景の中で、健康維持するためにも皆さんに、また、評価も高かった事業です。これからずっとどうやってPRしていくのか。また、どうやって皆さんに知らしめるのかについて、どうお考えなのか、ちょっとお知らせください。

○小高副委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 委員の耳にお入りになっていなかったということで、広報不足、大変申し訳ございません。

こちらは、広報ですとか、ホームページ、また、健康診断を行う市民健診の会場の場で、様々チラシなどを配架しながら皆様にお知らせをしてきた事業でございます。

なお、皆様の目や耳に触れ、手に取っていただけるようなチラシ、そういった工夫を行ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 年取ってきますと目が見えなくなったり、耳が聞こえなくなったりする方も、私のように、いらっしゃいますので、よくPRを徹底してやっていただければ伝わると思いますので、どうぞよろしく願いします。

次に、388ページの、割増商品券事業についてお伺いします。

Let' Buy! しががま商品券ということで、その部分は12月1日から12月24日まで開催しましたが、この辺の評価として、どう考えているのか、ちょっと、もう一度お聞かせく

ださい。

○小高副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 令和3年度に行いました割増商品券の第3弾についての成果と
いうことでのご質疑でございます。

これまでの第1弾と第2弾の経験を踏まえまして、第3弾では、全世帯に案内を送付しまし
て、購入希望を取って買っていただくという形を取らせていただいたところ、購入場所が指
定できるということと、予約できるという形になりまして、大変利用者の方には好評であつ
たという結果が出ております。

また、利用者アンケート、それから、事業者の方にも、両方、アンケートを取っているんで
すけれども、事業者の方からも、売上げ増ですとか、新規の顧客獲得というところに成果が
あったとアンケートのご回答を、それぞれ、すみません、54%と58%の方、事業者の方から
いただいております。以上でございます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 生活支援といえますか、消費者に対する支援と事業者に対する支援ということで、
現況と課題にも書いてありますが、コロナ禍を見据えた、消費者、事業者に対しての支援と
いうことであります。ただ、経済対策としては、なかなか難しいのかなと思いますけれども、
そういう部分についてもまた十分にある程度発揮しているということで、よろしいでしょ
うか。

○小高副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 経済対策としての部分ということでのご質疑でございます。

コロナ禍以降、年に2回ほど、定期的に事業者アンケートを実施してまいりました。その中
で、最も望まれている事業者からの支援策として、給付金の支給と同様の割合で、消費喚起
策というところが望まれていた部分がございます、事業者の方にも喜んでいただけている
と思いますので、効果があったと考えております。以上です。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 消費者対策と事業者に対する対策としては、十分に行われていると思うんですが、
塩竈市の経済の活性化に向けては、ちょっとという部分が、私の個人的考えでありまして、
塩竈市の1世帯当たりの年間の支出額が239万円、世帯数を掛けますと、570億ぐらいの消費
能力があるとされています。現在、1回で2億円ぐらいだとすると、0.5%か0.3%ぐらいの、

このパイの中での移動があったということだけでしかないので、新たに経済を活性化するためには、そこから、二市三町、塩竈市以外でも、仙台からでも来るような、何かシステムがあったらいいのではないかと思って見ていました。

次の質疑、次の項目なんですけれども、これで消費を促すために、前、みなと塩竈・ゆめ博という、塩釜商工会議所でやった経緯がありまして、1か月ぐらいにわたってのPR活動をしたという実績もあります。

ほかから来るためには、何を発信して、何を購買力として、塩竈市として発信していったらいいのかという部分を含めて、今回のNo.8の393ページに、来てみ（観）て塩竈事業というのがあるんです。これでも随分頑張ってやっていただきまして、松島湾クルーズ&お寿司満喫事業とか、塩竈めぐる旅応援事業、また、塩竈に寄ってけさいん事業というように、塩竈市以外から来た方々に対しても、クーポンなり、商品券とまでいかないまでも、何かしらを与えることによって、塩竈で買物して、遊んでいただいて、食事をしていただいて、歴史を知ってもらって、塩竈というものを見ていただくという部分で、これが一番いいのかなと思って、商品券事業とプラスアルファでこれも考えたらどうかなと思ってます。

これについて、塩竈に寄ってけさいん事業、事業費609万8,000円、参加宿泊施設20施設、この件について、何か、経過と結果としてどういう反応があったのか、反響があったのか、お知らせください。

○小高副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 塩竈に、どのような情報を発信して、どのようにお越しいただくかということと、あと塩竈に寄ってけさいん事業についての反応という部分かと思えます。

まず、塩竈に寄ってけさいん事業につきましては、今年、今回で3回目、本年度も予定、6月補正でお認めいただきまして、3回目となる事業でございます。こちらは松島及び市内の方々、主に松島の方面になりますが、そちらに宿泊される観光客の方に塩竈の情報を発信して、塩竈にそこから呼びたいというような趣旨の内容でございます。

やはり情報発信は、一番課題でもあるんですけれども、ターゲット別に、県内でしたら、より詳細な情報を仙台市内などにも多く出したりですとか、あとやっぱり、宿泊で松島に来られる方々というのは、遠くからも来られている方が多いので、塩竈市そのものが余り知られていないことも多いかと思えます。そういった方々に塩竈の情報を発信して、塩竈にお立ち寄りいただいたり、また、今回じゃなくても、次の機会に寄っていただいたりということに

つながればと考えております。

また、宿泊施設の方々の反応でございますが、大変お客様が喜ぶ事業ということで、若干、お手間はかけるんですけども、喜んでいただけていると思っております。以上です。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

塩竈めぐる旅応援事業につきましては、市内の宿泊施設ということであったんですけども、クーポン券が4,000円分を2,000円で出すと。今、いろんな旅のクーポン出していっしょに、これも、これから、商品券事業プラスアルファで、二市三町全てにわたるようなクーポンを出して、「塩竈に来てけさいん」と、簡単に言って、「これあげるから、どうぞ」と。旅行でなくて、日帰りでもいいから、塩竈市に来て、食べて、飲んで、観光してほしいというような企画もこれから考えてもいいのかなと。

先ほど、商品券事業について聞きました。520億円か30億円ぐらいのパイの中での移動しかないような気がします。新たな収益性を上げるために、やっぱりそういう方々に対して、一市三町の方々にも、「塩竈にも来てけさいん」と言えるような企画もひとつ必要だと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○小高副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 委員ご指摘の二市三町の住民向けのクーポンというものは、現在のところない状態ですので、今後、ちょっと検討させていただければと思うんですけども。昨今、マイクロツーリズムといったことで、県内からの、より深く地元のまち歩きなどを楽しむといった個人旅行の傾向も強まっていますので、仲卸市場ですとか、鹽竈神社といった大きいところだけではなく、この塩竈のローカルな魅力というものもいろいろな機会に発信していきたいと考えております。以上です。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 情報発信をもう少し徹底してやっていただいて、塩竈の魅力の発信につなげていただければ幸いですので、よろしく申し上げます。

先ほどお話ししましたが、塩竈市の1世帯年間支出額は平均で239万円という数字が出ております。利府町が1世帯平均年間の支出額が291万円、多賀城市が年間278万円という数字が出ています。購買力としては、この周りにいる市町村が大分魅力としてあるはずなので、その辺も含めて、情報発信を、また、観光なり、食なり、仲卸市場も含めて、いろいろな部分

で発信していただければ幸いですので、よろしくお願いします。

私からは以上で終わります。

○小高副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 何点か質疑をさせていただきたいと思います。主にはNo.8の主要な施策の成果に関する説明書から伺ってまいりたいと思います。

120ページの障がい者医療費助成事業です。120ページになります。

ここでは、施策の成果、書いてございます。全体としては、医療費助成を行ってきたんですが、障がい者の福祉増進を図ることができた。ただ、成果としては、人数が減ったので、減少になっているということですが、ここで伺いたいのは、ちょっと残念ながら、身体障がい者1級・2級・3級、療育手帳の保持者、精神障がい者が加わったということなんですが、この辺の人数がきちんと書かれていないので、できれば、令和2年、令和3年の、それぞれの人数が分かれば教えていただきたいと思います。

○小高副委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 障がい者の助成対象者の内訳ということなんですが、大変恐縮です。令和3年度分だけ、今、手元に数字ございますので、まず、令和3年度分ということで、ご報告をさせていただきたいと思います。

身体1級から3級までの方で937人、それから、療育手帳をお持ちの方で105人、それから、精神手帳の方で32人、あと重複ということで、身体、それから、療育、精神と、それぞれ重複で持っている方もいらっしゃいますので、11名、そのほか、ちょっと、この中で不明という方もいらっしゃいまして、トータルで1,208名という形になっております。以上です。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 できれば、今後の増減も、医療費の増減だけで終わらせないで、人数もできるだけ示していただければいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

関連して、110ページ。

ここでは相談関係が載っています。障がい者総合支援ということで載っていて、110ページに相談者が載っています。1番の4番目のところ、相談支援事業実施状況ということで、様々な、障がい者福祉相談支援センター「しおーも」に紹介したり、「北上の郷」というところに行ったり、「藻塩の里」に行ったり、「ひまわり園」とか、いろいろありますが、こ

これらの状況について、例えば、私、この間まで8050問題を取り上げて、どこにどう相談したらいいかということを取り上げてまいりました。1人の相談者は、おかげさまで、市の保健師と宮城県保健所の保健師が一緒に入っていただいて、そのうちを訪ねていただいたりして相談に乗っているんですが、問題なのは、専門家がいて、治療に病院に連れていく。それから、薬をもらって飲むこと、落ちつかせるということが非常に大事なんだけど、何か月たっても、1年になろうとしても、まだならないかな、そこがいかないんですよ。それぞれ家族の意見を聞きながら、寄り添いながらやるということは言うんだけど、やはり早く治療、診断をして、そして、例えば年金につなげるとか、安心して暮らせることが必要なのに、丁寧に対応するのはいいんだけど、その辺の対応の仕方というのは、ここの4番の5番に入るのですか。これはどれぐらいに受けているのか、分かりますか。

○小高副委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 障がい者の総合支援事業の部分でご質疑いただきました。

まず、ここの1から4番の相談の実施先のところで、1から4までというのは、それぞれ民間の事業者で様々なサービスをやっている中での相談ですとか、あとは、市で委託しての相談を受けていただいているという部分になります。

まず、そういったケースであれば、やはり生活福祉課で一度相談をいただくというのが一番ベストなのではないかと思っております。我々のほうでご相談いただければ、どういった方法を取るのがいいのかとかそういった部分、じっくりと、我々だけで足りなければ、この支援事業者がおりますので、そういうところにも入っていただきながら、また、障がいだけで済むのか、ほかの福祉サービス、児童関係であるとか、高齢関係であるとか、そういうところも必要であれば、そういった総合的に判断をして対処させていただきたいと考えております。以上です。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしく申し上げます。

111ページのところに、施策の成果として、臨床心理士等の有資格者を配置することで、きめ細かな相談ができた、充実が図られたということなんですが、これは今、生活福祉、障がい者の窓口か、分かりませんが、そこにちゃんときちんといるということなんですか。

○小高副委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長　こちら、主要な施策の成果で出している部分は、委託している部分の話をメインに載せております。生活福祉課の中ではなくて、これは委託している部分の中に、臨床心理士等そういった有資格者をきちんと配置して対応しているというところになります。

○小高副委員長　曾我委員。

○曾我委員　市としてではなくて、委託して、そこへ紹介すると。

その課題のところ、相談支援体制の充実を図っていくと述べています。これは次年度に向けてか、分かりませんが、どういったことを充実図ろうとしているのか、お伺いします。

○小高副委員長　並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長　こちら、一つは相談支援をされる方たちのスキルアップですとか、あとは、相互の情報共有という部分で、例えば困難ケースなんかについても、みんなで持ち寄りながら話をするですとか、そういったスキルアップがメインになってくるところ、新しく、例えば委託先とか相談支援先を設けるというような考えではないです。以上です。

○小高副委員長　曾我委員。

○曾我委員　ちょっと、はっきりはイメージつかないんですけど、やっぱり、人的体制をやっぱり取らざるを得ないのではないかと思いますので、引き続き取り組んでいただくように、まずお願いしたいということと、やっぱり、一日も早く、そういった、この間、地域は申しませんが、やっぱり暴力沙汰で、結局、亡くなった方がいらっしゃるんですね。だから、隣近所でも、なかなかひきこもりの状況が分かっていなかったということもありますけど、やっぱり、早く行政の手が入ることが、ああいった悲惨な事故を起こさないで済むのではないかと、そういったことを経験してみて、そう思うわけです。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2つ目は、121ページの防災体制整備事業についてです。121ページです。

ここでは東日本大震災を踏まえた避難所における支援体制を図るとともに、こういった普及を図ることができたということなんですが、今もなお、地域を歩きまして言われることは、自宅で避難したと。そこには食材も、支援も、物資も、全然来なかったと。食べ物に対するあれではないんだけど、例えば、私、中学校に行って、防災服を着て、「何ですか」とかと、お手伝いはした経験があるんですが、そのときに、私が、「家庭まで持って行く分ま

で、ここで、三中にあるものを分け与えるということまではちょっとできないと思いますよ」と言ったことを、11年たっても覚えていらして……。観月山もそうだったけれども、「年寄りがなかなか三中、三小まで行けない、自宅にいるんだ。そこに少しおにぎりを頂けないないか」という話もされたことがありましたけど、結局、避難所に来た人達にはそれなりのもの、あるいは自治会組織があるところは割と行くんだけど、全部に手が回るわけではないんですよ。

今いろいろとこういった、今日は厚いものは持ってきませんでしたが、こういった防災グッズを地域に渡したりしてはいるわけだけれども。やっぱり、私心配なのは、今検討していますよということなんだけれども、全部冊子になってしまってから渡されても、そういうことが生きていくのかなど。水や食料、この第3項の冊子の中で、食料、食材、水及び生活必需品の調達及び供給活動とは書いていますが、やっぱり、ここでも、細かなところまで行き届くかどうかと、そういったことの検討がされているかどうかということが心配なので、あえてこの決算特別委員会で質疑しておきたいなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○小高副委員長 小林危機管理課長。

○小林総務部危機管理課長 細かなところまでの支援ということでございますけれども、やはり、ちょっと、震災になった場合については、市ができることというのは非常に限られているところでございまして、そういった意味で、日頃から、防災備蓄品というのは、3日間は最低、ご自宅に保管していただくということをお願いしているというところでございます。

また、町内会、自主防災組織、そういったところにも、実際、震災のときにも機能しました町内会のところには、集会所をメインに届けながら配布をしていただいたという経過もございまして、今後も、市もできる限りのことはしていきたいと考えておりますけれども、地域のことにつきましては、地域の皆様にもお願いしていきながら対応を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 そうですね。行政だけではやれないというのは分かっているんですよ。だけど、常日頃から、自主防災組織もつukれないところもあると。みんな高齢化して、なかなかお手伝いもできないところもあるということも頭に入れながら、どうすべきかということを考えていかなければならないのではないかと。1人の力というのは限界がございまして。それは重々分かるんですよ。だけど、東日本大震災を経験して、私たちも体験してよく分かった

んだけど、そういったことにやっぱりこう心を砕くっていうか、そういったことも含めて、ぜひ、お願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

何をしたらいいかというのは、ちょっと私も、やっぱり自主防災組織だとか、いろいろな団体ありますよね。そういう人たちもありますけれども、ぜひ、大きな被害が来ると言われているだけに、しっかりした検討をしていただきたいということだけ申し上げておきます。

次に、200ページになります。松くい虫対策です。

ここで書いてあるのは、令和3年度の実績として、本土地区に235本、浦戸地区で24本の伐採駆除を実施したと。現況と課題の中で、被害は減少傾向になりつつあると。特に、浦戸地区の被害木が著しく少なくなったために、本土の保安林を重点的に処理することができたとしています。

浦戸地区の被害が少なかったということなんですが、浦戸振興推進協議会から出されている要望書で、少なくなったということについて、私ちょっと疑問を持つんですが。これまで、浦戸の島の松の木をずっと伐採駆除してきたと。全体としては、本数は少なくなっているんだと思います。島ごと崩れてしまっているところもありますから、やっぱり少ないんだかもしれません。だけれども、やっぱり、日本三景松島、京都の天橋立、それから、広島の大島神社、そして、松島、三景なんでしょう。それだけ言われるところで、島があるというのは、塩竈の浦戸の島々も代表するものではないかと。どこの範囲かという、よく多聞山からあちらの松島の奥と、それから、その三角形の地域を結んだところの中がそうだとされているんだけれども。やっぱり、本気でこのままでいいのかということを考えなければならぬんじゃないかと。この間、浦戸に行ってきたと思ったんですが、伐採して、運んで、焼いてしまったよというだけでいいのかどうかと。どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○小高副委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 伐採だけでなく、松林を保全というようなご質問かと存じます。

まず、我々担当課といたしましては、今委員ご指摘のとおり、伐木であったり、地上散布であったりというようなことをやらせていただいておりますが、いわゆる植樹という部分におきましては、宮城県におきまして、耐性松、松くい虫に耐性のある松の苗木を、松島湾内の無人島に、毎年度、植樹を行っていただいているという状況がございます。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 じゃあ、植樹はされていると。まだ、その木が大きくなるから、あまり目立たないけれども、それは同時並行でやられていると受け止めておきたいと思います。

もう一つは、やっぱり、日本三景松島、もちろん神社とか、いろいろ仏閣がありますけれども、やっぱり松の木が倒れると島が崩れていく。そうすると、今度、養殖漁業への被害とか、様々、循環が悪くなるのが非常に心配されるわけです。

私は、塩竈市、一つの自治体だけでこれほどの経費をかけてやるというのもなかなか至難の業かなあと考えていまして、宮城県にも、もっと日本三景である京都とか、それから、広島とか、そういったところを守るためにどんな取組をしているのか。そういったことも検証していただいて、もうちょっと積極的にやらないと、「島はなくなったわ、それで終わりだわ」ということにならないように、その期間をできるだけ長く、食い止めるということも考えていく必要があると思っていましたので、決して、朴島と野々島の中の島を見ても、とてもこのままにはしておけないとすごく痛みを感じてきましたので、その辺も含めて、市長、副市長には頑張っていたきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○小高副委員長 佐藤副市長。

○佐藤副市長 ちょっと前職の部分を含めてお答えさせていただきますけども、よく、「松島は、松がなくなったら、ただの島だ」というのは、県議会でもお叱りを受けながら、松くい虫対策をどんどん進めろというお話いただいております。

震災以降、震災直後には松くい虫まで手が回らず、一時、松島においても松くい虫の被害というのはかなり増加いたしました。ただ、その後、松島地区につきましては、先ほど来、お話ありましたとおり、日本三景の一つでもあるということもありまして、重点的に松くい虫事業というものを展開しております、先ほどの説明にもありますとおり、被害木についてはどんどん減少してきているという状況でございます。

一方、今残っている地域というのは、船なんかで行くと、よく、島の縁辺部に松くい虫の被害木が見えますけれども、あそこは人が入れずに、ヘリコプターでの搬出とかそういう方法でしか伐採事業等できない場所がございます、非常に経費のかかる場所が残っております。そこについては、当然、市だけというわけにはいきませんので、ここはやっぱり県当局にお願いして、抜本的に多額の予算を投じていただきながら守っていただくということについて、我々としてもお願いを申し上げていきたいなと思っております。

松島湾の松は非常に大事だと思います。浦戸の島の松が、観光の魅力、地域の魅力の一つでもありますので、守っていけるように取り組んでまいりたいと思います。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ぜひ、ほかの県のそういう環境を守る取組なんかもいろいろ検証していただいて、頑張っていたきたいということでもあります。

もう一つ、No.23のところ私ども浦戸振興推進協議会から塩竈市に出された要望書を出していただきました。ありがとうございました。ここには松くい虫のことも書かれていますが、24ページ、定住人口の増加策に向けた対策についてということで、浦戸にはそれぞれの島に公営住宅がありますが、この公営住宅の入居要件を緩和して、そして、何とか居住者を増やしていただきたいんだという要望であります。

私、震災からの浦戸を一つ一つ、住宅が建ったときに、皆さんと、議員とも一緒に行って落成式してきたりなんかしたんですが、実際に全ての住宅が埋まったことというのはあるのでしょうか。

○小高副委員長 鈴木まちづくり・建築課長。

○鈴木産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 ちょっと、過去の経過までの資料は、今持ち合わせておりませんが、現状、野々島の住宅が2つ、あと、朴島の住宅が1つ空いているということだけは確認しておりますが、全部埋まった経過があるかどうかは、ちょっと、すみません、分かりませんもので、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 私見る限り、時々行くんですけども、ずっと空いているんですよ。寒風沢が1つ空いて、なかなか帰ってこないという人もいたし、朴島もそうでしたし、空いているんですよ。こういうふうには、募集、今回9月にまた市営住宅の募集がありました。野々島の住宅1戸、朴島住宅1戸と、私、全部持っていないんですけども、ずっと取っているんですけども、空いているんですよ。

島の人たちは、1人でも、2人でも、来てくれることが、住民にとってすごく励みになるし、何とかここに住居を持って住んでいただけないかと願っているわけです。だから、私は今も住宅の家賃は特例的に少し軽減しているということを聞きましたけれども、公営住宅のものは、やっぱり自治体でこれを政策として取り組むという方向がきちんと示せれば、十分可能だと思いますので、そういった検討をすることができないのかどうか、お答えいただきたい

と思います。

○小高副委員長 鈴木まちづくり・建築課長。

○鈴木産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

まず、浦戸の住宅につきましては、平成30年の2月定例会に議案を出ささせていただきました、単身の方でも入居ができるようにということで、条例を改正した経過がございます。

今、委員おっしゃられた部分につきましては、多分、所得要件のことかなと思いますけれども、そちらにつきましては、事例が多々ございますので、それを参考にしながら、ちょっと検討させていただきたいなと考えているところです。

ただ、一方で、現在、浦戸再生プロジェクトという取組の中で、浦戸に対する定住策をどのようにするかということにつきましては、整理がされていると考えてございますので、そちらと併せて進めていきたいなと考えているところです。以上です。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

昨日も浦戸のプロジェクトという話が出されました。一生懸命考えているんだと思うんですね。そうは思います。でも、ただ、私から言わせれば、これまで、昨日今日始まったことじゃないんですよ、浦戸の再生というのは。何回も言いますけど、いっぱいいろんな業者も入って冊子を作ってきたんだけど、現状は現状ですよ。

私、一番大事なことは、市長が言ったように、島民の方が何を求めているのか、何をやってほしいと思っているのかということに耳を傾けるべきだと。それが、この浦戸振興推進協議会が毎年、毎年、頑張ってくれている要望書が、要するに、島が元気に頑張っていける方策だと思うんですよ。ところが、浦戸のプロジェクト、中身は見ていませんが、こうやって議場で聞いていますと、全くこのことの中身が入った検討がされていないように感じます。ネット関係だとか、いろいろ新しい人が都会から来て、そこでも仕事できるんじゃないかという、そういうこともあるでしょうけども、もっとやっぱり足元で要望されていることに着目をして、これの中の1つでも、2つでも、やっぱり来年はこの一つを取り組もうよと、次はこうだよっていうことをやる必要があるのではないかと思うんですが、市長も、浦戸の人たちと膝詰めで懇談もしたということですが、ぜひその辺で、そういうことは考えているのかどうか、お伺いします。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 曾我委員がおっしゃるとおりだと思います。毎年1回以上、島にお邪魔をして懇談会をさせていただいております。昨日もそういう議論があったと思いますけれども、業者にいろんな形で冊子を作っただいて、それを見せていただきましたけれども、今曾我委員がおっしゃったようなニュアンスであるということは、これは否めないなと思っています。

それを踏まえて、今、浦戸振興課長に、足らなければ、この後、答弁させますが、まずは、各島で何をお望みなのか、要望書には書いてございますけれども、3つぐらい、それぞれの島のご要望について、まずはまとめたらいんじゃないですかということで、そういう指示を出しております。そのほうが、島民の方々にとっては一番分かりやすい話だろうと思っておりますし、実は、まだ正式に何も決まってないんですが、この要望書の中の幾つかについては、相当、下交渉をしている部分もあります。ただ、見通しがまだ見えないところございますが、その辺についても、見通しが見えてきた段階で、また手続を踏んで、市議会の皆様にも、島民の方々にも、お伝えをさせていただきたいと思っています。

とにかく、いつも言われることは、本当に、これは僕が言った言葉じゃなくて、「私たち、そんなに長くないんだから」と、いつも言われます。後回し、後回しとやっている間にどんどん時間が過ぎていく。この言葉というのは非常に重くて、その言葉を……。だからといって、全部できるわけじゃありませんけれども、できるものからしっかりと取り組むことをお約束させていただければと思います。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 元県会議員であり、住民の中に入っていくことは全然厭わないで頑張っている姿はよく見えていますから、ぜひ、期待しますので、1つでも、2つでも、頑張ってくださいたいということを要望しておきます。

では、4番目ですが、学校給食について伺います。

資料No.21の135ページです。

ここに学校給食調理員職員の配置数と年齢構成について、令和元年から3年度まで出させていただきました。学校別の配置数をずっと見てみますと、とにかく中学校は、職員は誰もいないと。それは、委託したからだ。それから、小学校は20名になっていると。正職員は11名だということなんですが、これは、今後、小学校はこれを維持していく考えはあるのかどうか、まず伺います。

○小高副委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 学校給食の調理体制のことについて、特に小学校の体制についてのご質疑をいただきました。

現在、小学校につきましては、第二小学校、玉川小学校が、昨年度は委託をしていました。そして、杉の入小学校が、令和4年度から調理業務の委託をしているところでございます。それ以外につきましては、直営で職員を配置して給食を作っているところです。

正職員の調理員が年々、年齢も上がってきているというところで、定年退職をした場合は、基本的には退職者の補充をしないということになりますので、その部分につきまして、調理業務の委託をさらに拡充していくという方向で考えているところです。以上です。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 これも、年齢構成に理由を転嫁して、だんだん高齢化になるから、退職者不補充だから、これはどんどん、換えて言えば、減らしていくよってということなんだと思うんですね。

下の年齢構成を見ますと、例えば、30歳から39歳まではゼロですが、35歳から44歳まで4人と、それから、45歳から54歳までは7人いらっしゃる。その上、55歳から60歳までは9人いらっしゃる。当然、例えば公務員の方々の退職の年齢がだんだん引き上がっていく状況にもありますが、ただ、重労働だということも言われていますので、やっぱり若い人を、市内と言ったら変だけれども、就職口というか、働き口をこのままどんどんなくしていいのかと。

例えば、さっき防災のことを言いましたけれども、学校給食がすぐあれば、そこでおにぎりぐらい、みそ汁ぐらい、作られる環境にもあるんじゃないかということも前も言ったことがあります。私は、委託したからといって、そこがなくなるわけじゃないと言うかもしれませんが、やっぱり震災のときは人の手なんですよね。

そういう点では、今課長が言われたようなことを当局は考えているのかもしれませんが、これは前のときの首長の時代であって、できれば、地元で働き口を、雇用を確保するという点、育てていくっていう点、そういった点からも、これやっぱり、小学校は守っていくよと。順繰りに採用していくよっていうことはできないのかと思うんですが、そこを要望するんですが、いかがでしょうか。

○小高副委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 給食の委託については、まず、教育委員会の考えになろうかと思っています。採用の関係で、私からご答弁を申し上げさせていただきます。

市で、今、技能労務職についての採用は止めているという状況がございます。その中で、や

はり一般事務職、技能労務職じゃないところの職員数も減ってきているという中で、財政的なことも考えまして、まずは事務職の採用と、市ではかじを切っているのかなと考えてございます。

なお、給食の委託がいらっしゃらないと、震災のときという話もございますが、その場合については、市の職員で炊き出し訓練等がございますので、その中で、例えば、避難された方に炊き出しで食事を提供するというところも、今後、考えていきたいとは考えてございます。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 なかなか、私たちが要望することがすんなりとは通らないかもしれませんが、ぜひ、お母さんたちと運動して、要望書もいっぱい回って、ぜひ回っていただけるようお願いしたいものだと思います。

この間、学校給食の食材なんですが、国内の食材を使うことになったと。国の指導もあったと思うんですが、小麦粉とか、それらは一体どうなっているのか、お伺いします。

○小高副委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今、小麦粉の話が出ましたけれども、今年度からというか、今現在、パンについては国産小麦のパンを給食で提供しているところです。以上です。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 できるだけ国産食材を使うようお願いしておきます。それから、現在、7月から始まった食材高騰に対する支援をしていただいております。けれども、これは3月で切れるわけです。これから、新聞を見ても、食材がどんどん値上がりすると、電気代も上がると、いろいろ上がっていくという中で、これ、このまんま終わってしまうのかとなれば、親の負担が相当増えることになりかねません。

国にもちゃんと求めることと併せて、次の手をちゃんと考えていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○小高副委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 食材の高騰が今後も続くものと考えますので、今現在は、臨時交付金等を使いまして、国の補助などを活用しまして補助をしているところです。そういったものが継続しますように、今後とも要望などしていきたいと思います。以上

です。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしくお願ひします。

それから、今、学校給食の無償化というのが随分あちらこちらで、青森県のことが新聞に載ったり、県内でも、栗原市だとか、名取市だとか、大郷町だとか、次々、学校の給食費を無料化にしています。相当増えていくんではないかと思ひますので、ここでは「やれ」と、すぐ言ひませんけれども、ぜひ、無料化のために検討してほしひと。

私どもの提案は、例えば、小学校1・2年生、中学1年生の3学年を1年間で無償にすると。次の年は2年生・3年生、中学校2年生を無償にするとか、3年間かけて無償にすることだつてあるんではないかと。一気にというのは、やっぱり財政の点からも大変かもしれませんが、そういったことを提案しておきます。それは提案ですから、お答えいただきません。

一つ、7番の、私、聞きたいのは、公共用地。例えば、No.7の285ページからなんです、普通財産というのがありまして、山林、原野、宅地などがござひます。どこにどう入つてゐるか、分かりませんが、海岸通の海辺の賑わひ地区を土地区画整理をしてまいりました。あそこに労働金庫とか、藤崎とか入つてゐますが、その周りに宅地が、何年たつてもうちが建たないと。もちろん、個人で持つてゐる方で建てられない人もゐますけれども、市が管理している用地もあるように伺ひました。「曾我さん、何とかここさあ、住宅ができて、にぎわひできるようにできないもんか」という相談もされました。いつも、「草刈つてほしひ、草刈つてほしひ」と言われて、その都度、言うんですが、これらの見通しはなぜ進まないのか、お伺ひします。

○小高副委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 海辺の賑わひ地区に係る普通財産のご質疑でござひます。あの地区につきましても、点在はしているものの、おおむね9区画ほど、市有地としてござひます。その多くが、まだ起債の償還が終つてゐないという段階ですので、なかなか、普通財産といへども、売却ができないということござひます。

今後、その償還期限に向けまして、市としての貴重な市有地、財産でござひますので、計画的な売却なり利活用について、検討を進めていきたいと思ひておひます。以上です。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 終つてゐる。（「いっぱいあつたのに」の声あり）

○小高副委員長 暫時休憩いたします。

再開は2時20分といたします。

午後2時07分 休憩

午後2時20分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 私からも、一般会計の決算の質疑をさせていただきます。

資料No.8の401ページで、財政構造と書いてあるものがありますので。後ろのほうです。お聞きします。

ここに普通会計の財政構造ということで、1、2、3、4、5と、令和3年の決算の財政的なまとめが書いてありますので、この辺のところ。聞きたかったのは、経常収支が前年度より3.9ポイント減になって91.6%になったということで、数字が改善したと。それから、4番目の公債費比率4.8%で減となったけれども、引き続き市債発行の抑制に努める必要があると。この2点を中心に、全体的に普通会計の財政構造、令和3年度のこのまとめをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 普通会計の全般的な財政状況ということになります。

まず、委員おっしゃられますとおり、経常収支比率を見ますと、昨年度からマイナス3.9ポイント改善されております。まず、大きな要因といたしまして、まず、歳出につきましては、経常経費充当の一般財源、これは1億円ほど増加しております。それ以上に、歳入の地方交付税や地方消費税交付金の交付額が令和2年度より大幅に増加したということにより、3.9ポイント減少したということになります。改善したということになります。

ただ、こちらにつきましては、歳入の増加につきましては、依存財源ということですので、先日も申し上げましたが、油断はできないという状況にあります。

また公債費比率につきましては、4.6%ということで、令和2年度より改善されているとい

う状況で、財政運営については改善の方向で安定している状況にあると捉えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

最初の経常収支とか、頑張ったなと思って、それから、その理由も、ほかの委員も聞かれましたので、数字は改善しているということだけは間違いない。だから、すばらしい令和3年の決算の中身だったなと私は理解しております。

ここに、401ページの4点目の公債費比率。私は、別な、引き続き市債発行の抑制に努める必要があると書いてあるんですけども、ここは抑制はなくなった数字じゃないかなと私は考えるんですけども、その辺のところ、どうして、それでも抑制しなければならないと書くべきなのかどうか。その辺のところではちょっと見解が分かれるんじゃないかなと思いましたが、その辺の、こう抑制に努める必要があると結論を出した方の意見をお願いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 地方債の発行の抑制というものが、全体の財政状況の中で、今、扶助費とかが非常に伸びているというところで、そちらが伸びている、経常経費、経常的なものだけ言わせていただくと、そういう中で、やはり公債費や人件費、こういうものは抑えていく必要があるんじゃないかということで、こう記載させていただきました。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

だから、本当は抑制に努める必要がある。こうなると、決定されたようですから。そうすると、なかなか、市債発行が抑えられるということで、市債を発行するような事業は、令和4年度の予算に計上できないような、しにくい、そういう表現になっているので、そのところはもっと冷静に見て、別な表現がよかったんじゃないかなと思ひまして、質疑させていただきました。

No.8の404ページのところに、単独事業費と公債費があります。真ん中頃に、性質別歳出の単独事業費、令和3年度4億7,623万7,000円、令和2年度は6億4,400万円、令和元年は7億4,300万円です。単独事業費がだんだん少なくなっております、金額が。そして、公債費もだんだん少なくなっております。だから、これで相当、ちょっと単独事業費を抑え過ぎた傾向

があるんじゃないかと思って、そうすると、令和3年度は余りそういう事業がなかったのか、なさ過ぎたんじゃないかなという意味合いでお聞きしたいと思います。

それから、ここの真ん中の下のちょっと、公債費も令和元年、令和2年、令和3年で30億円、24億円、19億円と、毎年下がっています。だから、この辺のところは、頑張ったのは分かるんですけど、下がり過ぎているんじゃない……、下がり過ぎていると言うと変な言い方ですけど、本来は、もっとそういう事業を展開して、市民サービスに努めれば、もっといい令和3年度の決算でなかったかなと思うんですけども、その辺のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 まず単独事業費の減少原因でございます。

まず、現在、起債事業を行っておりますのが、近年では、やっぱりメンテナンス的なものが非常に多いということで、それを計画的にやっているというところでの起債発行ということになります。

ちょっと、先ほど申し上げ漏れましたが、公債費比率につきましては、交付税措置が有利な起債を使うことで、地方債残高は上がりましても公債費比率は上がらないという状況にありますので、まずはそういう有利な起債を積極的に活用していきたいと思っております。

また、公債費につきましては、今現状ですと、減少傾向にあります。先ほどもちょっと申し上げましたが、今後のいろんな課題、また、災害等につきまして、今後の発生とか事業化を鑑みますと、今現在では、やっぱり発行の抑制をしていくということが財政運営の中で必要でないかと考えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

私は、もっといろんな市債発行するような事業をいっぱいやって、市民生活に直結するような事業を令和4年度は予算組みしてほしい。その根拠のために、こんなに低いんじゃないかということ、あえて、いい数字なんですけれども、下がってきたということはいいい数字ですよ。でも、逆から見れば逆なことも言えるんじゃないかと思って、質疑させていただいた次第でございます。

同じく、その412ページに決算分析主要指標等の推移というのが書いてありまして、いろんな分析指標があります。10年間の流れなんですけれども、これを見ても、全体的に、令和

3年度の財政状況は皆よくなっているんじゃないかなと思います。ここの中でも、特に、経常収支比率のところと財政調整基金現在高比率、その辺中心に、主なる指標の塩竈市の財政を、こういう特徴ですということで説明ができるものがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 繰り返しになりますが、経常収支比率につきましては、先ほどの歳入の増によりましてよくなっている。ただ、今年度につきましては、地方交付税につきましても昨年度よりは減少しているということで交付されているところで、ここは余談ならないということになります。

また、財政調整基金現在高比率も改善傾向ではありますが、こちらにつきましても、県内でいいますと下から2番目という状況で、県内で見ますとまだまだ足りないという状況にございます。

また、一方で、上から4番目の財政力指数については下がっているという状況でございます。経常収支比率が下がって、財政力指数も下がったということは、自主財源につきましては減少しているという状況でございますので、今後も自主財源の確保については対策をしてみたいと考えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

心配なところもございましてということでございます。自主財源の対策、その辺もそういうことから分析して、手当てしていただきたいと思います。

別な資料のNo.21から、関連してお聞きします。

今、課長、資料No.8の412ページの財政調整基金はこんなによくなっているんじゃないかと言ったら、いや、県内で後ろから2番目ですと。だから、県内の状況と比較してどうなのかということと言わないと、なかなか分からない。

No.21の10ページ、令和3年度決算分析主要指標の県内14市比較という表があります。塩竈市が財政調整基金現在高比率14.9ということで、毎年毎年、数字は改善されてきたんですけども、全体の県内14市から見れば13位だということは分かりました。

それから、単独事業を聞きたい。経常収支比率とか、経常一般財源比率とか、財政力指数というのは、県内のものを見てみると、大体中頃で、そんなに悪くないんじゃないかな、平均

的じゃないかなという感じがします。それから、実質公債費比率も、大体、真ん中よりはいいところですよ。真ん中よりも悪いところはどこでしょうかといたら、この財政調整基金現在高比率だけだと。ほかはみんないいんじゃないでしょうか。

そう私は思っているんですけど、その私の判断は正しいのだから、間違っているのだから、ご指摘願いたいと思います。よろしくお願いします。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 委員おっしゃるとおり、財政調整基金現在高比率以外につきましては、平均的な数値と捉えております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

だから、宮城県の平均まで、塩竈市の財政力がアップしてきたということが言えるんじゃないでしょうか、どこの指標を見ても。

判断を迷うのは、一番右側の単独事業費比率なんです。これは、1.8ということは県内で一番小さな数字なんです。これが、どう判断するか。「1.8、低いよ。単独比率が一番少ないんだもの、頑張ったよ。宮城県で1位だよ」という判断をするのか。「いや、大きいほうがいっぱい単独事業をやって頑張っている市だから、塩竈市は全然びりなんだ」ということで、これは、順位とすれば1位と考えるべきなのか、最下位、14位と考えるべきなのか、その辺の見解をお願いします。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 歳出全体に占める単独事業費ということですので、ちょっと何とも言えないんですけども、補助事業の採択を頑張ったとか、そういうことで単独事業費が減ったという可能性もありますし、ちょっとすみません、なかなかちょっとコメントが……。すみません。

財源をしっかりと確保したということでございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 同じ質疑なんですけれども、佐藤市長はどのようにお考えか、全体的な決算上の数字はこれですよ。それから、単独事業比率についてはどちらのほうに解釈したらいいものなのか、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ある意味では、数字で見える部分と、数字で見えない部分と、これからの将来予測の部分ということがあろうかと思っております。

その町によって、僕が冷静に見ているのは、やはり東日本大震災、そこから10年が経過をしてどの程度だったのかということが一つあろうかと思えます。復興が一段落をして、次、どのように動くかと思ったら、新型コロナが来てしまった。その状況、また、同じように、継続で考えていかなければいけない部分と、それとは分けて考えていかなければいけない部分と、未来予測について、どう今後の塩竈市が抱えている様々な特に大きな事業について考えていかなければいけないのか。これはやっぱりどれを取って部分的に幾ら解釈したって駄目だろうとは思っております。

全体の中で今のこの数字を見て、財政調整基金が、じゃあ、十二分にこれで間に合うのか。こういう金額、僕の認識は、多分、1回大きな災害が来たらすぐ飛ぶ金額だろうという認識があります。というのも、県議会時代にあの震災があって、当時、その年の決算で200億円ぐらい、初めて積み上がったものが一気になくなったんですね。でも、知事の専決で初期対応があったから、いろんなことが対応できたという側面もあって、その辺の危機感は、やっぱり経験の中で感じているので、幾らあっても、逆に言うと、足りないと思う部分もありますが、今後の状況も冷静に分析しながら、先ほどもご答弁させていただいた大型事業、例えば市役所なり公共施設の老朽化対策なり、今後起こるであろう円安、物価高、そういったものを全て加味しながら、冷静に分析をしながら、また次の段階、少しずつ上がっていくような段階に持っていかないと駄目だろうという見方はしています。

ですから、見方によっては、よくなったと思うのか。何も事業もしなかったと言われるのか。そういうところは評価が分かれるところかなとは思っております。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

評価が分かれるところなので、市長にお聞きしたところでございました。

10ページ、No.21の。この県内分析指標、それで全体的にみんな真ん中より、数字的には皆いいですよ。地方債の現在高比率も県内で4位だし、実質公債費比率も6位だし、ということで、皆、真ん中より塩竈市がよくなってきたんです。

次の11ページなんですけれども、これは午前中、志賀委員がお聞きしました。平成24年度から令和3年度までずっと、地方債残高が今181億円に下がりました。10年前は224億円でした。

ずっと、だから、頑張っているんですよね。だから、相当頑張ってきたから、今回、令和3年度の決算の数字に現れてきたと思いますし、これだけ下がったとすると、これも、11ページの表で県内比較すると、10年間で、確かに下がったなあというところと、少し増えたなあという市があるんですよね。それから、微減かな、微増かなというところですよ。塩竈市は、これは微減ではなくて、減という傾向性が全部現れています。ほかの市は上がったり、下がったりで、ちょっと下がったくらいかな。石巻市と東松島市と富谷市はちょっと下がったくらいだけれども、塩竈市は大きく下がった、10年間の流れで言えば。ほかのところは、かえって増えているんじゃないでしょうか。

だから、塩竈市は、地方債残高を本当に一生懸命減らしてきた。10年間、減らしに減らしたというこの表ではないかと思うんですけど。私の解釈力でいいのか、それでも、もっともっと減らすべきだと。今、市長が言われたように、何ぼでも、これはゼロに近づければいいと考えるのか。その辺の理解の仕方をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 お答えいたします。

まず、地方債残高につきましては、本当に大きく減少しているということでございます。この表につきましては、震災以降の残高になってございますので、まずは、震災の復興事業につきましては復興交付金を活用したということで、起債発行額につきましては抑えられているということになって、この残高になっていると捉えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

ここまで財政の指標をお聞きしました。次に聞きたいのは、ちょっと人件費のことなんですけれども、資料No.21の6ページの右下の表、1から7の合計というところに、これは、私は今人件費と言ったんですけれども、給料、職員手当、共済費の総額と書いてあります。人件費とは書いていないです。でも、そういうものは一般的に人件費と言ってもいいんじゃないかなと。塩竈市役所では、人件費という言葉をあえて使わないのか。その辺のところは、考え方があられるかもしれません。

1から7の合計の表を見まして、4月1日現在の職員数、令和3年度615人、そして、一番右下、総額51億7,436万5,000円、これが私が考えている人件費です。「これは人件費ではありません。あくまでも、給料、職員手当、共済費の総額なんです」ということなのか。その

辺、ちょっと、人件費という考え方について、どういう決まりがあるのか。その辺、お願いします。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 まず、資料No.21の6ページの一番下の合計のところにつきまして、まず、総務人事課からお答えをさせていただきます。

これにつきましては、各一般会計、特別会計それぞれ支払っています給料、手当、それから、共済費の支出額合計したものでございますので、総務人事課としては、これは給料等と考えてございます。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 人件費と捉えておりますのが、今回のこの資料の費用、プラス、例えば、会計年度任用職員の報酬でありますとか、議員報酬、あと、退職手当組合の負担金も入っています。そういうものを加味したものを人件費と捉えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

これはあくまでも、正職員の615人に対することだから、給料等であると。人件費は、ほかにも、例えば議員の手当とか、ほかにもあるんじゃないかと。それまで引くると人件費ということになるんですか。

そうすると、正規の職員ということになるんです、この615人に対する。それが51億円です。それ以外のもの含めて、塩竈市役所では、大ざっぱでいいですよ、令和3年度というのは、51億円よりは多いはずですけど、どのぐらい人件費がかかったと、何か、そういうまとめたものか何かありましたら、そういう数字をお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 すみません。ちょっと、企業会計を含めた人件費の総額というのは持ち合わせておりませんが、一般会計で言いますと、令和3年で37億5,600万円ほどということになります。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 今の37億円というのは、ここの51億7,400万円のほかに、一般会計だけでも37億円あるというご答弁ですか。もう一回、お願いします。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 失礼いたしました。

1番の一般会計になります。1番の一般会計の令和3年度分が31億500万円とありますが、これに対する、先ほどの議員報酬だったり、委員等の報酬を含めると37億5,600万円になる。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 この資料の3ページに戻って、一般会計のところは31億円と書いてあるんだけど、議員報酬などを入れると37億5,600万円になるよ。そうすると、6億5,000万円ほど足さなくてはならないよ。だから、6億5,000万円を足すと。6ページの右下の51億7,000万円だから、これに6億5,000万円足してくださいと、こういうことかなと思います。

そういうのは、人件費として普通だと。どこの会社でもそうですけど、人件費は正確にやっぱり数字上をつかんでおいて、このぐらいになっているよということで運営してかないと、うまく運営できないんじゃないかと思って聞きました。

その辺のところ、資料ないなら、ないでもいいんですけども、作っていかねばならないんじゃないでしょうか。いいですか。じゃあ、その辺、お願いします。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 私から、お答えさせていただきます。

決算委員会の資料No.21の（その1）の1ページをご覧いただきたいと存じます。No.21の1ページでございます。

先ほど、正職員の615人の給料、手当、共済費を含めました金額については、先ほど委員おっしゃったとおりでございます。そのほかに、1ページの下段でございますが、会計年度任用職員、こちらの令和3年度人数453名、その中で、右に内訳がございます。一般会計、それから、市長部局、教育委員会、市立病院、水道部、全部合わせまして約7億4,000万円ほどとなっておりますので、今回、特に病院は、先ほどのものには入ってございませんので、市長部局、教育委員会、これを合わせまして6億3,000万円、これが先ほどの50何億円に積み重なって人件費となっているところでございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

いろいろ、だから、全部の、本当はトータルで何ぼかかっているかな、人件費だけでもね。市役所の経費でやっぱり一番大きいのは人件費じゃないですか。人件費のところの削減をや

っぱりどうしていくか。一般の企業ですと、人件費が、普通の会社だったら、40%超えたら危ないよ、潰れるかもしれないよと、40%以内にします。だから、そういう人件費も、経費の中の重要な要素だということで、その管理をしていただきたいと思います、聞きました。

もう一回、6ページの右下に戻るよ。

51億7,000万円です。それから、給料は223億円です。これを615人で割ると、一月1人当たり31万2,951円になります、給料だけで。給料だけでなります。それと比較するのに、最初の資料No.8の一番最後のほう、414ページのところに、令和3年度決算状況ということで、414ページが一番下の右側に、ここに一般職員372人、1人当たり平均給料月額29万8,800円。今私が言った6ページの割り算でいうと31万2,951円になるんですけど、ここには29万8,800円、一月当たり書いてありますが、この29万8,800円というのは、どう計算して出してきたものなのか、お願いします。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 すみません。ちょっと今計算して、後でお答えいたします。すみません。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 こちらは370人の平均だからと言われればそうかもしれませんが。こちらは615人だからと。ということで、ここに書いてある一般職員等は29万8,800円、これ、左側を見ると、議会議員は40万9,000円。議員というのは、職員が29万8,000円なのに、議員は40万9,000円で、何だ、2割以上高いんだなあ。あるいは、職員は議員よりも2割低いんだなど。この表ではこういう表し方になっております。

だけれども、また戻って、No.21の6ページの右下のところで計算すれば、615人の職員の平均は、平均だよ、あくまでも、多い人も少ない人もいるけれども、平均、年額841万3,593円になります。それから、市議会議員は、414ページでは40万9,000円と書いてありますが、そういう職員手当みたいなものは、期末手当以外にございませんし、教材費もなくなりました。ということは、市議会議員は661万4,850円。職員の平均は841万3,593円です。職員を1とすると、市議会議員は0.786です。だから、人件費が、それだけ職員の平均がかかっているということを念頭に、1時間当たり1人何円つくんですか、時給ということを考えて、いろいろな仕事をしていただけないかなと思って、このところから出したんですけれども。私の理解力、どこか間違っているところありましたら、ご指摘願いたいと思います。よろしくお願いします。

○阿部（眞）委員長 答弁、誰ですか。鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 私から、ご答弁させていただきます。

確かに、職員給与費、1人当たりで割りますと、委員おっしゃるとおりの計算になりますが、平均給で申しますと約30万円という形になります。議員の議員報酬についてと比較というのは、なかなか難しいとは思いますが、我々はその給料の中でしっかりと市民のために働いていきたいとは考えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

この決算状況の表からいうと、そう思ってしまうんだよね、どうしても。だけれども、実際は逆だよということを言いたかったんです。要は、共済費とかかかるからね。今、議員は議員年金もございませんし、何もないです。報酬だけです。ですから、それが、この表の414ページを見ると、何と平成8年10月1日から25年間変わってないという数字なんですよ。だから、1円も上がっていないんです。物価と税金は上がったけれども。だから、そういうこととございますので、「職員1人当たり1時間、あなたは何円だよ、2,500円だよ」と言っていると、「ああ、1時間2,500円の時給で働いているのに、今こういうことしていいのか」というような考えもありましようから、そう総務人事課でご指導をお願いしたいと思って聞きました。

別のことを聞きます。

No.21の88ページ、ここに随意契約というのがございまして、88ページのところは、ここからは、88ページから令和3年度の随意契約なんです。87ページまではその前の年のものなんです。ここの令和3年度、88ページのところを見て、89ページ、めくっていただきますと、何とかテック仙台センターというものがいっぱい出てきます、随意契約に。その前の年も、その前の年も、最初の令和元年度のときは15件ほど、そのところの会社が随意契約ということになっていました。だから、その辺のところについて、ここがうんと多いよと。別にその会社の批判しているわけじゃないんです。だから、1社だけならざるを得ない状況、どうしてなのか。その辺のところを改善しないと、入札、経費の削減のところに係ってきますので、その辺のところ、どうして、そうやらざるを得ない状況とか、こうやったら本当は変更できるというような何かありましたら、お聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○阿部（眞）委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 随意契約のお話ということでございました。

こちらの89ページ以降、確かに、片仮名の業者が多く並んでいるということで、こちらは、令和3年度だけではなくて、その以前からも継続して名前が挙がっている業者でございます。理由としましては、システム関係ということで、住民情報システムを請け負っている会社ということでございますので、なかなかそのライセンス等々もひもづいておりまして、他社ではシステム改修とかが対応できないというのが大きな理由でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 そういうことで、独占企業になっていけば、入札のしようもないしということでございます。

だから、ほかの市町村はどうなのか。塩竈市は、一回そこに頼んだら、ずっと永久に頼み続けなければならないというような仕組みになっていますけれども。だから、二市三町で合同してできないのか。県との一本化で、できないものなのか、そういうシステム。

この改修費だけでも、制度が変わるたびに毎年ですよ。そして、言い方は悪いかもかもしれませんが、言いなりの値段で契約せざるを得ない状況です。だから、その辺のところを、何か、やっぱり県全体でどこかに頼んで、全部一式するとか、負担が安くなる方法を考えないと、こここのところの経費が高止まりになるので、こういうところも頑張って、塩竈市の数字を上げていただきたいと思います、聞きました。

ほかのことを聞きます。

道路のことを聞きたいので、資料No.8の137ページ。狹隘道路整備事業というので表がございました。この辺の事業内容を、大ざっぱでいいですから、令和3年度、どのぐらい事業できて、どのぐらい事業を積み残したのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○阿部（眞）委員長 鈴木まちづくり・建築課長。

○鈴木産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

6月定例会でも実はご質問いただいた内容かと思えます。建築基準法上の42条2項道路に面します道路の皆様が、住宅再建の際にセットバックされたところの寄附採納、あるいは用地提供をいただきまして、その部分を市で一定整備するというのが、事業内容となってございます。

本年度の内容につきましては、138ページの成果にありますとおり、ちょっと代表的なものを写真を2つ載せてございますけれども、桜ヶ丘地区における事例なんかを含めまして、事例がございましたということでございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

私道のことも聞きたいので、ここにはないから、資料No.7の150ページの右のほうかなと。道路新設改良費、ここに含まれるんじゃないかと思って。それから、152ページの右上、狭隘道路のほかに、市内各所、道路改修工事というのはあるので、私道の整備事業はこここのところに入るんですか。あるいはどこかに決算で出ているんでしょうか。お願いします。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 私道の整備事業でございます。こちらの予算、100万円つけておりますが、令和3年度の実績としてはありませんので、決算としては上げていない状況でございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

予算は上げていたけれども、実績がなかったと。たしか、3分の2補助から4分の3まで引上げてもらったのに、予算消化しなかったっていうことは、やっぱり、どこまでいっても、該当する市民が私道を直そうと思ったときに、「あんたのうちでは20万円かかるよ」と言われたら、やっぱりなかなか頼めないと思うんですよね。だから、考え方としては、健康保険の高額医療費制度みたいに、上限というものを市民が、例えば3万円なら3万円、5万円なら5万円まで出せば、残りは全部市で、1件から5万以上取られないということで。そうでもしないと実際問題進んでいかないと思うんですが、どのようにすれば、私道……。あるいは10分の1にすればいいのかどうか。10分の1にしても、「おたくで10万円だよ」と言われたら、なかなか難しいところがあるんですけれども。

そういう1件当たりの上限制度というものはできないものかどうか、それを聞いて終わりにします。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 実際予算をつけても整備が進まないという状況の中に、委員おっしゃるように、金額的な部分もありますし、あとはいろいろ、地権者の問題ですとか、その地

権者がお亡くなりになられて同意が得られないと、そういった問題もございます。そういったもの、皆さんからご意見を聞きながら、まずは使っていただいて、市民の人が利用しやすい補助金となるように、今後も検討していきたいと思えます。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見大介委員。

○土見委員 それでは、私からも何点か質疑させていただきます。ちょっと細々と項目15個ぐらいあって、若干、急ぎ足でいきたいと思えますので、簡潔かつ的確なご答弁をお願いいたします。

それでは、行きます。資料No.8の121ページ、防災体制整備事業から行きたいと思えます。

こちら、防災体制整備事業を見ますと、決算額およそ1,500万円、うち500万円を備蓄に使って、残りの1,000万円をセンターの設備整備、運営等に使っているということになっております。その整備、運営等を見ていくと、利用者数として合計2,070名の数が増えられております。ちょっとあんまり多い数ではないんですが。その中で、そこから聞きたいんですけども、1月の利用者数469名ということで、ほかの月から比べて大分多くなっているんですけども、その理由をお教えてください。

○阿部（眞）委員長 小林危機管理課長。

○小林総務部危機管理課長 1月がちょっと多くなっているというところがございますけれども、1月に業者の研修室利用というのが入りまして、その分だけ若干多くなったと認識しております。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

業者の研修ですかね。

○阿部（眞）委員長 小林危機管理課長。

○小林総務部危機管理課長 防災とは直接は関係ないんですけども、防災センターの研修室の貸出し事業をやっております、その貸出しの関係でちょっと若干増えたと考えております。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、今回のこの施設の目的にあるように、防災の知識とか技術の普及向上を図るという目的に沿った来場者数、利用者数というのは、年間何名いらっしゃるのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 小林危機管理課長。

○小林総務部危機管理課長 すみません。ちょっと全体的なところでの合計ということで載っているものでございまして、その内訳の部分に関しましては、すみませんが、ちょっと計算していないというところがございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

施設、せつかく1,500万円もかけて運営しているものですから、より多くの方々に来ていただきたいと思うんですけれども、現状と課題のところを見ると、備品の修繕を計画的に行うということで、余り多くの人に見てもらおうという意識がないのかなというところは感じ取れてしまいました。お隣のマリゲート塩釜、最近、イベントを非常に多くされていて、その分、来場者数というのも伸びているというのが、同じく資料に載っているわけなんですけれども。例えば、こういうマリゲート塩釜のイベントに併せて、防災の普及活動を実施するようなこと、そういう感じで、お客さんといいますか、来場者数を増やすという取組というのは、考えていらっしゃるのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 小林危機管理課長。

○小林総務部危機管理課長 新型コロナの前に関しましては、防災フェスティバルというものを、一緒に、イベントと併せましてかなり盛大に行ったという経過があるんですけれども、若干、新型コロナということで、なかなか、そういう盛大なイベントを一緒にするということができないという状況でございました。

先日もちょっとイベントがマリゲート塩釜のところであったということですが、今後、そういったイベント等も併せながら、防災センターの利用というものも、コンテンツのそういった周知というものも図っていきたいと考えております。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ここでちょっと、防災を何で取り上げたかという、ほかの施設にも関するわけなんですけれども、なかなか、市役所で行う事業、どうしても集客といいますか、PRが下手だなというところがあって、いつ、どのタイミングで、誰を、どう招き入れるかというものをしっかり考えていただきたいというところで、一つ、例としてこの部分を上げさせていただきましたので、ぜひ、よろしく願いいたします。来年は、きっと2万人くらいになっているかと

思いますので、よろしくお願いいいたします。

続きまして、同じく資料No.8の164ページです。旅客ターミナルのほうを伺いたいと思います。

旅客ターミナル、先ほど、イベントをたくさんやっているということで、来場者数増えていますよという形でご紹介させていただいたんですけれども。イベントの数は非常に多くなっているかなと思います。私も楽しませていただいておりますが。このイベントで来場者数が増えたことによって、通常時の来客数というのはどの程度増えたのか。それから、通常、テナントとして入られている方々の通常の売上げというのは、どのようにアップしているのか、お答えいただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 マリンゲート塩釜の入込数と売上げという部分でお答えいたします。

まず、令和4年、ちょっと年次での数字になってしまうんですが、1月から8月までのマリンゲート塩釜の入館者数、昨年が36万9,200人に対しまして、今年は48万2,800人となっております。また、イベントを5月からほぼ毎月1回か2回以上のペースで実施しておりますので、そういった効果があらわれていると思います。

それから、売上げも、具体的な数字は申し上げられませんが、テナントからも喜ばれているということで、各テナントの売上げも増加しているデータをいただいております。

少しお待ちください。すみません。ちょっと具体的な数字の部分が……。確認して、後ほど、ご答弁申し上げます。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

難しいところではあるんですけど、できれば定性的じゃなくて、定量的なお答えをいただければと思います。実際、イベントが喜ばれたとしても、売上げがしっかり上がっていないと、事業者の皆さんには大変なことだと思いますので、その部分、よろしくお願ひします。

現況と課題のところを見ると、「来館者が、買いたい、食べに来たいと思っていただけるような施設を今後も目指します」という形で書いてあるんですけども、どのような施設でしょうか。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 お答えいたします。

やはり、資料にもございますとおり、165ページの現況と課題の2番のあたりにございます。来館者が、買いたい、食べに行きたいと思っていただけるような施設を目指してまいります。また、遊覧船の発着場でありまして、松島からの玄関口でもあり、塩竈を代表する海の景観の一つを構成する施設でもありますので、今後も活性化に向けて、指定管理者の塩釜港開発(株)と話し合っ、改善に努めてまいります。以上です。

○阿部(眞)委員長 土見委員。

○土見委員 ちょっと、内容が分からないんですけども、目指してください。

そのときに、最後に、ここの部分でお聞きしたいのが、入居テナントの状況ということで、物販系が入居率36%、飲食店が89%、それから事務系が94%ということで、事務系は比較的安定はしているんですけども、その他のところがばらつきが出てくると、特に物販系は少ないよということなんですけれども、市役所としてイメージしている、現況と課題のところに書いてあった「買いたい、食べに来たい施設」において、このテナントの構成比率というのは、このような形がベストなのか。それとも、ここは変えたほうが良いと考えるのか。イメージにもなるかと思うんですけども、教えていただきたいと思います。

○阿部(眞)委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 マリンゲート塩釜のテナントにつきましてのご質疑でございます。

やはり、観光集客施設でございますので、物販、物産振興のためにも、観光消費額の増とかそういった部分でも、現在の区画割の中で、物販スペースをもっと、物販の貸しテナント利用率を上げていくというところが必要だと考えております。やはり、事務スペースだけのビルになってしまいますと、観光の目的からずれてくるということがございますので、区画の割合については、今のところ変えるという話にはなっておりません。以上です。

○阿部(眞)委員長 土屋委員。

○土見委員 ありがとうございます。

あそこにあって事務が大半を占めてしまうというのは、ちょっと悲劇的な状況、既に上のほうは詰められてしまっているんですけども、ぜひ、観光、もしくは、地元の方々が週末のたびにでも集まれるような場所、そういうところに適したテナントの割合というものをつくっていただきたいなと思っております。

続きまして、同じく資料No.8の196ページです。

いろいろな議員から、再三、質疑があるんですけども、再資源化対策事業についてお伺いしたいと思います。この中の現況と課題のところ、紙類やプラスチック類の資源物が多く可燃ごみには混入されているということがありますが、見ると、次のページ、198ページにフローシートがあって、どのように一般家庭から出されたごみが処理されていくのか書いてあるわけなんですけれども、ごみの量の削減という観点から考えたときに、可燃ごみの中に入っている資源物というのは、うまく分別されて、取り除かれるべきだとは思いますが、現実、現状の可燃ごみの中には、どの程度、現在で混入されている、また、そこからどの程度、今後ごみの量を減らすことができると考えていらっしゃるのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 まず、可燃ごみに含まれているリサイクル可能かと思われるものがございますが、まず、紙類が令和3年度の実績で、可燃ごみの中で約26%ございました。また、プラスチック類につきましては16%でございます。こちらにつきましては、もっと分別していただくことによりまして、資源のほう、リサイクルのほうに回せるものだと考えております。

なお、生ごみにつきましても、こちらが、生ごみが約43%ということで、こちらも、例えばコンポスト、生ごみ処理機などの助成をスタートしておりますが、そういった形で利用いただければリサイクルのほうに回せるかなと認識しております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、まず、紙類とプラスチックでおおよそ4割、それから、生ごみでまた4割ということで、合計、ちゃんと適切に資源化することができれば8割ごみが削減できる。そこを目指して、今後、様々キャンペーンなり啓蒙活動を続けていくという認識でよろしいでしょうか。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 全てリサイクルに回せるかどうかというのは、ちょっとなかなか難しいと思いますので、できるだけ、その割合、可燃ごみに含まれているこういったリサイクル可能なものの割合を下げていきたいと考えております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

なかなか、もちろん、全体をリサイクルするというのは難しいと思うんですけど、それだけ、できる可能性があるということであれば、積極的に市民の皆さんにもPRしていただきたいなと思います。

そして、もう一つ。先般、いろんな議員からもお話があった磁性くず、金属くずの話を1点だけ聞きたいと思います。

昨日、山本委員のお話の中で、ちょっとどの委員だったか忘れてしまいましたが、市役所からの答弁として、処理場のところから持ち出すことはできないよ、不可能だよという答弁があったと思います。その後、本日、伊勢委員がその中で、それでも持ち出されているというのは非常に不思議な話だねというお話がされていたと思います。あと、以前渡された資料とか新聞の報道を見させていただくと、実際、持ち出されたものというのは、市に対しても報告がされていたということです。かつ、仕様上、持ち出しが普通ならばできない。でも、持ち出されているということを考えると、この状況から考えると、当時の市の責任、担当の方とこの業者の間で合意の上で、定期的に金属くずを持ち出して処分をしていたと思うんですけども、なかなか、答弁としてその部分が曖昧になっていたのもので、ご説明いただければと思います。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 昨日、答弁して、持ち出すことは不可能だったということは、前提として、仕様書上、そういった保管しておくことと定めておりますので、あくまで仕様書上は、そういった持ち出しは不可能だったということで答弁いたしておりました。

先ほどご質疑いただきました内容で、市にも一定程度報告があったらというご指摘でございました。そのとおりでございまして、そのデータ等も残っている状況です。今、調査委員会の中で、その当時のいきさつ、経過などを現在調査中でございますので、また報告できる機会を捉えて報告させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

何か、どうしても業者だけが一方的に悪いような論調になってしまっていたので、その部分、まだ不明確なのになというところが疑問に思ったので、質疑させていただきました。調査委員会の報告をお待ちしたいと思います。

続きまして、同じく資料No.8の209ページです。

浦戸振興事業についてお伺いしたいと思います。ほかの委員に対する答弁の中で、浦戸再生プロジェクトの報告書が、一部補足しなければいけない内容があつて、まだ作成の途中ですという話があつたんですけれど、なぜ、今回、委託した事業者のほうで、浦戸の魅力といいますか、その部分に対しての文章が抜けてしまつていたというような状況が起きたのでしょうか。そこを教えていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 すみません。浦戸再生プロジェクトの所管ということもありましたので、浦戸振興課からお答えさせていただきます。

昨年度は、委託業者にいろいろお願いしてはいたんですけれども、その中で、やっぱり、市の思いというのが、我々もなかなかうまく伝えられなかったというような状況がございます。また、確かに、歴史的な背景とかその辺の部分についても、いまいち、何かあまり捉えていなかった部分もありましたので、その辺を踏まえまして、今年度、前半部分ですけれども、市の関係課と協議いたしまして、市の思いも報告書にまとめさせていただいている状況です。今たたき台を完成させておりますので、それを今後、やっぱり島民の方たちのご意見もいただきたいと思っておりますので、それを踏まえまして、改めて、議会にも報告できればいいかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

その市の思いをとるところなんですけれども、普通に考えると、こういう事業を委託するときに、実は、その市の思いをとるところは、非常に作業をする際の根幹に位置する部分だと思っております。その内容を把握できたかどうかによって、業務内容というのは非常に大きく変わら思っているもので、根幹になっている部分、当然ながら、仕様書で正しく定められている部分かと思うんですけれども、仕様書にやはりその市の思いという部分は定められてなかったということでもよろしいでしょうか。

○阿部（眞）委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 仕様書には、今の暮らしを支えるとか、今後の観光的な部分の話とかということで、分けさせていただいたんですけれども、その中で、やっぱりまとめる際には、市の考えと業者の考えをすり合わせながら報告書にまとめていきたいというような思

いがあったんですけども、そこがうまくいかなかったというのが反省点としてありますので、それを今後に活かしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

その思いの部分、果たして、その思いの背景というか、一番最初に部分でしょうか、書くだけで事足りることなのか、それとも、その部分、根底を崩されてしまったら、問題解決、課題解決の方向性なんかもずれてきそうな気がするんですけども、そのあたり、非常に懸念はしているところであります。

今回、お聞きしたのが、この業者ではないんですけど、市の業務を受託されたところの業者に「頑張ってね」なんて話をすると、「市、何言っているかよく分かんないだよ」ということが多いです。仕様がどんどん変わっていく、後から付け足されるということが多く聞かれることがあります。もちろん、細かい部分はすり合わせていくことは必要だと思うんですけども、結構、根幹になるところが多くて、「これじゃ採算合わないよね」なんていう話も聞きます。

これは、すり合わせというよりは、やはり、仕様書をつくる段階でもう少し練らなければいけないんだろうなと。この事業だけじゃなくて、多くの事業でそういうことがもしかしたらあるのかなということ、何件か聞いた中で、そう指摘されたところがあったので、今回指摘させていただきました。

仕様書、しっかり作り込まないと、こちらの意図をちゃんと酌み取ったものとして成果物が上がってこないと思いますので、そこは仕様を定める段階でしっかりと決めていただかないといけないなと思います。さっきのマリンゲート塩釜の話もありましたけれど、「どういう施設にしたいのか、これから詰めていきます」では、問題です。なので、そこはしっかりイメージを持った上で、担当する、委託する業者と話をしていくということが必要なかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、同じく資料No.8の227ページです。

青少年相談センター運営事業です。相談者別件数を見ると、令和3年度、小学校、中学校、高校生、それぞれが60件、16件、それから、46件ということになります。これを見ていくと、ここ数年でいうと、小学生と高校生というものの相談者、件数というのが増えているように見受けられるんですけども、これは相談者の数が増えたのか。それとも、ある特定の相談

者が複数件出しているのか。要するに、この単位でいう「件」というのは、延べ人数なのか、それとも、ユニークな人数というか、個々の人数なのか。その部分、説明いただければと思います。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答え申し上げます。

これは延べ人数でございます。ですので、同じ方が、信頼を寄せて、この公認心理師による相談を受けているということです。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

延べ人数ということです。そうすると、延べ人数で、小学生から教師その他の方まで含めて199回のご相談がありましたよということだと思わすけれども、すると、延べではなくて、じゃあ、実質何人、個々の人としては何名の方が相談をされたのかというのは、今分かりますでしょうか。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答え申し上げます。

申し訳ございません。今手元にその数がございませんので、後ほど、ご報告させていただきます。よろしく願いいたします。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 全体を把握するには必要な数字だと思いますので、よろしく願いいたします。

その上で、次の相談内容と相談実施数のところを拝見すると、例えば、不登校のところを見せていただくと、令和3年度は76件と書いてあります。これも延べ人数だとは思わすけれども、その以降、いろんな内容が書かれているわけなんですけれども、先ほど、上で小学生、中学生、高校生、実際の学生、児童生徒の皆さんの相談が増えているなということを述べさせていただいたんですが、実際、この児童生徒の相談の内容としては、その下の表に書いてあるどの項目が多いのでしょうか、令和3年度としては。その傾向が、どうしてもこの表からは、一緒くたになってしまっていて分からなかったもので、教えていただければと思います。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答え申し上げます。

相談の内容につきましては、様々でございますが、ここにもございますように、不登校であ

るとか、性格行動のところが多いわけでございます。こういったことでの不安からの相談が多くあります。ただ、多様な状況から、様々な相談を受けているのが実情でございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

先ほど、不登校のところ76件というお話させていただいて、延べ人数ということなので、実質の相談してきた方の人数というのは、これよりも少ない数字になると思います。

その中で、参考の資料としてなんですけど、教育委員会の点検評価報告書の36ページ、拝見させていただきますと、令和3年度の不登校児童生徒数115名という形になっております。これは、ただ単に、この数値が欲しかっただけなんですけれども、相談される件数よりも大分多い数が実際に不登校となっております。ということを見ると、相談件数、不登校のところには76件ということなんですけど、実際問題として、どの程度の件数というのが本当は考えられるのか。件数といいますか、相談したい児童生徒の数、このあたりがあると想定してこの事業を行っているのか、その部分伺いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答え申し上げます。

まず、一番最初に、青少年相談センターの相談件数を申し上げました。その後、こちらの点検評価の中では、様々な取組がございまして、青少年相談センターの取組のほかに、こういった「コラソン」での相談、または、学校の中で行っている適応サポートルームの中での相談と示しているところです。

子供たちのことを支えるためには、いろいろな角度から支える必要がありますことから、保護者も含めてですが、相談する機関が多ければ多いほど、救える子供たち、保護者の方がいるのではないかと捉えております。それぞれの相談機関で連携もしながら、こちらで調整もしながら、お一人、お一人に寄り添って相談をしていきたいと考えております。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

実際、どの程度の人数かと聞いたんですけれども、そこの部分に関しては、あまり、難しかったかなと思うので……。ぜひ、少なくとも、既に不登校になられている方々、子供たち、それから、不登校にもしかして陥りそうな子供たち、相当数いると考えられます。少なくとも

もそうかなという人数がこの程度はいるということは。ということを考えると、それだけの子供たちが助けを求めてこられるようなチャンネルというのはしっかりつくっていかなければいけないだろうなと思います。そこは先ほどおっしゃっていただいたものでいいと思うんですけれども。

伺いたいんですけれども、子供たち、小学校、中学生、高校生、どのような手段で相談を、一番最初のきっかけといいますか、一番最初の相談というのは、どのような方法で行うのか。例えば電話なのか、直接「コラソン」とかの施設に来るのか。そのような傾向というののもしあれば、お伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答え申し上げます。

いろいろなケースがございますが、電話でのスタートが一番多いスタートでございます。また、学校側からの相談によるこちらでの対応というものもございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

電話と学校が多いという話だったんですけれども、ほかの市町、もしくは、国の動向を見てみると、特に、子供たち、僕らとちょっと違ってといいますか、僕らよりも常にIT機器に慣れているということもあって、SNSを使って子供たちの悩みをまず聞く、そこから、対面だったりとか様々な手段に移行していく。どうしても一番最初の声をかけてくれるきっかけというか、敷居を下げたあげるといような努力として、一つのSNSの導入のようなことをされている自治体も多いと思うんですけれども、塩竈市としては、子供たちが相談しやすくする取組としてはどのようなことを行っているのか、お伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答え申し上げます。

県でもSNSによる相談対応をしているところですが、塩竈市では、まだそういったSNSでの対応はしておりませんが、今後、検討していく必要があると感じております。

工夫といたしましては、学校に行くことができない子供たちのための施設「コラソン」、そして、学校に行くことはできるけれども、教室には入れない子供たちのための学びのサポートルーム、学校の中に入り口を変えて入りやすくする、そして、相談もしやすくするという体制を取っているところです。

いただいたご助言を参考にさせていただきながら、今後検討してまいります。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

他市の事例なんかを見ると、SNS、もちろん直接本人からSNS越しに連絡が来るということ以外にも、SNSでの子供たちのコミュニケーションとかを見ていると、意外と、いじめだったりとかそういうものの傾向が見えたりということもあるので、ぜひ、子供たちは連絡を取りやすい方法で取ると思います。コミュニケーションを取りやすい方法で取るので、SNSというものなんかもしっかりのぞいてみて、子供たちが、いじめだったり、不登校だったり、そういう状況に陥らない、まず、策を講じていただければなと思います。

続きまして、同じく資料No.8の286ページ、市民活動の推進の部分をお願いしたいと思います。

ここを見てもみますと、協働推進室の利用者数、利用件数、書かれております。利用者数のほうで見ると1,129名利用されていますということなんですが、このうち、町内会や自治体と市民活動団体を分けると、大体、比率的にはどういうものになるでしょうか。

○阿部（眞）委員長 伊東市民課長。

○伊東市民生活部次長兼市民課長 すみません。ちょっと、後ほどお答えさせていただきます。すみません。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

というのは、町内会や自治体と市民団体、なかなかその傾向、毛の色が大分違う団体でありますので、同じ所管の中でも、対応というのは分けて考えていかないといけないなということで質疑させていただきました。

では、その中で、さらに話を進めさせていただくと、この資料を読ませていただくと、まず町内会、自治会への活動促進ということで、様々な意見交換会をやったり、助成金をお出ししたり、あとは市長が赴いて様々お話を聞いたりというようなことをされていると思います。

市民団体は、じゃあ、どうなのかなと見ると、市民団体としては、一つ、まちづくり提案事業ということで、こちらから助成金を出した上で様々な事業を行っていただくというものになっています。

これを見てもみると、実は市民団体のほうが、若干、団体としての成熟度というか、運営基盤があることが前提になっているように思います。というのは、事業を任せるといことは、

その団体が自分たちの運営もある程度できて、その事業自体もしっかり回せるということが前提になります。これはこれで、もちろん、できればいいことなんですけれども、町内会、自治会を含め、今のこの市民団体も、塩竈市に登録されているところを見せていただきますと、昔はよかったけれども、今はなかなか運営がうまくいかないとか、あとは、思いはあるんだけれども、どうしても、運営の部分、不得手な部分が多いとかということで、なかなか苦勞されていて、ご自身たちの思い描く活動というのができていないという団体が非常に多くあります。

そのような状況は、あくまで僕がその団体さんたちを見たり、話を聞いたりしている中での感想ではあるんですけれども、塩竈市として、市民活動、様々なフェーズがあると思います。最初は、組織をるところから始まり、運営基盤をしっかりさせること。そして、一つのビジョンに向かって活動ができるその土台をつくること。その上で、様々な事業を市から受けた上で、ともに社会的な問題解決に向かっていくというようなこと、いろいろあると思うんですけれども、塩竈市として、市民活動をこれから推進させていく、現在、塩竈市はどのような町内会、自治会、または市民団体へのサポートというものが一番必要なのか。もちろん、様々な段階にそれぞれ事業者さんたちいると思うので、一緒くたにはないかと思うんですけれども、塩竈市として、多くの団体はまずこの段階で今困っているというところを把握されているのであれば、お伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 伊東市民課長。

○伊東市民生活部次長兼市民課長 お答えいたします。

町内会、自治会等に関しましては、昔のことを考えれば、非常に活動を盛んに地域で行っていたのじゃないかなと思っています。当然、地域の中でも運動会なんかをするなんていうことも聞いたことありますので、そういった活動はしていたと。ただ、昨今、少子高齢化ということになってきて、かなり町内会等も様変わりしてきているという状況で、なかなかコミュニティーがうまくなくなっていかないという状況ではあると思います。

一方、活動団体のほうは、活動団体ですので、一定の方向に向かって活動するというので、ある程度の活動にはなってくるということです。

町内会につきましては、我々もちよっといろいろ回らせていただくと、役員さん、会長さんは高齢化等をしているという状況、それから、役員さんなんかも成り手不足だという状況を聞きますので、そういったところで、我々としては、その町内会等の運営のほうに何か我々

として手を尽くしていきたいとは考えているところでございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 残り5分で何をしゃべろうかというところが悩ましいところなんです、ありがとうございます。では、ちょっとほかのところも簡潔に行きたいと思います。

次は、資料No.23、いただいた資料からです。No.23の30ページ、拝見します。

その中で、廃棄物適正処理推進費というところで、設計書が載せられております。見ると、項目、一般管理費の中で、手当分、次に、社会保障料という形で、相当な額が充てられているわけなんですけれども、同じ資料の中で、次のページ見させていただくと、項目の分け方というのががらっと変わって、一番大きく抜けたなと思うところが、社会保障料関係がなくなるというような状況になっております。

一方、国のほう、国土交通省のほうの運動として、社会保障等未加入対策への取組ということを行われていると思います。要するに、趣旨としては、まずは働く方々の待遇というものをしっかり確保すること、それから、ちゃんと社会保障というものに加入させた健全な運営をしている団体さんたちに、事業者さんたちに、公平で健全な競争させましょうというような目的で、そういう事業が行われているわけなんですけれども。

資料No.23を拝見してみると、品目の中に社会保障料関係が入っていないということで、塩竈市としては、社会保障料等の部分に関して、どのように考えているのか、伺いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 資料の31ページ、32ページの浦戸のごみ収集の関係でございまして、併せまして、30ページの清掃工場の関係でございまして。

まず、浦戸のほうですけども、ここで、本来ですと、積算の仕方といたしましては、浦戸の生活ごみ収集のように、まず人件費、あと機材費を出しまして、直接経費ということで、表の左側でいうと3番目でございます。それに諸経費というものを掛けて出すというのが一般的で、その、諸経費の中に、もろもろ、そういった社会保障料などが含まれるという考え方でございまして。

一方、30ページのほうをご覧いただきまして、こちらの令和3年度の清掃工場の残灰と業務委託でございまして、まず、この一般管理費、先ほど諸経費率を掛けまして社会保障料ということで出して、それが一般管理費ということで一般的に言われるものでございまして、この令和3年度当時の清掃工場の積算のときには、その手当等をまず出しまして、それが一般

管理費に当たるものだと当時解釈しまして、このような積算をしております。

ただ、令和4年度からは、先ほどの浦戸のごみのような形で、人件費など、機材費などを出しまして、それに一般管理費をかけるというような形で、その中に、先ほどご質疑がありました社会保険料なども含まれるという形で、積算のやり方を見直ししているところがございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、塩竈市としても社会保険料等はちゃんと加入している業者に入札をしていただきたいという形で進めるということですね。ありがとうございます。

では、最後です。資料No.8の294ページ、広報広聴です。大きく2点です。

まず、ホームページ、僕もなかなか知りたい情報にたどり着くのが困難な状況で、悩んでいるところもあるんですけども、塩竈市のホームページ、まずはどのようなページの閲覧数が多いのか。それから、そのページにはどのような経路をたどって情報に閲覧者はたどり着いているのか。このあたり、把握されていれば教えていただきたいのと。

ちょっと時間がないので、一緒に聞いてしまいますが、LINEの普及率が大分上がってきています。1万人を超えて、単純に言えば、塩竈市の5分の1の人はLINEを既に登録しているということなんですけれども、市外の住人で塩竈市のLINEに登録しているのが何人いるのか。そして、どうしても、LINEとかSNSというものの情報の発信スピードというのは、広報と比べて桁違いということだと思うんですが、今後、市の情報を低コストで、的確に、タイムリーに発信していくためには、こういうSNSの誘導というのは必要なんです。そのようなこと、どのような対策を取られているか、お伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 扇谷秘書広報課長。

○扇谷総務部秘書広報課長 広報広聴についてのご質疑をいただきました。

まず、LINEの関係でございますけれども、LINEの登録に当たりましては、コンテンツの登録に当たりましては、市単位ではなくて、県単位での登録となっておりますので、市内に何人いるというところの部分について把握はさせていただいてございません。参考といたしまして、宮城県での登録者数という形になりますと、95.8%の方がSNS、LINEの登録をいただいているという状況でございます。

もう1点でございます。ホームページの閲覧数の多い順という形になってございますが、一

番多い順につきましては、トップページにあります緊急災害画面、そちらの画面が一番閲覧数が多い状況となっているところがございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時55分といたします。

午後3時42分 休憩

午後3時56分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの土見委員の質疑に対し答弁漏れがありました部分につきまして、当局より発言の申出がありますので、これを許可いたします。横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 すみません。先ほどのマリンゲート塩釜のテナントの売上げの状況につきまして、ご答弁させていただきます。

昨年の5月から8月まで、今年イベントを開始した時期の比較とさせていただきますと、物販とテナントを合わせた数字で比較しまして、前年比117%となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 先ほど土見委員からご質疑がありました青少年相談センター、資料No.8の227ページと、評価点検報告書の39ページの表に示されております延べ人数199名に対して、実人数ですが、小学生が8名、中学生が1名、高校生が2名となります。

また、「コラソン」評価点検報告書の37ページに示されてあります「コラソン」の表の中にご覧いただけます119名、延べ人数に対しまして、実人数は17名となっております。

また、学び適応サポートルームですが、こちらは実人数をこちらで把握しておりませんでしたので、今後、この表のほかのものも含めて、延べ人数のほかに、実人数も分かるようにお示しさせていただきたいと考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 伊東市民課長。

○伊東市民生活部次長兼市民課長 それでは、私から、協働推進室の令和3年度の利用人数1,129人の内訳について、ご説明させていただきます。

まず、市民活動団体といたしましては291人、26%でございます。それから、町内会は540人、48%でございます。個人その他ということで298人ということで26%という状況でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 それでは、質疑を続行いたします。小野幸男委員。

○小野委員 それでは、私からも令和3年度決算一般会計のことで質疑をさせていただきます。

それでは、初めに、主に資料No.8から、何点かお聞きをさせていただきます。

まず初めに、ページ数、66ページ。

予防接種事業ということで、施策の実績で、1番の予防接種事業で、定期予防接種というところで、高齢者の肺炎球菌ワクチン、この表を見ますと、令和2年度、令和3年度というところで接種率の記載がないわけですが、この点、なぜ、記載されないのか。その理由と、いろんなされない経緯等あると思いますが、その辺、対象者、そういった部分の把握について、お聞かせ願いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 高齢者肺炎球菌ワクチンの、まず、接種率の記載がないことの理由についてでございます。こちらは対象者の人数の把握が困難だということが理由となります。

その経緯といたしましては、過去に、日赤、それから、宮城県で、70歳以上の方に高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を行ったことがございました。こちらにつきましては、年齢等の把握が困難でございまして、こちらの対象者から除くことができないということがございます。また、任意で接種している方もほかにもございまして、こちらの方の把握も困難だということで、対象者が出ないために、接種率が出ていないという状況になってございます。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

そうすると、永遠に記載されないということだと思いますけれども。

これは5年刻みで接種を行っていくということで、高齢者肺炎球菌ワクチンは、定期接種は一生に1回ということで、この接種機会を逃す方が、65歳だったり、あると思いますが、そういった方の場合は任意接種となってくるとは思うんですけども、そういった方への、その逃した方への市の助成の考え方というのは、どう考えていますか。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 定期接種の機会を逃した方についての助成は、どう考えているかというご質問でした。

前段、定期接種になったところのご説明をさせていただきたいと思うんですが、国が、平成26年度から、65歳から5歳刻みで、現時点では100歳までの方の定期接種を開始したところがございます。こちら、最初、5年間の時限措置であったんですけども、思うように接種率が向上しないために、さらに5年間を引き延ばして、10年間で65歳から100歳になった方の接種機会を確保しようということで行ったものでございます。

ですので、開始当時65歳だった方には、2回ほどチャンスは巡ってきてという状況でございます。ただ、なかなか、そのポイントポイントで接種ができなかったということは、やはり、あったかは推察いたします。この打てなかった方に関しましては、長期療養をしていたという場合は、1年間、定期接種の対象にはなるんですが、それでもまた打てなかった人に対する市の考え方というご質問かと思えます。

国のほうでは、先ほど、時限措置ということで申し上げましたが、令和6年度以降、65歳の到達者のみということで対象を絞るということの方針が示されております。ですので、65歳以上の方に対しまして、今後、接種を勧奨していくことになろうかと思えますけれども、今後、高齢化というところで、高齢者肺炎球菌の肺炎にかかるというところのリスクを考え合わせるときに、この65歳のチャンスをまずは逃さないで打っていただくように、市としては、まず、接種勧奨を行っていく必要があるかと思えます。

それでもなお、接種を逃したという場合に関しましては、様々、ワクチンの要望もございまして、限られた予算の中、どういった対象者に対して行っていくのか、こちらにつきましては検討してまいりたいと思えます。以上です。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 この点については、独自に、市で、自治体で助成して接種を進めているところも出てきていますけれども、そういったこともできないことではないということで、よろしいのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 市の助成の在り方といたしましては、これまで、定期接種になっている予防接種に対しまして助成を行ってまいりました。今後、高齢化が進んでくるということ。そして、健康的な生活を長く送っていただくということ。そういったことを様々考え合わせながら、あとは、接種についての国の動向も、審議されているという状況もございまして、そちらも考え合わせながら判断をしていきたいと考えております。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

もう一つですけれども、先ほど、定期接種は生涯で1回のみということをお話ししましたが、2回目以降は、また5年たってというときは自己負担ということになります。助成の拡大ということで、再接種についても、国の判断というか、内容もあると思いますけれども、そういったところ、2回目以降の助成について、どういう考えを持っておられるでしょうか、お聞きをいたします。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 高齢者肺炎球菌ワクチンの2回目接種の助成についての考え方というご質問でした。

こちらにつきましては、2回目の再接種につきましては、打ったところに対して反応が強く出るというような情報もございます。それに関しましては、2回目の必要性が本当に必要かどうか、よく医師と相談の上、慎重に判断をするようにというような国の情報もございます。そういったところから、やはり、1回目接種を逃した人への助成をどうするのか。それから、では、1回目も打っていないのに、2回目の人への助成を行うのか、どうなのか。そういったところのバランスもあるかと思しますので、まずは、2回目接種の是非もただいま国で審議をされているところでございます。そういったところも考え合わせながら、判断をしてみたいと考えます。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

今も、回数に関係なく、助成をしている自治体もありまして、高齢者の方からすると、やっぱり、2回目からの自己負担は経済的に負担が重いと。そういうことで、助成をされている自治体の接種、2回目の、やった高齢者からは喜びの声なども聞かれているということですので、この点も、研究、検討していただきながら、進めていただければと思いますので、よろしくお聞きをいたします。

次に、同じ資料No.8で、89ページの高齢者支援事業ということで、施策の実績の元気高齢者づくり、これの表の中で、老人クラブ助成ということで書かれておりまして、団体数、令和2年と令和3年では1団体減っています。この辺はあれですけれども、会員数などにいくと、大分、63名ということで、減少の状況がありますが、なかなか、町内会でもこういった人数

を集めるのに今四苦八苦というか、大変な状況もあるんですけども、この点、どう見立てているのか、お聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 老人クラブの会員数の減少というところで、ご質疑いただいたかと思っております。近年の老人クラブにつきましては、塩竈市に限らず、全国的に、クラブ数の減少ですとか、会員数の減少というのが非常に大きな問題となっております。中でも一番は、新規加入の方がなかなか拡大できないというところだと言われております。

背景には、加入の年齢となる60歳代の方につきましては、まだまだ働いていらっしゃる方が多い。それから、なかなか老人クラブという、参加すべきサークルなのかなと、そういった共感を持ってないのではないかという、課題といたしますか、背景として言われております。

しかし、高齢化がますます進む中では、老人クラブ、非常に地域のコミュニティーをつくる上では極めて重要だという認識がございますので、こういったあたりもどのようにやっていけるのかと。先ほどからも、回答にもありましたけれども、町内会という捉え方の中でも、今後、コミュニティーづくりというところでは、行政としても力を入れて進めていかなければならないとは思っておりますので、まずは、たくさん声を聞きながら、どのようにやっていけるかというところでは、もう一度、その合意形成を図っていくタイミングにあるのではないかなと捉えております。以上です。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

この助成金ですけれども、どれくらい支給されているのかなと思っておりますが、町内会でも、規模的なもの、また、人数、そういったものもあると思っておりますけれども、この点、お聞かせ願いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 答えいたします。

老人クラブに交付をしている補助金、具体的なところで、ご質疑かと思えます。

会員数が30人以上のクラブに対しては、5万円を上限としております。それから、会員数が30人未満の小規模の老人クラブにつきましては、3万1,000円を上限というところにしております。現在のところでは、平成14年度以降、現在に至るんですけども、30人以上のクラブにつきましては4万8,960円、そして、30人未満のクラブにつきましては3万600円という金

額で交付をさせていただいております。以上です。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

この助成金ですけれども、新型コロナ等の影響もあると思うんですけれども、なかなか使い道がないというか。縛りがあるのかどうか、その辺は分かりませんが、その辺、もっと使いやすいようにしていただきたいなと思っているんです。事業の展開とか活動の展開とか、なかなか、老人クラブ、町内会に任せ、好きなことと言われても、なかなかその展開が難しいということもあると思うんです。私からすると、そういった事業の提案だったり、活動の提供だったり、やっぱり、市でも、しっかりその辺の面倒を見ていくのが大切かなと思うんですが、この点、考えがあればお聞きをいたします。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 今後の老人クラブへの事業の展開ということで、ご質問かと思えます。

私ども、高齢者支援ということで、こちらの補助をさせていただきながら、高齢者の方々に活発に活動いただきながら、より生きがいを持った活動にしていだけるようなところを考えております。

今ご指摘いただきましたように、様々な提案というところでは、今年度、同じく高齢者支援ということでさせていただいておりますけれども、「塩竈市いきいきシルバー号」、こちらを利用して、高齢者の外出支援ということでやっておる事業があります。ぜひ、こういったものを活用いただきながら、コロナ禍ではありますけれども、感染防止対策をしっかりしていただきながら、さらに活動の場を広げていただきたいということではご提案をさせていただきました。

今後とも、こういった形で、一緒に活動を盛んにしていけるようにお話をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 よろしく申し上げます。

この助成金も、やっぱり使い勝手のいいものにしていただいて、助成金という税金のあれですから、いろんな縛りなどが出てくると思いますが、この辺、支援金だったり、別なメニューだったり、そういったものがあれば、自由に使えるような、そういった工夫もして

いただければなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

では、次に、資料№、同じ8の249ページ。

学校施設管理整備事業ということで、ここは中学校ですけど、その前のページには小学校もあります、ここでちょっと質疑をさせていただきます。

その裏の250ページの施策の実績、4番の備品購入費ということで、№1に生徒用の机と椅子購入ということでございますが、この点、令和3年度で終わるような感覚で私もいたんですが、これは令和4年度まで購入して終わりなのか、その辺ちょっと確認させてください。

○阿部（眞）委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 250ページの備品購入費の生徒用机・椅子購入、ということで、昨年度、中学校の机・椅子を購入しました。計画的に小中学校の児童生徒用の机・椅子を整備しておりまして、今年度、令和4年度で終了となります。令和3年ではなくて、令和4年度でこの整備が終了となります。以上です。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 この机・椅子も、私も交換の要求というか、要望をさせていただいて、その頃から考えると、全部終わるまで10年かかったなということで、今、思っております。質問したときは20年以上かかる計画を何かされていたようで、それを前倒ししていきながら、令和4年度の10年で終わるよう急ピッチで進めていただいたということで、この点、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

その下に、2番で、その他でありますけども、各中学校での購入備品ということですが、これはどんなものを購入されているのか、ちょっとお話を聞かせてください。

○阿部（眞）委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 同じく備品購入費の2番のその他、各中学校での購入備品80万6,000円ということで、これは教務用ですとか、事務用の備品となります。例えば、教職員が使いますプリンターですとか、DVDプレーヤー、それからケーブル、クリーナー、そういったものを購入しています。以上です。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

小学校のほうにもございますけど、各学校によっても違ってくると思うんですが、今、教職員が使うそういった備品関係と言っていましたけれども、この点も非常に大事な点であり

まして、ほかの市外の学校とかの先生方に聞くと、こういった教職員が使うものがなかなか購入していただけないということで、本当に仕事を進めるのに当たっては本当に大変な苦労するという、そんなお話も私も聞いておりますので、こういった学校関係の子供が使うもの、教職員が必要とするもの、そんな要望、要求に関しましては、なるだけ、要求をのめるような、そういった体制づくりをしていただいて、次年度の予算要求の際には、この点もよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、続きまして、同じ資料の257ページに行かせていただきます。

塩竈市立第一小学校の長寿命化改良事業ということですが、今まで、大規模、小規模、いろんな感じで学校の整備事業も進めてきているとは思いますが、長寿命化改良事業、これは何校ぐらい手をかけてきているか、その点、お伺いをいたします。

○阿部（眞）委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今回、主要な施策の成果には、第一小学校の長寿命化改良事業ということで、令和3年度の事業を載せております。第一小学校の前ですと、第三小学校で大規模改修を行っております。また、その後、長寿命化改良事業として月見ヶ丘小学校、第三中学校で工事を行っております。また、今年度から、第二中学校で、同じく長寿命化改良事業を進めているところです。以上です。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

修繕と改修なんですが、必要だけれども、全然手をかけられていないという、そういった学校等がございますか、お話聞かせてください。

○阿部（眞）委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今お話ししました以外の学校につきましても、建物、校舎については老朽化という問題があります。長寿命化の計画を、令和3年3月に策定しまして、10年をかけまして、それ以外の学校についても、今後、改良工事をしていきたいということを計画しております。以上です。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

昨年4月に、改正バリアフリー法が全面施行されてきて、バリアフリー化工事、こういったところと、エレベーター等も入りますけど、それによって、今年は、先ほどもあったよう

に、第二中学校を整備されるということではありますが、バリアフリー化工事に持っていくと、補助率も、普通だと3分の1だと思いますけど、これが2分の1になって、大変有効なものだと思いますが、この点、今後、こういったエレベーター等に関しては、バリアフリー、そういったものとして設置されていくお考えなのかどうか、今後の展開について、お話を聞かせてください。

○阿部（眞）委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 バリアフリー法の改正に基づきまして、学校の校舎につきましても、大規模改修などに伴いまして、そういったバリアフリー化を進めてくださいということが国からは言われておりますし、長寿命化計画の中でも、バリアフリー化を進めていきたいということで明記しているところです。

ただ、いろいろな内容でバリアフリー化、エレベーター以外にも、多目的トイレですとか、それから、スロープをつけるとか、いろいろな内容がありますけれども、エレベーターの設置につきましても、学校とご相談しながら、必要性なども相談させていただきながら、その改修の設計などをするときには検討していきたいと考えています。以上です。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

やっぱり学校関係のこういった長寿命化改良事業によって、30年、40年と寿命が延びていくということで、大切なところですので、こういったところも、やっぱり、適切な点検と、そういった適切なときにきちっとした修繕が行えるような、そういったきちっとした計画推進をお願いをしたいと思います。

また、今後、学校も生徒数によってはいろんな状況が考えられますし、その状況によっては学校を複合施設に変えていくという、そういった流れもございますので、今後、そういった有利な補助金の活用でしっかりとした学校整備もお願いをしたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、続きまして、ここからは新型コロナウイルスの感染症対策事業に入っていきたいと思っております。350ページです。

コロナ対策高齢者支援事業ということでございまして、2番の高齢者あんしん見守り支援事業ということで、これは見守りに力を入れていくという形の下、施策として出てきたわけですけれども、私、見たとき、大変、これどうなのかなと思ったものですから、ちょっと質疑さ

せていただきますが、昨年の10月からスタートして、おおむね6か月で20件と、ここに記載ありますが、今年、9月まででどれくらいの増加ということになっているんですか。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 答えいたします。

今年度の申込み数というところでは、現在13件いただいております、トータルで今33名の方にご利用いただいております。以上です。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

やっぱり初期費用は助成していきませんが、これは6プログラムぐらいあると思いますが、冷蔵庫につけるものと電球は低料金だと思いますけど、やっぱり、月額負担というところで、なかなか厳しいものもあるのかなと思うんですが。周りにいる息子さんとか娘さんが支払ってくれて、取り付けてくれるんだっただけならいいんですけど、やっぱり自分で負担をするとやっぱり要らないという、そういう考えにもなるのかなと思うんですが。今、年金暮らしの人でいうと、年金も下がったし、少ないあれから保険も引かれるしという、そういった声が多くあるわけですので、こういったところの改善とか、やっぱり、もし、やるんだっただら、申請を待っているのではなくて、こちらから積極的にそういった独り世帯とかそういったところにしっかりとアプローチというか、モーションをかけていくという、そういう積極的なこちら側の行動というのが大切ではないかなと思いますけれども、ここにも書かれていますけれども、今後の普及に向けた取組について、具体的に考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 それでは、答えいたします。

こちらの事業につきましては、それぞれの生活の内容に合わせて選んでいただけるということで、5社6プランということで、現在では進めておりますけれども、こちらにつきましては、さらに事業の展開ということでは、様々なプランをご案内できるように、そういったところでは、私どもでも努力をしながら、さらにプランを増やすというあたりも検討はしていきたいと思っております。

そして、今後の取組ということになるかと思いますが、今年度からは、出前講座にもエントリーをさせていただきながら、ご要望があれば地域に行っておちらの事業の説明を

させていただくということもやっております。現状としては、申込みをいただきまして、早速、そういったご案内をさせていただいたということもございます。こういったあたりをさらに進めていくということと、やはり、高齢者の方々には、繰り返し、この事業の中身だけではなくて、この事業の必要性というところでは、繰り返しお話をさせていただきたいなと思っておりますし、さらにはその呼びかける対象というところにつきましても、高齢者の方々だけではなくて、例えばなんですけれども、不動産をお持ちの業界の方ですとか、例えばそういったあたりにもお話をもちかけるということも、今後、さらに考えていきたいと思っております。以上です。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

この月額金額ですけれども、ほかの自治体でも、電気とかはやっているところあるんですが、月額料金、うちでいうと1,400何がしだと思んですが、1年間は無料だけれども、1年過ぎたらお金がかかるというのが、うちでいうと電球の取付けだと思いますが、ほかだと、電球取付け、月額で100円とか低料金のところあるんですが、これはどういった違いなんでしょうか。この設備というのは、全部、そういった月額とか初期費用とかというのは一緒ではないわけなんですかね。その辺、情報、何かございますか。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 機器の金額の違いというあたりかと思えます。

今、私どもでご提案させていただいている5社6プランということですが、一番安価なものと月額440円というところ、それから、駆けつけ等が含まれているような場合だと月額2,750円というところの展開幅になります。

機器そのものについては、すみません、ちょっと詳しくお話はできないんですけれども、そういったオプション的なものが加わって、さらに中身を充実したものとということでの金額の違いと捉えております。以上です。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

見回りもいろいろありまして、ごみ出しのあれで、その見守りを確認するとか、いろんなこういった機械を使わなくてもできる見守り支援というものもあるわけですので、やっぱりそういったところも、重点的にこの見守りをやっていくのでしたら、考えながら、塩竈市にと

ってはどういった感じのものが一番ふさわしいのかというか、そういったところもちょっと視点を変えて考えてみていただいて、この見守り支援の充実に向けて努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次ですけど、同じ資料の355ページに行きたいと思ひます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業ということでありますが、355ページから357ページまでありますが、357ページの施策の成果、この表で、小児5歳から11歳というところで、1回目接種、接種率8.7%となつていますが、今、変わつていますが、これも含めて2回目接種のところも分かるのであれば、教えていただきたいと思ひます。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 357ページ、施策の成果、こちらは令和4年3月31日時点で、小児接種が始まったのが令和4年3月10日ということで低い数字で出ております。今現在、9月20日のデータがございますので、ご紹介させていただきます。5歳から11歳の方、1回目接種を終わった方の接種率26.7%です。2回目、5歳から11歳の方が接種を終わった接種率は25.4%まで接種をしていただいております。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

全国平均より2回目もちょっと高めだったと思ひますけど。9月6日から、小児についても努力義務となつていますが。こういったところ、保護者の方とかそういったところに情報提供なども必要なと思うんですが、そういったところ、周知、または情報発信の仕方などについて、お伺ひいたします。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 委員おっしゃるとおり9月6日から、小児の方に関しましても努力義務というのが課されるようになりました。こちらは、国のほうで、オミクロン株の流行状況から、様々な知見、そして、海外の状況等を鑑みまして、小児の方にも努力義務が課されるようになったという経緯がございます。

ただ、あくまでもこの接種につきましても、これまでと変わらず、本人、そして、保護者の意思で受けていただくものであるということで、国といたしても、強制となることのないよう十分留意をするようにということで、伝えられております。

私どもも、今度、併せて、3回目も小児の方は打てるようになっておりますが、接種券を送

るに当たりまして、接種についてはご本人と保護者の意思で行うものであるということ、そしてまた、厚生労働省のホームページを見られるような2次元バーコードを添付いたしておりますが、その中でもやはり、国でも、強制にならないよう、ご協力をいただきたいものというような書きぶりになってございます。そういったところで、皆様方への意識づけをしていきたいと、広報等を通じて行っていきたいと考えております。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

時間ないんですけれども、インフルエンザ予防と、これから同時期になってきますけれども、接種間隔について、取り払われたか、取り払われないうか、そこだけお話、お願いします。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 小児のみならず、大人の方も、インフルエンザワクチンについては、新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンにつきましては、接種間隔の規制が廃止されております。ですので、同時接種も可能ということになっております。

○阿部（眞）委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

最後に、このワクチン接種証明ですけれども、最初はある地域限定でしたが、コンビニでも取得可能になっています。宮城県、こちらのほうにも、今、全国展開ということで、一部のコンビニではありますけど、証明が取れると思いますが、その辺、お聞きをしたいと思えます。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 ワクチン接種証明のコンビニ交付のご質疑でした。

塩竈市におきましても、こちらのコンビニ交付には参加をしております。

ただ、全国、全自治体が参加をしているというわけではございませんが、マイナンバーカード、そして、発行手数料の120円があれば、こちらの近隣で申し上げますと、セブンイレブンで取得が可能ということになっております。

ただ、気をつけていただきたいのが、接種時に住民票のある市区町村がこちらに参加をしているのかどうか、そして、タイムラグが、多少、画面に反映するまで時間がございまして、自分の必要な接種証明となっているのか、最終的な画面で確認をしてから発行していただく

ということをご留意いただきたいと思っております。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。

再開は16時45分といたします。

午後4時39分 休憩

午後4時45分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。以上で一般会計決算の質疑を一応終了いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、9月22日午前10時より再開し、特別会計及び企業会計の審査を一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

お疲れさまでした。

午後4時45分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和4年9月21日

令和3年度決算特別委員会委員長 阿部 眞 喜

令和3年度決算特別委員会副委員長 小高 洋

令和4年9月22日（木曜日）

令和3年度決算特別委員会

（第4日目）

令和3年度決算特別委員会第4日目

令和4年9月22日（木曜日）午前10時開議

出席委員（17名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊勢由典委員
小高洋委員	辻畑めぐみ委員
曾我ミヨ委員	土見大介委員
志賀勝利委員	

欠席委員（なし）

（全会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤光樹	副市長 佐藤靖
病院事業管理者 福原賢治	技監 鈴木昌寿
総務部長 佐藤俊幸	市民生活部長 長峯清文
福祉子ども未来部長 草野弘一	産業建設部長 星和彦
市立病院事務長 本多裕之	上下水道部長 荒井敏明
総務部 政策調整管理監 兼公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監 末永量太	産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長 鈴木良夫
総務部次長 兼総務人事課長 鈴木康弘	上下水道部次長 兼上下水道課長 星潤一
総務部 財政課長 高橋数馬	市民生活部 税務課長 鈴木忠一

市民生活部
保険年金課長 布施由貴子
福祉子ども未来部
高齢福祉課長 中村成子
産業建設部
水産振興課長 鈴木睦奥男
上下水道部
下水道課長 佐藤寛之
市立病院事務部
医事課長 庄司晃
監査委員 福田文弘

市民生活部
浦戸振興課長 菊池亮
福祉子ども未来部
健康づくり課長 櫻下真子
上下水道部
業務課長 渡辺敏弘
市立病院事務部
業務課長 平塚博之
総務部
総務人事課総務係主査 石川宏

事務局出席職員氏名

事務局長 相澤和弘
議事調査係主査 工藤聡美

議事調査係長 石垣聡
議事調査係主査 梅森佑介

午前10時00分 開議

○阿部（眞）委員長 ただいまから、令和3年度決算特別委員会4日目の会議を開きます。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。また、窓を開けておりますので、お暑い方は上着を脱いでいただいても構いませんので、ご案内申し上げます。

これより特別会計、企業会計の審査を行います。

審査は一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

鎌田礼二委員。

○鎌田委員 皆さん、おはようございます。一番最初に質疑をさせていただきます。資料はNo.8の408ページのみです。

その前に導入として、昨日までの質疑について振り返りたいと思います。大きなところからそれぞれの一つ一つの政策まで、昨今話題になった、新聞にも掲載された環境関係の磁性くずについても質疑がありました。なかなか広範囲にわたり、いい質疑だったなというふうに考えています。そのほかに、自画自賛になるかもしれませんが、昨日の志子田委員の質疑はなかなかよかったなというふうに考えています。

資料はNo.21の10ページを使いましたが、市内の、県内の14市の指標を基に比較をされました。ほぼ全部の指数が良好なわけですが、その中で単独事業比率が低いと、一番低かったという、これについては賛否両論といたしますかね、意見は分かれるところではありますが、それを除けば本当に全体的にいい数値だったと思います。

特に経常収支比率ですか、これについてはかなり、今回4.9ポイントでしたっけ、下がったのはね。私も質疑させて……3.9ポイントですか、下がりました91.6%になったと。これについては、私の質疑の回答としては財政から、依存財源が多かったという回答があったわけですが、いよいよ特別会計の質疑に入らせていただきますけれども、この資料No.8の408ページですか、

8の繰出金についてです。一般会計から言えば繰り出すと。今回の質疑の中では、特別会計から言えば繰入金となるわけですが、この総額を見ますと、今回は34億8,500万円ですか、ということで、この平成の27年をピークに、この表の中ではですよ、年々下がってきまして、最近はこの金額あたりに落ち着いていると。前年比を考えてみますと、約2億円が減っていると。これはもう良好な数字ではないかと捉えるわけですが、今まで何回もこの繰り出し、それから繰入れについて、決算特別委員会やら予算特別委員会でも話をさせていただきました。大体1億円減れば1ポイント、この経常収支比率が下がるということです。

ですから、ここで約2億円が下がっているの、4.9ポイントでしたっけ、経常収支比率がね。3.9ポイントか。約4ポイント。そうすると、この4ポイントの中の約2ポイントは、この繰出金の金額2億円が効いているのではないかと私は考えました。それは依存財源が若干多かっただけというのは分かりますが、この辺についての考えは財政課長、どうでしょうか。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 経常収支比率の影響ということでのご質疑にお答えいたします。

まず、繰出金といたしましては、前年度と比較いたしまして2億円ほどの減少となっておりまして、それで、この経常収支比率への影響ということになりますと、基準内繰り出しの影響ということになりますので、基準外については臨時的な経費ということになりますので、基準内で見ますと、約5,000万円ほど減っているということになりますので、2ポイントまではいかないかなということで、0.5ポイントとかということで繰出金としては影響していると捉えております。以上です。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 正確に言えばそうでしょうけれども、雰囲気というかね、そんな点で考えれば、もうかなりそういった状況じゃないかなと私は思いました。

それで、本来のこの特別会計の質疑に入るわけですが、これはこの繰出金、総額で34億円ですが、35億円ですか、約ね。各この交通会計、国民健康保険、それから魚市場とね、介護やら、市立病院やら、ずっとこう続くわけですが、このいわゆる令和3年度の予算と、それからこの執行率、実際に繰り出された金額、これをあとそれぞれ聞いていこうと思うのですが、一番分かりやすいのは一般会計の管理である財政課が一番分かるのではないかなと思うのですが、その予算と執行率はほぼ一致しているのですか。一致しているのですか、ほぼ一致なのですか、それとも違うところが結構あるのですか。繰出金の金額ですね。そこを

ちょっとまずお聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 繰出金全体の金額ということになります。令和3年度の繰出金の当初予算額につきましては、約35億1,100万円となっております。この決算額が32億8,500万円ということで、ほぼ予算額から若干減った感じということの決算と捉えております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。そうすると、若干でもありますが、予算よりは執行額が低いということになりますよね、今の回答としてね。そうすると、どこかである程度努力をしているのかなという、そういうことになるのかなと思います。

それで、それぞれの特別会計からあとお聞きをしたいわけですが、いわゆるこの繰出金について努力をどれほどされたのかね。最初予算を取ったので、そのまま予算どおり執行するんだという考え方だったのか、一生懸命努力してある程度下げたのかですね。それから、予算、これはもっといい振り分けというか、なるのかもしれませんが、予算組みの段階でかなり努力したのだという、そういう考え方も出てくるとは思うのですが、状況がどうだったのかを、それぞれの決算についてお聞きをしていきたいと思います。

予算組みで努力したのか、予算に対して執行額も低いし、かなり努力させてもらったのか、そのとおり予算で取ったのでそのままいったのか、その辺の会計の状況を一つ一つお聞きをしていきたいと思います。

まず、浦戸交通関係ですか、約8,000万円ですか、繰り出しをしているわけですが、この事情についてお聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 一般会計からの繰入金の件についてお答えいたします。

令和3年度の決算、繰入金の決算額は、前年度より2,000万円ほど低くて、減になっておりまして7,900万円ほどとなっております。

主な要因といたしまして、国からの離島航路補助金が増となっていることから、減になっているというような中身でございまして、今、頑張るとかというような部分ではなくて、国からの補助金が増になったことに伴いましての減というような形になるかと思っております。以上になります。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございました。何か正直に努力したわけではないというような回答がありました。より一層頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

次は、国民健康保険事業についてはいかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 国民健康保険事業につきましては、繰出金、当課にとっては繰入金となりますが、ちょっと増えているという形になります。それぞれこれは基準内繰入れということでさせていただいておきまして、それぞれ軽減世帯ですとか、そういった部分の補填ということで頂いている部分もありますので、やはりそこら辺で増えてしまったということとなっております。以上です。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。今ちょっと基準内という意見が、意見といいますか、話が出たわけですが、ちょっともう何度もこれは私が、持論になるのかもしれないのだけれども、この基準というあれにね、あまり甘えているんじゃないのかと私は考えているわけです。私、個人的な意見になりますけれども、そういう言葉を聞きたくないという、そういう思いでいます。

次は、魚市場関係はいかがでしょう。約8,500万円ぐらいですか、繰入れをしているわけですが、いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 それでは、努力したかどうかについてお答えをさせていただきますと思います。

令和3年度につきましては燃油高騰もございまして、漁船のコストがかかるということから、燃油高騰の補助、水揚げ補助をさせていただきました。これによりまして、前年よりも水揚げ金額が上がったということが1つ要因として挙げられます。努力したという部分で挙げられますが、一方で燃油高騰に伴いまして昨年11月から電気料が大幅に上がりました。その関係で当初予定していた金額から400万円ほど電気料金が、コストがかかってしまっていると。さらに、平成29年に竣工いたしました市場、老朽等が早く進んでおきまして、装置・設備を緊急に水揚げに支障を来さないように修繕をする必要があった。それで、その部分で当初になかった200万円という部分が、コストが増となってきたというところが一方でございます。以上でございます。

す。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。微増というところでしょうか。

それから、介護保険について伺いをいたします。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 お答えいたします。

介護保険事業でございますが、保険事業勘定の決算は、歳入歳出ともに前年度より増となりまして、黒字決算となりました。歳入ですけれども、収入率が前年度より上回りまして、収入未済額が15%減少したということで、一定程度、努力の成果が出たと捉えております。以上です。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっとよく分からなかったのですが、この数値を見ますと、ここ数年増えてきております。私も介護の保険の仲間入りをしてそのせいもあるのかなと思っているのですけれども、高齢者が増えているというところもあるのかと思うのですが、まあ増えているということですね。

それから、病院関係は、市立病院関係はいかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 平塚事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 お答えさせていただきます。

市立病院につきましては、令和2年度から令和3年度にかけてはマイナス3,800万円という繰入金金の減少となっております。その中で努力してきたという中身としては、収益が上がっている状況ということになるかと思うのですけれども、まず発熱の対応をさせていただいたところがあります。こちらは年間3,800人ということで、新型コロナの対応を含めた発熱の対応とか、あと医師の招聘とかというところで収益を上げる努力をさせていただいているという状況がありまして、令和2年度から比べて、年間ですと約1億数千万円の収益が上がっているという状況がありますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今、前年比で5,000万円ぐらいでしたっけ、繰入金金が下がったということをお話されましたけれども、予算に対しての執行状況は、その辺はいかがなのでしょう。同じなのでしょう。それとも、やはり減っているのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 繰入金の額につきましては、当初の予算どおりの執行額という状況になっています。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。そうすると、予算どおりということですね。

次は、水道関係、今までの金額からすると、令和3年度、がくんとこう落ちておりますから、かなり減っているわけですがけれども、この水道関係についてもお伺いをいたします。

○阿部（眞）委員長 渡辺上下水道部業務課長。

○渡辺上下水道部業務課長 水道事業のほうです。昨年から落ちている最大の理由というのは、昨年在東日本大震災に対応する任期付職員の経費があったのですが、今年はその部分が大幅に減った部分と、あと昨年、新型コロナウイルス感染症に対する水道料金の基本料金減免に関わる経費補助として頂いた部分が大きく占めております。

今年につきましては、他会計の部分でいきますと、児童手当に要する経費、あと東日本大震災に対応するため採用された任期付職員の約15万円ということで、その部分につきましては残業関係の分の追加分ということです。あと、給料、あと原油高騰に伴う繰入金として30万6,000円という部分で入れていただいています。

また、資本的収入の他会計補助金につきましては、東日本大震災に関わる繰越災害事業費に充当した他会計負担金というのが825万7,199円、工事負担金……そこまではいいのですか。その金額ね。その辺を占めておまして、全体的には昨年の新型コロナで頂いた補助金の部分が圧縮された部分で、トータルで269万1,000円という形になっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。肝腎なところを忘れていらっしゃるかなと思います。予算に関しての執行がどの程度だったのか、予算組みをされていなかったのかね。そういった実態についてお伺いをいたします。

○阿部（眞）委員長 渡辺上下水道部業務課長。

○渡辺上下水道部業務課長 大変失礼しました。予算組みのとおりという形になっております。よろしく申し上げます。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

次に、後期高齢者医療関係、これは若干、令和2年度から3年度は減ってはおりますが、この状況について、いわゆる予算と執行の内容について、忘れずお願いします。

○阿部（眞）委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 後期高齢者の特別会計の繰入金ということになります。令和2年度と、まず3年度の比較ということで、894万8,000円ほど繰入額が減っております。こちらにつきましては令和2年度、制度のシステム改修ということで事務費の繰入れが増えたことで、令和2年度、元年度から増え、そしてその部分がなくなりましたので、事務費繰入れという部分で減少したことにより、令和3年度の繰入額が減少という形になってございます。

予算との執行の部分ですが、こちらにつきましては、予算どおりということで執行させていただいております。以上です。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。各会計ね、報告をいただきました。下水道、残ってましたっけ。下水道を飛び越しちゃったんですね。じゃあ下水道、お願いします。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道につきましては、予算と同額という形になっております。ただ、令和元年度と2年度で大きく差が開いていますけれども、こちらにつきましては法適用ということになりましたので、繰り出しの考え方が減価償却費という考え方ということに変わりましたので、大きく差が出たという形になっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございました。減ったところ、予算からですね、予算どおり、それからそれより少ない、それから多かったというところはないんですしたっけ。そういう状況でした。総額的に、トータル的には2億円下がったということですね。

私がこれは何度も言わせていただいているのですが、いわゆる何ですか、ここで何億円と受ければ、その分、塩竈市で一番問題だと私が思っているのは人口減少であって、それを食い止めるための施策がね、例えば、1億円上がれば1つぐらいはできるだろうと。どのぐらい、そのやる規模にもよりますがね。ですから、5億円ぐらい減れば、あとね、新たな施策が5つぐらいもう、施策を取れるというふうになります。

私の持論になりますけれども、この近隣の市町村の中で、同じことをやっても、大して増えないだろうと。やはり飛び抜けた施策がね、少なくとも3個以上ぐらい、これは塩竈市独

自で、もうほかでもやっていない、どこにも負けそうにないような施策が私は必要だと思うんですよ。

その生み場所としては、やはりこの繰出金、これは各特別会計が、基準内というような言葉が出ていましたが、そういう考えはもう撤廃といいますかね、頭からもう外していただいて、やはりこの塩竈市全体のことを大局的に考えていただいて、減らす方向で努力をいただきたいということを申し上げて、質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○阿部（眞）委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 私のほうから、まず資料No.21のページ14、水道事業会計の地方債残高というところからちょっと質疑させていただきます。

平成10年は残高が73億円と、それで令和3年度は50億円というふうに大幅に残高が減っているわけですが、今後、この残高の推移がどのようになっていくのか。当然、耐震性の鋼管の入替えということも控えているかと思しますので、その辺の見通しについてちょっとお伺いいたします。

○阿部（眞）委員長 渡辺上下水道部業務課長。

○渡辺上下水道部業務課長 起債の今後の残高の推移の見込みというお話ということですが、現在、過去のいろいろ整備していた部分の施設整備の部分の起債関係が、高い部分が落ち着いてきましたので、今、残高的に低めになっておりますが、今後は、今、施設自体が老朽化が始まっておりますので、その部分に対しての今度、更新関係につきまして、起債の部分をもどどのように平準化しながら進めていくかということで、施設整備等、起債借入れ、あと料金収入とかの面を見ながら、今後、起債残高の部分については増えていくような形だとは考えております。よろしくをお願いします。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。いずれにしても、市民の大切な命のもとですので、しっかりとやっていただきたいと思います。

次に、同じく資料No.21、18ページですね。この中で、水道事業関係の入札があります。それで、一番下のほうに、9件中3件が1回で決まらなかったと。3件のうちの入札率が98%と99.3%、95.4%という落札率になっているわけですが、やはりこの辺が、社会事情が一応、決まってはいるかと思えますけれども、どうしてこういう高い落札率なのかということをお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 渡辺上下水道部業務課長。

○渡辺上下水道部業務課長 高い落札率ということでお話をいただきました。まず、積算関係につきましては、歩掛関係とかが公表されている部分もございますので、工事関係につきましては、その部分、あとまた今、積算システム関係がかなり正確な数字を積算するようですので、その部分での近い数字という形になってきていると感じております。また、3回目ということで99.3%という形になっておりますが、これも当初の積算額に対して何回か札入れしている形の中で、かなり近い数字になってきたと考えております。よろしく申し上げます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。多分これは見積り積算するときに、何ていうのですか、公の、国か県かな、で基準、標準単価表みたいなのがあってね、それに基づいて積算しているのだらうと思います。ただ、その標準も年にたしか1回か2回は改定があるんですよね。それはそういったところに基づいてやっていけば、そんなに大きな違いが、現状とね、割と単価の値上がり、部品の値上がりですか、資材の値上がりが反映されていくんじゃないのかなとは思うのですけれども、なかなかこういった急激な価格の物価上昇の変化で、その辺が追いついていないというところもあるのでしょうかけれども、なるべく受注がまずできるようにということと、やはりできるだけ、公明正大にはやっているのでしょうかけれども、やはり業者の方の状況も見てしっかりとやっていって、対応していただきたいと思います。

それで、次に下水道事業に移らせていただきます。資料No.同じく21の14ページで、ここに起債残高の推移が書いてありますが、これを見ますと、先ほど鎌田委員も質疑されていましたが、平成10年には290億円あったものが、現在は215億円というところでね、これもかなり減っているわけです。

ところが、これ、下水道起債残高が減っているのですが、残念ながら塩竈市の一番こう、水道料の高い原因というのが、ここの下水道の処理場にかかってきて、この下水道の料金が下がってこないと、なかなかこう、水道料金の安さが市民の皆さんに実感してもらえないという、大きなウイークポイントであろうかと思いますが、この減ったことによって下水道料金の将来的な見直しというのは可能なのか、それともまた今後、またインフラの更新によって、結局それは難しいのかというようなところをちょっと見解をお伺いいたします。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道料金についてのご質疑でございました。下水道についまし

ては今後ということになりますけれども、将来的な人口の減少によります使用水量の減少であるとか、今後の更新費用、更新計画によりますけれども、そちらの関係でもってまだまだ整備が、更新が続くということになりますので、これらの経済性とかも追求しながら、公営企業会計としまして今後、収入見込みも検討しながら作業というのが必要かなとは思っております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、今度は資料No.11、下水道事業の決算書を見ますと、上の5ページですね。ここでは収支がとんとんで、というのは他会計負担金が6億4,900万円、それで経常利益が6億4,300万円というね、単年度だけ見ると結構いい数字が出ているのかなと。繰入金なしでもツーペイになっているというような感じを受けるわけですが、令和4年度の予算を見ますと、繰入金を6億円入れて2.5億円の黒字という予算書になっていて、3億5,000万円ほど足りないというところだと思うのですが、こういった傾向がやはり今後も、令和3年度はツーペイの状態だけれども、今後はやはりだんだんその格差が開いていくことになっていくのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 資料No.11の5ページの、こちらは損益計算書という形になります。こちらの部分は現金を伴わないものも入ってございまして、結果、一番下段の当年度末の利益の剰余金という形で11億何がしという形になります。実際、その現金という形で申しますと、同じ資料の、おめくりいただきまして22ページになるのですけれども、キャッシュフロー計算書、こちらのほうが現金の動きを表したものでございます。

こちらの下の方の3の財務活動によるキャッシュフローの部分の建設改良等に、財源に充てるための企業債収入、こちらのほうが企業債で借り入れていると、19億2,600万円、こちらを借り入れまして、最終的に現金が、一番下でございましてけれども、4億7,528万3,530円という形でございます。

申しますと、この借入れをしないと、現金が残っていないという形になっていきますので、逆にこういった借入れをしながら事業を行っているというのが現状でございまして。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。それと同じ資料のところでお聞きしたいのですが、No.11の5ページ、ここに一番下のところに特別損失、臨時損失7,600万円という数字が載っております。

す。すると、これがないと、完全に本当の意味での黒字の事業に、下水道になっている、単年度ではなるわけですが、この臨時損失というのはどういう、中身がどういうものなのか、ちょっと教えてください。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの5ページの6の特別損失の（2）の臨時損失でございます。7,609万8,400円、こちらにつきましては北浜地区も災害復旧の布設替えが終わりましたので、こちらの資産の除却に伴う資産の減耗費という形で計上しております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 あと、こういう損失というのはやはり毎年起きてくるものなのか、この単年度で収まるものなのか、ちょっと教えてください。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらは臨時ということになりますので、例えば、この今期では災害復旧だとか、そういった場合の特別なときにこういったものが発生すると。逆に工事が終わったときになりますけれども、発生してくるという形になります。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

では、続きまして病院会計にちょっと行きたいと思います。まず、資料No.8と12ですね。資料No.8の408ページですかね、この繰出金の部分で、令和3年度が繰出金が4億5,645万円となっています。そして、決算書を見ますと、15ページですかね、15ページを見ますと、医業外収益というところに多分出てくるのだと思うのですが、ここでは他会計負担金が1億4,000万円、それから他会計補助金が7,000万円というところで、ちょっとこの繰出金の4億5,600万円には届かない金額になっているのです。本来だったら、これとこっちの明細が一緒に、同じ金額にならなければいけないのではないのかなと思うのですが、私の勉強不足で分からないので、そのところをちょっと教えてください。

○阿部（眞）委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 お答えさせていただきます。

資料No.12の15ということで、他会計負担金と補助金で一般会計繰入金という話ですけれども、そのほかに医業収益の部分、その他の収益のところにもあるのですが、資料No.15をお開きいただきたいと思います。まず、1ページ、2ページをお開き願います。こちらの収益的収入の分

の1の医業収益3その他医業収益の部分の他会計負担金としまして、こちらに2億334万8,000円、こちらがありますけれども、こちらの救急とか、そういうところの部分の繰入金を頂いているところでございます。

2の医業外収益の1. 他会計負担金、2. 他会計補助金1億4,456万4,000円と7,054万円、あと併せまして資料の7ページ、8ページをお開き願います。こちらは1. 資本的収入にも一般会計から繰入金を頂いていまして、1. 他会計補助金の3,848万4,000円、こちらを全て足しますと、4億5,645万円となるという状況でございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 病院会計の処理の仕方で、こういうことになるのでしょうか、非常に分かりづらいですね。そう思いませんか。やはりぱっと見て損益計算書を見て、貸借対照表を見て、そういった中身が分かるようなシステムにしていかないと、なかなか我々議員がこの決算書を見ても探し尽くせないですね。

ですから、その辺をちょっと、会計上できないんだというのか、いや、改善できますよというのか、ちょっと分かりませんが、そういったところ、もしできるのであれば分かりやすく改善していただけるとありがたいなというふうに思います。よろしく願います。

それでは、続きまして資料No.22の11ページ、ここに入院患者数の推移が書いてあります。それで、平成29年度は入院患者数が延べ5万170人、令和3年度は4万2,900人というところで、大幅に減っているわけです。確かに、何ていうのですか、療養病棟を減らしたことによってそういった数字になっているのかもしれませんが、結構大きな数字だなと。それで、医療収入も、何かトータルするとちょっと減ってはいるわけですね。

そこで、平成29年度のこの人数が減ったのと令和3年度で、令和3年度は15億5,982万円ということで数字はここで分かるのですが、平成29年度と比較した場合にどの程度減っているのかちょっと、もし分かったら教えてください。分からなかったらいいですよ。

○阿部（眞）委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 お答えさせていただきます。

同資料の32ページをお開き願います。こちらは過去6年間の収益的な収支の内訳となっております。こちらの入院収益の部分をご覧いただければと思います。令和3年度につきましては15億5,982万2,000円という状況でございます。先ほどありました平成29年度に関しては14億9,551万2,000円ということですので、おおよそ6,000万円程度、収入は増えているという状況が

見て取れるのかなと思います。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。それで、あと外来患者数も、平成29年、5万7,632人、令和3年度は5万8,169人ということで、これでいきますと外来診療が6億7,000……この平成29年度は6億7,000万円のが、令和3年度はちょっと増えただけで7億円になっているというところで、これはやはり医療費、診療報酬の見直しとかなんとかあった関係で増えているのか、ただ単純に診療の中身が高額な人が来たのかというところでちょっと、どういう状況だったのか教えてください。

○阿部（眞）委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長 資料No.22の12ページの患者数を見ていただいても、患者数がまず増えているという点がまず1つあります。それと、やはり診療の中で、最近ですが、がんの外来に通う患者さんとかが少し増えてきておりまして、やはりそれに係る費用が少し上がってきているという点も、単価を上げている要因にはなっていると思っています。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。それで、トータルの医療収入を見ますと、平成29年が24億7,000万円、令和3年度は22億6,000万円と、減っているわけですね、トータルでいくとね、医療収入というのは。それで、平成29年度は5,730万円の黒字、令和3年度は1,104万円の黒字と、黒字額も減っているというところで、外来とか入院が増えているのに、これが、収支が減ってきて、最終的には利益が減ってきているというのは、どういう原因なのかなと。

○阿部（眞）委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 すみません、後ほど確認してお答えさせていただきます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 あと、これで一応私、質疑を打ち切りたいと思っていたのですがけれども、ただ、最後に、昨日、おとといと一般会計の質疑の中で、磁性くずね、これで結構多くの方が、委員がいろいろ質疑されておりました。そういったことを見て、それと当局が調査委員会をつくるということも発表になっていますし、じゃあ議会としてこの問題をどう捉えていくのかということもあろうかと思いますが、私的にはやはり市民から議会は何をやっているのと言われなためにもきちんと調査委員会をつくって、それで当局に逐一状況を聞くということも考えなければいけないのではないかなという提案をさせていただきたいと思います。それでは、あと私

の質疑、終わらせていただきます。

○阿部（眞）委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 それでは、私から何点か質疑させていただきたいと思います。

まず、初めに資料№12、病院事業からちょっとお伺いさせていただきたいと思います。5ページの令和3年度の病院事業の決算の損益がございまして、当年度の損益として純利益が約1,100万円ということで、前年度と比べますと、やはり損益の部分で、その前の年が157万4,000円と、経常収支も利益も1,316万2,000円と、前年度は452万8,000円と利益が生じたわけでございますけれども、特に入院外来の収益が22億6,697万4,000円ということで、前年度と比較しましても、やはり1億6,423万9,000円と大幅な増収になったわけでございますけれども、新型コロナの感染がもう2年半も続いている中で、やはり厳しい病院経営の中で、医師、看護師、それから事務、それから関係する医療スタッフが頑張ってくださいまして、改めて感謝申し上げますけれども、その10ページの総括がございました。その中で書かれていたのが、令和3年度の決算の増収になった取組について、改めてお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 収益が上がったという要因でございます。まずは、先ほど鎌田委員のところでお話しさせていただきましたけれども、発熱患者の対応ということと、令和3年度は内科医と小児科医の招聘ができましたことにより、やはり患者数が増えたというところが一番大きなところかなと思っております。

あと、例えば、入院を必要としない方であったり、短期間の入院となる軽症や中等症の救急患者の受入れ、こちらも日中は基本的には断らないというスタンスで対応させていただいたところであったり、あとは東北大学の協力を得ながら、眼科におきまして白内障の手術を令和3年度から実施しております。そういうところが主な要因かなと思われまして、以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。先ほども答弁あったわけですが、発熱患者が増えたということで外来も増えた。実は、私もちょっと目が充血して市立病院で診断してもらったのですが、やはり眼科で白内障の患者が物すごく多いなと感じました。実はその手術をするのも半年先まで予約が埋まっているような状態で、隣の人がお話ししていた話をちょっと聞いていたのですが、白内障の先生が本当に素晴らしいのか、大学病院から来られてい

るのか、その辺もありますけれども、そういったものも含めてやはり収益も上がってきているのかなという部分がございます。

また、医療の患者も増えているというのは、やはり薬科大ですかね、そういった方からの紹介なんかも多分増えているのかなと思います。これは以前もお話したのですけれども、市長が大分力を入れていただきまして、いい先生とか、また患者さんも今来て、収益は上がっているような状況なのですけれども、そういったことも含めると、やはりこの収益の部分では、患者の収益というのが一番高い部分が理想なのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 お答えさせていただきます。

やはり我々の当院に来ていただくことが一番大事ですので、患者の確保というところが一番の大きな収入が増える要因かなと考えております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。本当にこれからもこの病院の収益が安定しているような状況で数字が現れているので、安心しているところでございます。

そこで、9ページの貸借対照表の部分でちょっと分からない部分がございます、ちょっとこれ、確認させていただきたいのですけれども、9ページの4の流動負債の一時借入金がございます。1億4,000万円ですけれども、この中身についてちょっとお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 9ページの4、流動負債、一時借入金の1億4,000万円の内訳ということでございます。こちら、年度末にやはり例えば、給料の支払いですとか、あと企業債償還金とか、あと例えば、委託費もやはり年度末に支払うというところで、一時的にやはり大きな金額を支出しなければいけない状況があります。その中で、キャッシュフローと言われる現金が、当院ですと年度末で8,800万円という状況、やはりそういうところも足りない状況がありましたので、一時的に資金を借り入れて、まずそれを支払うというところが必要だということで、今回借り入れたという状況でございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。これは前年度が一時借入金をしているわけでございますけれども、前年度は1億8,000万円ぐらいしておりました。それで、4,000万円ぐらい少ない部分で、1億4,000万円の一時借入金になっているわけでございますけれども、これは私も以前、ち

よっと記憶はあまりないのですけれども、夕張市が破綻したのもやはりこの一時借入金の部分で35億円ぐらい多分あったような感じだったと思いますけれども、これがどんどん減っている部分ということで、本当に必要な部分、本当に年度末の最終的な必要な部分で、この1億4,000万円が必要になるということで、今後、この辺も含めてどんどん収益が上がればやはり減らしていけるのか、ちょっとその辺だけ確認させてください。

○阿部（眞）委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 お答えさせていただきます。

まず、令和2年度は1億8,000万円、令和3年度は1億4,000万円ということです。これは今回、現金のキャッシュフローにつきましても令和2年度は4,000万円程度あったのが、今回、令和3年度は8,000万円という状況で、4,000万円増えているという状況です。やはりこの現金を増やすというところが一番大事なところかなと思われます。そこが増えていくというところは、やはり患者数増加で収益が上がっていくというところが必要になってきますので、そちらが達成されれば、この一時借入金の額は減っていくのかなと思われます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。1つは運転資金という形だと思いますけれども、最後にここで病院のほうで質疑させていただきたいのは、やはりこういった一時借入金も減っているし、先ほどから繰り出しの部分でも、繰入れですか、の部分でも減資しているということで、今後の見通しとして、財政から見た限りではいろんな課題があるのですけれども、やはり問題になっている市立病院の老朽化問題も多分あると思うのですけれども、その辺、今後の見通しなんかありましたらお願いします。

○阿部（眞）委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長 今課長からあったとおり、我々のまず最初の目標としては、やはり自分のところの資金で、借りないで運営できるような体制をつくるということで、今、昨年度から診療収入もかなり大きく伸びていると。今年度もその傾向が出ておりますので、できるだけ自己資金をためていくということになると思います。その上で、方法としてこれを伸ばしたときに、繰出金を減らす方法というのも1つはあるとは思いますが、今委員からのご意見にもありましたとおり、やはり今後の施設整備というのもありますので、我々としても一般会計にできるだけ逆な面で負担をかけないように、自分の内部で現金を留保できるような運営体制を目指していくというのが1つの目標であるというふうに考えています。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。見通しもどんどん明るくなっているような感じがあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質疑に移ります。次の質疑が資料No.13ですね。水道事業からちょっと質疑させていただきたいと思います。13の10ページから質疑させていただきたいと思います。

これは私も昨年の決算でも、有収率に関して質疑をさせていただきました。令和3年度の有収率が83.4%ということで、前年比が87.12%、比較しますと3.72ポイント下がったわけでございますけれども、この有収率とは、改めてどのような意味を持つものなのか、その辺ちょっとお伺ひしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 星上下水道部次長兼上水道課長。

○星上下水道部次長兼上水道課長 お答えいたします。

有収率の考えでございますが、年間の総有収量ということで料金に跳ね返ってくる量でございます。これを年間の配水量で割り返したものが有収率となっております、経営する上での収入の比較をする上で大変重要な指標となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。やはりこの有収率、給水する水量との料金としての収入の水量の比率ということで、大変重要に、お金のかかる部分だと思ひますので、この有収率が低いとどのような状態になるのか、また低くなる原因というのはどういうものが考えられるのか、ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○阿部（眞）委員長 星上下水道部次長兼上水道課長。

○星上下水道部次長兼上水道課長 有収率が下がるということとは、水を作るための単価が高くなってしまふということで、いわゆる効率がよくないというような状況でございます。それで、今回、有収率が下がってしまったという理由でございますが、令和3年の2月の地震及び3月の地震が頻発してしまひまして、それで本市の水道管におきましては老朽化が進んでございまして、その影響も伴ひまして漏水が令和2年より多く発生したのかなということで分析してございまして、以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 そうしますと、やはり漏水が考えられるということでの回答でございますけれども、要は塩竈市では、この有収率の目標としてどれだけの目標を掲げてやられているのか、ちよっ

とお伺いしたい。

○阿部（眞）委員長 渡辺上下水道部業務課長。

○渡辺上下水道部業務課長 目標ということでお話をいただきました。目標としましては、予算を立てるときに水道、我々のほうでは88%目標値で、まずここは頑張ろうということで今、やっております。ただ、残念ながら、去年の地震関係とかで、どうしても今、漏水箇所が徐々に増えてきているという状況ですので、何としてでも有収率が下がる要因を少しでも解消していきたいということで、上下水道部の水道事業職員一丸となって頑張っておるところですが、なかなか数字として出てこないのが大変申し訳なく思っております。よろしくをお願いします。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。そこで、やはり現在、83.4%という有収率なのですけれども、88%に上げる努力をしているというのは、本当に皆さん頑張ってやられると思うのですけれども、この収益が上がる、この金額ベースでいきますと、どれだけがこの88%に反映されるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 渡辺上下水道部業務課長。

○渡辺上下水道部業務課長 88%の部分で算出、ちょっとしてこなかったのですが、100だったらどうだというのが以前、お話をいただいていたところもあったのですが、100%というのは基本的にちょっと乱暴な数字なのでなかなか難しいところがありますが、100%ベースでちょっと以前、お話いただいたときにありましたので、それでちょっと算出してきたのですが、今回の部分でいきますと、乱暴ですが工事費とか度外視しまして水量の部分でだけお話ししたいと思いますが、算出方法としましては、まず資料No.13の10ページなのですが、その中の給水状況の中に明記していますが、年間総配水量というところがあります。それで、年間総配水量がまず738万7,471立方メートルというところ。また、同じ項目の中に年間有収水量が616万934立方メートルという部分であります。これを差し引いた形ということで考えてみました。そうしますと、122万6,537立方メートルということで算出されます。

これに資料No.16の決算説明資料にあるのですが、決算説明資料の17ページになります。17ページに、県内13市、隣接3町の状況というところがございます。その中に、上から(28)の部分に供給単価というのがあるんですね。その塩竈の欄があります。そこにうまくクロスして見ていただくと216.87、ちょっと細かい字なので見づらいかもかもしれませんが、それをその水量に掛けます。そうしますと、大体100%にすると2億6,599万9,079円、約2億6,000万円ほどの

金額が水量ベースでいくと算出される形になります。

ただ、これに対しては、この仕事、漏水防止をする作業に係る費用は別になっていますので、あくまでも水量でいくと、このくらいの額が影響してきているということになりますので、この金額を求めるにはどうしても工事費とかも含んで考えていかなきゃないところもありますが、今のところはこの数字が、ざっくりです、本当にざっくりなのですが、これくらいが100%になると出てきますということになります。それで、87.12%っていうのがまず昨年、令和2年度の部分でなっていましたので、そこをまず復元ということで向かわせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。100%で計算するということは多分不可能だと思いますので、私も若干、先ほどの単価の部分で計算してみますと、88%でいきますと7,300万円ぐらいになるわけでした。そうしますと、やはり目標に向かっていけば、7,300万円ぐらいは節減できるのかなという部分がありましたので、ぜひそれに向かって進んでいただきたいと思います。

そこで、この有収率のこの表がせっかくこう、今、先ほど出ました17ページでございませけれども、ほかの自治体の参考にしていただきますと、その有収率の部分もございました。それで、この（17）の有収率の一覧表でございませけれども、この近隣の2市3町を見ても、やはり最下位なんですね。七ヶ浜町はですね99.32%、それから多賀城市94.84%、それから松島町も、それから利府町もありますけれども、塩竈市がちょっとね、かなり有収率が低いということで、そういった低い原因が塩竈市の地形にもあるのかなという部分も思いますけれども、その辺のこの有収率の原因というのはどういうところにあるのか、考えられるのか、お伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 星上水道課長。

○星上下水道部次長兼上水道課長 お答えいたします。

本市の場合ですと、水道事業が始まったのが明治ということで、もう100年以上の歴史がある水道施設でございませ。そういったことで老朽化が進んでいる管が他の市町より多いのかなということもございませ。あと、管路延長につきましても、本市の場合は導水管から含めますと351キロほどありまして、こちらについても他の市町と比較すると長いということで、長ければ漏水の発生する箇所も多くなるということで、有収率の低下につながっているのではないかなということで考えております。以上でございませ。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。では、この対策なんかをどのように塩竈市では捉えているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 星上水道課長。

○星上下水道部次長兼上水道課長 漏水の対策としましては、短期的なお話から申しますと、市内15のですね水位計がございまして、夜間の最少の配水量を確認しながら、どちらの水系で夜間水が多く流れているかという調査をまずさせていただきます。それで、多い箇所について漏水が発生しているだろうということで、民間の漏水の専門業者に委託をしたり、あとは職員直営で漏水の箇所を確認しさせていただいております。それで、漏水箇所が発見次第、速やかに修理工事を行うというようなやり方を行っておるところでございます。

あと、長期的には、現在、送水管を中心に第2次老朽管整備事業ということで令和元年から令和5年まで、あと配水管整備事業という配水管の整備を中心に第7次配水管整備事業を令和元年から令和6年に実施しており、40年の法定耐用年数を超えた環境を整備しておるところでございます。

こちらについて計画的な整備を行いながらも、令和5年、令和6年と計画が切れますので、次期の計画については補助の拡充などを県に求めながら、さらなる延長を増やしていける、整備延長を増やしていけるようなことを検討していきたいと考えています。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。本当に様々な漏水対策というのはやはりしなくちゃいけないというのはあると思います。管の問題もありますし、それから鉛管の部分もまだ塩竈市にもあるのかなという部分もありますけれども、そういった部分を一つ一つ解決しながら進んでいただきたいなと思います。

実は、昨日も多分漏水が赤坂付近であったということでちょっと聞いたのですがけれども、やはり大切な水でございますので、しっかりとその辺の水の大切さを、市民のほうは直結されますので、ぜひともこの88%に向けて進んでいただきたいなと思いますので、よろしく願います。

次の質疑に移ります。資料No.11の下水道事業についてお伺いします。この11で質疑させていただきますけれども、資料No.11の5ページ、損益計算書の中でちょっと質疑させていただきます。

今回、令和4年度の4月から下水道の事業が企業会計に移行されたわけでございますけれども、塩竈市では下水道事業の持続的な安定な事業の運営のために、このスタートをして、特別会計から企業会計へと今、移動されたわけでございます。この下水道事業の、どのように変わったのか、ちょっとその辺をお伺いしたいなと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道会計につきましてのご質疑でございます。

まず、本市では下水道事業につきまして、長期的に安定した事業運営というのを続けていくために、令和2年の4月からになります、より地方公営企業法という形でこれまでの会計方式、単式の簿記のから公営企業会計で行っております複式簿記へ移行しております。

こちらの公営企業につきましては、企業の経営方式を取り入れながら公共性を保つというのがこれは目的でございますので、これらもその関係でもって、下水道施設をこれからも適切に維持していくために、財務情報等を整理しまして一層の経営効率化、健全化に努めるというために移行したものでございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。企業会計に移るということは、やはり特別会計は現金主義という形で考えられていますし、また企業会計は発生主義という、全然ちょっと違う感覚でこの会計が行われるということでございますけれども、例えば、企業会計に移った場合に、どのような効果があるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 まず、効果ということでございますけれども、まずその経営状況というのが明確化という形になります。様々財務諸表ありますけれども、まずは貸借対照表によりであるとか、損益計算書などの財務諸表によりまして、財政状況とか経営成績というのが分かりやすく示すことができるということになります。さらにこれらを分析ということをしなすと、長期的な経営計画の策定に必要な情報を得ることができるというようなものでございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。最後の質疑をさせていただきますけれども、資料No.11の同じく、8ページの貸借対照表でございますけれども、ちょっと私も分からなかったのですけれども、この流動資産の（2）の未収金、これはかなり大きい数字になっているのですけれども、

1億3,717万3,200円ということでありますけれども、その未収金についてのちょっと中身を教えてくださいたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 貸借対照表の2の流動資産の（2）未収金、1億3,717万3,200円でございますけれども、こちらにつきましては、資料のNo.14の13ページをお開き願います。

13ページの表の一番下合計の欄の右から4つ目の数字ですね。1億3,717万3,200円、こちらの数字という形になります。内訳につきましては、左側の区分にございますけれども、一番大きいものでございますと、下水道の使用料ということでございます。こちらにつきましては、水道と一緒に水道メーターを検針して、水道料金と一緒に納めていただいているということでございますので、3月の調定分が4月になってから収納されるということになりますので、その月遅れの分が主なものでございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。実は、やはり検針は一緒なので、同じように多分徴収されると思うのですけれども、例えば、水道の事業の中で、この未収金というのはやはりあるわけなのですけれども、この水道の部分では6,000万円ぐらいになっているわけなのです。今回、下水道のほう見ますと1億3,000万円ということで、同じように、何ですか、集金になるという形で計上されているのにこれだけ違うというのはどういった意味があるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 資料No.11の8ページをすみません、またお開き願います。こちら下水道のほうは、こちらの未収金という形で計上しております。水道のほうは、逆に下水道側のほうにまだ支払っていないという状況になりますので、水道側のほうの決算でいきますと、未払金という形で計上されているという形でございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。ということは、やはり水道のほうから1か月遅れで来るという形で、そういう認識でよろしいのか。また、それが一緒に入金ならないのかと私は実際に思うわけですが、1か月遅れて2か月分、全額入金にならないのかという部分があるのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 先ほど申しました公営企業会計に移りましたので、発生した時点という形で、まずはその調定を切ります。この時点でお金は頂くということになるのですけれども、どうしてもその請求書を送ってから支払いという形になりますので、やはりどうしても支払うためには、月遅れというのが発生するというふうに思っております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの志賀委員の質疑に対し答弁漏れがありました部分につきまして、市立病院事務部業務課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 お答えさせていただきます。

先ほどの資料No.22、病院事業の概要の32ページになります。

収益的収支の純利益、平成29年度、5,700万円に対して令和3年度1,100万円という状況で、減った理由という状況でございますが、次の33ページをご覧いただきたいと思います。こちらの一般会計からの繰入金といたしまして、繰入金合計ということで5億4,400万円、全体で頂いていたのですけれども、これが4億5,600万円と。こちらは約9,000万円近く減っているという状況、これが主な要因かと思われまます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 それでは、質疑を続行いたします。

小高 洋委員。

○小高委員 それでは、午前中最後になるかどうか、私からも引き続きお伺いをしてまいりたいと思います。

それで、冒頭、下水道から入ってまいりたいと思いますが、先ほど来、収支に関してお伺いがありました。それで、先日、一般会計の中でも、いわゆる豪雨災害が頻発する中での災害対応ということで、いわゆる道路ですとか、側溝ですとか、そういった部分を一定こう、お伺いした中で、下水のほうとも連携を取ってそういった対応を取っていくというお話もございましたので、若干その辺りに視点を移してちょっとお伺いしたいと思います。

それで、資料No.11の13ページ以降のところ、各種工事ということでの概況が様々載っております。それで、ちょっと総括的に、ここにあります各種工事について、いわゆるそういった豪雨災害ですとか、そういった部分の対応といった関係で、ここにそういった内容の工事が含まれているのであれば、その辺りをちょっと簡単に教えていただければと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 資料No.11の13ページの工事の部分という形になります。こちらの部分のまずはその建設改良費で行いました、藤倉の3号雨水幹線の築造工事ということでございます。こちらにつきましては、藤倉の……杉の入交差点ですね、杉の入交差点の慢性的な浸水という部分を解消するために、藤倉の3号雨水幹線を整備という形になっております。こちらは流末的には、最終的には藤倉の雨水ポンプ場で海に排水ということになりますけれども、こちらの幹線整備も行っておるといような状況でございます。

さらに、14ページ右側になりますけれども、こちらの北浜地区の災害復旧工事、こちらにつきましても、北浜地区のこちらも冠水被害というのが発生しておったということで、災害復旧でもって雨水管の整備、併せまして北浜公園の、一番上に公園の復旧工事とありますけれども、公園の下に調整池を造っておりますので、そちらの調整池でもって水害対策というのを図っているという状況でございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。この間の豪雨災害ということで、冠水、浸水、非常に大変なものがあるという中で、こういったところに行って取り組んでいただいているということでもあります。

それで、令和3年度についてはこうしたところに取り組んでいただいていると、こういうことになるかと思いますが、そうした中であっても、今年度であっても、先日の豪雨でまた改めての被害等も発生をしてきた中で、一定こう、じゃあ今度はどの辺りを重点的に整備改良していくべきなのだろうと、こういう辺りのお話で市民の方からも幾つかお声をいただいていたところでもあります。

それで、ちょっと具体的なお話でお伺いをしたいのですが、先日、先般の豪雨において、藤倉3丁目地内のところで今度は住宅まで床上浸水ということで、被害が発生した経過があったかと思えます。それで、今回、住宅のところまで浸水に至ったということで、今年度、地震の関係で通り沿いの病院の前の歩道あるいは水路というところの崩落があったかと思えますが、ここで浸水被害を受けられた方に直接お話もいろいろお伺いしてきたのですけれども、その辺

りの方のお話の中でも、いわゆる仮復旧の工事によって排水能力が落ちたからこういうことになったのではないかと、そういったような指摘も私自身、されました。

そういった点で、令和3年度、こういった形で様々な工事を行っていただいたわけなのですが、本復旧の工事というところも今後、入ってくるかと思うのですけれども、いわゆるこの地域においての雨水の排水経路ですとか、その能力というものについて、ぜひ調査した上で早急に整備を行われればいいなと思っているのですけれども、その辺り、ちょっと計画についてお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 藤倉関係の工事の件ということであります。まず、その大通りの部分ですけれども、発生いたしまして、業者のほうで、まず入札まで終わったという形でございます。北側と南側の既存の水路の部分で、新たなボックスカルバートに布設するという形で、契約も工事に着手するという形になっております。

それまでの間ということでございますけれども、今現在、その大通りの部分と、あとは駅前の部分、そちらにつきまして、まずは既設の管を増強するという形の工事を発注しております。試験掘り等まで終わりました、両工事とも増強管という部分が、布設していくという形になりますので、現在の能力からさらに排水能力が向上するというふうには考えております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。実際に降ってみないと、なかなか難しいところかなという気もするのですが、そういった形で、具体的に計画を立てていただいているということで、ぜひその辺りは今後、推移を見守りたいというふうに思います。

次に、もう1件、新浜町2丁目の19付近と住所で申し上げればいいのか、その辺りについても、一定こう、道路に広範囲に冠水等の被害が発生したわけではありますが、そうした中で、地上部分を見れば、あそこで一定こう、側溝なんかは整備されておったかと思うのですけれども、そうした中で今回も大雨により被害が発生したということもありまして、そういった中で、下水道との関係ではどういった形で原因の調査がされ、今後、整備が行われるのか、計画があればお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 新浜町2丁目地区でございます。新浜2丁目地区、大体ちょうど

真ん中辺り、2丁目の真ん中辺りから北浜、新浜町公園のほうに調整池があるのですけれども、公園の下に、約9,000トンの調整池があります。そちらの調整池の側に向かうルートと、あとは半分が杉の入のポンプ場に行くルートと、二系統に分かれております。調整池のほうも、7月15日、16日の雨でほぼ満タンというか、満杯に近い状態で稼働していたという状況にあります。

やはりあと、あその部分、側溝は災害復旧等で整備したのですけれども、やはりその勾配の部分のたるみといいますか、水は流れるのですけれども、どうしてもその宅地の部分の高さ等が違うということで、道路にたまるという部分があります。そちらにつきましては、既設の雨水管が大通りのほうに東西走っているのですけれども、そちらの清掃であるとか、点検を行いまして、さらに現在、カメラを入れましてカメラ調査をして、不具合の箇所の発見をして、不具合な箇所があれば、そちらを修繕していきたいと考えております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ぜひその辺り、心配な点でございましたので、取組をお願いしたいと思えます。

続いて、国民健康保険事業に移ってまいりたいと思えます。資料No.6の19ページから入りたいと思うのですが、まず大ざっぱというか、大枠のところ、歳入歳出差引き額約3,514万円ということでの黒字収支で、同額を国民健康保険財政調整基金に繰り入れると、こういうことでありました。

それで、一方、これの20ページを見ますと、8,187万円、これを国民健康保険財政調整基金から繰り入れての収支だと、こういうことで、1つの考え方としては、差引き4,700万円ほど基金を取り崩してこういった収支となったという考え方かと思えます。

そうした状況の中で、1つには、今度は資料No.21でございますけれども、111ページのところで、近隣市町村などと、いわゆる国民健康保険税額、モデルケース等で比較をいたしますと、従前、一定の引下げを行った中で、以来、税率を維持しながらも、比較的安定した国民健康保険事業の運営というのが行われているかなということでは評価をしているところであります。

そういった中で、今回、冒頭、今回のこの決算について、コロナ禍も踏まえたその特徴点についてちょっとお伺いしたいと思えます。

○阿部（眞）委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 今年度、令和3年度の国民健康保険の決算の状況ということで、コロナ禍を踏まえてということでご質疑をいただいております。

委員からお話を頂戴しましたように、今回、単年度収支ということでは3,500万円の黒字ということで、基金については8,200万円ほどの取崩しということで、こちらの取崩しがなければ4,700万円の赤字ということになります。

年度当初の予算の中では、約1億9,000万円の基金取崩しということで想定をした中で予算編成をさせていただきましたけれども、コロナ禍のところ、医療費の保健医療費については、若干ですけれども、コロナ禍の受診回復ということにはなりましたが、保健事業とか、疾病予防ということで、がん検診等の受診率というものは、やはりコロナ禍の中で、そこで受診、受けていただく方が減ったという部分もありまして、歳入についてはそこまで大きく、歳出がですね、上がらなかったということもございます。

こういったところで、当初見込んでいたよりは収入と支出の差というものが、当初見込んでいたよりも多くなかったということで、繰出金の額は、予定していたよりも少なく済んだと考えております。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。難しいところで、歳出が減ったというのが単純にいいことというのか、そういった視点もあるかなと思ってしまして、先ほどおっしゃったとおり、検診が若干、受けられる方が減ってしまったという中で歳出が減ることが、果たしてこう、単純に喜べるということでもないのかなと思っておりますが、その差引きの支出という観点で見れば、そういったことであつたかなと受け止めております。

そういった中で、今回、こういったな国民健康保険の収支ということになるわけですが、一方で従前から、やはり私も心配をしておりましたのは、いわゆる国民健康保険の県単位化との関係で、一定こう、財政一本化がされていく中で運営指針が示されると、あるいは標準税率も示されると、こういった中で、税率を統一するというお話がやはり従前から出ております。

そういった中で示された標準税率なんかを見ますと、単純にこれがこのままいくと、税率の引上げという感覚で市民の皆さんは捉えるわけがありますけれども、そういった中で、この間のコロナ禍もあつてか、そこに進捗が全く見えないといえますか、そういった状況があつて、私としても非常に心配をしているわけなのですが、そういった関係での現在の進捗で何かあれば、お答えをお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 保険税の統一化ということにつきましては、県の国民健康保険担当係長レベルで構成されております、宮城県の国民健康保険運営連絡会議というところで3つの部会がございます。こちらは財政部会、事務処理標準化部会、収納対策部会ということで、こちらのそれぞれの部会の中で、統一化に向けたそれぞれ協議というものを進めております。

特に、令和4年度につきましては、統一化の協議を加速ということで、財政部会において月一の協議というものをされておりますが、統一という部分については、もう方向性というのは見えておりますけれども、時期についてはやはりまだ、県での税率統一ということになりますので、どういった部分まで含めていくかということでそれぞれ協議がかかりますので、時期については未定ということになっておりますが、検討はそれぞれの部会で進めているという状況になります。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。その辺り、何か特徴的なことがあれば、ぜひ今後お知らせいただきながらとお願いしたいと思います。

それで、基金についての関係だったのですが、先ほど冒頭、課長からもお話ありましたとおり、取崩しの見通しよりも、減少幅というか、取崩し額の幅が低くなっていると、ここ数年来、そういった傾向にあるかなと思っておりまして、そういった点では、税率の統一という関係で、そのタイミングまで一定こう、基金を活用しながら引き下げた税率を維持をすると、そういった考え方だったように思うのですけれども、いわゆる国民健康保険税率の統一というのがだんだん後ろにずれていっているという関係で、基金等の関係でどのような見通しになっているか、ちょっとその点をお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 確かに基金の活用をしながらのマイナス税率という形で今、運営をしておりますので、このまま被保険者の数も年々減少しているという部分がございますので、確かに先日8月の民生常任委員協議会でも、財政見通しということでご説明をさせていただきましたが、その見通しでいきますと、保険者数が減ります。なおかつその部分で医療費というものが上がっていくという部分もありますので、今後、見通しの中では基金の繰り出し額というものはやはり大きくなっていくだろうと見通しております。

その中で、先日の民生常任委員協議会でご報告させていただいた部分では、令和8年度で基金残高が4億円程度ということになるであろうということで、委員の皆様にご説明をさせてい

いただきました。このままですと、どこかのタイミングでやはり保険料をどうしていくかということで検討もしていかなきゃいけないので、その部分については歳出の部分ですとか、保健事業の部分で、医療費の抑制ということで保健事業を取り組みながら、医療費の適正な執行ということで、何とかこの基金の残高というものを、統一までもたせられればなと思いますが、そこら辺については、統一化の部分と基金の残高と、あとはそういった各保健事業の中での見通しというものを常に考えながら取り組んでまいりたいと考えております。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。私、ちょっと非常にもやもやしております、なかなかこう、県の関係で特に先行きが見えない中で大変ご苦勞なさっているのかなと思うのですが、市民の皆さんの見方から見れば、当然、国民健康保険の制度そのものの中で所得に対する割合は非常に高いですので、一定こう、高いという感覚はあるわけですが、そうした中で引き下げた税率というのが現状ありますので、ぜひそこはまず維持できるような形の努力をお願いをしておきたいと思います。

それで、子供の均等割の軽減の制度について、この間求めてきた中で、令和4年度から全世帯の未就学児の均等割額について最大5割を軽減するというので、これは始まっておったかなと思うのですが、現在、その運用というのはどうなっておりますでしょうか。

○阿部（眞）委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 こちら、子供の均等割の軽減ということについては、令和4年度から制度として始まっております。今年の7月の本賦課のときの賦課で見ますと、子供軽減ということで、世帯数で180世帯、子供235人の方の均等割額について軽減ということでさせていただいております。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。新しく始まった制度ですので、ぜひその辺りはしっかりお願いをしておきたいと思います。

続きまして、資料No.8番の76ページ、ここが一番見やすいかなと思ったのですが、いわゆるその収納率との関係で、全体の収納率が94.31%ですかね、前年度比マイナス0.32ということで、これまで一定の年数、収納率が向上してきたという形だったかなと思っておりまして、そういった中で今回下がったということで、ある意味ではこの辺りが1つの上限に近いところでもあるのかなと思っておったのですけれども、これについてはどのように捉えておいででしょうか。

○阿部（眞）委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 小高委員から、ただいま国民健康保険税の収納率ということでのご指摘をいただきました。今回、こちらの76ページに記載ございますように、収納率、こちらにつきましても、合計で今年度が75.95%、令和2年度が75.57%、0.38ポイント増えている状況でございます。

その中でも、実際、不納欠損にもつながる話でございますけれども、実際、財産がなかったり、あるいは生活困窮、こういった割合がかなり増えておりますので、そういったところでやはり生活苦というところ、そういったところでのいわゆる滞納の案件、難しくなっております。

また、一方で、地方税滞納整理機構に今回、移管件数が減少しております。40件から5件というところがございます。こちらのほう、ちょっと資料、恐れ入りますが、資料No.21の決算特別委員会資料その1の116ページをちょっとご覧いただきたいと思うのですが、こちらの2番目でございます、健康保険税の移管件数となっております。

令和3年度、5件、令和2年度が41件ございました。こちらに伴いまして移管額が、令和3年度、279万2,200円、こちらが令和2年度は2,099万8,146円でございます。こちらにつきましても、マイナスの1,820万5,949円、率にいたしまして86.7%、移管件数が減ってございます。こちらに伴いまして、収納済額38万5,916円、こちらが令和2年度は843万2,974円ということで収納いたしました、こちらにつきましても804万7,058円、マイナスの95.4%という状況になってございます。

収納率にいたしましても、13.8%が令和3年となつてございまして、この令和3年度はご案内のとおり、地方税滞納整理機構、こちらの職員を派遣いたしまして、その知見を積み重ねました職員が納税推進室に配置されてございまして、令和3年度につきましても、課長も含めて経験者が4名という、これまでで最強の体制かと思いましたが、それでもこういう状況でございましたので、今後、緊張感を持ちまして国民健康保険の滞納整理、特にこちらを減らすことが国民健康保険事業の安定化ということにもつながると思っております。税務課としても努力してまいります。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。これからちょっとそこに入っていこうかなと思っておったのですが、いわゆるその滞納徴収というところにつきましても先ほど収支の関係で見れば、そういった部分で今後も引き続き努力をしていくということでお答えがありました。

ただ、先ほどこれもお話の中にあっただかと思いますが、昨今の情勢を踏まえて、特にその困窮世帯というところがやはり増えているのだらうという思いは当然でございます。そういった中でさらに生活を圧迫することのないようにということでは、これまでもお願いをさせていただきました。

それで、同じ資料の118ページのところで、まず短期被保険者証、そして資格証明書のところで、これも従前、何度もお話しさせていただいておりますが、今回、3か月証の発行についてはゼロと、そして6か月証については51から60と若干の増となったと。資格証明書につきましては、22から9ということで大きく減になっているのですけれども、その辺り、こういった取組に基づくものか、ちょっとお聞きいたします。

○阿部（眞）委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 ただいま小高委員のご質疑でございましたが、短期被保険者証及び資格証明書の対象世帯の減少ということでの理由でのお尋ねかと存じます。

まず、短期被保険者証の取扱いでございます。こちらは国民健康保険税の全額あるいは高額滞納がありますために、短期被保険者証に該当いたします世帯に対しまして交付しておりますが、こちらは宮城県の交付に関します指針等、こちらが令和3年3月に改正されまして、そちらに基づきまして当市の事務取扱要綱、こちらを併せて直しまして、短期、6か月証の交付というふうに変更させていただいたものでございます。

また、資格証明書につきましては、残念ながら国民健康保険税の納期から1年以上経過されて、なおかつ納税相談等にも応じていただけないような事例でございます。そういった方々に対しまして資格証明書を交付してございます。ただ、こちらにつきましても、昨今の新型コロナウイルス感染症がございますので、厚生労働省の通知にございまして、診療あるいは検査医療の受診を優先する必要がある場合がございますので、通常資格証明書につきましても被保険者証とみなしまして受診いただくという旨の通知がございましたことから、まずは医療優先ということで、いずれも郵送をさせていただいているところでございます。

また、今後、新型コロナが落ち着きましたら、資格証明書等につきましては、面談等を行っていただいて、そういったことも今後の対応としてまた改めて検討していきたいと思っております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。これは従前から言っていた話ではございますけれども、やはり短期

被保険者証ということで面談につなぐ一定の考え方は理解はするのですが、なかなか発行したからといって、突如保険料を払えるようにはならないかなという思いもありますので、その辺りについては、私としてはぜひ今後、注視という方向でもご検討いただければなと思っております。

それで、先ほどお話しさきにございましたが、同じ資料の116ページ、滞納整理機構への移管件数が今回大きく減ったということで、これはどういった理由によるものでしょうか。

○阿部（眞）委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 まず、今回、派遣をちょっと見送られました経過でございましたけれども、全体的な定数バランスと受け止めているところでございます。ただ、現在、県内22市町村が参加してございます。こちらは117ページをちょっとご覧いただければと思いますが、今現在、滞納整理機構につきましては……すみません、資料No.21の117ページ、裏面でございますが、現在、令和3年度につきましては、県内45市町村のうち22市町村が入ってございます。そこから11名派遣ということをされているそうでございます。ここで派遣職員がございまして、40件お引受けをいただけるということでございます。なおかつ、市民税プラス、例えば、国民健康保険税という形での取扱いとなっております、国民健康保険税単独でのお引受けというのはちょっといただけない取組となっておりますので、こういったところで市税あるいは国民健康保険税の滞納というところでは、また改めての検討のし直しが出てくるのかと捉えているところでございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。これも何度も申し上げてまいりましたけれども、脱退される市町村等も増えてきた中で、やはり自分たちでしっかりこう、滞納者の実態に寄り添って、例えば、必要であれば福祉につないでいくと、そういったやはり現場、現場で最前線で対応することが一番の近道かなと思いますので、これについての参加というの、いずれぜひ見合せていただければいいなということで申し上げておきたいと思います。

それで、国民健康保険の制度そのものでありますが、引き下げた税率を維持している点、この点については大変評価をするわけでありましてけれども、その所得に対する割合、先ほども申し上げましたとおり、モデルケースで見ましても15%程度ということで、制度の在り方として非常に高い税かなと捉えております。いわゆる高齢者の方ですとか、一定こう、所得の低い方が多く加入しているというような特徴もある中で、そういった点では、国庫負担等増額をする

中で抜本的な制度改正が必要であろうということは、ちょっと申し上げておきたいと思います。

最後になります。市立病院事業につきまして、先ほど来、お伺いありがとうございましたので、ちょっと簡単に1つだけお聞きをしたいと思います。

それで、先ほど来のご説明、資料No.12なんかを用いましていろいろお聞きをしましたけれども、10ページのところ、様々概況等記載ございますが、基準内外といったところの繰入金の関係は当然あるにせよ、当年度損益の黒字の関係ですとか、あるいは特に入院外来といったところで、いわゆるその病院としての基本の収益といいますか、そういったところが増収となったということについては、大変なご努力があったのだらうと捉えております。

それで、先ほどご説明いただいた中で、コロナ禍における発熱患者への対応ですとか、内科小児科の医師の増、あるいは救急患者の受入れ、そういったところで大変に努力をされたというお話もございました。

そういった中で、これは私見、私の意見でございますが、そういった点では公的医療の在り方というものが、今過渡期にあると思っていて、そういった点で、ちょっと言い方は悪いのですけれども、国においては医療費の削減をひたすら推し進める中で、病院いじめをしているんじゃないかと。特に、公的医療をとにかく減らしていくような状況が目前にあるかなと思っております。そういった中で、いわゆる不採算医療も含めた地域ごとの特性を踏まえた医療ですとか、地域の民間の医療機関とも連携した取組というものが、特にこのコロナ禍の中で強く求められる状況にあるかなとも捉えております。

そういった点で、今後の市立病院のビジョンといいますか、そういったところを最後お聞きをして、質疑を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 今、議員おっしゃられたように、やはりコロナ禍の中でどのようにこの病院経営をやっていくかということ、それから公立病院として今後の医療をどう考えるかというのは非常に大きな問題かなと考えております。

1つは、今、国のほうから公立病院の経営強化プランというのを策定するよという申入れがありまして、これを作成しております。この中では、新型コロナウイルスを考えた新興感染症、これからもいろんな感染症が出てくると思うのですけれども、これに公立病院としてどう応えていくかということ盛り込みなさいと。

もう一つは、これは2040年問題で、働き手の人口が非常に減っていく。この中で、医療従事

者をどのように病院として確保していくのかということが問題になっております。やはり療養する患者さんのみではなくて、働き手にとってもやはり魅力的な病院づくりというのをしていかななくてはいけないのではないかなと考えているところです。以上です。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時ちょうどいたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○小高副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

浅野敏江委員。

○浅野委員 それでは、私のほうからも質疑させていただきます。

まず、初めに下水道事業についてお尋ねいたします。資料のNo.11の10ページと、それから13ページも使いますが、まず10ページの口の建設改良状況の中で、災害復旧事業についてお尋ねいたします。

この文章の中の2段目に、平成31年度の繰越分として、藤倉污水ポンプ場電気設備污水系制御装置等更新工事と遠方監視設備子局装置更新工事を実施しましたということで、令和2年度の繰越分として北浜地区の雨水地下貯留施設及び総管渠延長ということで出ておまして、同じように13ページの下の段の口のところに、災害復旧工事費としてそれぞれ4,235万円と908万円が出ております。

この着工の年月日と竣工の年月日を見ますと、約1年かかってどちらも工事が終了しているのですけれども、ここで何をお聞きしたいかといいますと、これで藤倉ポンプ場に対する私たち市民の信頼度といいますか、物すごくそういったものがありまして、また新浜町においては、雨水の側溝の工事もしっかりとやっていただいた部分もあって、私たち、住民にとっては、多少というか、この頃、豪雨も多いのですけれども、どんな雨が降っても恐らく大丈夫だよねという感覚でいたところが、今回、7月の豪雨があったわけですけれども、新浜町の一部では污水が逆流してしまうご家庭もあって、市民の方からトイレが使えないというお電話をいただき

ました。また、満潮時と重なったせいもあるのかもしれませんが、道路の冠水も約1日以上、水が引かなくてあちこちで通行止めがあったと。

こういった状況があったものですから、この工事におけるちょっと信頼度というか、どういった工事だったのか、その辺からお聞きして、今後の対応というか、経過を聞きたいと思っております。

○小高副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 藤倉のこちらは、汚水ポンプ場の電気制御並びに遠方監視装置ということで、塩竈市で雨水ポンプ場、汚水ポンプ場、大きなポンプ場ですけれども、現場で直接、現場を見るのではなくて、壺番館なり中央ポンプ場の分室で、遠方で監視するという装置を持っております。そちらの親局並びに子局の改修工事というのが、こちらの工事となっております。

お尋ねは、7月15日、16日の豪雨の状況の件でございますけれども、本市では大雨対策といたしまして、大震災前までは、まず30ミリの雨に対応するというので施設整備を行ってきたということでございます。震災後は、1時間当たり44.5ミリの降雨に対応するというので、復興交付金等を活用しまして雨水対策、特にこれまでなかなか整備ができなかったポンプ場であるとか、貯留管であるとか、そういった雨水施設の基幹施設という部分の整備を行ってまいりました。

去年は、北浜にございます北浜公園下の調整池、約5,000トンの容量がありますけれども、そちらが完成して、北浜地区につきましては浸水被害がなくなっているというような状況でございます。

新浜町2丁目地区につきましては、先ほどありました藤倉の3号雨水幹線の整備を進めております。そちらにつきましては、杉の入交差点部分の冠水被害を解消するというのでございます。

今年度も整備をしております、そちらの幹線に流入するエリアにつきましては、最終的には藤倉の雨水ポンプ場で海に排水しますけれども、そちらが完成しますと、幹線のメインのところでございますけれども、44.5ミリまで対応ができるという形になります。

ただ、そちらにつながる部分、枝線の部分がまだまだその44.5ミリまで対応していないという部分があるのかなと思っております。以上でございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 一番恐れているのが、道路の冠水はともかくとして、トイレが使えなくなるという、逆流してくるという情報が、数件いただいているのですが、これについては今後、対応方は大丈夫なのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 この前の雨によりまして、道路の冠水ということが発生しまして、特に藤倉の雨水ポンプ場に入る新浜町地区でございますけれども、特に2丁目地区の部分が、どうしてもその高低差の分、道路の起伏があるという部分で、大きく水がたまっていたという状況がございます。その部分で道路上にある人工鉄蓋のところなりから不明水という形で、下水の污水管のほうに雨水が混入してきたという形でございます。

当然、雨水ですので、本当は雨水として処理すべきところですけども、そのまま污水管に入ったという状況でございます。污水管の中に入った水は、そのまま藤倉の雨水ポンプ場に来ているという状況で、当然ながら污水をかく能力のポンプはあるのですけれども、雨水をかくだけの用意はございませんので、その影響で污水の排水がなかなか滞ったという状況でございます。

ただ、藤倉雨水ポンプ場につきましては、ポンプ以外にバイパス管というのを設けておりまして、バイパス管でもって、ポンプでかけなかった分をさらにバイパスでかいていた、バイパスで自然流下させていったという状況がございます。ただ、やはりどうしても雨水ポンプ場ですので、雨水にはなかなか勝てないという状況もございます。

今後、そういったその新浜地区の不明水対策というのも必要となっているという状況でございます。以上でございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。污水管に、そこに雨水が入ってしまったという、こういった状況が、理由が分からなくて市民の方が不安になるということが結構ありますので、当局では理由も、それから経過もお分かりだと思っておりますが、全てがその場その場でね、皆さんにお伝えすることはできないかもしれませんが、もしできるならば、今こういった状況でトイレの使用を控えてくださいとか、必要以上に水を流さないでくださいとか、注意喚起でも何でもいいので、市民が安全で安心できるような、同時にそういった広報活動もしていただければ、本当に皆さんから不安で私に連絡が来るのですが、私も対策本部に行ってそのことをお伝えしますけれども、もう細かい糸みみたいなものです。

ですから、多くの方たちにそういった今、状況がこうなんだということを、広報車なり、消防の車で回っているときに連絡できれば、またこういった状況になるかもしれないということをいち早く市民の方にお伝えできればいいかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○小高副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 その15日、16日ですけれども、下水道課から本部に報告を上げまして、本部からホームページだとか防災無線等で、放送等はしたのですけれども、なかなか多分、雨の状況で聞き取れなかったということがございますので、さらに広報車等も走らせて、きめ細かなお知らせというのをしていきたいと思っております。以上でございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 防災ラジオもありますので、あらゆる手段を使っていただいて、市民の不安を取り除いていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に市立病院のことについてお聞きしたいと思いますので、資料No.22、令和3年度の病院事業の概要についてお尋ねいたします。30ページの皆様の声というところをお開きください。

ここに皆様の声ということで、患者様の声を毎年のように、どういったことなのかと、意見の別に件数も出ておまして、感謝しているとか、接遇についてとかというような、様々な部門で、お客様の声をここでお聞きしているということで、件数は確かに21件とか30件とかという、件数は少ないのではありますけれども、ただ、わざわざ文字にして自分の気持ちを伝えるということは非常にまれなことといえますか、よっぽどのがなければ、そういった意見をわざわざ寄せようという行為には至らないと思うのですが、ですので、たとえ21件であろうと、30件であろうと、本当にお一人お1人が伝えなきゃならないという思いで伝えていただいた声だと思いますので、大変貴重だと思いますが、それに対しては、皆さん、どのような対応をされているのか、また、これをお読みになって、どのような分析なり、次に生かされているのか、その辺、お聞きしたいと思っています。

○小高副委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 患者様の声ということで、どのように生かしているかということでございます。実は、この皆様の声のほかに、例えば、外来の方の患者であったり、在宅の方については満足度調査ということで実施しております。外来の方については145件の方から回答をいただいていると。在宅の方については43件の方、また、入院の方につきましては退院時

にアンケートということで実施しております。また、令和3年度から健診ということで市の職員向けにアンケートを実施させていただいております。こちらは247件ということで回答がございました。

その中で、おおむね感謝しているというところもありますけれども、やはり施設が古いとか、そういうところはちょっとなかなか難しいのですけれども、簡単にできるものというか、すぐにできるもの、例えば、クレジットカードを導入してくださいということに関しては、今年度から実施させていただいているような状況とか、あと健診の待ち時間が長いとか、そういう部分についても効率的に、こちらの健診がいっぱいだったら違うところの、例えば、CTに行くとか、そういうところのうまく、待ち時間をうまく利用させていただいて短縮するとか、そういうことができるところからやっていっているという状況がありますので、よろしくお願いします。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。アンケートについては次の部分でもお聞きしようと思っておりましたが、そのように数多くの皆様からのお声、本当に、直接外来でいらしている方たち、また、思いを持って何かを自分から書こうと思う方たちが、すぐに目につきやすいところにそういったお声を寄せられる場所があるのか。たしか入り口の脇のほうに何か前、あったような気がするのですけれども、やはりなかなかね、患者さんとして来ていて自分の番を呼ばれるのを待っているだけでは気がつかなくなったりするところがあって、その声をきちんと伝えられるところに、常にこう、目につくところにそういったものがあるのか。あと、あんまり難しくなく書けるような状況なのか。その辺の工夫も必要かなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○小高副委員長 平塚業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 そうですね、できるだけ患者さんに寄り添った部分でできるように、アンケートも分かりやすいところに置くような形とか、あとやはり高齢者がうちの部分は多いという状況もございますので、できるだけ簡単に答えられるとか、そういうところをちょっと考えながら、今後、取り組んでいければなと思いますので、よろしくお願いします。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。外来の方とか、それから在宅の方にもアンケート調査をしているということで、やはりそれぞれのところに質問項目もあると思うんですね。簡単に答えられるというか。イエスとか、はいとかいいえとか。やはり自由に書いてくださいという部分

も恐らくあると思うんですね。

ですから、そういった部分も多く持ち寄っていただいて、できるだけ、誰がこのことを集計して、どのように病院内で共有していけるかと。そこが、言わば入り口と出口が必要だと思うのですが、その辺の取扱いというか、工夫はどのようにされているのかお聞かせください。

○小高副委員長 平塚業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 院内でどういうふうに共有しているかというところですけども、特に入院、この方に対する退院時のアンケートにつきましては、月1回、我々で経営健全化会議ということを行っていますけれども、その中で患者様の声がどのような意見が取り上げられていたかというところは情報を共有して、その中でできることがあればすぐにしていく。なかなかできないこともありますけれども、そういうところで工夫しながらやっているという状況がありますので、よろしくお願いたします。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

先ほどの30ページに戻りますけれども、その意見の中で特に接遇というところの数が多く、令和3年度もあります。やはり直接患者さんと一番最初に触れ合うのは看護師さんだったりするわけですので、受付の方だったり、案内いただいている看護師さんだったり。それで、その方たちの対応というか、お言葉とか言葉遣い、それからその対応によって、本当に忙しい外来の部分なんかは患者さんを次から次と案内しなきゃならないし、呼ばなきゃならない人、大変な作業があるのは私も知っていますが、やはり来た方が安心できるというのは、やはり一人一人の接し具合だと思うんですね。何げない言葉であっても、事務的な言葉だけで相手方に発声してしまえば、傷つかななくてもいい言葉で傷ついてしまったりということが、治療とか、そういったことに全く関係ない部分で、何で患者さんが怒っているのか分からないようなことでも、高齢の方とか一般の方も、病院という、自分の心と体を治してもらうところに来たときに、そういったことでも傷ついてしまうことがあるわけで、それらのことに対する接遇に対する指導とか、皆さんのほうの共有している部分ってありましたら、お聞かせください。

○小高副委員長 平塚業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 看護師に置いている接遇のというところですけども、基本的にその退院時のアンケートにつきましては、基本的には看護師さんが親切だったという意見が多数占められております。ただ、やはり言葉によっては、患者様にとってそれが本当にそう取

られているかというところはやはりありますので、常にそういうところは意識していただくような形で指導は心がけているという状況はありますので、よろしくをお願いします。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひ、よろしくをお願いします。

37ページの経営の効率化に向けた具体的な取組状況ということで、たくさんの二重丸がついているところがあります。この中で、午前中にもお話があったと思うのですが、眼科の白内障の手術の実施というのが、令和3年の4月から始まったということで、眼科の先生については、私もいろんな方から聞いていますが、おおむね評判がいいように聞いておまして、白内障の手術も実施されていると。年間115名で50件の手術があったというお話ですが、この件数というのはもう少し増やすことはできないのでしょうか。ちょっと予約が3か月先とか4か月先と聞いたものですから、やはりその辺のことをもっと前倒しできないのか。それから、今、白内障の手術って意外と日帰り手術ができるところもあるのですが、その辺についての取扱いというか、対応はどのようにになっているのかお聞かせください。

○小高副委員長 平塚業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 委員にただいま白内障手術についてのご質疑をいただきました。やはりご要望が多いというのがあります。現在、2月の中旬までやはり埋まっているという状況があります。そうすると、大体6か月ぐらい待つという状況があるのかなと思います。そういうところもございますので、今後、順次なのですけれども、できるだけそういう多くの方に機会を与えたいというところもありますので、募集がある月につきましては月3回に拡大しようかなと今、考えております。10月からですけれども、拡大するという考えでおります。

そのほかについては、東北大学のこともありますので、そちらと協議しながら、増やせるかどうかというのは検討していくということを考えています。

あと、日帰り入院については、今のところはまだちょっと検討しているところもないのですけれども、今後、できるかどうかというのは院内で計っていければなと思います。以上でございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。本当に白内障の方が多く、増えているなど実感しておりますので、皆さんが喜ばれるような対応方、市立病院の今後、1つの目玉商品ではないですけれども、何かね、市民の方が安心して市立病院に行けると、あそこで白内障の手術ができて、仙

台まで行く必要はなくなったんだということが、多くの市民の方には知っていただければ、またこれは市立病院の存在価値として大きく役に立つのではないかなと思いますので、ぜひ力を入れていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど満足度調査アンケートを取っているということだったのですが、次のページの38ページに、在宅サービス、主なお声として、どのような、在宅が43名、それから外来が145名、そして先ほど何か退院する方にも聞いていると、ここに数字は出ていませんから、ございましたけれども、主なご意見というか、特に在宅の場合、塩竈市立病院が在宅の患者さんを見ているということが、大きく皆さんに知っていただく意味でも、在宅の方たちの声というのは、特にまず島の方もそうですけれども、そういった方の声というのは大変貴重だと思いますが、主にごどのような声があるのかお聞かせください。

○小高副委員長 平塚業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 在宅の方に対するアンケートの意見ということでございます。

主な意見としては、お褒めの声であれば、無理な注文にもさりげなく対応してくれてということで、気持ちもよく答えていただいたというところもあります。お叱りとかご要望の声もあります。サービス利用者、1週間の予定とかタイムスケジュールなど、時間割のようなものがあるといいなというところがあるというところがあります。あと、その他としましては、やはり家族の方のお話をいろいろ聞いていただいて楽になりましたよとか、そういう様々な声があったということはお聞きしておるところでございます。以上でございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。そのように、私たちの知らないところで、陰のほうで多くの皆さんが、本当にご努力していただいて、地域包括ケアシステムもそうですけれども、本当にこの高齢者の多い地域において市立病院の役割というのが、当然、様々な経済的な部分もありますし、厳しいというか、そういった収入の面でも厳しい部分もあると思いますが、いかにこの住民の方たちに寄り添って、また、患者さん本人だけでなく、そのご家族の方たちのご意見も聞きながら寄り添える病院というのは、そうそう多くないと思いますので、ぜひその点に徹していただいて、この市立病院の存在というものを多くの方に知っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、資料No.8の96ページ、介護の質疑をさせていただきます。地域支援事業におきまして、一般介護予防事業です。ここの施策の実績の中に、地域介護予防活動支援事業の中に介護支援

ボランティア活動事業というのがございます。今現在、139名のボランティアの登録数がある
て、協力施設も23施設あるということで、ほぼほぼボランティアの人数の方も、若干減っては
いますけれども、139名の方が日夜、介護ボランティアで活動していただいております。私、
これ、多分提案したのは私が1期目のときなので、相当この介護ボランティアの制度は、もう
10年で利かないくらい続いていると思いますが、宮城県の中でこの介護ボランティアをやっ
ている自治体というのはほかにあるかどうかご存じでしょうか。

○小高副委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 お答えいたします。

介護ボランティアを実施している自治体があるかどうかというふうなご質問だと思います。
具体的な介護サービスではなかなか賄えない部分というのがございますので、そういった意味
では、地域で支え合うということでは実施している市町村もあると聞いております。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 実際やっているところはありますか。

○小高副委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 お答えいたします。

市町村名までは申し訳ありません、ちょっと捉えていなかったです。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。介護ボランティアのこういう提案をしたときは、私たち、
公明党のほうで以前、アンケート調査をしたときに、やはり介護保険料は払っているのだけ
ども、自分は介護を受ける必要性は多分ないとか、あと介護の保険料をもっと下げてくれとか、
自分が実際受けなかったらキャッシュバックしてくれというような声も現実、あったもので
から、その中で各自治体の中とか、全国の中でそういったことに対する声に対して、介護
のボランティア、結局、元気な高齢者の方というのが大半ですので、65歳以上だからって皆さ
ん介護を受けるわけじゃなくて、大半の方はお元気な高齢者の方が高齢者の方を支えていくと
いう、そのボランティアの中に多少なりともポイントでお金がちょっと戻ってくるという意義
と、それから生きがいをということで提案させていただいたもので、おかげさまで今日までこ
の介護ボランティアの活動が、続けていただいていることには感謝いたします。

そこで、この制度が長引けば長引くほど、最初は皆さん関心があって、私も私もという部分
はあったと思うのですが、時間がたつにつれて同じ人だけがやっていて、それがなかなか伝わ

っていなかったり、また、生きがいが薄れてしまったりという部分はあるんじゃないかなと思って、この介護ボランティア活動をしている方々が、今、コロナ禍なのでなかなか難しいと思うのですが、皆さんのモチベーションを下げないためにも、年に1回交流会があったり、また、こういった活動をしているのですという発表会があつてはいかがかなと思ひまして、その辺についてのご見解をお聞きしたいと思ひています。

○小高副委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 お答えいたします。

介護ボランティア同士の交流というふうなことで、ご意見いただいたかと思ひます。委員おっしゃるとおりで、なかなかそういつたら会員同士の交流の機会というのはこれまでなかったと聞いております。コロナ禍というのもありますけれども、具体的には昨年度、実施できた方、7名の方にとどまっておるといふ状況もございます。今後、先ほど申し上げましたように、こういった方々、支える方々というのが非常に重要になると思ひますので、ぜひいただいたご意見、今後、参考にさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。このコロナ禍がもう2年、3年続く中で、高齢者祭りもしばらくできていない状況です。お年寄りの方がなかなか表に出る機会が失われ、人との交流も今、大変失われています。ですので、鬱になったり、認知症が進んだりという状況も、もしかしてあるのかもしれないので、ぜひそういった機会を通して生きがい、それからやる気を出せる、そういった機会をどんどん発信していただければ、来年度にこの高齢者祭りがあるかどうか分かりませんが、もしありましたら、そういった機会の中で、介護ボランティアをやっている方たちが、自分たちの発表会の場にしてもいいし、その中で得意な部分ってありますよね、例えば、折り紙だったり、様々な手芸だったり、そういったものをその場で発表されたり、また、お互いにこれをどうやって作るのかという、皆さんの講習会みたいなのがあつてもいいのではないかなと思ひますので、ぜひ高齢者に光を当てていただくような取組をしていただきたいと思います。市長のお考えをお聞きいたします。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 まさにいろんな意味でおっしゃるとおりだろうと。高齢者に限らず、今、中学生のお子様方も高校生の生徒さん方も、やはり自分たちが練習をしてきたり積み上げてきたものの発表の機会が全くないと。それでやる気が当然出なかったり、部活動も何のためにやっている

のかとか、最近言われるのは、いろんな社会活動団体の皆さんから言われるのは、結局何もしていないので、例えば、キルトを作って発表会をすとか、どんどんどんやめていっちゃう、会員さんがですね。そういう機会がなければ、そこにいる意味がないんだということを切実におっしゃっていらっしやいました。

ですから、高齢者の皆様方は特にそういう部分もあろうかと思えますし、それが全ての活動につながっていくのだろうということで今、拝聴させていただきましたので、なるだけそういう機会、僕らとしても、例えば、展示等々とかだったら、これは密にならないような対策を組めばできる場合があるかと思えますので、早急に、芸術の秋でもありますので、考えさせていただければいいかなと思っております。

○小高副委員長 伊藤博章委員。

○伊藤委員 それでは、質疑をさせていただきたいと思えます。資料No.8の98ページ、99ページの、私からは地域支援事業の任意事業について質問をさせていただきたいと思えます。これはここにも書いてあるとおり、はいかい高齢者SOSネットワーク、高齢者見守りQRコードシール活用事業、紙おむつ支給事業、配食サービス、シルバーハウジング生活援助というのが、事業名に5つ入っています。

そこで、この紙おむつ支給について、背景を含めてお考えをお伺いしたいのですが、この事業については、国は平成27年に、地域性事業の実施についてということで、縮小に向けた見通しを出しました。それが平成27年4月から始まった第6期介護保険計画の中で取り組むようにという形だったのですが、ただ、平成26年時点で、やっていけば取りあえずそのまま続けてもいいよという話になってたかと。

それで、次が平成30年度に、平成30年4月からの第7期介護保険事業計画においては、基本的には低所得者世帯への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に関わる事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討するようというところが出てきたと。

それで、今、令和3年、この決算をやっていますけれども、令和3年からが第8期介護保険事業計画期間が始まっている。

そういった中で、令和2年に国が示した支給要件は、本人課税第6から第9段階の新規・既存利用者については対象外とすると。それで、本人非課税世帯課税の新規・既存利用者については年間6万円の支給上限にするという支給要件を示しながらも、留意事項として、実施市町村におかれましては、上記取扱いが任意事業における介護用品の支給が第8期介護保険事業計

画期間における例外的な激変緩和処置であるということを行っているわけですね。

それで、今回この決算資料を見させていただいた98ページの紙おむつ支給で、令和2年、令和3年の実績を見ると、支給対象者数が令和2年は237名で、令和3年は251名ということで、ニーズが増えているわけですよ。ということは、塩竈市としては、なるだけこの支給事業をなくさないように何らかの努力をなさっているのかなと思ったものですから、その辺のことを教えていただければと思ひまして質疑いたしました。よろしくお願いします。

○小高副委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 お答えいたします。

紙おむつ支給事業の件でご質疑をいただいております。委員、お話があったように、令和2年度にこの紙おむつの事業についての今後の考え方ということで、国からも示されております。現在は介護保険事業でこちらの事業を展開しておりますけれども、令和6年度からは介護保険事業ではもう見られませんが、要は、国の補助は受けられませんがという内容でございます。

一方、私どものほうで3年ごとに事業計画、見直しということで立てておりますけれども、その際には、様々な方へのアンケート調査というのも行っております。そういった中でも、紙おむつの利用というのを訴えられる声も多く届いております。現実的には紙おむつの金額というのは、月にしても1万円以上かかるような高額なものとなっているということも、現実の声として届いておりますので、今後ともこの事業につきましては、今年度また、次期計画に向けてのニーズ調査がございますので、そういった辺りでもしっかりと確認を取りながら、よりいい事業ということで継続できればいいのかなとは考えておりますけれども、そういった調査を確認しながら、今後の事業展開というのは考えてまいりたいと思います。以上です。

○小高副委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 この任意事業は頑張っていらっしゃるということはよく分かりました。ありがとうございます。感謝申し上げたい。そういった中で、この任意事業は家族介護支援事業という名称にもなっているかと思うのですが、やはりこのコロナ禍を経過をして、在宅介護において、相当やはり家族間、含めて、旦那さんが疲れたり、奥さんが疲れたり、家族が疲れたりという状況が、私もいろいろ見受けられるようになったのです。

支援メニューを見て、ここに書いてあるメニューだけになっちゃうのですけれども、この辺、たしか介護関係の皆さんが集まっているいろいろな支援会議みたいなことをやられていたり、情報交換をする会議があるかと思うのですが、そういったところでの議論というのか、話し合いという

のはどうなっているのか、教えていただければと思います。

○小高副委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 お答えいたします。

地域で様々な問題ということで起きている事案、そういったものにつきましては、各地区にあります包括支援センター、そういった辺りでしっかりお声を聞くとかということはさせていただいております。それで、定例的に包括の会議というのも月に一度持っておりますし、困難なケース、事案が発生したときには地域ケア会議ということで、その都度、関係者が集まっての会議ということで持たせていただいております。

そういった中でも、かなり件数のほうも伸びているということで、今後も必要性はあるなど感じております。以上です。

○小高副委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 多分、今いろいろ、この紙おむつも含めてもこれから、介護保険制度の中だけの財源ではやり切れない部分が相当出てくるのだろうと見ているのです。そうなってくると、ここでは、この98ページでは一般財源が177万9,000円ということですが、住民、また市民のそういう介護をなさっている、在宅介護をなさっている方々の要望を聞いていって、それに寄り添うとなれば、こういった部分の市費の支出というのが増えてくるのだと思います。

やはりそういったことも、もう介護保険制度だけの問題というのではなくて、市としてもやはり不幸な結果が起きないような、在宅介護を進めても皆さんが笑顔ではいられなくても、まず安心して在宅介護ができるような塩竈市というものを目指していただければと思うものですから、ご質疑をさせていただきました。これ、回答を求めてもなかなか入ってこないでしょうから、これは要望にさせていただきますので、ただ、1つだけこの紙おむつ事業、今現在、頑張っていらっしゃるということは評価させていただいて、令和6年と言わずにもうちょっと頑張っていただければと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、資料No.22の病院事業の概要から質疑をさせていただきたいと思います。

まず、6ページ、7ページ、これ、あえて6ページ、7ページと言うのは、2008年に公立病院特例債借入れによる不良債務圧縮、これは、親が病院にかかって一時借入金が20億円を超えて、もうにっちもさっちもいなくなったので、その分を親が借金して、取りあえず返しましょうという制度が、うまく国がつくってくれたので、それに乗ったという話だと思います。そして、頑張っ2013年、改革プランの取組により不良債務を全額解消したと。これは塩竈市

が公立病院を運営するに当たっては、やはり十字架として背負いながら、しっかりと肝に銘じてやっていくべきことだなと思って、改めてこのことを見させていただきました、当時を思い出しながら。

そこで、同じ資料の34ページの貸借対照表と経営分析からご質疑させていただきます。

まず、貸借対照表の大きい2番の流動資産、(1)現金預金については、令和2年度末から令和3年度末は増えていると。これは市立病院、頑張りましたということですね。それから、その下の4番の流動負債、(1)一時借入金が令和2年度は1億8,000万円、それが令和3年度末では1億4,000万円と。借金を減らしました、借金というか、年度内に持ち越さないように、借金は減りましたねと、使ったお金のあれですね、減りましたねということですね。

それで、何よりも僕、ちょっと、ああ、これよかったなと思っているのは、その下の(3)の他会計借入金で令和2年度からゼロになっていると。要は、借金が、長期的な借入れがなくなりましたよということですよ。水道とかいろんなところからお借りしていたでしょうから、それがなくなりましたと。

それで、その次のページの経営分析です。医業収支比率に対しては、令和3年度は92.8%ですか。ただ、全国平均は86%というのですけれども、これはいいと見たらいいのですか、悪いと見たらいいのですか、教えてください。

○小高副委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 医業収支比率の件です。92.8%というところですが、こちら、医業収益に対して医業費用で割っているというところですので、医業収益が増えてきているというところが今年度、昨年度から比べて約3%程度増えているというところが大きな要因かなと思われまます。以上でございます。

○小高副委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 背景の新型コロナの件があったとかというのは聞きませんので、そういう意地悪はしませんから、ぜひ安心していてください。

その下に、他会計繰入金対医業収益比率というのが、全国平均は3.2%なのですが、これは7.2%。これについては、残念ながら市立病院は平成29年度からの指標ではそんなに大きく変化があるわけではないのですが、これはいいのですか、悪いのですか。

○小高副委員長 平塚業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 7番の他会計繰入金に対する医業収益比率ということ。こ

ちらは医業収益の中の一般会計からもらっている繰入れの中ということになりますので、救急体制とか、そういうところの部分がもらっている繰入れというところでございますので、そちらの体制をしっかり取っているというところが、全国平均から上回っているのかなと感じられます。以上でございます。

○小高副委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 よかったということなの。ああ、もらっているということ。ちゃんともらっているということだね。では、一般会計が一生懸命払っているということなんですね。お約束どおり払っているということですね。ああ、そういうふうに見ればいいんですね。ありがとうございます。

次、現金比率になります。全国平均は104%。それが、市立病院は若干よくなっているのかどうだか、二桁になって17%ということなのですが、これはどういうことでしょうか。

○小高副委員長 平塚業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 こちら、現金比率でございます。現金比率は流動負債に係る現金・預金の部分、どのくらいあるかというところでございます。流動負債4億9,000万円に対して、今年、現金8,800万円ということで、昨年度から、昨年度は現金4,000万円程度ですので、増えているところが、この数値が上がってきているという状況がありますが、全国から比べるとまだまだ現金の保有率が低いという状況がありますので、こちら、現金を、午前中のお話もしましたけれども、やはり現金を増やすところが必要かなと思っていますので、そういうところを努力していくようなことをしていきたいなと思っております。以上でございます。

○小高副委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そうすると、年度当初にはお金がないので、繰入れ全額入れてねとかしながら、うまくつないでいるということなんでしょうね、これを見る限りは。ここは頑張ってください。

それで、1つちょっと、これ気になっているのですけれども、入院患者の1日1人当たりの給食材料費、これ、給食費というのは自己負担になっているのかな、患者さんの。全国平均が270円になっているのだけれども、市立病院は680円とえらい高いのですが、これは何か、どうということなのでしょう、教えてください。

○小高副委員長 平塚業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 ただいま、入院患者1日1人当たりの給食材料費ということで、全国から比べると大分高いという状況があります。当院は自前で、業者は委託しておるという

状況があります。その中で、その中のその委託業者部分の中には給食材料費が入らないような状況で行っているという状況がありますので、その部分は高くなっているのかなと思います。

ほかの病院については多分、委託費に材料費が入っている可能性があるというところが1つと、あと例えば、大きな病院とかですとセンター式でやっているところもございませう。そうすると、もう材料費じゃなくてほかの別の負担金という形でお支払いしているような状況もありますので、こちらの給食材料費には入ってこないで金額が安いのかなとちょっと思われるところがあります。以上でございます。

○小高副委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 病院経営ですから、患者さんからしてみれば、いや、あそこの病院はとても御飯がおいしいのよと言われるほうが、もしかしたら差別化ということもあるかもしれませんから、その辺はうまく考えていただきたいと思います。ただ、これが本当にいいかどうかというのは、ちょっと真剣にお考えいただけたらと。産婦人科なんか持っているところだと、出産、分娩があるようなところだと、こういうことが起き得るのかなとは思うのですが、その辺ちょっとお考えいただければと思います。

それで、次が診療収入に対する検査収入、これは18番、全国は8.6なのですが、当院は10%を超えているのですけれども、これは高い比率なのですか。教えてください。

○小高副委員長 平塚業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 診療収入に対する割合ということの検査収入というところでございますかね。検査がほぼほぼ全国平均かなとは思っております。高いというのは、多分検査はしっかりしているというところがあるのかなと思われませう。やはりしっかり検査して、それを入院につなげたりとか、そういうところが見て取れるのかと思います。以上でございます。

○小高副委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そうすると、この22番から下、検査技師1人当たりの検査件数であったり、検査収入とか、1人当たりの検査、放射線数とかといろいろあるのですけれども、これって全国平均より若干高めですよね。やはり病院としては収益を上げるために一生懸命こういった努力もしているということでのいいのですか。

○小高副委員長 平塚業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 技師さんに対する割合が高いというところでございます。やはりなかなか技師さん、集まる場所もあるのですけれども、なかなか少ない人数で我々、やっ

ているという状況があるので、単価が上がっているというところがあるのかなというところが1つかなと思います。以上でございます。

○小高副委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 詳しくは聞きません。

あと、この19番辺りを、医業収益に対する割合も、会計年度職員を含む方向に本市は書いていますが、もしかしたら含まなかったらどうなのかなという疑問が湧かないわけでもないので、そういったものはちゃんと書いたらどうなのかなと、これを思いながら、ちょっと見ていたところでした。ぜひそういったところはちゃんと自分でお出しになったほうがいいんじゃないのかなと思いますので、ただ、悪いことばかりではなくて、経営としては頑張っているところも見受けられますから、これからもそういうことを続けながら、様々な社会変化に対応できるような新たな病院の経営づくり等に努めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと。

それで、事業管理者にお伺ひしたいのですけれども、たしか本市の病院は、1993年に結核病棟を血液透析センターに変えたかと思うのですが、最近見ていると、町なかである時間帯になると介護の送迎のバスと透析の送迎のバス、これを見かけ、同じぐらい見かけるような社会状況を見ているのですけれども、やはり患者さんは増えているのでしょうか、教えてください。

○小高副委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 お答えします。

透析患者さんの原因疾患は糖尿病が一番多いんですね。ということで、生活習慣病で糖尿病の患者さんがどんどん増えていますので、透析患者さんは増えているのだと思います。以前は、我々のところで透析を担当していたときには、秋田大学の泌尿器科の先生がおられまして、その先生が担当されていたと。それで、その先生がご開業されたときに、透析業務は一旦やはり終了したというような経緯がございます。以上です。

○小高副委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それで、次に資料No.8の79ページ、これは国民健康保険事業なのかな。そうですね、国民健康保険特別会計になりますけれども、これの医療費適正化対策ということで、(4)で糖尿病性腎症の被保険者を抽出して重点プログラム化をしているとありますが、担当課としてもやはりこの国民健康保険の会計としても、これはやはり透析患者というのは多くなっているのでしょうか。

○小高副委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 国民健康保険でも被保険者の透析が多いかということですが、やはり県のデータで、令和2年度ということになりますけれども、やはり人口10万人当たりの透析患者というのは県内で5番目ということで、多くなっております。以上です。

○小高副委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それで、市内であればバスが迎えに来てくれるのでいいのですけれども、それでね、資料No.7の交通事業特別会計に絡んで聞きたいのですけれども、今、島の方で透析等を必要とする島民の方っていらっしゃいますか。

○小高副委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 島の方で透析の患者ということでお答えいたします。

現在、私が把握しているのでは、桂島の方でお1人いらっしゃるかと思います。以上です。

○小高副委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 これは福原先生にもう1回聞きます。透析の方というのは、週何回、その患者の状態にもよるのかもしれませんが、通常は何回、僕は3回だと思っているのですが、その辺を確認させてください。

○小高副委員長 福原事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 病態にもよりますけれども、血液透析の場合には週3回が一般的だと思います。

○小高副委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そうすると、船で週3回、1週間で3回、必ず船で来なきゃいけないのです。その場合、費用負担も大変だと思うのですけれども、割引制度みたいなのはあるのでしょうか、教えてください。

○小高副委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 障害者手帳を提示する関係で5割減免という形の制度がございます。以上です。

○小高副委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それで、すみません、先生、もう1回教えてください。僕が聞いている限りでは、その透析を受けている患者さんは、何せ透析に行くときにはもうやはり体調的にはあまりよろしくない状態で行きます。それで、透析を受けたらすぐ元気になるのかと思ったら、よく聞く

のは、もう帰ってきたときもへろへろになって帰ってくるわけですね。そこは間違いないでしょうか、教えてください。

○小高副委員長 福原事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 多くの方はそういう状況でお帰りになると思います。以上です。

○小高副委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そういう状態の患者さんが、先ほど浦戸交通会計のを聞きますけれども、障害者手帳を一々見せながら減免申請をするということですね、ある意味でね。そういうことが、毎回やるということは、僕から見たら大変酷なように思えるのです。家族が同伴している人は別ですけども。そういうことで何か要望が上がっている点はあるのでしょうか。

○小高副委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 実際、その桂島の方とは私もお会いしましていろいろお話は聞かせていただきました。実際、そういうお話も聞いてはおりますが、今、あくまでも条例上は、手帳を提示して、それで減免をいただけるというような状況がございますので、今はそういう形になっているかと思えます。以上です。

○小高副委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 条例という話が出たので、私も条例を見ましたら、通院定期というのがあるんですよね、条例上は。ですから、ほかの島も調べました。ほかの島って、ごめんなさい、塩竈以外のところの離島のところを調べると、やはり通院支援、それから妊婦健診等支援、透析患者通院支援ということで、回数券だったり、そういう定期券みたいなものであったり、そういったものを出している自治体はあるわけです。

それで、最近、僕もこの島で透析が必要になったというのは、随分聞かない話だったなと思っていましたから、やはり高齢化というのはそういうところにも出てくるのだろうなとも思いますので、ぜひこれは命に関わる問題ですので、早急に、負担額を上げろとか何とかは言いません。負担額というか、その補助額を上げろとかは言いませんから、通常の補助内でいいですから、ただそのやり取りの作業の軽減が図れるような回数券であったり、定期券であったりというものは、実現することができないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小高副委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 ほかの島とかでそういった制度があるということでございますので、ちょっと我々もそちらの事例をちょっと研究させていただいて、どういったことができるか考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○小高副委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ぜひ、やはりその人にとっては大変なことです。早急に対応していただきますよう、市長にもお願ひを申し上げたいと思っております。

それで、ちょっと福原先生に1つ、もう1点お願ひです。そうやって島なんかでも患者さんが出た場合、東日本大震災のことを思い出すと、やはり完全に孤立してしまいましたよね、離島。それから、こちらでもガソリンがなくて、透析患者のご家族から、命がかかっているのだから何とかガソリンの優先切符みたいなのをくれみたいなね、そういうことがありました。

それで、やはり離島でもそうやって出だしたということは、これはいつ災害が起きるか分かりませんので、ぜひ塩竈市の災害防災計画の中に、もしそういう、もう離島との行き来ができなくなった場合、それは何十日ではなくて何日間かでしょうけれども、そういった場合、市立病院として何か対応できるようなね、患者さんを守れるようなことをやはり、せつかく塩竈市には市立病院があるわけですから、そういったことも市長側に提案をしていただけたらいいのかなとも思ったりするものですから、これはお願ひでございます。ぜひそういったことも把握しながらやっていただければと思います。以上でございます。

○小高副委員長 それでは、暫時休憩いたします。

再開は14時10分といたします。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 再開

○小高副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

山本 進委員。

○山本委員 論客であられる伊藤委員の後を引き継ぎまして、質疑させていただきます。

まず、冒頭、市立病院会計からお尋ねいたします。

先月2日、市立病院で改正されました塩竈市立病院新改革プランに基づく令和3年度の取組状況報告を傍聴するために伺いました。毎年、傍聴させていただいております。今年はちょっと違う雰囲気を感じました。開会される前に、傍聴席というのは通常、大体五、六席しかなかったのですけれども、今年は窓際からずっとあって、大体20席ぐらい。そんなに席が必要なのかなと思いつつながら会議を待っておりました。

それで、冒頭、院長から挨拶がございまして、おおむねこういう内容でございました。修正医業収支比率、つまり医業収益から他会計負担金を引いて、それを医業費用で割った修正医業収支比率については、県内公立病院で一番よかったのが大崎市民病院の94%、これでも赤字です。それで、当塩竈市立病院は上から4番目の85.6%。80%以上の公立病院は県内で6病院のみであります。

そういう意味で、大変努力をされたということの院長の話でした。特に、全国ワーストワン、ワーストフォー、これは平成30年度の改善病院指定のときにあったわけですが、このとき、市立病院の皆さんが一丸となって改革に取り組んだということが評価されました。

最近では、平成30年、突然、厚生労働省が再編統合の議論必要ありということで、全国公立病院424病院を指定し、ネットワーク化あるいは整理・統廃合を打ち出したと。市立病院も入っております。

さらに遡りますと、平成16年、先ほど伊藤委員もおっしゃいましたが、一時借入れが県内ワースト2位の20億円でした。ワーストワンは沿岸部の公立病院で、今は経営移譲しています。残っておりません。

それを踏まえて、平成25年度に債務を圧縮した結果、平成25年度の長期改革プランを取り組んで、現在、全部解消して新たなスタートを、令和3年度から始まったということでもあります。そういう意味では、現在161名の職員、事業管理者をリーダーとして改革に取り組んでいるという姿勢については大変評価するものがあるということで、その20席も傍聴席を要した理由は、いわゆる看護師さん、それからリハビリ関係担当、薬剤師、検査技師、事務局等々の人たちが、自分たちの努力したことはどう評価されるのか、委員会で、それをやはりきちっと目で見、耳で聞いて、そしてやろうという姿勢の現れだということが、この院長の挨拶で理解することができました。

資料No.15、ページ31、32ですね、令和3年度の市立病院の決算数値があります。まさにコロナ禍の中での市立病院経営、何もない平常時でも大変な状況だった市立病院の経営が、このコ

コロナ禍の中で本当によくやったということのこの決算数値じゃないかと私は、個人的には評価させていただきます。病床使用率が1.7%ポイントアップの73%、年間指標は67.9%です。外来入院患者比率も135.6%の4ポイント多い、職員1日1人当たり患者数を1.5でプラス0.1、その他、患者1日1人当たりの診療収入あるいは職員1人当たりの収入等々もプラスです。若干、医業収益に対する人件費の割合が低くなっているのは、これはやはり今後、段階的にやっていくのかなと考えておるところでありますけれども、いずれにしましても、大変な努力をされて、今回、今後、現在のプランが令和5年度で終わるということで、新たな経営プランの策定が総務省から求められていると思いますが、事業管理者として、これまでの経験を踏まえ、また経過を踏まえた上で、今後どのような病院経営に取り組みたいとされるのか、その辺の理念、コンセプトをお尋ねします。

○小高副委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 私も事業管理者として2期目に入りました。1期目を4年間で何を一番その目標にしてきたかということ、やはり経営の効率化ということだろうと思います。繰入れを減らしながら黒字化を達成していますので、そういう面ではある一定の効果が上がったのではないかなと認識しております。

ただ、やはり医療というのは継続性が一番大事と思っておりまして、今後もこの地域においてしっかりと医療継続をするためには、老朽化したあそこの建物を何とかしなくてはいけないだろうなどは思っておりますし、それからもう一つ、今、委員からお話がありましたように、新しいプランをつくらなくてはいけないという状況になっています。

この新しいプランは、経営強化プランという呼び方をされておまして、その中で大事な柱が2つあります。1つは、新興感染症に今後、公立病院としてどう対応していくのか、いわゆる有事の対応をどういうふうと考えていくのかということ。それから、もう一つは、先ほども申しましたが、2040年に向けて働き手が非常に減っていくのだと。医療従事者を確保できない病院は、これは継続できませんので、そういう方が好んで塩竈市立病院を選んでいただけるような、そういう環境づくりも必要であろうと考えているところです。以上です。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 今、強化経営プランなる構想の内容をちょっとお聞きしたわけですがけれども、現在ある、県でつくっている地域医療構想、2015年からスタートしていますけれども、仙台圏に属する当塩竈医療圏、いわゆる急性期を中心としてベッド数が減ると、医師数も減るという中で

本格的な高齢化を迎え、当施設においてはもう既に191は161に減少し、急性期を81残しながら、さらにそれについては、慢性期、回復期を含めた、いわゆる療養型病床に変えて、本当に市民に、利用者に沿った医療を展開してきていると考えるわけですが、管理者が言われるように、これから医師もそうですけれども、医療スタッフのいわゆるそのマンパワー、またさらに一方では、この働き方改革という中で、今度はより密度の濃い、いわゆる在宅医療というものにスタンスを移していかなきゃならないということで、大変現場としては非常に苦慮するかどうか、大変な時代だと思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

○小高副委員長 福原事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 塩竈市立病院は仙台医療圏の中の1つの病院という、県の中での位置づけになっています。仙台市は急性期医療のための大病院がたくさんありますですね。こういうところと競合していけば、やはり病院規模からはとてもかなわないということがもう分かっております。

そこで、大きなかじ取りをしたというのが、2年前の地域包括ケア病棟というものを用意して、いわゆる急性期医療が終わってもなかなかご自宅に帰れない高齢の方ってたくさんおられるんですね。これが急性期病院は大体10日から2週間で退院ということになりますが、以前と同じような生活にすぐ戻れる方は非常に少ないということが分かっております、その回復期の医療を担当させていただくというふうに大きくかじを切ったわけです。これは、全国的に見ても非常に先進的な取組ということを言われていまして、県からも非常に高い評価を受けているところです。

これと、やはり我々が以前から行ってきました在宅医療、我々の病院は60日まではおられますけれども、その後は退院していくわけで、その退院後もきめ細かな医療の継続というものを考えて在宅医療につなげていくということ、やはりこれからやっていかななくては、これまでもやってきましたし、これからはやっていかななくてはいけないだろうと思っています。

これがいわゆるその地域包括ケアシステムという、医療だけではなくて介護も含めた、この地域の安全な、そのご高齢の方を中心とした、安心したその生活を続けていくためにぜひ必要な、そういうシステムだと思っております、ここを担当させていただこうと思っております。以上です。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 今、管理者から、現状と、それから今後の取組についてお話ししましたけれども、

やはり市民の方々も高齢者を抱えている中で、通常病院ですと、医療のコストを考えると、大体20日程度の入院、市立病院については療養型の病床ということで、病院のその目的に沿った形で約2か月、最大2か月間の、そして自宅に戻れば、今度は訪問していただいて、いろいろ日常のアドバイスを受けるという、まさに血の通った医療をしていると。それは今、管理者が言われるように、地域包括ケアシステムの中で、うまく介護という福祉の部分と連動してきているのかなと。

さらに、病院関係では地域医療連携センターというものでもって、それぞれの患者情報とか、病院の実態等々の共通の認識の中で取り組んでいくというものがうまく今、連結されているのかなと考えておるところであります。

そういう意味で、今後、国からすれば社会保障と税の一体化ということで、どうしても財政的な締めつけが多いわけですがけれども、その中で毎回、議会で問題になっている一般会計の繰入れについても、今年、令和3年度は4億5,600万円でありました。そのうち基準内が3億8,500万円と。これについては、大体36%が交付税措置とされるということで、基準外が7,000万円ということでもありますけれども、確かにいろいろ財政的な部分で厳しい部分があるかと思えますけれども、改革プランを見ますと、やはりその薬剤とか、あるいは調度品とかということでも、非常にその担当される方々が微に入り細にわたって管理されていると、経費を節減するという思い、それがやはり現れているのかなということで、評価させていただきたいと思えます。

それで、特に私、今回、東北医科薬科大学の先生、新しい先生が委員になられたということで、その先生が、その委員が言うには、救急患者が増えていますねということでした。ちなみに調べてみましたら、令和3年度は確かに前年度比52.5%、つまり898件の受入れ実績があるのですけれども、これは管内の救急告示病院、2番目の実績です。その原因というのは、それはどう、まず実態についてお聞きします。

○小高副委員長 福原事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 救急、日中に関しては医師がたくさんおりますので、協力体制の下で救急の患者さんを受けることはできるのですけれども、これまではやはり、その担当の医師の裁量というもので、これは診られます、これは診られませんということで、お断りしていたケースが確かにあったんですね。これをちょっとやめましよう、日中に関しては問合せがあったら、極力みんなで見えていきたいと思いますというような、そういう方針に変更しました。

それから、夜間に関しては、やはりかかりつけの患者さんを断ることはやめましよう、こういうことを言いました。これによって、やはり病院全体のその救急に対する考え方も変わったと思いますし、職員ができるだけ患者さんに対応していこうという、そういう気持ちの変化にもつながったのではないかなと思います。これが、前年度600件から900件に増えた一番の理由ではないかなと考えています。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 確かに救急患者受入れについては、受け入れる側としても相当なリスクを背負いながらのものでありますけれども、院長おっしゃるように、とにかく受け入れると。受け入れるという姿勢が、私はまさに市立病院に求められている病院の姿勢だと考えるわけです。

今までいろいろ申し上げましたけれども、そういう意味で、質の高い自治体病院経営というのは、やはりガバナンスというか、塩竈市という自治体、そして塩竈市立病院という病院、そういったものと、それからそれを経営する管理者を中心として医療スタッフ、そしてオペレーションレベルという各現場の部門の現場の職員のミッションの共有というのが、私はこの経営で最も大事なのではないかなと考えるわけであります。

そこで、院長は、会議の最後に、今までの削減・縮減と言っていたことが大分変わってきたと。骨太の方針というのは、金を削る方針だったが、それが大分変わったと。塩竈市立病院も全国の公立病院の先駆けとなるような病院となればよいと思うという、大変期待を込めた熱いメッセージがございました。

最後に、管理者ね、この改革プランの一番最後、31ページのまず7に、近年の経営安定化は、塩竈市立病院職員一同、誠意ある医療態度と努力のたまものであると。ここまではいいんですよ。これからも地域包括ケアシステムの中心的病院として、地域住民に信頼されることを期待する。そして、今の流れが続けば、一度は頓挫した市立病院の新築計画案も再浮上すると思われると言いますけれども、病院長はどう思いますか。四、五年前にありましたよね、新病院ね。

○小高副委員長 福原事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 私は、医療というのは、地域の財産だと思うんですよね。やはり70年以上この地域で市立病院は医療を続けてきたわけです。やはりこれを今後も継続していくというのが我々の使命だと思って日々の診療を行っています。その上で今回、いろんな新型コロナの問題とか発熱等々で、やはり施設の老朽化が原因で、いろいろ対応できなかったところがたくさんあります。

ですので、この次のプランをつくるに当たって、我々の今後、目指すべきところ、それから一番は、市民にどういう病院になってもらいたいかということをも十分聞きながら今後の対策を考えていきたいと考えております。以上です。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。以前、伊藤委員、それから土見委員と山形の日本海総合病院を視察させていただいて、栗谷理事長から話がありました。それで、市立病院のことも聞いてもらいました。理事長には、新しい病院もいいけれども、今、塩竈市立病院として何をしたいのですかと。何を経営の柱にしたいのですかと。それを抜きにして市立病院構想はないよと、まさに今、事業管理者が言われたとおりでございますので、今後の病院経営にご期待申し上げます。以上で市立病院を終わります。

続きまして、資料No.14の13ページの特別利益、欄外にありますね、特別利益、その他特別収入として計上されている公共下水道使用料賦課漏れ分調定額云々、過年度分云々、未収額は1,326万5,682円となっておりますが、その後の徴収実績なり、今後の見通しについてまずお尋ねいたします。

○小高副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 13ページの件でございます。こちらの分につきましては、表の欄外の一番下の部分に、その内容が記載されております。こちらの分につきましては、対象とする件数、金額ですけれども、117件の2,144万円ほどという形が、未賦課の徴収すべき金額となっております。そのうち、令和3年度の末までに817万8,532円、約38%が入金されているという状況でございます。

今後につきましては、今現在、まだ23件ございまして、今現在もご相談中という形で、引き続き納入のご協力をいただきたいと考えております。以上であります。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 ご苦労さまです。それで、これにつきましてはもう既に令和2年、おとし、11月に議会報告をされておって、特別職の減給、それから懲戒処分として関係した職員の減給、戒告等々がなされたということですが、ただ、行政債権の場合、時効消滅が5年というのがありますけれども、既に消滅時効が完成しておる3,955万3,121円のうち565万円については、市長をはじめ特別職の減俸処分と、関係する職員が負担したと。

そこで、この減給処分というのが、地方公務員法第29条によるところの懲戒処分、それから

市条例の懲戒処分ということで理解はするのですが、やはりその他の職員について道義的な責任はありますよということで、寄附という形で負担をするということなのですから、この辺の具体的な背景と根拠とその状況はどうなっていますか、処理状況。

○小高副委員長 鈴木総務課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 令和2年度の今、お話について、私のほうから、総務人事課からお答えをさせていただきます。

まず、道義的な責任ということでございましたが、下水道の使用料3,900万円、これが時効成立したということでございました。その中で、弁護士とご相談をさせていただきまして、実は下水道使用料のきちんとした周知によるものでないと、周知されていれば取れたというところの部分が113件、それから職員のきちんとした使用料の届出はなされていたのですが、それを見落としたというところは4件ということでございました。その113件のうち、本来であれば過料として使用料の届出をしないことに対して5万円が取れたという数字がございまして、弁護士と相談させていただきまして、113件、それで5万円もし過料が取れていればということをも算定根拠といたしまして、職員の中での負担の寄附の金額とさせていただいたところでございます。以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 当該職員の方々が納得して収めたということでしょうから、それはそれですとしますけれども、本来、国の賠償責任というのは、国家賠償法の第1条第1項、それから第1条第2項で、職員に対する求償権、これは故意または重大過失、ただ、個人責任というのは、法律は本来はうたっていないですし、求められるべきではないというのが、最高裁判例だったと思うのですが、最近、やはり事務的なミスで市民に多大な影響を与えたということを理由に職員が負担すると、賠償するという事例が最近多くなっています。

つい最近では、茨城県の某自治体で下水道の設計ミスで4億円の損害が発生したと。ついては、当該職員はもちろんですけれども、関係ないというか、市の職員全員に一万数千円の負担を求めたということが、事例があったわけですが、私が一番心配するのはね、確かに市民に損害を与えたので、それは自治体、さらにはその関与した職員は、それは責任を果たすのは、これは当たり前のことなのです。ただ、たまたまその席にいた、あるいはその組織とかから外れている職員までも波及しちゃうと、いわゆるそのモチベーション、意欲というのがそがれやしないかと。そして、リスクな仕事に対して果敢に挑戦しようという意識が、ああ、そ

れはやめとけ、もし失敗したら罰金払わなきゃないぞというようなことになりはしないかというところが非常に心配されるわけです。

だから、昨日の議論だったと思うのですけれども、税金のね、復興支出金に対する固定資産税の解釈の誤りも同じように、やはり事務的なミスを検証をきちんとする必要がある。ただ、ダブルチェックができなかったからミスったんだとか、そういうのではなくて、やはりきちんとした形で徹底分析し、検証し、決して犯人捜しをするのではない。犯人捜しをするのではなくて、同じような類似事例が出ないように今後、それは徹底的にやる必要が私はあると思うのです。

そういう意味では、懲戒審査委員会というのは、これはやってしまった後の問題ですか。やるのは例えば、民間企業なんですね、コンプライアンス委員会とか、いろんなその委員会は。そういう意味において、今後、どこかでそういう事務ミスが発生したと。じゃあそれを取り上げて全庁的に検証して、そしてこれ、単なる個人のエラーなのか、組織的なものなのか、それはマネジメントの問題なのかとか、あると思うのです。そういったものを検証する考え方はないですか。

○小高副委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 委員おっしゃられるとおり、まさにまず発生する前に防げるかということが大事かと思っております。県あるいは政令指定都市においては内部統制制度という制度がございまして、リスクの高い業務については洗い出しを行いまして、どこでその間違いが発生するかというのをリスト化しているというところもございまして。

今後、本市におきましても、そういったリスクが高い業務というのは洗い出しを行いながら、ミスの発生がないような形でしっかりやっていきたいと考えてございます。以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 最後に、企業会計はもちろん、自治体といえども企業でありますので、これからも企業マインドを持って、そしてとにかくいい経営実績を残して市民の負託に答えていただきたいということと、特別会計はそれなりの設置の目的があるわけですから、その目的の遂行のために邁進されますことをご期待して、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○小高副委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 私からも何点か質疑させていただきます。

今日は特別会計なのですけれども、企業会計と、病院のほうで質問者が多くなっています。

みんな、今年は先生よかったなということで、もう菅原委員、浅野委員、伊藤委員、山本委員、そして私も病院のことを聞くかと、しつこいなと思うかもしれませんが、私も病院のことをお話しさせていただきたいと思います。

資料は決算資料のNo.12でございます。12の10ページ、ここに病院事業の概況、それから総括事項ということが書いてあります。この総括を見ると、全体、今まで各委員さんが質疑されたこと、こういうことをやったので1,100万円の純利益が出ましたよ、いろいろ頑張ったねということが書かれております。そういうことで、ここの総括のところを改めて見まして、私も1年間よく頑張ったんじゃないかと思えますけれども、その辺のところの評価、改めてお聞かせ願いたいと思います。

○小高副委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 令和3年度の総括ということになります。収益については、医療収益については、入院・外来合わせて1億6,000万円程度増えているという状況です。その中の部分をこの総括の中に書かせていただいております。

主なものということで、何度もになりますけれども、まず内科・小児科の医師を招聘したことによって患者数が増えているというところが一番大きな要因、あとは発熱患者の対応、あとは先ほど来言っております救急患者の日中は断らない受入れ、あとは白内障の手術というところが、やはり大きな要因というところがあります。あと、あわせまして地域医療連携センターも立ち上げたということによって、入院から退院まで一元管理するというところがございます。そうしますと、医療施設だったり介護施設とのやはり連携が強化されたというところも大きな要因かなと。そうすると、ベッドの管理もしやすくなったというところで、入院の入り繰りがうまくいっているという状況もありますので、そういうところが今回、収益が上がった要因かなと考えられます。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。総括なので全般的にね。いろんないいことをやられたなと思って、頑張ったなと私も思っていて、質問させていただきました。

同じくNo.12の6ページ、7ページのところからちょっとお聞きします。病院事業の剰余金計算書、そしてこの表の7ページの一番右下でいうと、当年度純利益が1,137万円出たので、当年度末残高が1億9,364万9,000円になったと、ここの資本合計のところでございますけれども、だから頑張った分はその1年分を足して当年度末の残高が、資本合計が増えたということによ

ろしいのでしょうか。確認します。

○小高副委員長 平塚業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 こちらにつきましては、あくまでも資本の合計というところになります。今までの当該年度の一年一年ごとのその積み重ねというところが、ここに反映してきているという状況があるのかなと思います。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。同じ数字だったからね、1,137万円。だから、そのまま純利益のところは金額が一緒でしょう。だから、それは皆、資本合計になるのですかということ、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○小高副委員長 平塚業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 当年度の純利益ということですが、こちらの、昨年ですと100万円程度、これが1,000万円に上がっているという状況がありますので、これはやはり日々の収益の努力というところがあるのかなと思います。利益でいいと考えております。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。それから、もう1回、左の6ページに戻ると、下にあまり見たくない計算書が載っているのね。それで、ここの未処理欠損金、7ページのところにも書いてあるのですけれども、34億1,189万6,000円という、この当年度末未処理欠損金の扱いということは、これからどのようなことになるのかお聞かせください。

○小高副委員長 平塚業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 6ページの未処理欠損金、マイナス34億円というところがございます。こちらにつきましては、過去から現在の病院運営に係ります収益であったり損失の積み上げというところですので、今までそういう負債があったというところではそういう積み上げが重なっているという状況です。こちらの純利益が上がっていけば減っていくという状況があります。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。まあそうなのだけれども、34億円というのと1年で1,000万円というのではね、もうここにいる人たちがみんな卒業してからしかゼロにならないという計算なのですけれども、昔、魚市場会計も繰上げ充用ということで何十年も同じ、端数まで残っていたことがありましたけれども、同じような扱いになるということなのですか、それとも

どこかでもう計算上、どこかで線引きしなきゃないという認識なのか、その辺のところ、大きな方針だけでもいいですからお聞かせ願いたいと思います。

○小高副委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長 今の未処理欠損金の解釈については課長からご説明したとおりですが、これも、これは単年度の純利益と純損失、毎年、今年度も1,100万円と出ていますけれども、それがマイナスの年も、これまでの過去の中ではあったと思います。そのマイナスの積み上げが34億円という、帳簿上はあるということです。

ただ、これがいわゆる借入金とか資金不足とか、清算すべきお金を34億円出さなくちゃいいのかというのは、またこれ話は別で、同じ6ページの上段に自己資本金というのも書かれています。35億云々という数字が自己資本金としてあると思います。

これについては、実はこれまで、開設当初にある程度の出資金を出して、それ以降は経理上の処理としては、建設改良をするたびに一般会計から建設改良に係る経費を頂いておりますが、その積み上げがここに積み上がっている数字なのです。それで、最終的に自己資金と、こちらにある未処理欠損金というのは相殺、本来できるものなので、結論から言えば、資本合計の先ほどの1億9,300万円プラスになっているというのが、今の病院の経営ということになります。以上です。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます、その理由は分かったのですが、いつまでもこういうふうに残っていていいものなのか、そういうことになるんじゃないかと。だから、どこかでうまいことね、1億9,300万円が自己資本金の本当の中身だとすれば、そういうふうに変えて計算すれば、昔のあった病院の傷口は治ると思うのですが、そういうこともお考えになったらどうかと思ってお聞きしました。No.12からは以上です。

それから、病院事業の資料No.22と15を使いまして、経営分析資料No.22の35ページに表があります。先ほど伊藤委員が聞かれましたけれども、私も気になったところだけ、35ページから。

病床利用率は73.00、前の年よりも2%改善したのですが、全国平均よりもいいのですが、なおもっと上がるように思うのですが、その辺もう、このぐらいあれば十分だというお考えなのか、その辺の利用率の判断の仕方をお聞かせ願いたいと思います。

○小高副委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 これは平成29年からのデータになっておりまして、このときには、

うちでは療養病棟というのがありまして、ここは非常に長く入院している患者さんが使用していた病棟です。今は、この療養病棟を閉めまして、急性期病棟と、それから地域包括ケア病棟ということで、実は回転が非常に上がっているんですね。在院日数というのが短くなっているということで、利用者の数は変わらないのですけれども、この病床の利用率というのはどうしても下がってしまう、見かけ上、下がってしまうと、こういうことが起こっているのだと思います。以上です。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。これは35ページからいっぱい項目があるので、お聞きします。医業収支比率は伊藤委員がされたので飛ばしまして、流動比率の、現金比率じゃなくて、ここを頑張って、数字は毎年改善しています、流動比率ね。だけれども、全国の190%から比べると半分ぐらいしかないの、その辺のところの、頑張っているのだけれども、まだ追いつかないという理解でよろしいかどうかお聞かせください。

○小高副委員長 平塚業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 流動比率、全国に比べると低いという状況です。やはり午前中も申しましたけれども、やはり一番必要なのは、現金があるというところが一番大事なのかなと思っています。この現金を増やすための取組として、いろいろ先ほど申しました取組をしていっているという状況がありますので、まずはこの現金を増やすというところをすれば、この流動比率が全国に近づいてくるのかなと思っています。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。頑張っているのは認めますよ、毎年上がっているからね。ただ、頑張っているけど、まだ全国の平均までにはちょっと遠いよと。

それから、次の36ページから、経営健全化の主な取組ということで、具体的にこういうことをやったからよくなったんじゃないかということが書いてあるから、私もここは評価したいと思います。特に手術件数、これが達成率が192%になっております。どういうところで頑張られたのか、中身をお願いします。

○小高副委員長 平塚業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 手術件数が増えたという状況です。先ほど申しましたとおり、白内障の手術の件数が増えているという状況もあります。あと、細かく言うと皮膚科の部分の手術とか、そういうところも増えているという状況がありますので、こういう数値になったの

かなと思います。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。本当にやはりいろいろ増えて頑張っているなというの、こういうふうに出ていますからね。

それから、下の表の中から、人間ドックの件数と脳ドックの件数、これも目標値より達成を上回っているの、頑張ったんだなと思いますけれども、どういう取組をなされたのかお聞かせ願いたいと思います。

○小高副委員長 庄司市立病院事務部医事課長。

○庄司市立病院事務部医事課長 お答えをいたします。

人間ドックにつきましては、当院は企業の健診というところを中心に受けておりますので、こちらについては非常にニーズが高いものになってございます。ですので、非常に多くの患者さんが、健診者ですかね、受けておりますので、ドックのほうは増えてきているという状況でございます。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。検査のところはうんと頑張っているなというのが成績に出ていると思います。ほかの病院と比べると、注射とか薬のよりも検査とか手術がね、頑張っているなという現れだと思ってお聞きしたところでございます。

この資料No.22の10ページから、別なことをちょっと気になったところで、人件費のところの中の法定福利費と法定福利引当金が、令和3年度だけちょっと例年に比べて多いような気がしますが、どのような関係でこのような数字になったのか、中身を教えていただきたいのですが、よろしくをお願いします。

○小高副委員長 平塚業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 令和3年度におきます賞与引当金、法定福利引当金が増えているという状況ですけれども、こちらは、翌年度に向けた職員の賞与であったり、その賞与に係る共済費を積み立てておくということの引当金ということになります。ですので、こちらは増えているという状況は、満額しっかり職員に払うために押さえているという状況です。

この基準としては、6月に今回払うための引当金ということで、そうしますと12月から5月までというところがありますので、その前段として12月から3月までの部分の引当金を丸々今回積めたというところが、増えたという要因になっています。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。ということは、心配することじゃなくて余裕が出てきたと思ったので、お聞きしたところでございます。

資料No.22の30ページのところに、皆様の声ということで、先ほどは浅野委員がお聞きしました。私は、このお客様の声の中のなぜなのだろうかなと思うところは、駐車場というところが、令和2年度も令和3年度もね、意見別件数がゼロになっているのね。たしかそういう意味では、いろいろ駐車場はこうしたらいいのではないかという意見はさんざん出たと思うのですけれども、どちらの委員も経営改善には関係ないということなのか、その辺のところ、本当は意見を上げてもらって、どこの病院に行ってもただのところはなかったと思うのですけれども、市立病院は無料で利用できれば、お客様も文句言う要因はないと。100円取られれば、いろいろお客様の声が上がってくるかもしれないから、そういうことなのかどうか。検討されているのか有料か、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○小高副委員長 本多事務部長

○本多市立病院事務部長 たまたまここには駐車場の意見がゼロになっておりますが、やはり議員おっしゃるとおり、その他のアンケートを取った場合にも、やはり駐車場が狭いですか、やはり朝方、朝の9時の前後、非常に混み合っているというような状況が続いている。確かに、我々としても駐車場の拡張というのは考えたいと。ただ、有料化に関しましては、現在のところは考えておりません。以上です。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。検討していただいて、入り口と出口だけ、2か所だけやるだけでもいいと思うので、あとは利用者はゼロ円でも、時間長く、お見舞いで行った人が長く止めている人からはっきりと、経営改善のために、収益ができるようお願いしたいと。ただ、ほら、計算はあるでしょうけれどもね。検討していただきたいと思ってお聞きしました。

病院は以上で終わりました、次に国民健康保険のことを聞きたいので、No.21の119ページ、ここに令和2年度国民健康保険事業状況調べ、令和3年なのだけれども、ここには令和2年と書かれているのが、統計がこうなのでしょうけれども、これを見ると、塩竈市ね、特異的なことは、1人当たりの医療費は県内で、14市町のうち一番高いんですよ、42万1,373円。ところが、1人当たりの国民健康保険調定額は7万7,595円ということで、高いほうから順番にすると11番

目、安いほうから4番目。だから、いっぱいかかっているのに安いという状況だから、市民は負担が軽くなっていると考えるか、あるいは医療費がちょっと塩竈市は県内1位ということは高過ぎるから、そこに改善の余地があると考えるか、その辺のところの理解の仕方をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○小高副委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 医療費が高くて国民健康保険税の調定額が低いということで、どのように考えればよいかということですが、委員おっしゃられたように、国民健康保険税の調定額については、平成30年度のマイナス税率の改定ということで、県内でも市レベルでは11番目と低くなっております。ただ、医療費が高いというのは、これは例年通してやはり常にベストファイブに入るような状況になっております。

やはり先ほどもちょっと申し上げましたように、透析患者の方が多かったですとか、そういった部分でやはり1人当たりの医療費というものもかなり高くなっておりますので、私どもとしてはこの医療費という部分は、適正受診ということで、特に抑制という部分では、これを下げていくようにということで様々な事業を取り組みながら、下げていく必要があるとは考えております。以上です。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。下げていただくには越したことはないのですが、その議論は後にしまして、ちょっとモデルケースの構造を聞きたいので、この21の111ページ、モデルケースと2市3町で比較して、塩竈市は所得に占める割合が15.7%、隣の市よりは塩竈市のほうが負担が安いんだよね。だから、塩竈市が高いんだ高いんだという認識は、ちょっとこれはそうでないと。昔、水道料金が高いと言われた認識と同じで、今は塩竈市あと財政指標もよくなったということで、少し認識はいいほうに変えなければならないのではないかなと思うのですが、この辺のところ、もっともっとね、この所得に占める負担の割合、下がるような形にはどのような努力をしていけばいいか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○小高副委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 志子田委員から、モデルケースの2市3町の国民健康保険税額、このうち、その税額、今後下げる余地ということでございます。まず、今回、令和2年度からの国民健康保険税額32万5,700円から31万4,700円、1万1,000円下がってございますが、まずこちら

らの要因につきましては、令和3年1月1日に施行しました個人所得課税の見直し、給与所得控除あるいは公的年金控除から基礎控除10万円の振替等に伴いまして、負担水準が下がってきたものでございます。こういった改定が行われるタイミングで、今後は緩やかになるかと認識してございます。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。だから、どこかで改定するときにはいろいろ考えてほしいと思ったのです。

それで、同じ資料の113ページには、限度額超過世帯調べと書いてあります。こう見ると、医療分、支援分、介護分ということで、結局は、ここには平成22年度から令和4年度まで書いてあるのだけれども、大ざっぱに言ったら、ずっと保険料は値上がり傾向にあると普通は考えると思うのですけれども、どのような理解をしたらいいか。いや、こういうことがあるから平均的な人が低めで収まっていると考えるのか、その辺の理解の仕方をお願いします。

○小高副委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 ただいま資料No.21、決算特別委員会資料その1の113ページ、ここにおきます国民健康保険税の限度額超過世帯についてのお尋ねがございました。こちらにつきましては、もともと限度額の考え方、平成25年に遡りますが、社会保障制度改革国民会議の報告書の中で、国民健康保険税におきまして、相当の高所得者のものであっても、保険料の賦課限度額しか負担しない地区になっていることを改めるため、保険料の賦課限度額を上げるべきということで、まず考え方が示されたところでございます。

その後、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の中でも、こうした国民健康保険の保険料あるいは税の賦課限度額という議論がなされております。

トータル的に申し上げますと、この引上げを行うことによりまして、より高いケースの方々の賦課が可能になりますこと、またその引上げを行わない世帯につきましては、その増加が抑制されるという効果があると認識してございます。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。制度だからね、国のほうでということであれば従わざるを得ないので、それは分かるのですけれどもね。ただ、値上げ基調になっているんじゃないかと。負担率が、税金のね。国民健康保険税も税金ですから、医療費の負担率が国民所得の中でも15%、だからそのくらいは保険料としても払わなければ、日本全体の医療がね、GD

Pの10%は医療費ですから、その分が払わなければ回っていかないというのは分かるからね、公平にということなのでしょうけれども、それにしてもどうやったらね、塩竈市だけでも下げられるかということを考えてほしいと思って質問しているわけでございます。

それと、下げるために頑張るために、収納率ということで、資料No.21の109ページ、毎回收納率を聞いているのですけれども、頑張るだけ頑張って今、頭打ちになっていると思うので、もうこれ以上はちょっと改善の余地はないと思うのですけれども、このまま頑張っていたきたいと思って、この表をそういうふうに理解する以外に、だから収納率以外のところで改善せざるを得ないのではないかと思うのですが、ご意見をお願いします。

○小高副委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 ただいま志子田委員から109ページ、資料No.21の、こちらでの徴収につきましてのお考えということでございますが、まず今回、ちょっと不納欠損の部分もご紹介させていただきますが、令和2年度、こちらが1,940万円ほどですかね、ございました。また、この件数が1,064件となっております。また、令和3年度につきましては2,037万6,000円、件数につきまして1,399件ということとなっておりますが、多くが、やはりこちらの財産がない方あるいは生活困窮というところで、こういったことを落とさざるを得ない状況でございます。

また、一方、滞納繰越しの状況につきましても、資料の110ページ、ちょっとご覧いただきたいと思います。滞納繰越し自体の理由別に記載がございますが、まず生活困窮につきましては全体の16.03%という数字が出てございます。区分にございますように、生活保護あるいは事業不振、病気、収入不安定ということがございますが、特に生活保護、病気の部分が、令和3年度につきましては前年度よりも上回っている状況でございます。

こうしたことでございますので、まずはこの部分、これに関しましては不納欠損に至る可能性が高いのですが、ほか理由というところで、前回も決算特別委員会、昨年、委員からもご指摘がありましたが、その他というところで実はこれ、納税意識のない方あるいは担税力があっても応じない方ということもございますので、こういったところの掘り下げ、さらに徹底させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 いろいろ説明ありがとうございました。頑張っているということは認めます。

時間が少なくなってきましたので、水道のことを聞きたいと思います。No.16の14ページから有収率、先ほどは菅原委員がお聞きしました。有収率83.4%で、昨年よりも3ポイントほど下

がりました。この有収率の考え方なのですけれども、結局は有収率ということは、残りのところはどこへ行ったか分からないと、漏水しているという考えでよろしいのでしょうか。お願いします。

○小高副委員長 星上水道課長。

○星上下水道部次長兼上水道課長 答えいたします。

先ほどご説明したとおり、年間の配水量から……失礼いたします、年間の総有収量を年間の配水水量で割り返したものが有収水量となっております、それに含まれない、料金に跳ね返ってこないものにつきましては、ご説明しますと、無収入水量ということで、水道メーターの不感知、あとは管工事をするとき、管の中を清掃するための工事洗管、あと定期的に管路の中に濁り水とかが発生しますので、定期的な洗管をするための水量、あとは消防水量ということで計上されています。あと、無効水量ということで、調定の減額分、あとは先ほど委員も申し上げていただいたように、漏水ということになっております。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。漏水のほかにもいろいろなことで使って、それはあとは有収率に入れないという考えだと思います。それはそれでいいのです。それで、聞きたいのは、伊保石公園に梅宮浄水場からの水を放水しているけれども、そのことについて、この水の扱いね、これはだから同じように、こういう無効水量扱いにすれば、ずっと流し続けられると思うのですが、その辺の考え方をお聞きします。お願いします。

○小高副委員長 星上水道課長。

○星上下水道部次長兼上水道課長 答えいたします。

伊保石公園側に流れている水なのですけれども、あちらにつきましては、原水を浄水場の沈殿池に導きまして、そちらの余剰した水量を流しているものですので、完全に浄水された水が流れていっているものではないということをご理解願いたいと思っています。以上です。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 では、その水は枯渇しないと考えているのですか。

○小高副委員長 星上水道課長。

○星上下水道部次長兼上水道課長 一応着水した水量で、余剰した水量ですので、流れる水の上限はございます。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。あそこの水が断たれるんじゃないかと心配する動きもありますし、あそこは水流れていないと、伊保石公園の利用価値は相当下がりますので、ずっと流し続けていただきたいと思います。

最後に、下水道からNo.11の36ページでお聞きします。この中に1点、3番目の利率が1.854%のものがあるのですが、どうしてなのか、そこを聞きます。

○小高副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 36ページの表の下から4行目の東北労働金庫と書いてある1,110万円という部分だと思います。こちらにつきましては、市中銀行と借入先を入札で決めておるという状況がありまして、そちらの結果、この利率になったというものでございます。以上でございます。

○小高副委員長 よろしいですか。

暫時休憩いたします。

再開は3時20分といたします。

午後3時09分 休憩

午後3時20分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

土見大介委員。

○土見委員 それでは、私のほうからも質問させていただきます。

浅野委員、それから伊藤委員、山本委員、そして志子田委員と、4名連続の病院、大体分かったのですが、僕のほうからは病院は避けていこうかなと思っております。苦笑いをしておりました。はい、すみません。

私のほうからは、大きく下水道、それから介護、あと離島航路、魚市場の4つについて伺いたいと思います。

まず、初めに下水道事業からです。資料No.11の5ページです。

今までも多くの委員さんからお話があったので、おおよそは分かったのですけれども、1点

ちょっと分からない点、聞き逃したかもしれないので、重複するかもしれませんが、ご説明をいただきたいと思います。このページの5番、特別利益のその他の特別利益4,800万円、これはどのようなものなのか、ここのちょっとご説明だけお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの5番の特別利益（2）のその他特別利益でございますけれども、4,827万6,071円、こちらにつきましては、災害復旧事業でございますけれども、こちらは資産の除却に伴います長期前受金の戻入分の計上という形でございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。分かりました。あと、その他は勉強しておきます。

すみません、その次に移らせていただきたいと思います。続きまして、地域支援事業について伺いたいと思います。資料はNo.8の94ページです。それから、併せて資料No.6の32ページ、こちら2つ使っていきたいと思います。

まず、この地域支援事業を考えるときの、僕の考えなのですけれども、この資料No.6を見させていただくと、すみません、その前に前段として、鎌田委員が今日、繰入金の話、ずっとされてきたと思います。その中で、この介護に対する繰入金というのが、年間結構、2,000万円ぐらいのペースでどんどん上がっているという状況がありました。

それで、今、その中を考えたところで話を進めていくのですけれども、どうしてもやはり高齢者の方々の人口の数というのが増えているというところが、その大きな要因だというのは理解はするところなのですが、そこを踏まえた上で話を進めていきます。

まず、資料No.6の32ページを見てみます。実際に、じゃあどこに費用がかかっているのかなと見ていたのですけれども、やはり一番の大きなウエートを占めるのは給付金の部分、2番の介護給付金、ここだけで全体の87%、90%近くの費用がかかっているということが分かっております。

それなので、なるべくこの介護サービスといいますか、なるべく多くの方々に健康でいていただくことが、医療費もしくはこの介護事業費の増加を抑制するためには必要なことなのだろうと感じる次第であります。

その観点から、今後お話を聞いていきたいと思います。資料は、No.8の94ページに移ります。こちらの地域支援事業、介護予防生活支援サービス事業についてなのですけれども、その中

で施策の実績、通所型サービスを見ていくと、サービスA、サービスBというのがそれぞれ減少傾向にあると。傾向と申しますか、昨年度から減少していますというのが見えます。サービスAは社会福祉協議会に委託して新型コロナの関係で中止していたと思うのですがけれども、サービスB、要するに市民主体の住民主体によるサービスの数が減ってきているのかなと、ここで見ておりました。

その上で、施策の成果のところを見ていくと、実はその減っているということも書いていなかったりしているのですが、このサービスBの利用実数、実人数の部分が減っている理由というのをひとつお教えいただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 お答えいたします。

通所型サービスBのところでの利用、実人数ですね、こちらの減少というところのご質問をいただきました。現在、こちらサービスにつきましては、2団体のサークルの方々によるサービスということになっておまして、そちらのサークルの中での人数の減少ということになっております。なかなかちょっと拡大できないというところが現状でございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。2団体ということなのですか、令和4年度も2団体の予定ですか。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 はい、2団体でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。この事業、できた当初からいい事業だなと、住民主体というところが目的には非常にいいなと、行政だけじゃなくて住民が主体になることで、それこそ地域のコミュニティーの部分も形成もできるし、いいことだなということで見えてきたのですが、なかなかやはり事業の拡大というところは伸び悩んでいるということです。この理由としては、どのようなことが考えられますか。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 お答えいたします。

どうしても令和2年、3年というところは新型コロナの影響がこの事業の背景にはございます。どうしても伸び悩んでしまっているというところも、1つはまずあります。ただ、あとは、

なかなかこの総合事業という中にある通所型サービスBというところで、まだまだこういった総合事業への力の注ぎ方というところで、ちょっと私たちのほうでも力不足のところもあるのかなど。地域でのそういったボランティアを育成するということでは、ちょっと力不足を感じているところです。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。力を今後注いでいただきたいなと思うのですが、単に力を注げばいいのか、何かしら問題を解決しなきゃいけないのか、その辺りは突き詰めていきたいなと思っていたところなのですが、もうちょっと力を注いでいくということですので、ここでこの深掘りのところはしませんけれども、同じ資料の次のページ、一般介護予防事業に移り、のほうも見たいと思います。

こちらを見ると、ちょっと制度上というか、仕組みのところは違うのですが、住民主体の健康維持増進事業というところは、また紹介されているところであります。その中で、ダンベルサークル・脳げんき体操、脳げんき教室のことが96ページの下のほうに書かれているのですが、こちらの参加者が新型コロナウイルスの感染症のため把握できませんとあるのですが、このコロナ前の数値でも構いませんが、六十数団体ある中で、おおよそ登録している市民の数というのはどの程度あるのか、その活動に参加されている方の大体の総量というのを知りたいので、教えていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 お答えいたします。

一般介護予防事業の中での地域介護予防活動支援というところでのサークル活動ということです。団体数63から、令和3年度は83ということになっておりますけれども、ニーズとしましても、この事業の中身が、自主活動ですとか、それから浦戸でも活動団体がございますので、そういった辺りの活動ということになります。実施の方の人数につきましては715名ということで、令和3年度は活動いただいております。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。お伺いしたかったのが、施策の成果のほう、施策の成果の成果指標の中でダンベルサークル・脳げんき教室、こちらのほうのサークル数が61とか63あるということで、参加者は新型コロナの関係で分からないとしても、実際どれくらいの人がこのサークルに所属して、活動する可能性があるのか。その部分を伺いたいと思っています。あく

まで住民主体というところにちょっと着眼点を置いているので、その部分、ご説明いただければと思います。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 ただいまご質問いただきました。ちょっと手持ちの資料がないので、すみません、後ほど回答させていただきます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうですね、このところ、ちょっと分かるといいなと思ったのですが、それで、何でそのところを聞いたかという、先ほどの1ページ前の通所型サービスBの部分もそうですし、今回のところもそうなのですが、ご高齢の方々、いわゆる高齢者と呼ばれる方々の数に対して、あまりこの事業に参加されている方々の数というのが多くないのかなということを思いました。もちろん年配になっても様々な、ここは違うフィールドで活発に活動されている方というのはたくさんいることは理解はするのですが、それ以外の方々に、どうしても家とかにひきこもりがちな方も多いのかなと。その中で、もう少しサークル数もしくは活動する人の数、そして通所型サービスBのようなサービスの、それこそ運営団体もしくはその利用者数というのが増えていってくれることが望ましいのかなと思っております。

僕も、実は町内会の関係で藤倉振興会のほうにお世話になっているのですが、なかなか運営も皆さん、ご高齢の方というのがあって、運営側もご高齢の方というのもあって大変だったりするところもあります。そんな話も聞いております。

実は、ほかの町内会の方からは、実際、藤倉さんでやっているみたいなのだけれどもどうなのなんていう話も聞いたりして、ぜひやってくださいなんていう話はしているのですが、なかなか横のつながりというか、今後、団体数を増やしていくときに外への情報、せっかく今やっているところがあるのに、あるのですが、そこからそのほかの町内会自治会への情報というのがうまく流れていないのかな、やっていることのその実績が伝わっていないのかなというところを感じております。

そこで、先ほど浅野委員からも発表の場をつくってなんていうお話があったかと思うのですが、意外とこの実際に地域で活動されている先進的なというか、今後、健康増進だったり、健康維持、それから介護予防に有効な活動をされている団体の活動というのを、その活動されている団体たちの間だけではなく、さらに広いエリア、例えば、町内会の連絡協議会とか、

そういう場を通じて、市内全域に活動を伝えていくとすると、ああ、じゃあ、俺たちのほうでもやろうかなとかということの話も出てくるような気もするのですけれども、その辺り、その活動を広める、活動を伝えていくという取組というのは、今後、何かやるのか、今、もしかしてやっているのか、その辺り、教えていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 活動の取組ということで横の連携がどうなっているかという辺りのご質疑かと思えます。なかなか交流する機会というのは確かに少ないかなとは感じておりますけれども、取組としますと、各地区におけるそのリーダーとなっていたいただける方々、そういった方々をまず育成しようという取組は、昨年度から行っておりました。そして、そのリーダーの方々に各地区に戻って生かしていただくという取組は、今年度も、そして行っておりますけれども、横の連携というところでは非常に大切かなと、お話を伺いまして思っております。

今後、そういった活動の中で生かしていける場面、機会をつくっていききたいなと思えます。ありがとうございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。リーダーの育成というのもあるのですけれども、リーダー1人だけ勉強して地域に戻っていてもなかなか大変だと思うし、分からないところも多いと思うので、実際、もう既に実務としてやられている方々とのつながりというのは、意外と有用なかなと思っております。

あと、もう一つ、提案というか、もしかしてやられているのかもしれないのですけれども、地域の活動の中でこういうその、例えば、体の身体的な体操、頭の体操、そういうもの以外、以外というか、以外と言って正しいのかどうか分かりませんが、例えば、囲碁とか将棋とか、こういうサービスとは別の集まりの団体というのもちょっと増えてきているのかなと感じております。みんなで楽しみながら、じゃあカラオケをやってみようとか、囲碁をやってみよう、将棋をやってみよう、そういう団体もあるかと思うのですけれども、そういう団体たちに対して、このサービスの一部だけでもいいので、プログラム化して提供するというような取組というのは有効なんじゃないかなと。

例えば、始まる前にみんなでラジオ体操を少しだけしましよとか、ある程度サービス一体型で、サービス1つをまんま渡してしまうと、それぞれ運営の方々も大変だと思うのですけれ

ども、そのほかの皆さんが興味・関心でやられている事業の中に、ちょっとした介護予防もしくは健康増進のようなプログラムを入れてあげるという取組も、結果がなかなかね、見えづらいものではあるとは思うのですけれども、有効なのかなと考えるのですけれども、その点、いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 お答えいたします。

私どものほうで、地域支え合いというところでの推進協議会を持っております。年に数回の会議を持っておりまして、地域でのいろんな課題、それからまさに今、お話しいただいたような地域でのお宝というのでしょうか、そういった辺りをみんなで話し合っていこうと、そして地域をさらに強いものにしていこうというところでの推進協議会を持っております。

たまたまそういった会議の中でも、地域でなかなかこういった介護の事業への参加というのはないのですけれども、地域のほうで、それこそ今、お話があったような手芸ですとか、それからちょっとした、何ていうのでしょうか、地域でラジオ体操をするですとか、そういった活動が本当にたくさんのところで行われているという辺りの発表なんかもいただいております。そういった辺りをどんどん私どものほうでも皆様方に伝えていけるような努力はしなくちゃいけないなと思っております。今後そういった中ではしっかりと発信していけるように努力したいと思っております。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。その様々な趣味、嗜好に関するような団体、団体とか、というところに対して、それのもちろん発表もそうなのですけれども、そこに対して、この介護予防とかの観点から1つ中にプログラムを加え、組み込んでいただくとか、そういうことをしていくのも地道な活動にはなるかと思うのですけれども、必要かなと。

これはどちらかというと多分、この介護の事業のほかに、一般会計のほうの協働推進室とか、あの辺りとも連携が必要になってくるものかもしれませんけれども、その辺りやりながら、地道ではあるのですけれども、少しずつにはなるかもしれませんけれども、医療費、介護費を下げるための努力というのをやっていただけると、うれしいなと思います。

続きまして、魚市場に移りたいと思います。資料No.8の160ページから伺いたいと思います。

それで、これも前段、繰入金の話をするとおおよそ新しい市場ができてから年間700万円ずつぐらい繰入金が増加しているのかなと思います。令和2年から令和3年に関してはほぼ横ば

いただいたのですけれども、平成29年度から見ていくと、それくらいの増加率なのかなと考えております。

そこで、最近、水揚げの金額というのがどうしても70万、80万円あたりになっていて、たしか我々が、当初、この市場ができるときに説明を受けた中だと、収支が均衡する額の水揚げ金額が120億円とか、そのぐらいのような話を聞いていた気がするのですけれども、現在、水揚げ、その収支均衡を図るためには何ぼ水揚げがないといけないのか、お教え願いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 それでは、市場の収支均衡に係るご質疑でございます。

まず、昨年11月になりますが、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上を図る目的に、中長期的な経営の基本計画となります、塩竈市魚市場事業経営戦略計画を立てさせていただいております。令和3年から12年までの10か年の計画となっておりますが、その中で、その中でのなりますが、水揚げ目標設定を約90億円ということで設定をさせていただいているという状況でございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 そうすると、現在が84億円、もうおよそ84億円ですね。それで、90億円ということで、プラス6億円ぐらいなののですけれども、プラス6億円になると、多分、この市場会計としては使用料として入ってくるのかなと思うのですけれども、6億円水揚げが上がると、使用料は何円増加するのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 市場使用料の水揚げにつきましては、水揚げ高の1,000分の5となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、1,000分の5というと、実際のところ、数百万円にしかならないんですよね。6億円上がって90億円になっても数百万円程度の使用料の増加ということで、今、この魚市場には一般会計から八千何百万円の繰入金が入っていると思いますが、収支均衡が90億円できるとなると、その繰入金が今、8,000万円ぐらいあると。そうすると、そこら辺はどうかということをご説明いただければと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 お答えいたします。

繰入金8,000万円、入れさせていただいておりますけれども、こちらの内訳のうち、いわゆる純赤と言われる部分につきましては、2,700万円程度になっておりまして、総務省のいわゆる基準内ルール分等々を入れた部分が8,700万円となりますので、純赤が2,700万円程度になります。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、繰入金はもちろん基準内での繰入金を前提として、収支均衡が90億円で図られるという形ですね。はい、ありがとうございます。それで、今、現状84億円程度の水揚げで、EU-HACCPの導入を行ったりと、いろいろ水揚げ高増加に向けて努力はされているというのは見てうかがえますが、今、おっしゃったように水揚げによる使用料の増加というのは1,000分の5、ということは1億円でも50万円、1億円アップしても50万円、10億円上げても500万円ということです。

それで、先ほどこの資料の中の現況と課題というところ、161ページの現況と課題というところを見ると、長期長寿命化計画という言葉が見えてきます。市場はもう平成29年度から5年でしょうか、がたって、そろそろ改修というのも多くやっていかなきゃいけないのだろうということになると、この水揚げのもちろん努力はすべきなのですが、水揚げ増で上がった使用料というものが、今後、どんどんどんどん増えていく、市場の維持管理費に下手したら食われてしまう可能性が高いのかなということで、今後、収支がどんどん好転していくということが、今の現状のままでは見込みにくいのかなと考えておりますけれども、その点、どうお考えか、お伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今後、修繕費、維持管理費が増大に伴って水揚げが追いつかないんじゃないかというご指摘かと存じます。その点につきましては、まず、こちらも昨年になりますが、塩竈市公共施設等総合管理計画に基づいた個別計画といたしまして、市場の長寿命化計画の策定をさせていただいております。その中で、ご指摘のとおり供用開始から5年以上経過しております。維持管理費も今後、増大が見込まれておりますことから、修繕費の平準化、単年度におけるコストを削減するという目的で、毎年500万円、今年度から令和8年度までにかけて、計画的な修繕を行うという計画を策定させていただき、令和4年度から取り組ませていただいているという状況でございます。

なお、さらに水揚げの増という部分におきましても、やはりなかなか資源、海洋環境の変化であったり、なかなかその自主規制、マグロに関しては自主規制も行っておりますので、我々としたしましては、まず新しく整備させていただいた市場につきましては、デッキがございます。さらに、ミュージアム、おさかなミュージアムといったところの施設もございます。こういった部分をいかに有効活用しながら、今、業界の若手の方々も意見交換をさせていただいておりますが、ある意味、公共施設でもございますので、いかに市民の方々にご利用いただき、さらには観光集客施設として仲卸、隣接の仲卸市場とのタイアップをしていきながら、そこでどうやって、いわゆる稼げるかといいますか、お金を落としていただけるか、こういった部分を今、模索させていただいているところでございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。僕も最後そこ、質問したかったところなのですけれども、デッキもしくは会議室とか、上のミュージアムの部分で考えてみると、実は市場の附属施設というよりは、どちらかというところとあそこ自体がもう1つの公共施設的な利用のされ方のほうが多いのかなと考えておまして、あそこの公共施設に対して、その市場という付加価値がついているというようなほうが、多分、認識としては正しいんじゃないかなと考えておりますので、そういう点も考えながら、ぜひ民間の力というのをもっと入れた上で話を進めて、稼げる施設といいますか、あそこだけでもちゃんと収入が上がるようなスペースにさせていただければと思います。

それで、最後です。離島航路事業、同じ資料No.8の203ページをお伺いしたいと思います。

それで、最初に聞きたいのですけれども、ちょっと前回も聞いたような気がするのですが、乗船者数、普通と定期合わせて、全部合わせて12万7,000人ほどいます。このうち、子供は無料のパスポートを持っていますし、島の方々も無料券をお持ちだと思うのですけれども、一部の方ですけれども、その無料で渡られている方というの、この中に数値としては含まれているのかどうか伺いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 この中には無料の方も含まれている状況でございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。実際、その含まれている無料の方々の割合はどの程度でし

ようか。

○阿部（眞）委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 大体、すみません、正確な数字はあれですけども、3割程度が無料と感じております。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、無料のチケットお持ちの浦戸の方以外の浦戸の方、有料で浦戸に住まわれて有料で市営汽船を利用されている方というのは、どの程度いらっしゃいますか。

○阿部（眞）委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 申し訳ございません、そちらの数字はちょっと今、捉えていないので、後ほどお答えいたします。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。全体的な総量を知りたかったので聞いたのですけれども、というのは、何でそんな話を聞いたかということ、どうしても浦戸の方々、今、減少傾向にあります、人口としては。そして、高齢化も進んでおり、その無料対象の方も増えているということで、浦戸の方々からのこの市営汽船を使った収入というのはもちろん、どんどん減っているというのは分かる。それで、その中でどう、この浦戸の収入というのを上げていくかということところが問題なのかなということでお伺いしたいと思っていました。

さらにちょっと、時間もあれなので飛ばしていくのですけれども、成果目標のところでは、203ページの成果目標のところ、令和6年、520万円と書いてあります。現在は626万3,000円です。浦戸のこの市営汽船の会計、様々なお金が入っているので、なかなか見通しは悪いのですけれども、この520万円という数値を達成するためにはどうすればいいのか。この部分を伺いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 基本的には事業収入ということで、乗客数を増やすということがまず大前提でございます。あと、運営体制ということで、例えば、今は小型船2隻になっておりますけれども、そういった形での運営体制のほうを縮小、何ていうんですかね、そうですね、今、これまで大型船が2隻で小型船1隻だったのを小型船2隻という形に縮小していますので、そういった形での行政改革というんですかね、そういったことが必要になるかと思われ

ます。以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ちょっとこれ、市長にお願いというか、市長ももう再三、分かっている苦悩されているところだと思うのですが、この現在進んでいる経営健全化計画、必ずしも、この浦戸の離島振興と大分相反するところがあります、正直な話。経営としては健全化するかもしれないですが、島の人口とかの流出は全く防げるような状況にはなっていないということは僕もずっと言ってきたのですが、島の方々が島で安心して暮らすには、ある程度のコミュニティーの力というのが必要です。そのためには人口がある程度あることが必要。そう考えると、離島振興策というのは、必然的に必要になってくるわけなのですが、そのときこの、今の経営健全計画が足かせになるというのは、なる可能性というのは非常に高いのかなと僕としては考えています。

なので、ぜひ今、浦戸再生プロジェクトで計画も立てていらっしゃると思うのですが、そこと整合性を取りながら、ぜひ経営健全かつ離島振興を進めていただければと思います。以上です。

○阿部（眞）委員長 答弁大丈夫ですか。いいですか。

伊勢由典委員。

○伊勢委員 では、私から下水道に関わって質疑をさせていただきたいと思います。

前段、志賀委員から下水道料金についての見直しのお話などもございました。担当から、将来人口、使用料、それから更新費用、経済性の追求、収支の見込みの検討等々、いろいろ出されましたが、しかしやはりこう、下水道の使用料についての考え方、これからどう考えて判断していくかということで、少し質疑をさせていただきます。

それで、お手元に議会の資料でNo.21ですね、議会側が決算特別委員会で求めたその1のところの134ページを開いていただければいいのかなと思います。

134ページのところで、県内全体の、これは繰り返し聞いているので、大体おおよそ分かるのですが、県内などの下水道の使用料体系では、令和3年度に関わって、県内での順位をちょっと確認させていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 資料のNo.21の134ページとなります。こちらの表に県内の一覧が載っております。塩竈市は上から3行目のところにあります。20立方メートル使用しますと、

3,905円という形になります。こちらのほうも、県内、この1段でいきますと、上から5番目に料金という形になります。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。それで、改めて使用料の順位から聞いたわけですが、これまで平成20年から下水道料金の引上げがあったと私どもは受け止めております。改めて、これまでのその改定率、あるいは引き上げられた経過、あるいは平成24年ないしは平成27年の改定の状況だけ教えてください。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 改定の状況についてのご質疑でございました。同じく20立方メートル使った形での料金という形でのご説明をしたいと思います。

まず、平成20年度でございますけれども、こちらのときは、これまで3,200円であったものが3,900円という形で、プラス700円という形の増額という形になっております。

次に、3年後ですけれども、平成24年度に改定をしております。こちらのときは、3,900円であったものが3,650円ということで、250円を引き下げたというものでございます。

続きまして、平成27年でございますけれども、こちらのときにつきましては、3,650円であったものを100円引き下げまして、3,550円という形に引下げしているという状況でございます。

現在、この平成27年度の数字となっております。若干消費税の関係で違っておりますけれども、この形での引下げをしております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、平成27年から、令和3年度の決算ですので、この令和3年度の関係で言うと、先ほどの平成27年、3,550円、これとの関係でどうなっているのか確認だけさせていただきます。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 平成27年の改定の金額が、今の決算で使っている使用料という形になります。若干先ほど申し上げた消費税の関係で違ってございますけれども、こういった金額になっているということでございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、例えば、先ほど回答がありましたけれども、平成20年、平成24年、平成27年、大体3年刻みで改定されているのですが、大体今、平成27年以降改定していない、

その理由についてお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 約8年間改定していないという形になっております。この間、地方公営企業法の適用という準備を進めておまして、令和2年の4月から移行したという形で、ようやく今回が2回目の決算という形になっておるという状況でございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、特別会計から2年前に企業会計に移っているのですから、そこら辺の、何ていうんですかね、会計上のいろんな仕組みが変わったので、それをもってこの改定について見直しをしていないということで捉えていいのですか。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 移行の準備であるとか、様々な財務諸表の作成というのがありましたので、これまでの経営指標の部分のほうから、表し方が変わったということもございまして、改定というのには行っていないという状況でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。いろんな準備があったので改定に及んでいないということでの捉え方で考えていきたいと思えます。

そこで、実際上の経営状況について、決算ですので、改めて決算書を通じていろいろと議論していきたいと思えます。

1つは、資料No.11で1ページから2ページのところで、収益的収入、支出ということが述べられております。これを見ると、大体その46億円の決算、そして収入46億8,691万円、支出が40億5,265万円ということで、こういうふうには決算は説明されております。

そうしますと、収入と支出の関係で言うと、ざっと6億3,000万円ぐらいの黒字となるかと思うのですが、この黒字の捉え方についてちょっと示していただきたいと思えます。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの1ページ、2ページにつきましては、収益的収入と支出の分を表したものでございまして、こちらではその差引きという形になります。

次のページをお開きいただきますと、今度は事業を実施するという部分の資本金収入支出ということになりますので、こちらのほうでは、逆に支出が上回っているといった状況でなっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そのとおりだと思いますね。例えば、資本的収入及び支出を見ますと、こちらでいうと26億円ぐらいですか。下のほうの下段で、支出で41億円ということで、ざっと15億円ぐらいの差があるということになっております。補填の考え方については、下のほうに小さく書いているのですが、この辺だけ分かりやすくちょっとご説明願いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの分でございますけれども、もともと先ほどの収益的収入のほうでは収入が上回っているというような状況でございますけれども、資本的の収支の分では下回っているという状況でございますので、こちらの部分の補填をするというのが、この補填財源ということになります。

こちらにつきましては、3ページの下、欄外の下のほうに書いてある説明の文という形になります。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。これでいろいろと充当して、この差額かな、15億円ぐらいの差額を言わばこう、補填したということで捉えていきたいと思います。

次に、5ページのところで損益計算書、つまり経営状況について下水道会計がどうなっているかということについて触れられております。時間もないので結論だけ申せば、下段のほうに当年度未処分利益剰余金11億600万円ほど、未処分利益ということで11億600万円が生じたと。その理由についてお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの5ページの損益計算書という形になります。こちらにつきましては、いわゆる1年間の経営の成績というのを表したというものでございます。こちらにつきましては全ての収益と費用を記載しておりまして、収益から費用を差し引いた損益を表したというものでございます。

結果、一番下の表にございます、当年度末の未処分の利益の剰余金という形で、まだ未処分ですと、処分が未定のため未処分という形で、未処分利益剰余金という形で11億円という形になります。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 要するに、11億円がつけられた理由をお聞きしているんですね、私ね。いろんな計

算式は、結論としてはどういうことなんだということです。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらにつきましては、若干見方という部分にもなるのですが、1番の一番上、まずは下水道の使用料の収入から始まります。こちらでもって収益が入ってきます。2番に行きまして、今度はここで費用というのが発生してくると、実際かかっていくというお金になります。

その結果、中段ほどにあります営業損失という形で、右側のほうに行きますと17億9,700万円、これは損失ですのでマイナスという形になります。

さらに、3番へ行きますと、営業外の収益という形になります。こちらにつきましては、他会計補助金、こちらにつきましては汚水処理に係る費用という形で、一般会計から繰り入れていただいている金額です。あとは、補助金であるとか、長期前受金の戻入れ分等がありまして、結果、こちらのほうが270億何がしになる形になります。

さらに、4番の営業外費用というのが発生してきます。こちらの先ほどの営業損失と、こちらの24億円、雑支出の一番右、こちらを足したものが経常利益という形で、利益プラスということで6億4,200万円ほどという形になります。

最終的に、この6の、さらにこの特別損失というのがございます。先ほどご説明しました、災害復旧関係の除却に伴うものでございますけれども、こちらの三角のマイナス2,905万3,750円という形になります。こちらの部分を、先ほどの6億4,000万円から、マイナスですので引きますと、当該年度純利益という形で6億1,385万2,010円という形になります。

こちらと下の数字、前年度繰越利益剰余金4,455万105円並びにその他の未処分利益の剰余金の変動額4億4,759万4,374円、こちらを3つ足し合わせますと、一番下の未処分利益剰余金の11億円になるという、ちょっと見方となるのですが、以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 当年度の未処分利益剰余金が11億円になった理由については、ここの損益計算書の中で表されたもので、結果としてはそういうことだとなっております。

そこで、6ページ、7ページのところで、私たち、今定例会の中で、その議決ということでの対象がここに付されておるわけですね。つまり、この未処分利益剰余金11億何がしをどういふふうに対処するかということで、令和3年度の、言わばその剰余金についての処分について示されております。下段のほうに、11億円に対して、その議会の議決の処分額というのが書かれ

ております。

次に、資本金の組入れあるいは減債基金の積立て、これはどういう中身なのか、ちょっと正確に教えてください。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの6ページの下段の処分計画書案につきましては、先ほどの5ページにあります未処分利益剰余金、こちらの処分の行き先を決めるという案でございます。

こちらの表につきましては、まずその4億4,759万4,374円につきましては、減債積立金から取り崩しましたよという形になります。これを取り崩して、もう支払いは終わりましたので、こちらの資本に組み入れるという形の見方となります。

さらに、その下の6億5,840万7,115円につきましては、次の減債積立金に、起債の償還に充てるという形で積立てを行いますという形になります。その結果、処分の残高がゼロという形になるというものでございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。つまりは資本金に算入し、一方で次年度の償還の財源に充てて処分したよと、処分しますよと、こういうふうに捉えてよろしいのかなと思います。11億円の剰余金があるから、随分、経営上は黒字かなとは思いますが、しかし実態は資本金の組入れをしないと経営体がもたないというかな、ざっくり言えばそういうことなんでしょうね。

そういうことも踏まえて、改めて、全体のこの剰余金についての取扱いは議決の対象になりますので、よくよく理解しながら進めて、確認をしたということでもあります。

次に、そういうことを踏まえながら、時間もあれですので、下水道の関係で言うと、23番の43ページ、ちょっと開いていただければと思います。

それで、ここに下水道事業における使用料改定時の計画と実績ということで、平成29年度から令和3年度までということです。それで、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、ここの実績のところでもひとつご説明を願いたい。どういうことでこの実績、決算されているのか、ちょっと一つ一つ解説して説明していただければと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの2の実績の表の一番ポイントとなる部分をご説明したいと思います。

真ん中ほどの下水道使用料（D）ということで、令和3年度の決算額が12億4,966万5,000円となっております。こちらにつきましては、資料No.14の13ページになります。13ページの区分、左側の区分、区分の上から3行目の下水道使用料、こちらを右側に動いていってもらって、真ん中辺り、収入額合計、こちらは延滞まで表示していますけれども、12億4,966万4,840円、こちらの数字をこの実績という形で表記をしております。

こちらは、表の見方として見れば、過年度分と現年度分が実際に収入として上がったものという形になっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。ものの考え方は、要するに下水道使用料の関係で12億4,900万円が現金として過年度分と前年の分が入ったという、現金化されたということですね。

そうしますと、この表を見ると、つまりこういった下水道使用料があつて、それで污水経費のうち、使用料対象経費で維持管理費、下のほうの起債償還費、bとcということで記載されております。上のほうからずっと見るとですね。

そうすると、この12億4,000万円の中の使用料の中で、この維持管理費あるいは起債対象経費というのは、主に污水の経費、償還なり維持管理費として捉えていいのかどうか、ちょっと確認させてください。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの使用料につきましては、当然ながら、その起債の償還であるとか、維持管理費に充てているというのは、全く污水のみという形になります。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。それで、このあれを見ますと、全体の収入、あるいは維持管理償還の関係の、あるいは資本費平準化債等々も入っての関係で、下から3段目、下水道使用料過不足と、こうあります。つまりは、その過不足というのは、これでもやはりこう、何だろいな、金額として不足額が出ているんですよと、污水の関係でね。そういうふうに判断していいのかどうか、ちょっと確認させてください。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの令和3年度を見ますと、2億7,200万円ほどと、こちらが委員おっしゃるとおり、不足という形になっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、2億7,200万円の汚水の関係で、2億7,000万円ほど不足している。これは何をもって充当するのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの分につきましては、一般会計より汚水の分の負担という形で頂いているということになります。以上であります。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、それは隣のページだったかな、隣のページに、44ページのところに、一般会計から繰入れで充当していくと。この中身を見ますと、通常分の関係で14億円、そして普通交付税の基準財政需要額の下水道分で10億円、そしてあと比較として3億2,000万円、こういうふうに区分されておるのですが、この繰入金の中身、性格、どういうもので、例えば、その通常分の14億円のうち、基準財政需要額というのはどういう性格を持っているのか、あるいはどういうものに充当するのか、あるいは、それから3億2,000万円ですか、差し引いたものについての関係の性格を教えてください。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらのまず44ページでございますけれども、④という形の分の普通交付税基準財政需要額、こちらにつきましては、総務省の基準に基づきまして算出したという算出額という形になります。こちらの分につきましては、内外という形ではなくて、算定式でもって算定するという形になります。

その上の③の、こっちの分の令和3年度を見ますと14億992万円、こちらにつきましては、恐れ入ります、No.14の資料をお開き願います。No.14の4ページになります。

No.14の4ページということで、こちらのほうにまず収益的収入支出の分の収入という分でございます。こちらの分の上から5つ目ですかね、営業収益の他会計負担金、こちらの雨水処理負担金という分でございます。こちらの決算額、右側でございますけれども、6億4,036万9,000円、こちらがまず雨水分という形になります。

さらに、同じ表の下、営業外収益の他会計補助金、こちらの分、他会計補助金、決算額が6億4,925万8,000円、こちらが汚水分の経費に係るものとなります。

さらに、おめくりいただきまして、10ページになります。

10ページに、今度は建設改良費に充てる分でございますけれども、資本的収入及び支出の部

分の収入の部分、こちらの部分の資本的収入の負担金という形で……すみません、補助金ですね、補助金の欄の一番下の部分、他会計補助金ということで決算額1億2,029万3,000円、こちらで3つを足し合わせたものが、資料No.23の44ページの14億円の数字になるという形でございます。こちらにつきまして、こういった形でその目的を持った形で決算のほうもしておるといいう状況でございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。資料を見ないと全体の構成が分からないということですが、大体そういう補助金、他会計のですね。

そうしますと、いろんな他会計の繰入れの仕方があっての関係ですが、ざっくり言って、基準財政需要額の下水分というのは、どういうものに使われていくのか、市単独なのかな、これは要するに先ほど言った過不足額に充てるのかどうか、その辺の考え方、対象だけちょっと教えてください。

○阿部（眞）委員長 荒井上下水道部長。

○荒井上下水道部長 基準財政需要額の下水道費の中での今回のこの交付税の措置ということですので。交付税ですので、これは一般財源ということになりますので、使用する一般会計のほうで基準財政需要額と収入額の差額、この普通交付の交付額、これを一般財源として財政側のほうで調整していると。ただ、その中で、下水道会計に対して繰入金として入っているというのが14億円。ただ、その中で交付税措置されているのは、あくまでも10億8,900万円であるということですので、下水道そのものというのは、もともと99%の普及率ということでありまして、ほとんどの市民の皆様がお使いになっていると、そういう観点から、一般会計からの繰入れ、これで不足額を補填しているというような状況になっております。以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 市独自の分というのはあるのかな。汚水経費の中で。

○阿部（眞）委員長 荒井上下水道部長。

○荒井上下水道部長 交付税のほうに措置されている分というのは、雨・汚水両方計上されている中身ということになりますので、今、この10億8,900万円の内訳まではちょっとこちらで把握はしておりませんが、厳密には一定程度分けられる数字であるということは思っております。以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。そういうルールでやっているというのは分かりました。そろそろ時間もありませんので、改めてそういうことを踏まえながら、資料No.21をちょっと開いていただければと思います。失礼、資料No.14の21ページのところです。

21のところに、全体の企業債償還についての、例えば、21のところに、ざっくり言って令和3年度かな、令和2年度からずっと令和33年度までの企業債償還の見通しが書かれております。今後、起債しますよ、償還しますよと、こういう中身になるわけですがけれども、そうしますと、大分これを見ると、令和9年度辺りから、一頃はね、一番上でいうと、令和2年度、36億円かな、下のほうでいうと令和11年度が9億1,000万円、あるいはそんなふうな感じで、ずっと10億円を切っちゃうんですね、償還額がね。元利償還について。

そうすると、そういうことも含めて、下水道の償還が減るということも含めて、経営の見通しとして、今後、やはり下水道料金の引下げにつながることににはなるのではないかと、ちょっと私自身的には考えているのですが、その辺の考え方について教えてください。

○阿部（眞）委員長 荒井上下水道部長。

○荒井上下水道部長 企業債の償還というのは、今後の借入れをちょっと含めていないというところで、今後、どういうふうに推移するかという表であります。今後、先ほどもお話ししましたように、老朽化がかなり進んでいると。老朽管の入替えというのはどこまでどういう規模でやっていくかと、非常に重要なポイントになってきます。

ですから、その整備費用と、それから償還というものの、下水道会計のちょっとシミュレートが必要になってくるかなと考えております。あくまでもそういう中で、下水道料金を上げないで済む方法をまず第一に考えた上で、さらにその整備計画、古いところを新しくしなければいけない部分と、それから償還の部分はどういうふうにバランスを取っていくか、その辺は今後のちょっと検討課題と見ておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 市民的には、やはり引き下げてほしいという声がね、どこでも聞かれるんですね。さっき志子田委員からもお話がございました。いろいろ今後の下水道の関係で、様々、老朽化しているということはそれなりに理解はできますが、一般会計でさらに繰入れをするか、ないしは償還を見込んでやはりこう、年次的に引下げをしていくか、やはり両方、両輪の歩みで考えていく必要は私はあるのではないかなと思っているんですね。

やはりそういう願いと思いをぜひ受け止めてほしいと思いますし、最後に市長に、前段、私

も市長が就任のときに下水道について触れましたが、市長のちょっと考え、見解だけ最後にお聞きします。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 どちらにしても、今後、持続可能な塩竈市にどのように持っていくか、トータルで考えないと、これは駄目だと思っております。それぞれ単発で考えるのであれば、幾らでも多分考えられるのだろうと。塩竈市政として、その全体の中で下水道事業はどうあるべきなのか、これからどう進めていかなきゃいけないのか。現状、老朽化された管等々を含めて、それをやはり見定めないとなかなか難しい、それを見定めることもなかなか難しいというのが、今の現状だと思っております。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。

再開は16時30分といたします。

午後4時21分 休憩

午後4時30分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの土見委員の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、高齢福祉課長及び浦戸振興課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 それでは、先ほど土見議員からのご質疑に対してお答えをさせていただきます。資料No.8の96ページ、下段にございます成果指標のところです。

令和2年度以前の数字というご質疑をいただいていたかと思えます。令和元年度につきましては、団体数、サークル数が62団体、参加者数が1,202名となっております。以上でございます。申し訳ありませんでした。

○阿部（眞）委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 それでは、離島航路事業の答弁漏れについてお答えいたします。資料No.8の202ページになります。

1の輸送実績の部分でございますが、島民の方でお金を払って乗船している人数ですが、1万5,760人ということで、割合として12%ということになります。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 それでは、質疑を続行いたします。

辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 皆さん、ご苦労さまです。大きく2点にわたって伺います。

まず、初めに後期高齢者医療について伺います。資料No.21、120ページの短期被保険者証発行状況をご覧ください。1割負担の方が30人、3割の方が1名となっています。ほかの市では、この短期保険証の発行はどうなっているか、お分かりであれば教えてください。

○阿部（眞）委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 短期保険証の他自治体の状況ということになりますが、令和3年度、17自治体で短期保険証の発行というものをしております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。この保険料の滞納が生じてしまうのはどのような原因があるとお考えでしょうか。

○阿部（眞）委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 いろいろなご事情等もあろうかと思えますけれども、まず保険料の収入状況等も確認いたしまして、やはりコロナ禍ということの中で収納率が下がっているというのもございますので、そういった部分の影響というものもあろうかと思えます。以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 10月から、この後期高齢者医療ですが、現在、窓口1割負担の方が2割負担となります。倍となります。市での該当者は何人になりますか。

○阿部（眞）委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 2割負担の対象者ということになりますが、今回、9月15日に新しい保険証をお送りしておりますが、その段階での人数ということでご答弁をさせていただきます。

10月からの2割負担者ということで受給者証をお送りしたのが1,748名の方になります。お送りした数が9,363名の方にお送りしておりますので、割合としては18.7%となります。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。かなりの数になると思いました。この高齢者の受診先というのは1か所では済みません。窓口負担の2割負担はこれまでの倍になり、大変な負担とな

ります。受診控えがますます進むものではないかと危惧されます。

幾つになっても生活の心配がなく、元気に過ごせる、誰もが願っていることと思います。年を取れば体の変化はあちらこちらに出てきます。早めの治療で生活が維持できることが大切と考えます。安心して医療を受けることができない、この後期高齢者医療制度は改めるべき制度と考えます。

では、次に参ります。資料No.21の126ページ、介護保険料収納滞納状況と未納理由ですが、下の保険料未納理由の他の事由、納付拒否などの割合がありますが、ここからどんなことが考えられるでしょうか。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 納付の未納の理由ということで、納付拒否などというところの割合、6割を超えているという状況になっています。そもそも介護保険ですけれども、社会全体で支える仕組みということになっておりますが、もちろんこの介護の運営というところでも、この介護保険料、こういったものも貴重な財源ということになっております。こういった辺りの理解をいただくような辺りというのでしょうか、しっかりとお伝えしながら、介護を運営する上では大事な財源だという辺りの丁寧な説明というのでしょうか、そういった辺りをしっかりやっつけていかなければいけないのかなとは感じているところです。以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 年金の収入が18万円未満の普通徴収の方は、市から送られてきました納付書で支払います。厳しい生活の中、保険料の支払いが後回しになってしまうのではないのでしょうか。貴重な財源という説明ではありましたが、本当に高齢者の方がこのお金を払うのは大変なことと思います。こういう方に対して、市としてはどのような対応をされていますか。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 納付者への説明というご質問かと思います。私どもでは、介護の保険料の納付書ですか、年に1回、確定の通知ということで8月に送らせていただいておりますけれども、そのときには、保険料の仕組みといいますか、介護保険の制度についてのチラシを同封させていただいております。先ほど申し上げましたような制度の理解というところでは、そういったものを使いながら周知をさせていただいております。

そして、介護保険料の未納があったときに、滞納があったときに、いざ介護を受けようとしたときに、サービスについて出る影響というのでしょうかね、そういった辺りの説明なんかも

加えながら、周知は図っておるところです。以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 確かにその説明の中で、収めなければこういう弊害が起きるといふ説明があつても、現実の生活の中では本当に大変な負担になっていると思ひます。

次に、資料№.8の409ページ、下の5月末日現在での基金残高があります。介護保険事業財政調整基金は6億1,700万円くらいとなつています。この基金は将来的にどう活用をするか教えてください。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 お答えいたします。

基金の活用というご質問かと思ひます。介護事業の運営で、基金の考え方というところになりますけれども、介護事業の運営の中では、剰余金を管理するために設けているというところ、意味合いがあります。例えば、給付の見込みが上回れば基金から取り崩す、そして見込みが下回れば、今度は剰余金を積み立てるといふ運営をしております。

そして、介護保険は、3年に一度、見直しをかけながら計画値をつくっていくというところもありますので、最終年度におきましては、残高がある場合は、次期の計画に向けて保険料の設定というも行いますので、そういった中で保険料の見直しというところにも考えが行くのかなと思つております。以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 今、説明では分かりましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、なかなか払えない方がいらっしゃいます。介護保険事業の保険料の減免に生かしていただけないでしょうか。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 お答えいたします。

介護保険料の減免にというご質問かと思ひます。最初に申し上げましたように、社会全体で支える仕組みということになります、介護保険制度は。そして、保険料というのも貴重な財源ということになります。今後、塩竈市では、65歳以上の高齢者につきましては今が一番多い時期といひますか、マックスというところになります。

ただ、今後、後期高齢となる75歳以上の層が2030年ぐらいまで増え続けるという見込みを持っております。当然、75歳以上ということになりますと、介護認定を受ける方も増えてくるのではないかと。つまり介護給付も今後、まだ伸びていくだろうという思ひもありますので、そ

ういう意味からも、しっかり介護サービスが使いたいときに使えるような、そういった運営と
いうのをまずやっていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

では、次に資料No.21の127ページ、2市3町特別養護老人ホーム入居状況調べがあります。こ
の入居者希望者数、これをご覧になってどうお考えでしょうか。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 お答えいたします。

こちらの表には、2市3町特別養護老人ホームの入所状況調べというふうなことで表がござ
います。塩竈市の待機者数というところで見ますと、定員に対して、待機者数と、希望されて
いる方の待機者数というところで見ますと、かなり待機の方が多いのかなという捉え方はでき
るかと思えます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 この入所希望待機者の方は、本当にこの三桁というのがずっと変わりなく続いてい
ます。厳しい、最近是要介護3以上という限定もあった上で、この人数となっています。市と
してどうお考えですか。何か改善策というのは考えていらっしゃいますか。

○阿部（眞）委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 特別養護老人ホームの施設の考え方というところのご質
疑だと思えます。今期、8期計画の中では、この施設の整備状況というところで、待機者の解
消に向けて、周辺自治体との連携を取って検討するというところで上げさせていただいておりま
す。

実は昨年度、特別養護老人ホームの募集を行っておりますけれども、なかなか申込みはなか
ったと、結果として申込みがなかったという状況がございました。その背景には、土地の確保
というのでしょうか、そういったところをまずご自身のところで、事業者のほうで確保してい
ただかなければならないという条件がございます。それから、今、やはりこの新型コロナの影響
もありまして、職員の確保というのがなかなか事業者では苦勞されているとも伺っておりま
す。

そういった背景もあるのではないかとということで、私どもといたしましても、次期計画に
向けながら、市民の方のご意見を伺いながら、他市町村との意見交換なんかもしながら、今後、

検討してまいりたいと思っております。以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。介護保険料、介護のこの制度は、どんどん介護保険料が上がる、利用料もどんどん上がる、食費や部屋代も途中から有料になりました。サービスの利用にも制度が多く、本当に使いづらい制度になっています。

本来、介護保険制度は、介護が必要な人が、お金の心配がなく、また家族の生活も保障され、適切な支援が受けられる公的な制度でなくてはなりません。この制度も改められるものと述べまして、終わりいたします。

○阿部（眞）委員長 お諮りいたします。

以上で、特別会計、企業会計の質疑を一応終了いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

暫時休憩いたします。

北側委員会室において、議会運営委員会が開催されます。議会運営委員の出席をお願いいたします。

午後4時46分 休憩

午後4時50分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、認定第1号令和3年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定についてお諮りいたします。認定第1号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の方の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

- 阿部（眞）委員長 起立多数であります。よって、認定第1号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号令和3年度塩竈市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてお諮りいたします。認定第2号は正当であると認め、ここに利益の処分については原案のとおり決し、決算については認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 阿部（眞）委員長 起立全員であります。よって、認定第2号については正当であると認め、原案可決及び認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号令和3年度塩竈市立病院事業会計決算の認定についてお諮りいたします。認定第3号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 阿部（眞）委員長 起立全員であります。よって、認定第3号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号令和3年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてお諮りいたします。認定第4号は正当であると認め、ここに利益の処分については原案のとおり決し、決算については認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 阿部（眞）委員長 起立全員であります。よって、認定第4号については正当であると認め、原案可決及び認定すべきものと決しました。

以上で全ての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局参与の方々のご協力に対しまして、心より感謝申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任いただきたいと思います。ありますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 阿部（眞）委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて令和3年度決算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4 時 5 3 分 終了

塩竈市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定によりここに署名する。

令和 4 年 9 月 2 2 日

令和 3 年度決算特別委員会委員長 阿 部 真 喜

令和 3 年度決算特別委員会副委員長 小 高 洋